

目 次

第 1 部 災害リスクに関する資料.....1-1-1

1 自然的条件.....1-1-1

- (1) 地質・地形条件の整理.....1-1-1
- (2) 気象状況の概要・記録等.....1-1-4
- (3) 林野面積.....1-1-4

2 社会的条件.....1-2-1

- (1) 市土地利用の状況.....1-2-1
- (2) 事業所の概況.....1-2-2

3 風水雪害関係.....1-3-1

- (1) 水防区域・水門・水害地区.....1-3-1
- (2) 雨量計・量水標（各河川の水位）.....1-3-7
- (3) 記録（河川水位観測集計表）.....1-3-9
- (4) 水防倉庫.....1-3-10
- (5) 水防資機材.....1-3-11
- (6) 雨量計・量水標・水防倉庫の位置.....1-3-13
- (7) 農業用水施設.....1-3-15
- (8) 防災重点ため池.....1-3-17
- (9) 洪水ハザードマップ.....1-3-18
- (10) ため池ハザードマップ.....1-3-36

4 土砂災害関係.....1-4-1

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所.....1-4-1
- (2) 土石流危険渓流.....1-4-3
- (3) 山地災害危険地区.....1-4-5
- (4) 土砂災害の要注意地区.....1-4-7
- (5) 土砂災害警戒区域等.....1-4-9
- (6) 土砂災害ハザードマップ.....1-4-21
- (7) 土砂災害ハザードマップ付属資料.....1-4-69

5 地震関係.....1-5-1

- (1) Jアラートシステム設置施設一覧.....1-5-1
- (2) 滋賀県の観測点配置図.....1-5-2
- (3) 気象庁震度階級関連解説表.....1-5-3

(4) 大規模な地震に関する情報の種類と発表条件	1-5-8
(5) 地震ハザードマップ等	1-5-11
(6) 本市近辺の主な活断層	1-5-15
(7) 海溝型地震（南海トラフを震源域とする地震）	1-5-18
6 災害履歴	1-6-1
(1) 風水雪害（土砂害を含む。）	1-6-1
(2) 地震	1-6-21
(3) その他の災害	1-6-25
第2部 防災の体制に関する資料	2-1-1
1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	2-1-1
(1) 風水雪害等、事故災害、震災対策	2-1-1
(2) 原子力災害対策	2-1-6
(3) 防災関係機関各社の対策	2-1-7
(4) 自衛隊災害派遣要請関係	2-1-13
(5) 各種法令に基づく従事命令等	2-1-15
2 応援協定	2-2-1
(1) 彦根市における災害時協定締結機関一覧	2-2-1
3 関係機関の連絡先等	2-3-1
(1) 放送各社の連絡先	2-3-1
(2) 鉄道各社の連絡先	2-3-1
(3) ライフライン各社の連絡先等	2-3-1
(4) その他	2-3-2
4 自主防災組織関係	2-4-1
(1) 区別の自主防災組織状況（連合含む）	2-4-1
(2) 自主防災組織一覧（届出順）	2-4-1
第3部 情報伝達・避難に関する資料	3-1-1
1 彦根市災害通信連絡網	3-1-1
2 彦根市防災行政無線局	3-2-1
(1) 彦根市防災行政 IP 無線番号表	3-2-1

3 気象等情報関係	3-3-1
(1) 情報の種類	3-3-1
(2) 特別警報発表基準一覧	3-3-1
(3) 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表	3-3-2
(4) 警報・注意報や天気予報の発表区域図	3-3-4
(5) 警報・注意報や天気予報の細分区域一覧表	3-3-4
(6) 気象等の情報伝達系統	3-3-5
(7) 火災気象通報	3-3-5
(8) 河川氾濫の警報等（指定河川洪水予報）	3-3-6
(9) 水防警報	3-3-6
(10) レベル4土砂災害危険警報	3-3-7

4 避難関係	3-4-1
(1) 土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準	3-4-1
(2) 河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準	3-4-3
(3) 避難情報等の発令判断基準水位のまとめ	3-4-6

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料 4-1-1

1 避難場所（避難施設）	4-1-1
(1) 指定緊急避難場所の指定方針	4-1-1
(2) 指定避難所の指定方針	4-1-2
(3) 広域避難地の指定方針	4-1-3
(4) 指定緊急避難場所、指定避難所	4-1-4
(5) 福祉避難所候補施設一覧	4-1-15
2 避難経路として想定される主要道路	4-2-1
3 非常用品備蓄	4-3-1
(1) 防災用備蓄資機材庫の必要資機材	4-3-1
(2) 食糧およびその他の生活必需品等の備蓄目標	4-3-2
(3) 非常用品備蓄	4-3-3
(4) 県の備蓄倉庫および備蓄物資	4-3-5
4 物資供給関係	4-4-1
(1) 地震発生時の時間経過に応じた対策	4-4-1
(2) 災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領(滋賀県)	4-4-2

5 道路・輸送関係	4-5-1
(1) 道路の整備現況	4-5-1
(2) 緊急時確保路線	4-5-1
(3) 緊急輸送ネットワーク図	4-5-3
(4) 車両等の調達先	4-5-5
(5) 市道等の除雪体制（実施区分）	4-5-6
(6) 橋りょうの一覧	4-5-10
(7) 除雪体制関係図	4-5-11
6 施設関係	4-6-1
(1) 要配慮者利用施設	4-6-1
(2) 学校関係	4-6-6
(3) 文化財	4-6-9
(4) 上水道施設および給水用資機材等の状況	4-6-10
(5) ごみ処理施設およびし尿処理施設	4-6-10
(6) 都市公園の状況	4-6-11
(7) 応急仮設住宅設置予定地	4-6-12
(8) がれき仮置場候補地	4-6-13
(9) 活動拠点候補地の選定にあたっての考え方（南海トラフ地震の場合）	4-6-14
(10) 遺体安置所候補地	4-6-15
(11) 市内配送拠点	4-6-15
7 防災ヘリコプター指定離着陸場等	4-7-1
(1) 防災ヘリコプター指定離着陸場	4-7-1
(2) 緊急援助隊ヘリコプター発着予定地	4-7-1
(3) その他の災害時緊急ヘリコプター発着予定地	4-7-2

第5部 消防、医療に関する資料 **5-1-1**

1 消防関係	5-1-1
(1) 消防本部・消防署・消防団の所在地	5-1-1
(2) 消防車両保有状況	5-1-2
(3) 特殊消防用資機材保有状況	5-1-3
(4) 消防水利	5-1-3
(5) 道路狭あい地区警防計画樹立ブロック	5-1-4
2 医療関係	5-2-1
(1) 医療関係調達先	5-2-1

(2) 感染症指定医療関係（滋賀県）	5-2-2
--------------------	-------

第6部 災害復旧に関する資料 6-1-1

1 被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示 6-1-1

2 被災者支援関係 6-2-1

(1) 被災者生活再建支援金の支給内容	6-2-1
(2) 滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容	6-2-2
(3) 災害弔慰金の支給内容	6-2-2
(4) 災害障害見舞金の支給内容	6-2-3
(5) 彦根市障害見舞金の支給内容	6-2-3
(6) 災害援護資金の貸付内容	6-2-4
(7) 生活福祉資金の貸付内容	6-2-4
(8) 天災融資法による融資制度	6-2-5

3 公共施設の復旧事業関係 6-3-1

(1) 災害復旧事業の種類	6-3-1
(2) 激甚災害に係わる財政援助措置の対象	6-3-2
(3) 局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象	6-3-3

第7部 その他資料 7-1-1

1 例規関係 7-1-1

(1) 彦根市防災会議条例	7-1-1
(2) 彦根市防災会議規程	7-1-4
(3) 彦根市防災会議委員・幹事・書記名簿	7-1-6
(4) 彦根市防災会議ライフライン部会設置要綱	7-1-7
(5) 彦根市防災会議ライフライン部会名簿	7-1-8
(6) 彦根市災害対策本部条例	7-1-9
(7) 彦根市災害対策本部規程	7-1-10
(8) 彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程	7-1-36
(9) 彦根市消防団規則	7-1-45
(10) 彦根市自主防災組織整備推進要綱	7-1-55
(11) 彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱	7-1-59
(12) 彦根市災害対策基金の設置、管理および処分に関する条例	7-1-70
(13) 災害救助法関係	7-1-71
(14) 災害救助用米穀引渡要請書	7-1-84

(15) 火災・災害等即報要領	7-1-85
(16) 災害即報事項例示	7-1-107
(17) 災害の被害認定基準	7-1-109
(18) 災害確定報告（第1号様式）	7-1-111
(19) 緊急車両指定	7-1-114
(20) 放送事業者との連携体制における連絡様式	7-1-121
(21) 防疫関係	7-1-122
(22) 彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱	7-1-124
2 内部報告書等資料	7-2-1
(1) 災害対策配備体制召集連絡表	7-2-1
(2) 職員動員・活動報告書	7-2-2
(3) 参集途上報告書	7-2-3
(4) 応援要請・指示命令書	7-2-4
(5) 彦根市災害対策本部情報処理票	7-2-5
(6) 災害危険箇所調書	7-2-8
(7) 広報文例	7-2-10
(8) 避難所関係様式	7-2-16
(9) り災証明関係	7-2-19
(10) 外国人安全確認関係	7-2-24
3 原子力災害関連資料	7-3-1
(1) 大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測結果	7-3-1
(2) 原子力災害防護措置基準表（OILと防護措置について）	7-3-3
(3) 安定ヨウ素剤服用に関する基本事項	7-3-4
(4) 食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値	7-3-8
4 その他	7-4-1
(1) 標識および腕章の概要図	7-4-1
(2) 国民保護法が適用されると疑われる事案が発生した際の「避難に関する事項」報告書	7-4-2

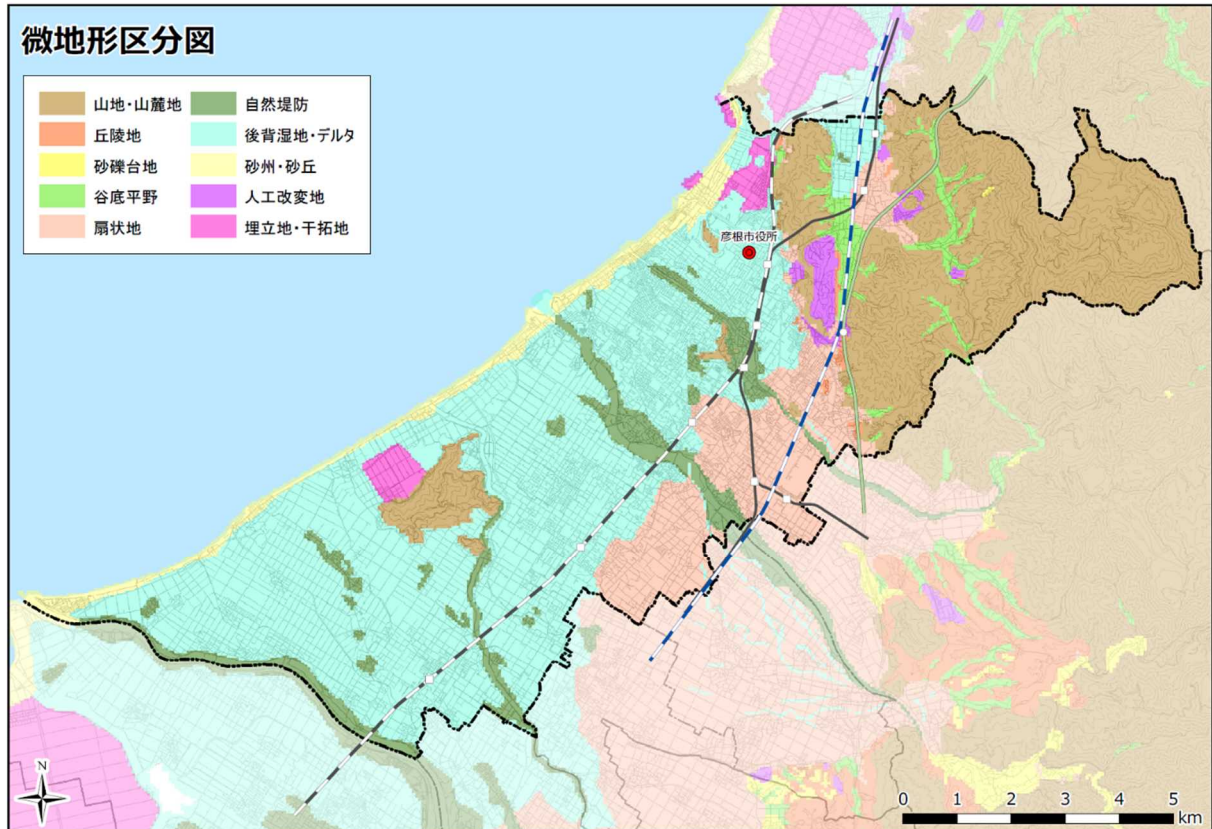


図 微地形区分図
(「5万分の1 都道府県土地分類基本調査」(地形分類図) 国土交通省国土情報課)

(ア) 地形からみた特徴

彦根市の大部分の地域を後背湿地・デルタが占め、浸水の可能性や揺れやすさ、液状化の可能性が高い。その他、大きな範囲の山地では、土砂災害の危険性があり、扇状地では、後背湿地・デルタと比較して災害危険性は低い、災害が起こる地域である。

地形から見た彦根市は、全域で災害を受ける可能性の大きい地域であることが読み取れる。

第1部 災害リスクに関する資料

1 自然的条件

(2) 気象状況の概要・記録等

ア 彦根市の気象概要（平年値）

項目内容	内容
年平均気温	15.0℃
年間降水量	1610.0mm
年間降雪量	81cm
年平均相対湿度	74%
年間日照時間	1863.3時間
年平均風速	3.0m/s
年最多風向	北西

（平年値：1991～2020年）

イ 彦根市の気象記録（極値）

項目	最大値	年月日
日最大10分間降水量	27.5mm	2001.7.17
日最大1時間降水量	63.5mm	2001.7.17
日降水量	596.9mm	1896.9.7
月降水量	1,018.8mm	1896.9
年降水量	3,065.5mm	1896
日最大風速・風向	31.2m/s・南南東	1934.9.21
日最大瞬間風速・風向	46.2m/s・南東	2018.9.4
月最深積雪	93cm	1918.1.9

統計期間（1893年10月～2026年3月）

（注）日最大10分間降水量の統計期間については、1937年～2026年3月

（注）日最大1時間降水量の統計期間については、1894年～2026年3月

（注）日最大瞬間風速の統計期間については、1920年～2026年3月

(3) 林野面積

（単位：ha）

区分 年度	総数	人工林		天然林		竹林	無立木地		更新 困難地
		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹		伐採跡地	未立木地	
R7	2,529	804	7	903	663	92	—	53	7

資料：県森林政策課

2 社会的条件

(1) 市土地利用の状況

ア 市街化区域の用途地域の内訳

地域名	面積(ha)
第1種低層住居専用地域	68.0
第1種中高層住居専用地域	606.3
第1種住居地域	844.0
第2種住居地域	34.5
準住居地域	10.2
近隣商業地域	250.1
商業地域	60.5
準工業地域	312.8
工業地域	231.2
工業専用地域	154.0
用途地域	2,571.6

(令和5年4月1日現在)

イ 地目別土地利用状況

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積(k m ²)	98.28	29.33	3.42	19.60	0.17	18.52	0.34	4.39	22.51

(令和7年1月1日現在)

第1部 災害リスクに関する資料

2 社会的条件

(2) 事業所の概況

区分	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供 給・水 道業	情報 通信業	運輸 業・ 郵便業
事業所数	4,759	34	－	405	358	17	34	101
従業者数	55,711	352	－	2,481	11,703	174	201	1,917
区分	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産 業・物 品賃貸 業	学術研 究、専 門・技 術サー ビス	飲食サ ービス 業・宿 泊業	生活関 連サー ビス 業、娯 楽業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉
事業所数	1,115	92	276	203	568	397	219	432
従業者数	11,148	1,204	1,287	1,153	4,999	1,616	3,956	7,527
区分	複合サ ービス 業	サービス 業（他に 分類され ないもの）	公務					
事業所数	32	442	34					
従業者数	617	4,241	1,135					

（令和3年6月1日現在）

(2) 雨量計・量水標（各河川の水位）

ア 雨量計

観測所名	位置	自記テレメーターの別	管理者	電話番号
彦根	城町2丁目5-25	アメダス	彦根地方気象台	22-6142
彦根	馬場2丁目	テレメーター	琵琶湖河川事務所	077-546-0844
彦根	元町4-1	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
仏生寺	仏生寺町	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
清崎	清崎町古城山	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
城南小	西今町380	テレメーター	彦根市危機管理課	30-6150
河瀬小	極楽寺町118	テレメーター	彦根市危機管理課	30-6150
稲枝北小	下岡部町597	テレメーター	彦根市危機管理課	30-6150

イ 量水標

観測所名	河川名	位置	種別	水 位				計画高 水位	管 理 者
				水防団待 機	氾濫注 意	避難 判断	氾濫危 険		
馬場	琵琶湖	馬場2丁目	テレメーター	0.55	0.70	0.80	1.15		琵琶湖河川事務所
井堰橋	矢倉川	鳥居本高根	水位標識						彦根市
下芹橋	芹川	長曾根町	簡易量水標						湖東土木事務所
中藪橋	芹川	中藪1丁目	簡易量水標						湖東土木事務所
池州橋	芹川	池州町	簡易量水標 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
後三条橋	芹川	後三条町	簡易量水標						湖東土木事務所
芹橋	芹川	橋向町	簡易量水標						湖東土木事務所
恵比寿橋	芹川	河原1丁目	水位標識						彦根市
中芹橋	芹川	芹町	テレメーター 簡易量水標 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
西沼波橋	芹川	西沼波町	簡易量水標						湖東土木事務所
芹川旭橋	芹川	東沼波町	テレメーター 簡易量水標	0.70	0.90	1.00	1.40		湖東土木事務所
大堀橋	芹川	大堀町	簡易量水標						湖東土木事務所
中川原橋	芹川	多賀町	テレメーター	0.90	1.10	1.40	1.65		湖東土木事務所
今橋	犬上川	西今町	簡易量水標						湖東土木事務所
犬上川橋	犬上川	八坂町	テレメーター	85.07	85.77			87.21	湖東土木事務所

第1部 災害リスクに関する資料
3 風水害関係

観測所名	河川名	位置	種別	水 位				計画高 水位	管 理 者
				水防団待 機	氾濫注 意	避難 判断	氾濫危 険		
宇尾大橋	犬上川	宇尾町	テレメーター 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
千鳥橋	犬上川	高宮町	テレメーター	0.80	1.70	2.00	2.30		湖東土木事務所
無賃橋	犬上川	高宮町	水位標識						彦根市
大山橋	宇曽川	賀田山町	簡易量水標						湖東土木事務所
賀田山町 西	安食川	賀田山町	簡易量水標						湖東土木事務所
新大山橋	宇曽川	賀田山町	水位標識						彦根市
金沢大橋	宇曽川	金沢町	テレメーター	1.50	2.50	2.90	3.70		湖東土木事務所
金海橋	宇曽川	海瀬町	水位標識						彦根市
上枝	宇曽川	豊郷町	テレメーター	1.40	2.20	2.90	3.60		湖東土木事務所
葉枝見橋	愛知川	本庄町	テレメーター	2.50	3.50			4.70	湖東土木事務所
御幸橋	愛知川	愛荘町	テレメーター	1.00	1.50	1.75	2.30	3.95	湖東土木事務所
紅葉橋	愛知川	東近江市	テレメーター	3.15	3.45	3.80	4.20		東近江土木事務所

※彦根市水防計画を参照

(5) 水防資機材

ア 水防倉庫の現有資機材

品 名	鳥居本水防倉庫	東沼波水防倉庫	河瀬水防倉庫	須越水防倉庫	本庄水防倉庫	金沢橋水防倉庫	開出今水防倉庫	宇曽川水防倉庫	新海水防倉庫	中藪水防倉庫	計
杭(4.0m)	-	-	-	-	45	7	20	-	5	-	72 本
〃(3.5m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 本
〃(3.0m)	60	13	50	-	61	85	74	70	91	60	564 本
〃(2.5m)	-	-	-	-	-	22	-	-	-	-	22 本
〃(2.0m)	56	71	118	95	70	171	42	110	17	56	806 本
〃(1.5m)	7	50	-	26	-	-	-	-	44	7	134 本
鉄杭(1.2m)	16	37	-	19	-	18	30	25	7	-	152 本
木板(1.8m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 枚
足場板(L=3.5m)	45	-	25	-	-	5	-	-	-	-	75 枚
縄	129	25	26	15	19	64	20	40	48	20	406 枚
ブルーシート	20	20	-	-	-	50	34	18	-	80	222 枚
土のう袋	1800	140 0	100 0	200 0	1600	200 0	200 0	125 0	200 0	160 0	16650 枚
チェーンソー(油含む)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1 台
ガソリンポンプ	10	10	6	-	3	3	7	3	-	3	45 台
金づち	-	-	-	-	-	-	-	-	10	5	15 本
大ハンマー	1	2	-	1	-	2	1	-	3	4	14 本
ノコギリ	5	-	4	-	5	-	7	6	3	2	32 本
ペンチ	4	8	5	-	1	-	2	2	-	5	27 本
スコップ(剣)	25	15	9	15	17	20	3	22	16	36	178 本
かき	2	5	6	5	4	6	4	-	3	3	38 本
タコ	-	-	-	-	1	2	-	1	2	-	6 本
ツルハシ	3	5	6	5	3	8	12	6	2	5	55 本
クワ(平)	2	5	4	5	-	-	4	5	-	-	25 本
クワ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 本
バン線	4	4	1	-	1	1	-	3	3	3	20 巻
竹杭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 本
クワッパ	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3 本
シノ	5	1	-	-	-	4	4	-	2	2	18 本
カマ	4	-	5	-	6	7	6	6	-	-	34 丁
タタ	10	4	5	-	1	-	5	2	-	5	32 本
一輪車	5	1	2	2	2	2	2	2	2	2	22 台
吸出フェルト	21	-	-	-	-	-	-	3	7	-	31 巻
トラロープ(20m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2 巻
懐中電気	1	-	1	-	-	-	2	-	-	3	7 ケ
ロープ(50m 巻)	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	3 巻

(令和8年4月1日現在)

第1部 災害リスクに関する資料
3 風水雪害関係

第1部 災害リスクに関する資料
4 土砂災害関係

区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	備考	
水谷川支流 (3202048)	笹尾町	土石流	平成28年10月31日	滋賀県告示第475号
水谷川支流 (3202049)	笹尾町	土石流	平成28年10月31日	滋賀県告示第475号
水谷川支流 (3202050)	笹尾町	土石流	平成28年10月31日	滋賀県告示第475号
水谷川支流 (3202051)	笹尾町	土石流	平成28年10月31日	滋賀県告示第475号
清蔵谷川 (3202052)	笹尾町	土石流	平成28年10月31日	滋賀県告示第475号
荒神山谷 (3202063)	清崎町	土石流	平成30年2月7日	滋賀県告示第34号
早川支流 (3202097)	野田山	土石流	平成30年2月7日	滋賀県告示第34号
矢倉川 (1202091)	仏生寺	土石流	平成30年3月28日	滋賀県告示第132号
磯① (I-6731)	彦根市松原町 米原市磯	急傾斜地の崩壊	平成30年3月28日	滋賀県告示第133号
矢倉川支流 (1202002)	甲田町	土石流	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
中山 (1) (I-5004)	中山町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
中山 (2) (I-5005)	中山町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
甲田 (2) (I-5701)	甲田町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
古沢 (17) (I-5802)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
古沢 (18) (I-5803)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
中山 (7) (II-5701)	中山町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
古沢 (9) (II-5705)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
古沢 (10) (II-5706)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
古沢 (14) (II-5768)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
宮田 (3) (III-5702)	宮田町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第163号
上矢倉川支流 (1202099)	中山町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
矢倉川支流 (1202100)	甲田町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
矢倉川支流 (1202101)	松原町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号

第1部 災害リスクに関する資料
4 土砂災害関係

区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	備考	
支小野川支流 (1202102)	佐和山町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
荘厳寺川支流 (1202104)	善谷町 荘厳寺町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
水谷川支流 (1202105)	笹尾町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
水谷川支流 (1202106)	笹尾町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
不知谷川支流 (1202108)	原町 正法寺町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
不知谷川支流 (1202109)	正法寺町 原町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
芹川支流(1202110)	正法寺町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
早川支流(1202111)	野田山町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
赤田川支流 (1202112)	野田山町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
上矢倉川支流 (2202098)	中山町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
矢倉川支流 (3202103)	鳥居本町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
稲里(1)(I-5023)	稲里町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
鳥居本②(I-5704)	鳥居本町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
日夏(3)(I-5733)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
荘厳寺(2)(I-5832)	荘厳寺町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
善谷(1)(I-5833)	善谷町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
中山(8)(I-5834)	中山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
中山(9)(I-5835)	中山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
甲田(4)(I-5836)	甲田町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
松原(1)(I-5838)	松原町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
古沢(19)(I-5839)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
古沢(20)(I-5840)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
古沢(21)(I-5841)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
古沢(22)(I-5842)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
古沢(24)(I-5844)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
佐和山(1)(I-5845)	佐和山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
古沢(25)(I-5848)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
古沢(26)(I-5849)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
里根(3)(I-5850)	里根町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
正法寺(3)(I-5853)	正法寺町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号

第1部 災害リスクに関する資料
4 土砂災害関係

区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	備考	
日夏(4)(Ⅰ-5854)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
日夏(5)(Ⅰ-5855)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
日夏(7)(Ⅰ-5857)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
清崎(4)(Ⅰ-5858)	清崎町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
稲里(6)(Ⅰ-5859)	稲里町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
賀田山(1)(Ⅰ-5888)	賀田山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
笹尾(4)(Ⅰ-5918)	笹尾町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
古沢(27)(Ⅰ-5920)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
古沢(23)(Ⅱ-5843)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
佐和山(2)(Ⅲ-5846)	佐和山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
佐和山(3)(Ⅲ-5847)	佐和山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
東沼波(2)(Ⅲ-5852)	東沼波町 大堀町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
日夏(6)(Ⅲ-5856)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第484号
原(1202107)	原町	土石流	令和3年7月16日	滋賀県告示第426号
原(1)(Ⅲ-5851)	原町	急傾斜地の崩壊	令和3年7月16日	滋賀県告示第426号
鳥居本(9)(Ⅰ-5837)	鳥居本町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号
男鬼-1(Ⅰ-50001)	男鬼町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号
男鬼-2(Ⅱ-50001)	男鬼町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号
男鬼-3(Ⅱ-50002)	男鬼町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号
善谷-2(Ⅱ-50003)	善谷町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号
中山-10(Ⅱ-50004)	中山町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号
中山-11(Ⅱ-50005)	中山町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号
荘厳寺-3(Ⅱ-50006)	荘厳寺町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号
笹尾-5(Ⅱ-50007)	笹尾町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号
笹尾-6(Ⅱ-50008)	笹尾町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号
原-2(Ⅱ-50009)	原町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第116号

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定による)

第1部 災害リスクに関する資料
4 土砂災害関係

イ 土砂災害特別警戒区域

区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	備考	
野田山(3)(Ⅰ-5729)	野田山町	急傾斜地の崩壊	平成17年3月30日	滋賀県告示第380号
鳥居本(1)(Ⅰ-5703)	鳥居本町	急傾斜地の崩壊	平成17年3月30日	滋賀県告示第382号
早川支流(2202031)	野田山町	土石流	平成17年3月30日	滋賀県告示第397号
黒ヶ谷(1202018)	野田山町	土石流	平成17年3月30日	滋賀県告示第398号
古沢(13)(Ⅰ-5804)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成17年6月22日	滋賀県告示第689号
鳥居本(6)(Ⅰ-5805)	鳥居本町	急傾斜地の崩壊	平成17年6月22日	滋賀県告示第690号
野田山(4)(Ⅰ-5806)	野田山町	急傾斜地の崩壊	平成17年6月22日	滋賀県告示第691号
野田山(5)(Ⅰ-5807)	野田山町	急傾斜地の崩壊	平成17年6月22日	滋賀県告示第692号
野田山(6)(Ⅱ-5772)	野田山町	急傾斜地の崩壊	平成17年6月22日	滋賀県告示第693号
荘厳寺(1)(Ⅰ-5009)	荘厳寺町	急傾斜地の崩壊	平成18年3月30日	滋賀県告示第764号
宮田(2)(Ⅰ-5013)	宮田町	急傾斜地の崩壊	平成18年3月30日	滋賀県告示第765号
荘厳寺川支流 (1202012)	荘厳寺町	土石流	平成18年3月30日	滋賀県告示第754号
荘厳寺川支流 (2202026)	荘厳寺町	土石流	平成18年3月30日	滋賀県告示第755号
荘厳寺川支流 (2202027)	荘厳寺町	土石流	平成18年3月30日	滋賀県告示第756号
清崎(2)(Ⅰ-5734)	清崎町	急傾斜地の崩壊	平成19年3月16日	滋賀県告示第131号
稲里(4)(Ⅱ-5709)	稲里町	急傾斜地の崩壊	平成19年3月16日	滋賀県告示第131号
石寺(2)(Ⅱ-5710)	石寺町	急傾斜地の崩壊	平成19年3月16日	滋賀県告示第131号
下岡部(2) (Ⅱ-5769)	下岡部町	急傾斜地の崩壊	平成19年3月16日	滋賀県告示第131号
宮田(1)(Ⅰ-5012)	宮田町	急傾斜地の崩壊	平成19年3月16日	滋賀県告示第131号
宮田(5)(Ⅲ-5705)	宮田町	急傾斜地の崩壊	平成19年3月16日	滋賀県告示第131号
笹尾谷 (1202015)	笹尾町	土石流	平成19年3月30日	滋賀県告示第207号
笹尾(1)(Ⅰ-5709)	笹尾町	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	滋賀県告示第207号
正法寺(1)(Ⅰ-5711)	正法寺町	急傾斜地の崩壊	平成19年8月1日	滋賀県告示第486号
正法寺(2)(Ⅰ-5727)	正法寺町 地蔵町 大堀町	急傾斜地の崩壊	平成19年8月1日	滋賀県告示第486号
慶光院谷(1202065)	正法寺町	土石流	平成19年12月25日	滋賀県告示第670号
中山川支(1202009)	中山町	土石流	平成20年2月12日	滋賀県告示第66号
矢倉川(1202084)	仏生寺町	土石流	平成20年2月12日	滋賀県告示第66号
矢倉川(1202085)	仏生寺町	土石流	平成20年2月12日	滋賀県告示第66号
匿谷(2)(3202087)	仏生寺町	土石流	平成20年2月12日	滋賀県告示第66号

第1部 災害リスクに関する資料
4 土砂災害関係

区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	備考	
古沢 (17) (Ⅰ-5802)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第180号
古沢 (18) (Ⅰ-5803)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第180号
中山 (7) (Ⅱ-5701)	中山町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第180号
古沢 (9) (Ⅱ-5705)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第180号
古沢 (10) (Ⅱ-5706)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第180号
古沢 (14) (Ⅱ-5768)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第180号
宮田 (3) (Ⅲ-5702)	宮田町	急傾斜地の崩壊	平成31年3月26日	滋賀県告示第180号
上矢倉川支流(1202099)	中山町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
矢倉川支流(1202100)	甲田町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
水谷川支流(1202105)	笹尾町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
水谷川支流(1202106)	笹尾町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
不知谷川支流(1202108)	原町 正法寺町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
早川支流(1202111)	野田山町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
赤田川支流(1202112)	野田山町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
矢倉川支流(3202103)	鳥居本町	土石流	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
稲里(1)(Ⅰ-5023)	稲里町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
鳥居本②(Ⅰ-5704)	鳥居本町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
日夏(3)(Ⅰ-5733)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
荘厳寺(2)(Ⅰ-5832)	荘厳寺町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
善谷(1)(Ⅰ-5833)	善谷町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
中山(8)(Ⅰ-5834)	中山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
中山(9)(Ⅰ-5835)	中山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
甲田(4)(Ⅰ-5836)	甲田町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
松原(1)(Ⅰ-5838)	松原町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
古沢(20)(Ⅰ-5840)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
古沢(21)(Ⅰ-5841)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
古沢(22)(Ⅰ-5842)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
佐和山(1)(Ⅰ-5845)	佐和山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
古沢(25)(Ⅰ-5848)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号

第1部 災害リスクに関する資料
4 土砂災害関係

区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	備考	
古沢(26)(Ⅰ-5849)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
里根(3)(Ⅰ-5850)	里根町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
正法寺(3)(Ⅰ-5853)	正法寺町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
日夏(4)(Ⅰ-5854)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
日夏(5)(Ⅰ-5855)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
賀田山(1)(Ⅰ-5888)	賀田山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
笹尾(4)(Ⅰ-5918)	笹尾町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
古沢(27)(Ⅰ-5920)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
古沢(23)(Ⅱ-5843)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
佐和山(2)(Ⅲ-5846)	佐和山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
佐和山(3)(Ⅲ-5847)	佐和山町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
東沼波(2)(Ⅲ-5852)	東沼波町 大堀町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
日夏(6)(Ⅲ-5856)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和2年12月1日	滋賀県告示第498号
原(1202107)	原町	土石流	令和3年7月16日	滋賀県告示第427号
原(1)(Ⅲ-5851)	原町	急傾斜地の崩壊	令和3年7月16日	滋賀県告示第427号
鳥居本(9)(Ⅰ-5837)	鳥居本町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第119号
男鬼-1(Ⅰ-50001)	男鬼町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第119号
男鬼-2(Ⅱ-50001)	男鬼町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第119号
男鬼-3(Ⅱ-50002)	男鬼町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第119号
莊厳寺-3(Ⅱ-50006)	莊厳寺町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第119号
笹尾-5(Ⅱ-50007)	笹尾町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第119号
原-2(Ⅱ-50009)	原町	急傾斜地の崩壊	令和8年3月17日	滋賀県告示第119号

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定による。

(6) 土砂災害ハザードマップ

図面番号	地区名称
①	松原町
②	甲田町北甲田
③	甲田町南甲田
④	宮田町物生山地区
⑤	宮田町西山地区
⑥	中山町中山地区
⑦	鳥居本養護学校
⑧	古沢町大洞地区
⑨	古沢町東山地区
⑩	鳥居本町百々地区
⑪	鳥居本町中町地区
⑫	鳥居本町高根地区
⑬	荘厳寺町、善谷町
⑭	仏生寺町
⑮	男鬼町
⑯	小野町
⑰	笹尾町
⑱	里根町
⑲	幸町
⑳	新町
㉑	芹中町
㉒	後三条町
㉓	和田町
㉔	芹川町千鳥ヶ丘
㉕	芹川町（南芹川地区）
㉖	元岡町
㉗	平田町
㉘	山之脇町
㉙	岡町
㉚	正法寺町・地藏町
㉛	東沼波町
㉜	大堀町
㉝	野田山町
㉞	荒神山自然の家
㉟	千手寺
㊱	日夏町島地区
㊲	清崎町西清崎地区
㊳	石寺町上石寺地区・下岡部町
㊴	稲里町
㊵	古沢町松縄手
㊶	賀田山町
㊷	荒神山神社
㊸	佐和山町
㊹	原町
㊺	アンビエントガーデン彦根

第1部 災害リスクに関する資料

4 土砂災害関係

・土砂災害警戒区域等一覧表

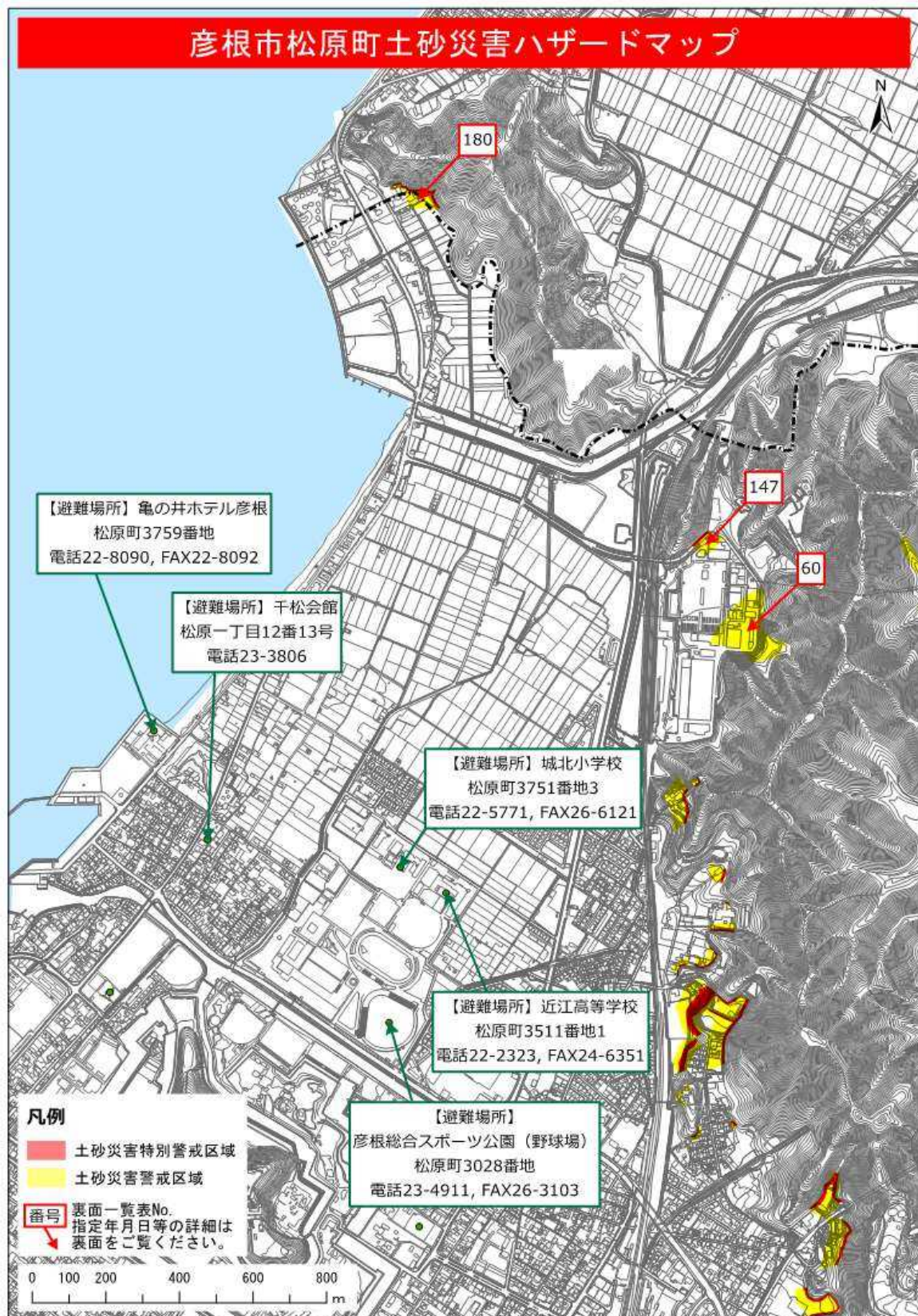
※各土砂災害ハザードマップ、凡例内に「裏面一覧表 No. 指定年月日等の詳細は裏面をご覧ください。」と記載がありますが、各区画番号の指定年月日等は本ページ一覧表をご確認ください。

土砂災害警戒区域等 一覧表

No.	区域番号	指定年月日	種別	No.	区域番号	指定年月日	種別	No.	区域番号	指定年月日	種別	No.	区域番号	指定年月日	種別
1	1202007	平成17年3月30日	土石流	49	3202049	平成28年10月31日	土石流	97	I-5006	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	145	I-5803	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
2	1202064	平成17年3月30日	土石流	50	3202050	平成28年10月31日	土石流	98	I-5007	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	146	I-5802	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊
3	2202031	平成17年3月30日	土石流	51	3202051	平成28年10月31日	土石流	99	II-5798	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	147	I-5838	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
4	1202018	平成17年3月30日	土石流	52	3202052	平成28年10月31日	土石流	100	II-5791	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	148	I-5839	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
5	1202012	平成18年3月30日	土石流	53	3202063	平成30年2月7日	土石流	101	I-5707	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	149	I-5840	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
6	2202026	平成18年3月30日	土石流	54	3202097	平成30年2月7日	土石流	102	I-5708	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	150	I-5841	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
7	2202027	平成18年3月30日	土石流	55	1202091	平成30年3月28日	土石流	103	II-5702	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	151	I-5842	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
8	1202001	平成18年3月30日	土石流	56	1202002	平成31年3月26日	土石流	104	II-5792	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	152	I-5844	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
9	1202013	平成18年3月30日	土石流	57	2202098	令和2年12月1日	土石流	105	I-5731	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	153	I-5848	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
10	2202021	平成18年3月30日	土石流	58	1202099	令和2年12月1日	土石流	106	I-5732	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	154	I-5849	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
11	1202003	平成19年3月16日	土石流	59	1202100	令和2年12月1日	土石流	107	II-5711	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	155	I-5920	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
12	1202015	平成19年3月30日	土石流	60	1202101	令和2年12月1日	土石流	108	I-5735	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	156	III-5852	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
13	1202016	平成19年8月1日	土石流	61	1202102	令和2年12月1日	土石流	109	II-5793	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	157	I-5853	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
14	1202009	平成20年2月12日	土石流	62	3202103	令和2年12月1日	土石流	110	II-5709	平成20年2月12日	急傾斜地の崩壊	158	I-5855	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
15	1202082	平成20年2月12日	土石流	63	1202104	令和2年12月1日	土石流	111	I-5014	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊	159	I-5857	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
16	1202083	平成20年2月12日	土石流	64	1202105	令和2年12月1日	土石流	112	I-5820	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊	160	I-5858	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
17	1202084	平成20年2月12日	土石流	65	1202106	令和2年12月1日	土石流	113	I-5016	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	161	I-5859	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
18	1202085	平成20年2月12日	土石流	66	1202108	令和2年12月1日	土石流	114	I-5017	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	162	I-5854	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
19	2202086	平成20年2月12日	土石流	67	1202109	令和2年12月1日	土石流	115	I-5019	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	163	II-5843	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
20	3202087	平成20年2月12日	土石流	68	1202110	令和2年12月1日	土石流	116	I-5020	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	164	III-5856	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
21	3202041	平成20年2月12日	土石流	69	1202111	令和2年12月1日	土石流	117	I-5021	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	165	I-5832	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
22	1202088	平成20年2月12日	土石流	70	1202112	令和2年12月1日	土石流	118	I-5723	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	166	I-5833	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
23	1202019	平成20年2月12日	土石流	71	1202107	令和3月7月16日	土石流	119	I-5724	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	167	I-5834	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
24	1202055	平成19年12月25日	土石流	72	3443162	平成28年10月31日	土石流	120	I-5725	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	168	I-5835	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
25	2202028	平成19年12月25日	土石流	73	I-5729	平成17年3月30日	急傾斜地の崩壊	121	I-5726	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	169	I-5836	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
26	1202006	平成20年2月29日	土石流	74	I-5703	平成17年3月30日	急傾斜地の崩壊	122	I-5822	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	170	I-5845	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
27	3202037	平成20年7月23日	土石流	75	I-5804	平成17年6月22日	急傾斜地の崩壊	123	I-5823	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	171	II-5846	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
28	2202081	平成20年7月23日	土石流	76	I-5805	平成17年6月22日	急傾斜地の崩壊	124	I-5824	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	172	II-5847	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
29	3202059	平成21年3月13日	土石流	77	I-5806	平成17年6月22日	急傾斜地の崩壊	125	II-5707	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	173	I-5850	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
30	3202060	平成21年3月13日	土石流	78	I-5807	平成17年6月22日	急傾斜地の崩壊	126	II-5796	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	174	I-5918	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
31	3202061	平成21年3月13日	土石流	79	II-5772	平成17年6月22日	急傾斜地の崩壊	127	III-5720	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	175	I-5888	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
32	3202062	平成21年3月13日	土石流	80	I-5009	平成18年3月30日	急傾斜地の崩壊	128	III-5721	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊	176	I-5704	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
33	3202034	平成22年3月5日	土石流	81	I-5013	平成18年3月30日	急傾斜地の崩壊	129	I-5718	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊	177	I-5733	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
34	3202089	平成22年3月5日	土石流	82	I-5022	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊	130	I-5018	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊	178	I-5023	令和2年12月1日	急傾斜地の崩壊
35	1202017	平成22年2月19日	土石流	83	I-5024	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊	131	I-5702	平成22年3月26日	急傾斜地の崩壊	179	III-5851	令和3月7月16日	急傾斜地の崩壊
36	2202024	平成22年2月19日	土石流	84	I-5025	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊	132	I-5705	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊	180	I-6731	平成30年3月28日	急傾斜地の崩壊
37	2202029	平成23年3月25日	土石流	85	I-5026	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊	133	I-5706	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊	181	I-50001	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
38	2202030	平成23年3月25日	土石流	86	I-5734	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊	134	III-5701	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊	182	II-50001	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
39	3202057	平成23年3月25日	土石流	87	II-5709	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊	135	II-5771	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊	183	II-50002	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
40	1202010	平成23年3月25日	土石流	88	II-5710	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊	136	I-5730	平成22年2月19日	急傾斜地の崩壊	184	II-50003	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
41	1202090	平成23年3月25日	土石流	89	II-5769	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊	137	III-5702	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊	185	II-50004	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
42	2202092	平成28年2月29日	土石流	90	I-5012	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊	138	II-5706	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊	186	II-50005	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
43	2202093	平成28年2月29日	土石流	91	III-5705	平成19年3月16日	急傾斜地の崩壊	139	II-5768	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊	187	II-50006	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
44	2202094	平成28年2月29日	土石流	92	I-5709	平成19年3月30日	急傾斜地の崩壊	140	II-5705	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊	188	II-50007	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
45	2202095	平成28年2月29日	土石流	93	I-5710	平成19年3月30日	急傾斜地の崩壊	141	I-5701	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊	189	II-50008	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
46	2202096	平成28年2月29日	土石流	94	II-5703	平成19年3月30日	急傾斜地の崩壊	142	I-5004	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊	190	II-50009	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
47	2202080	平成28年2月29日	土石流	95	I-5711	平成19年8月1日	急傾斜地の崩壊	143	I-5005	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊	191	I-5837	令和8年3月17日	急傾斜地の崩壊
48	3202048	平成28年10月31日	土石流	96	I-5727	平成19年8月1日	急傾斜地の崩壊	144	II-5701	平成31年3月26日	急傾斜地の崩壊				

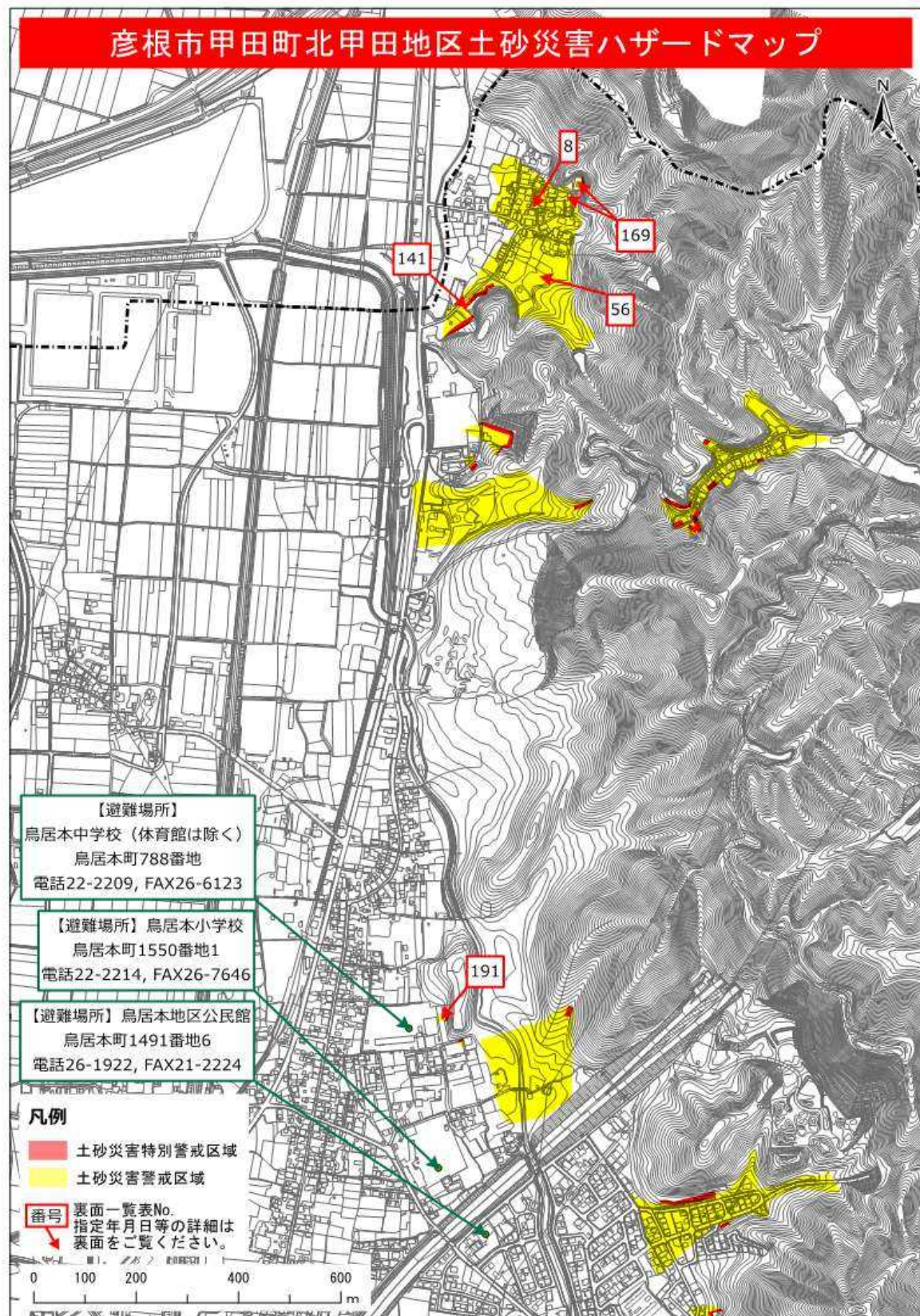
- 黄色の範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色の範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となりますので注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

① 松原町



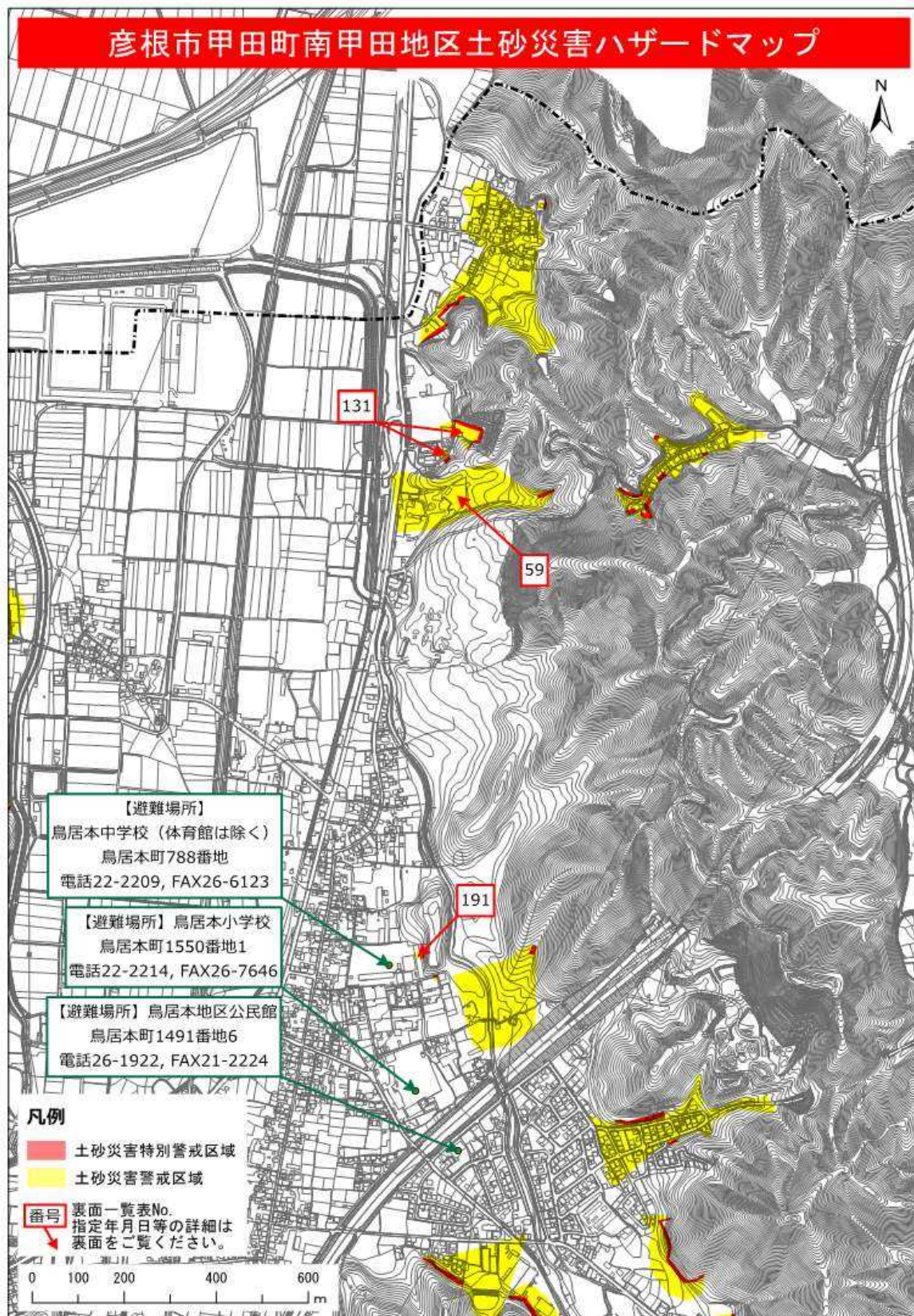
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

② 甲田町北甲田



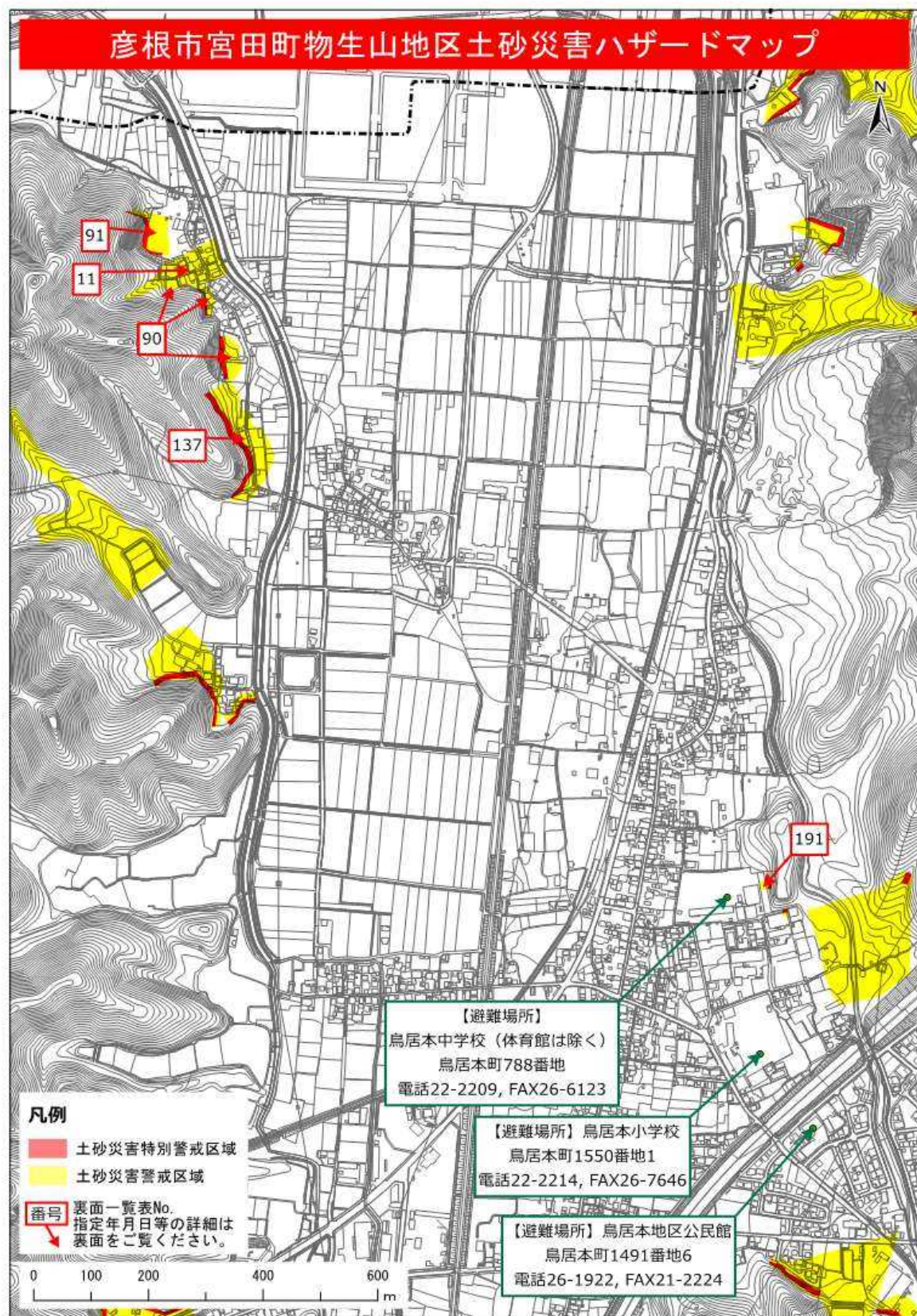
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

③ 甲田町南甲田



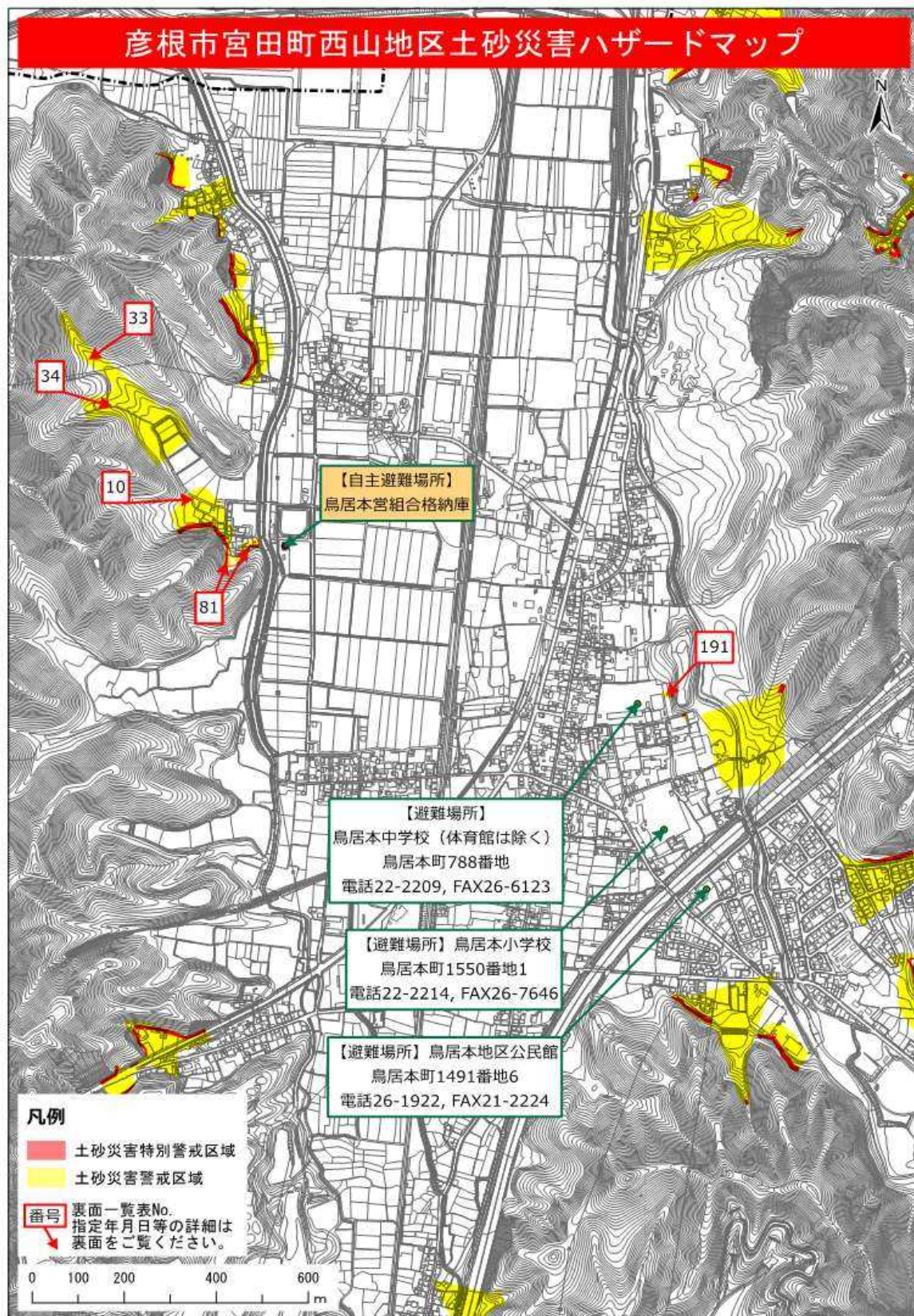
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

④ 宮田町物生山地区



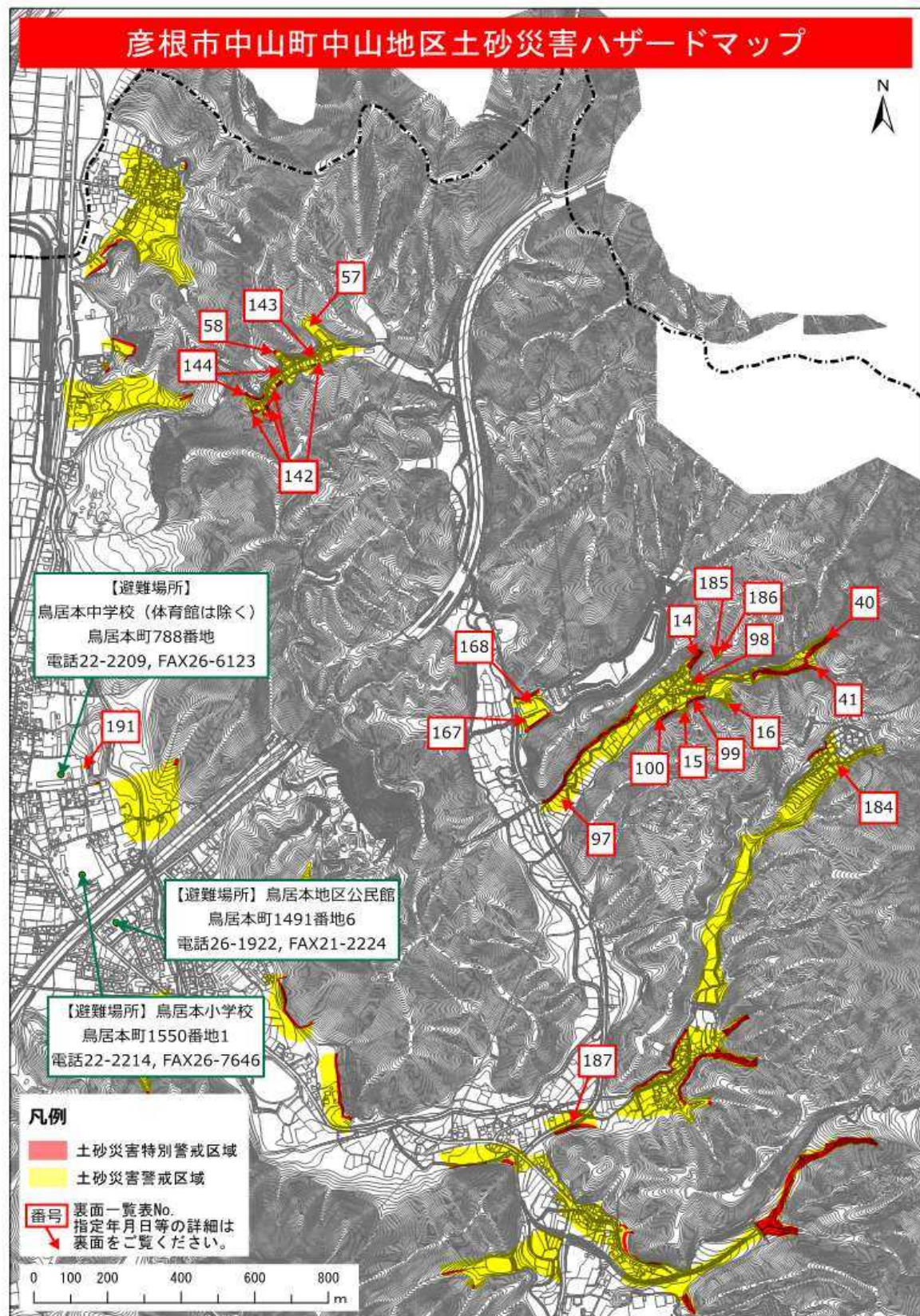
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑤ 宮田町西山地区



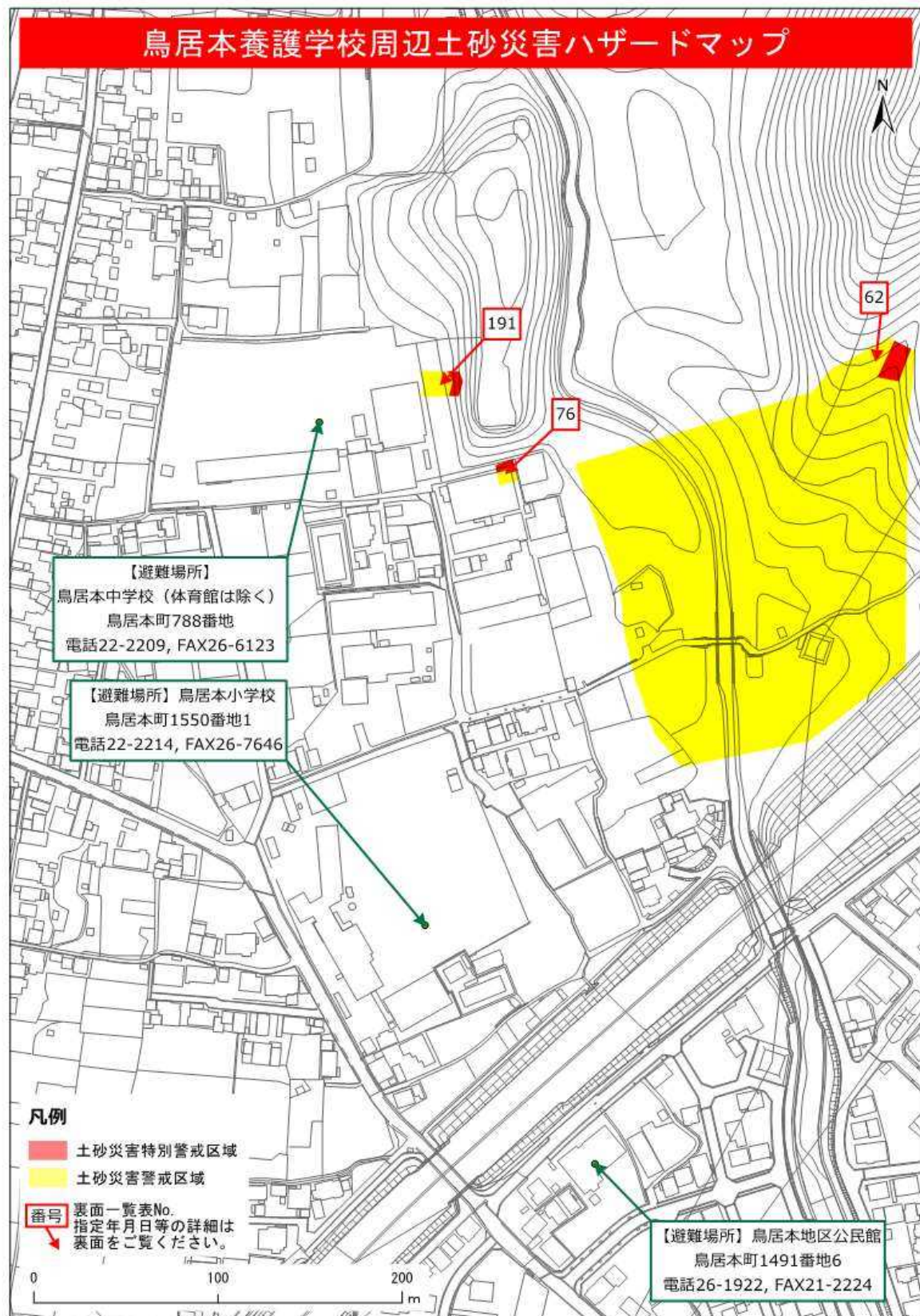
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑥ 中山町中山地区



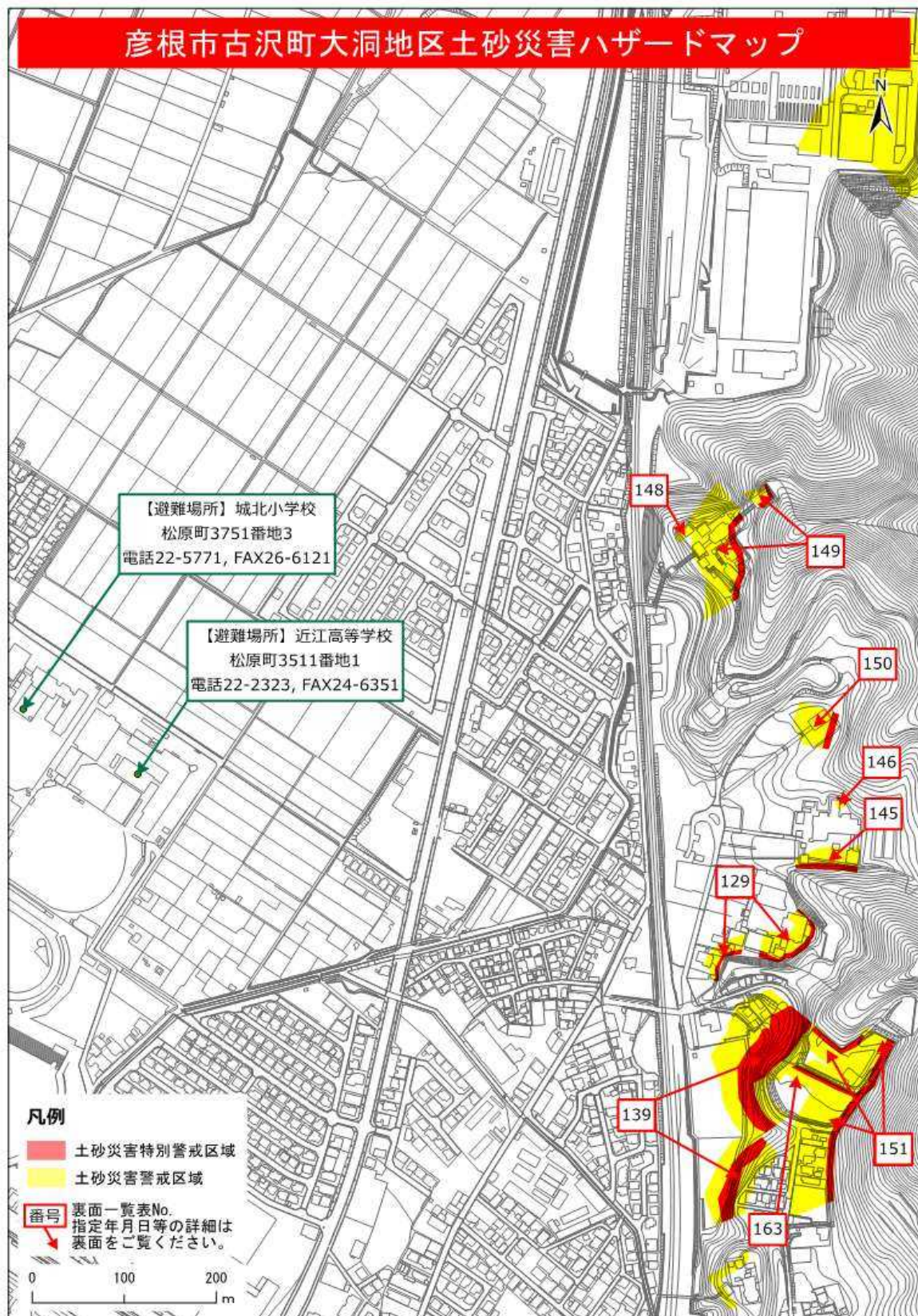
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑦ 鳥居本養護学校



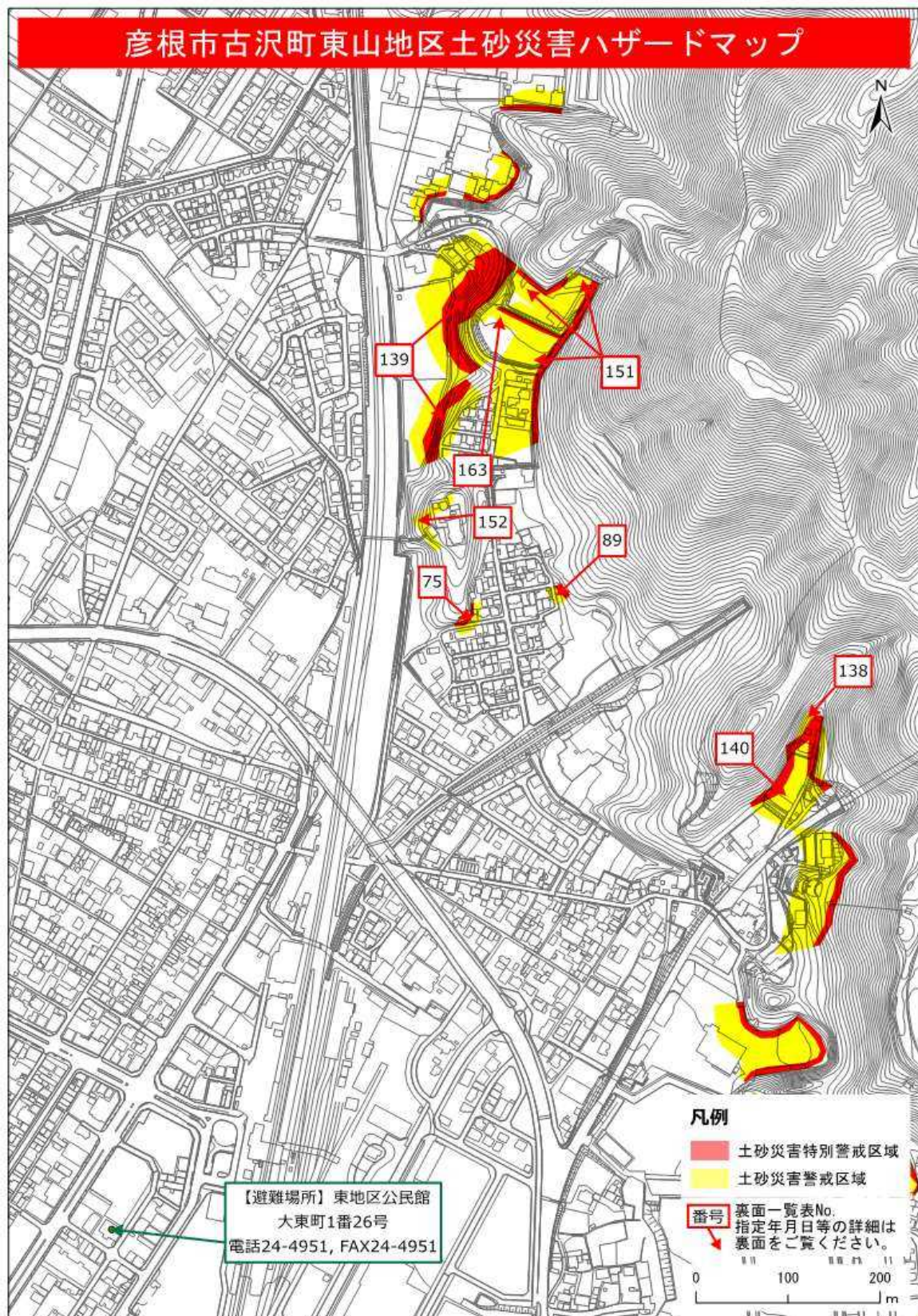
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑧ 古沢町大洞地区



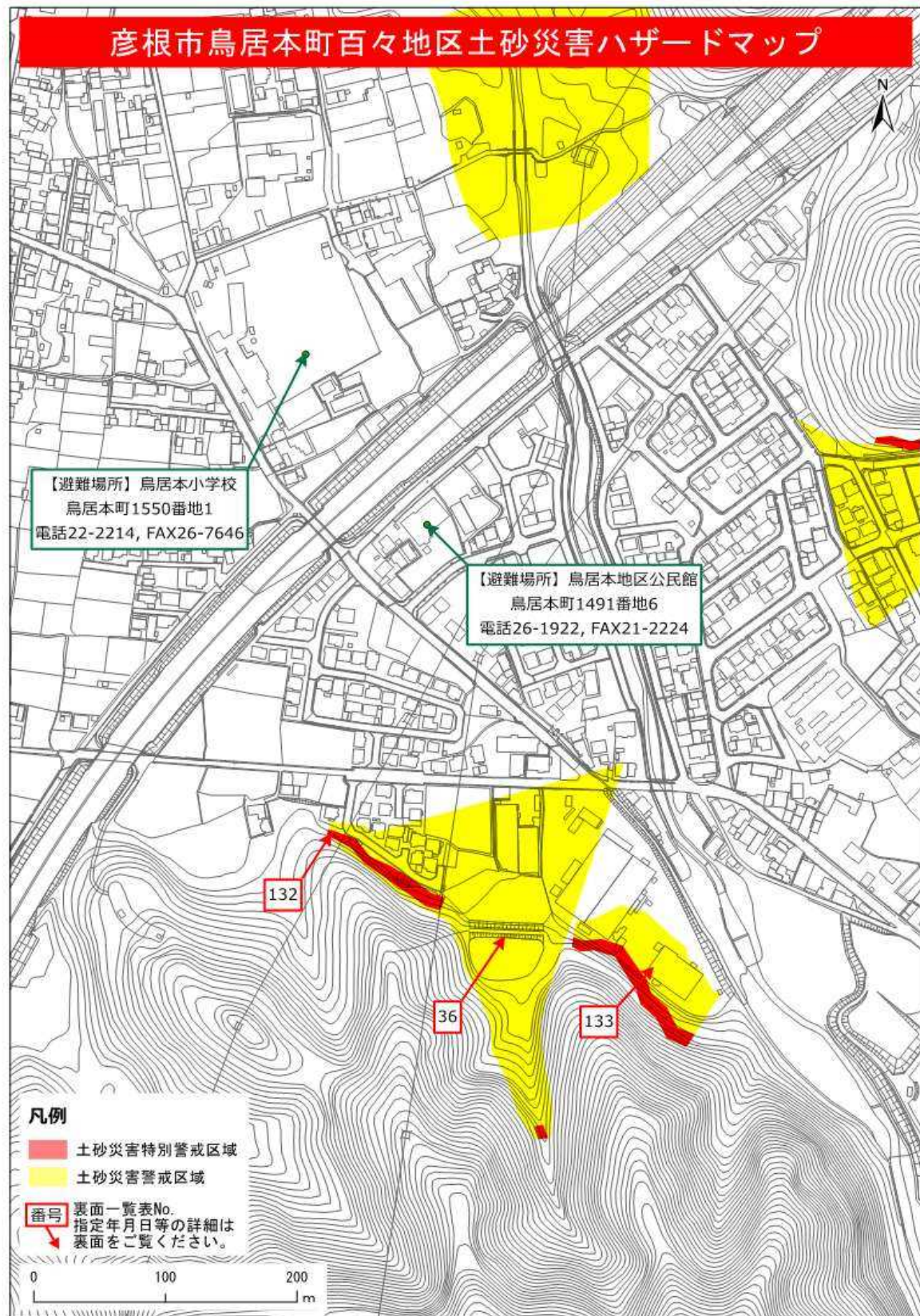
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑨ 古沢町東山地区



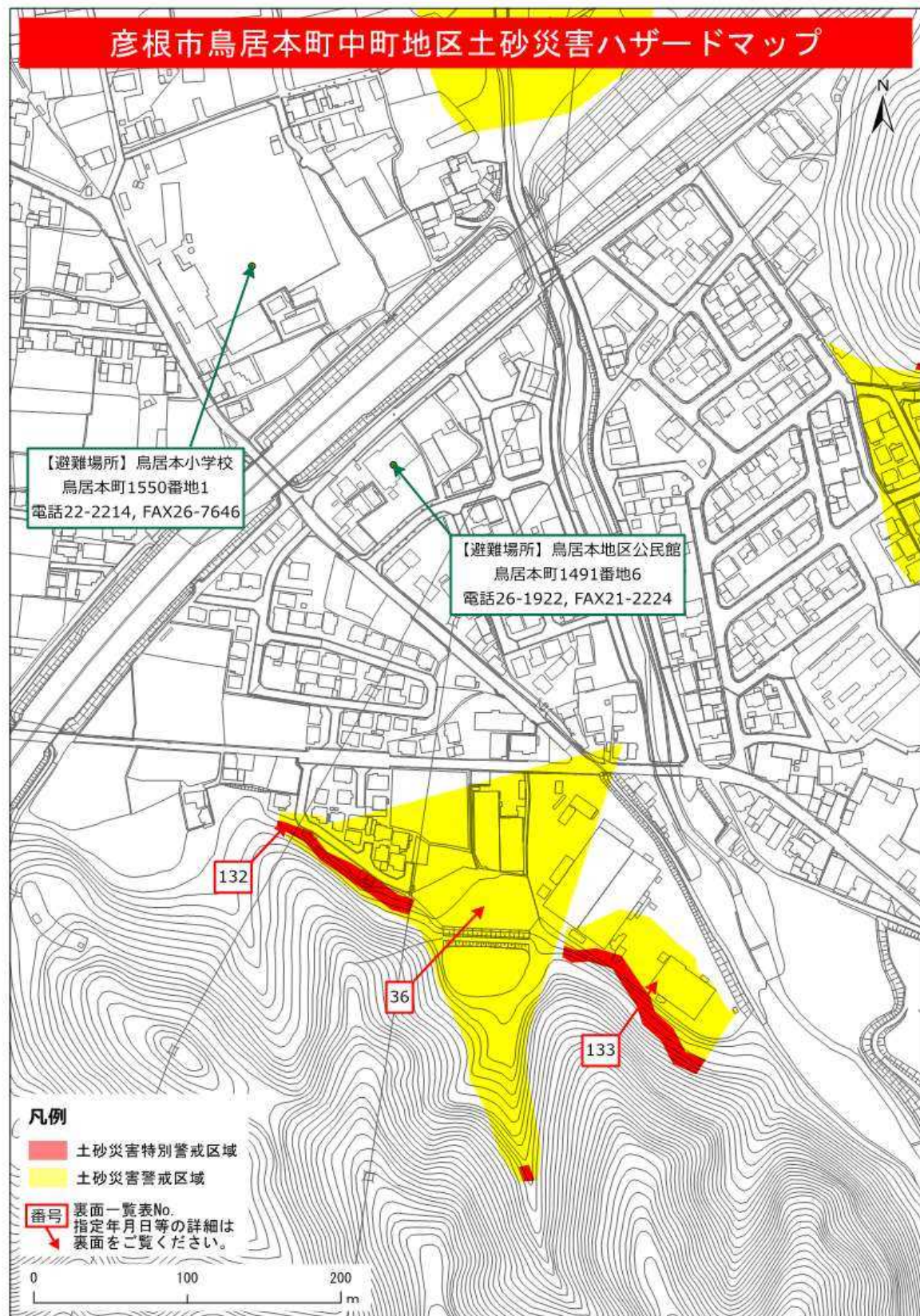
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑩ 鳥居本町百々地区



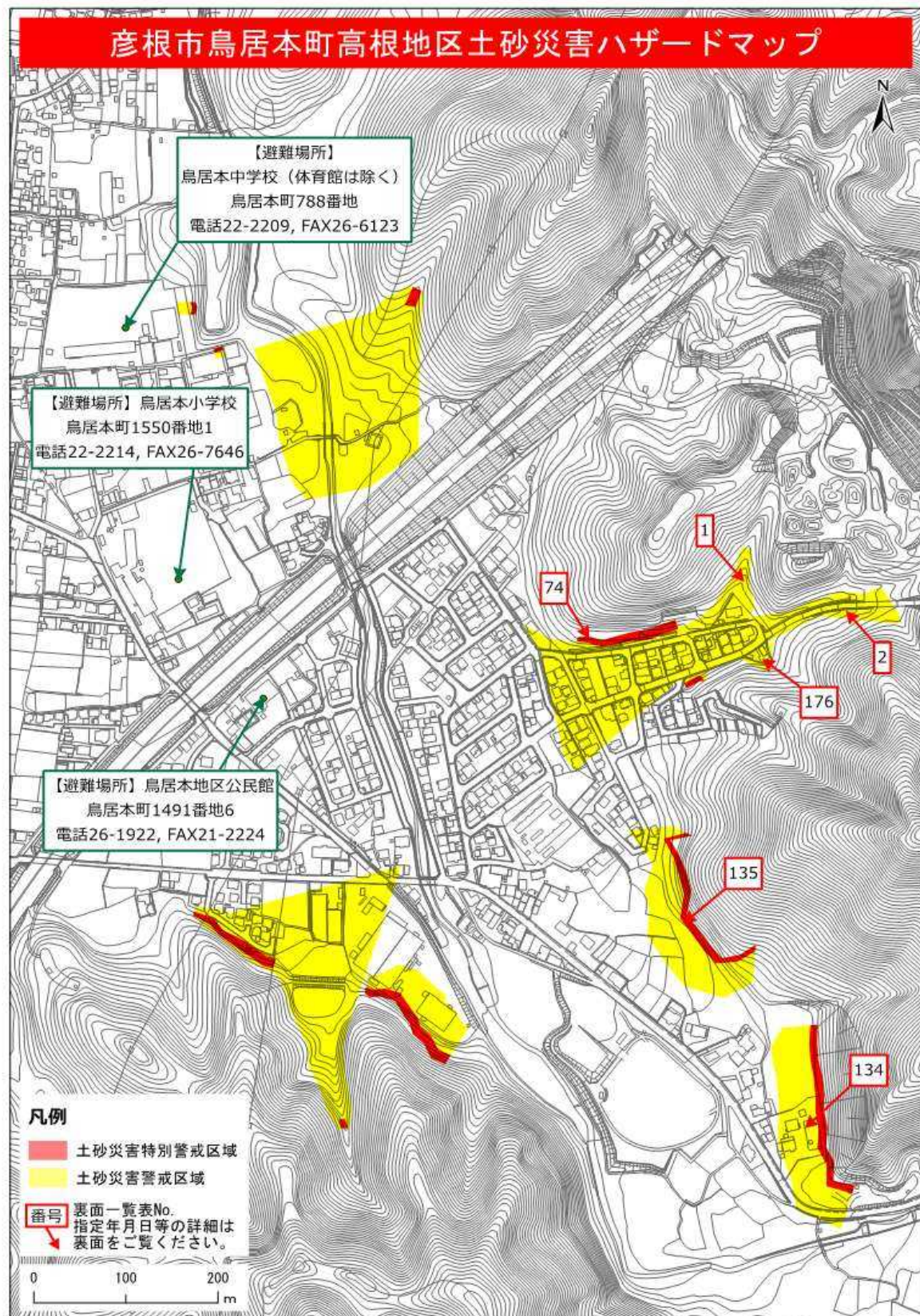
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑪ 鳥居本町中町地区



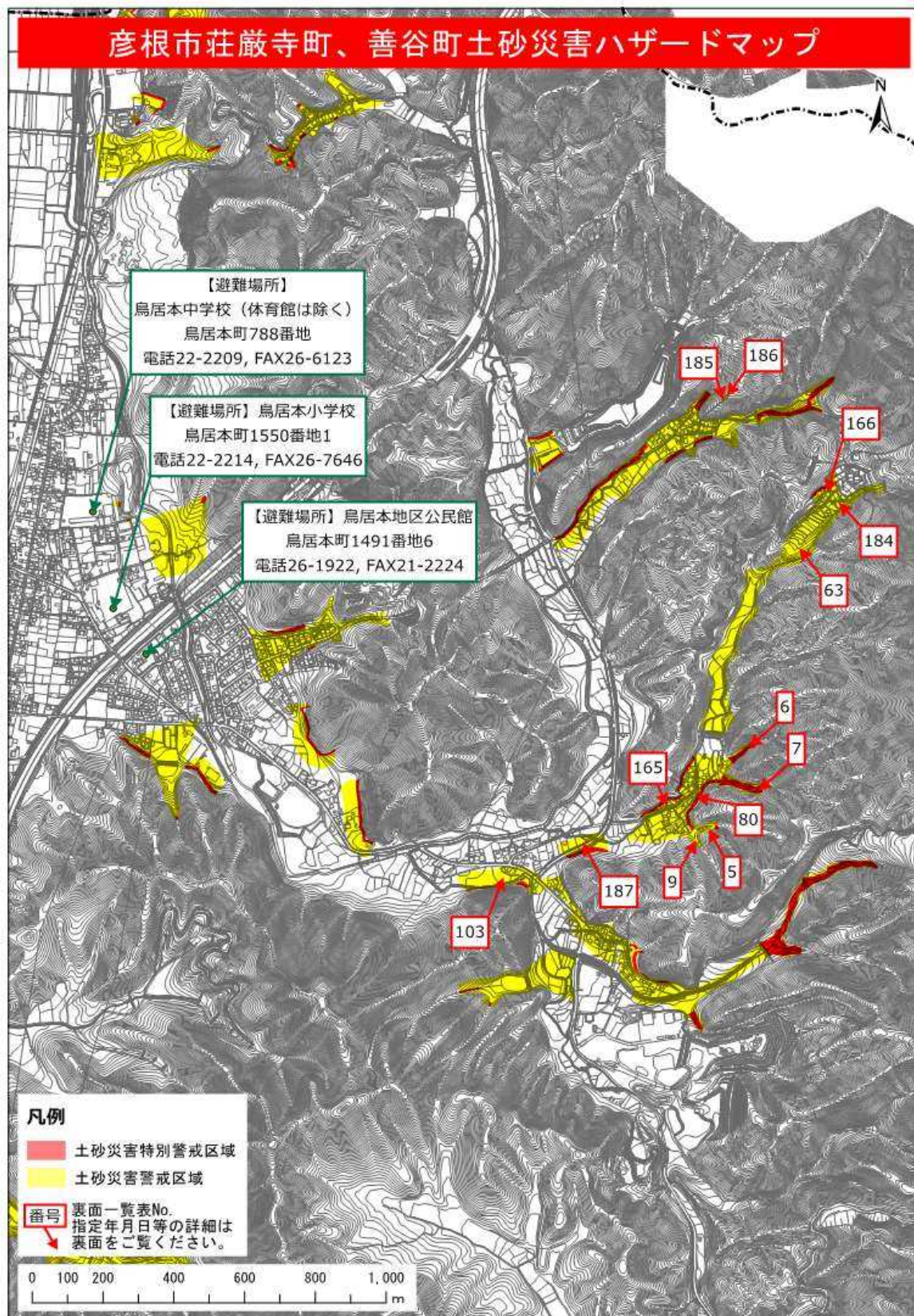
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑫ 鳥居本町高根地区



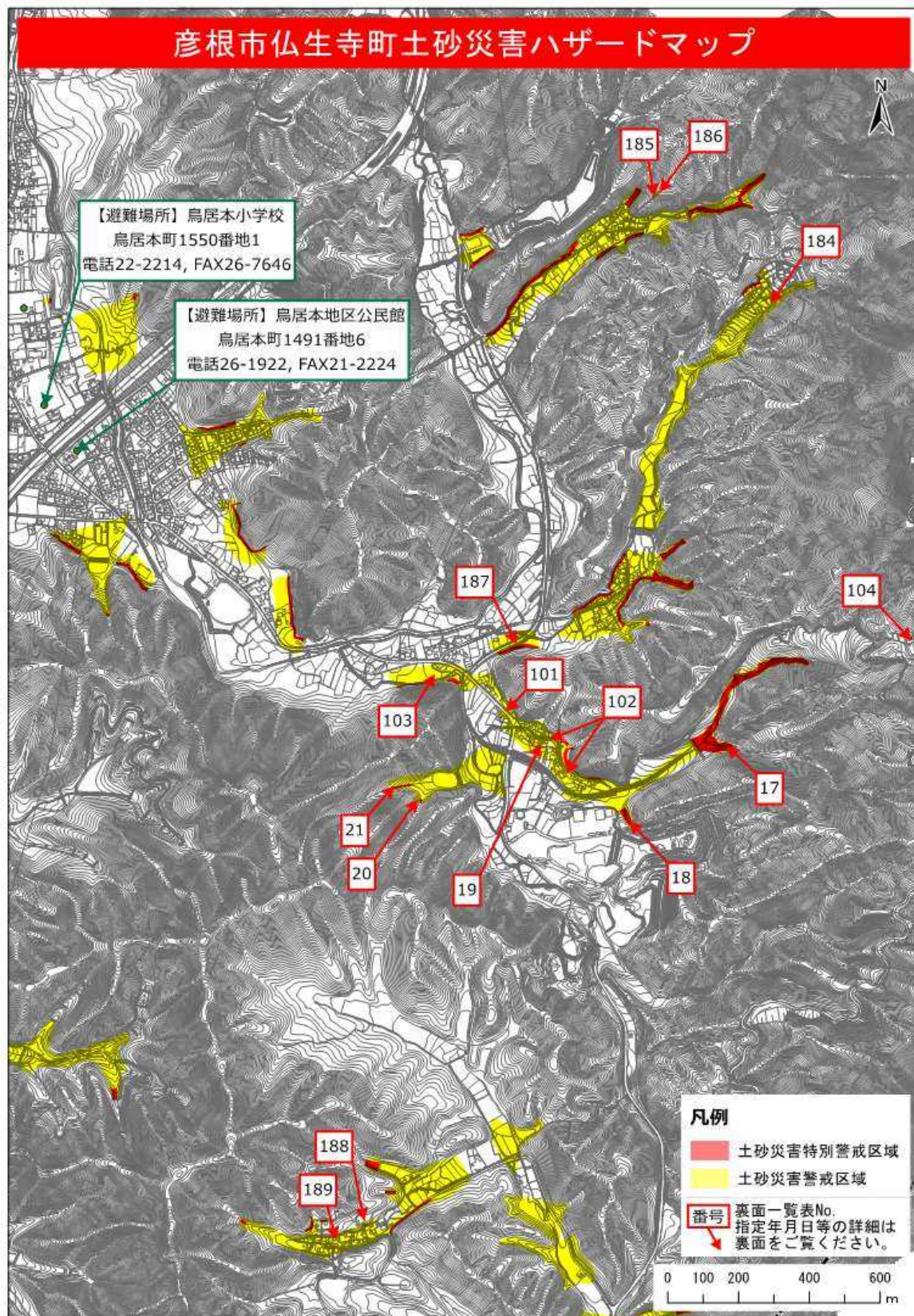
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑬ 荘厳寺町、善谷町



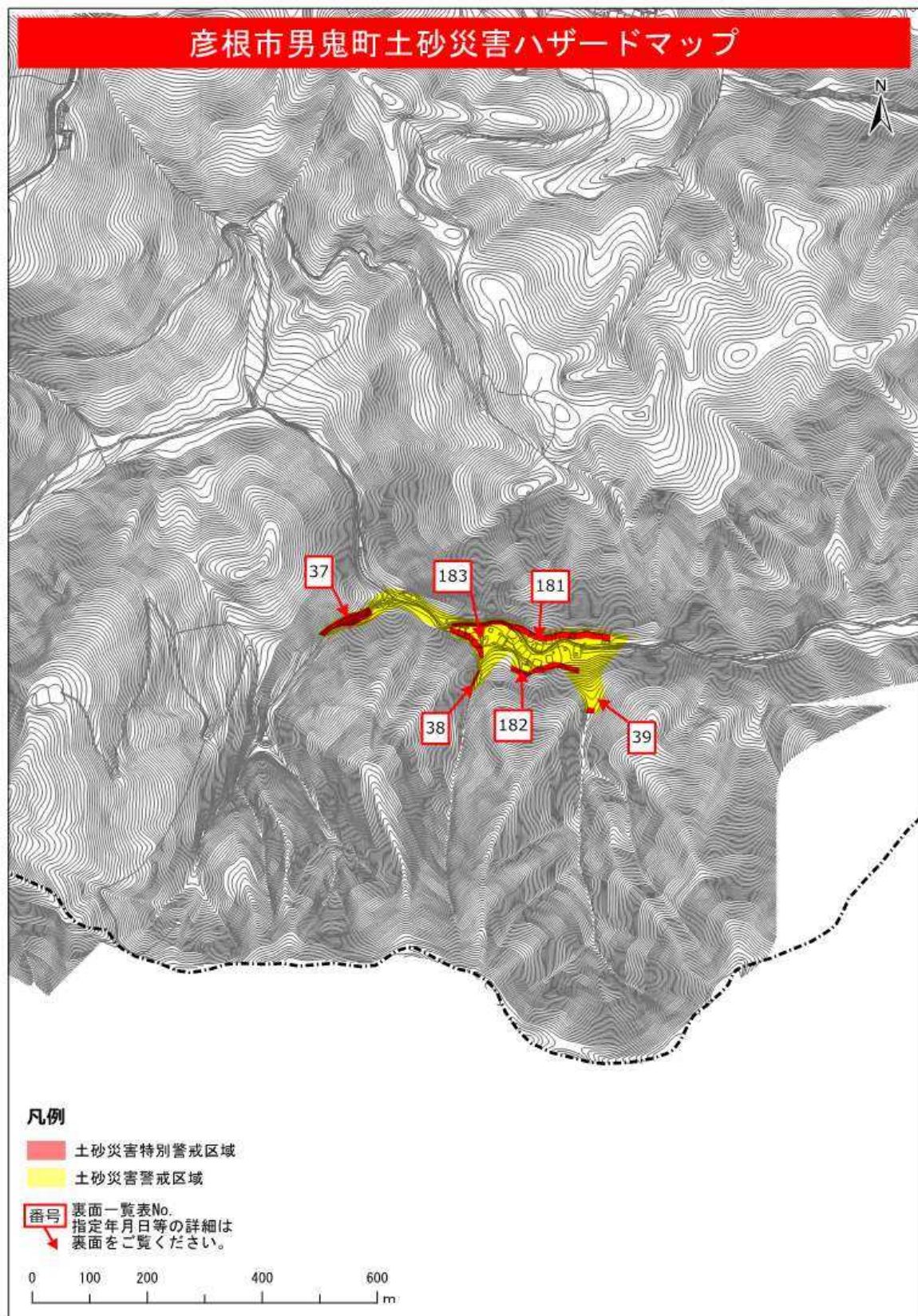
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑭ 仏生寺町



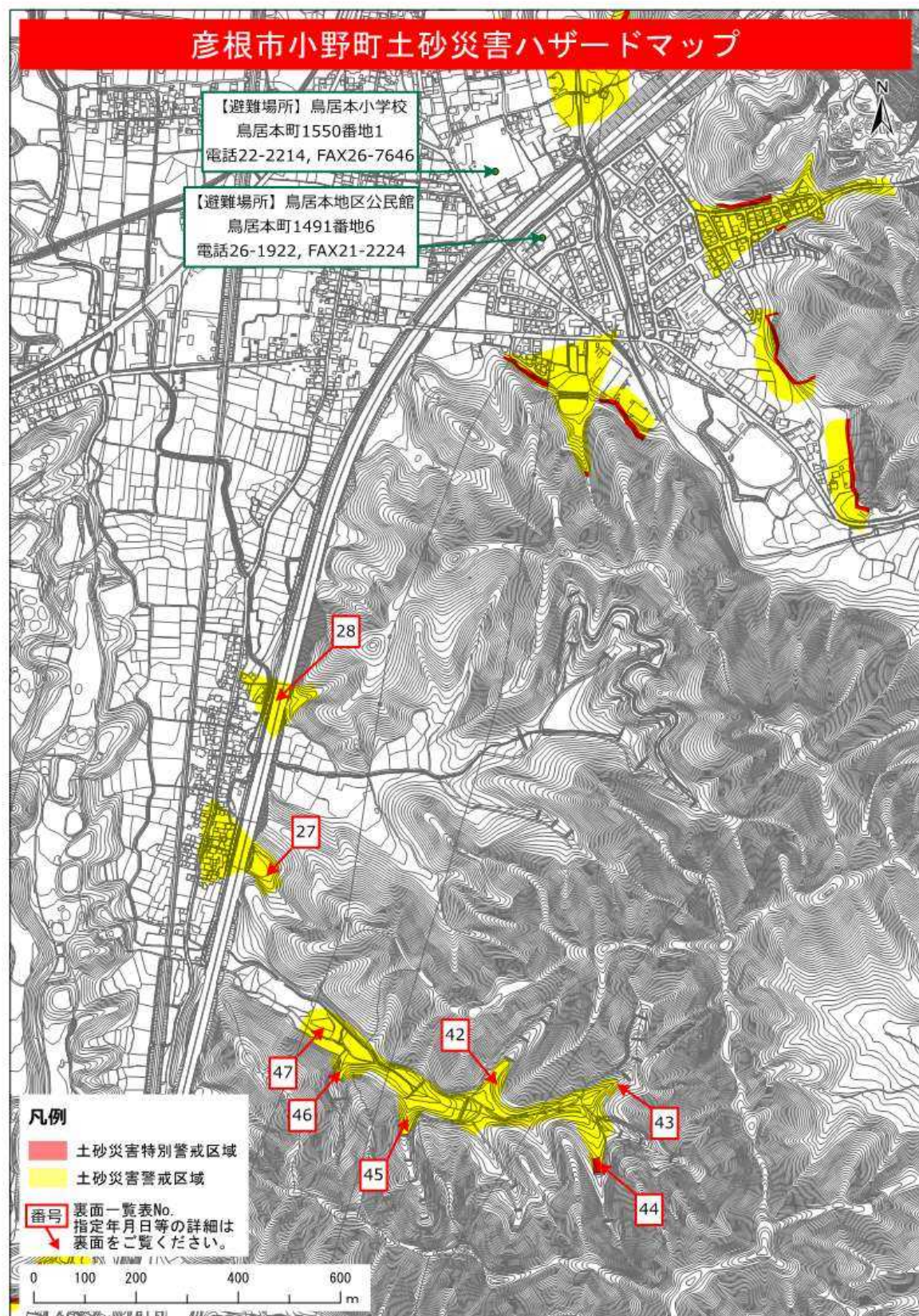
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑮ 男鬼町



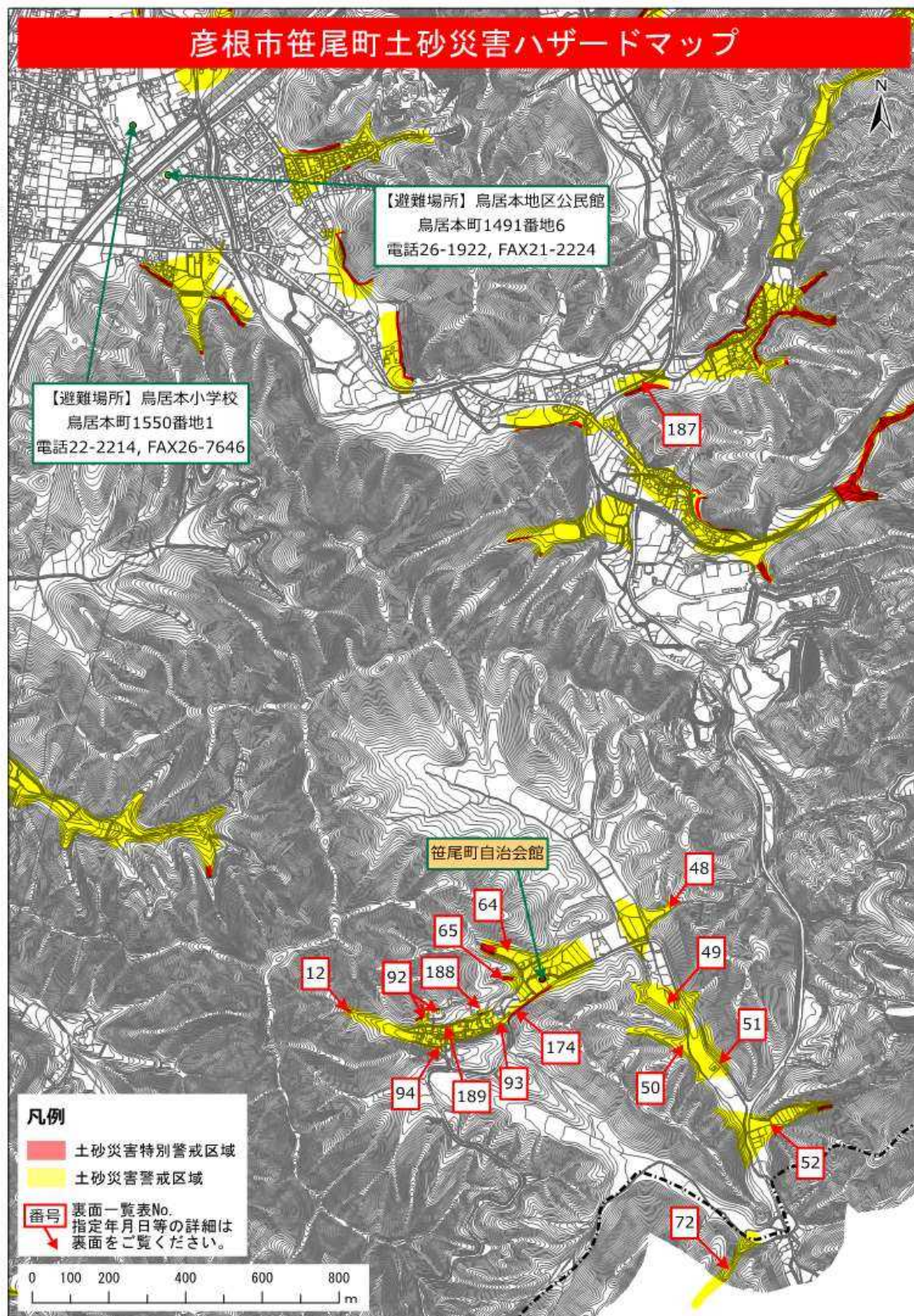
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑯ 小野町



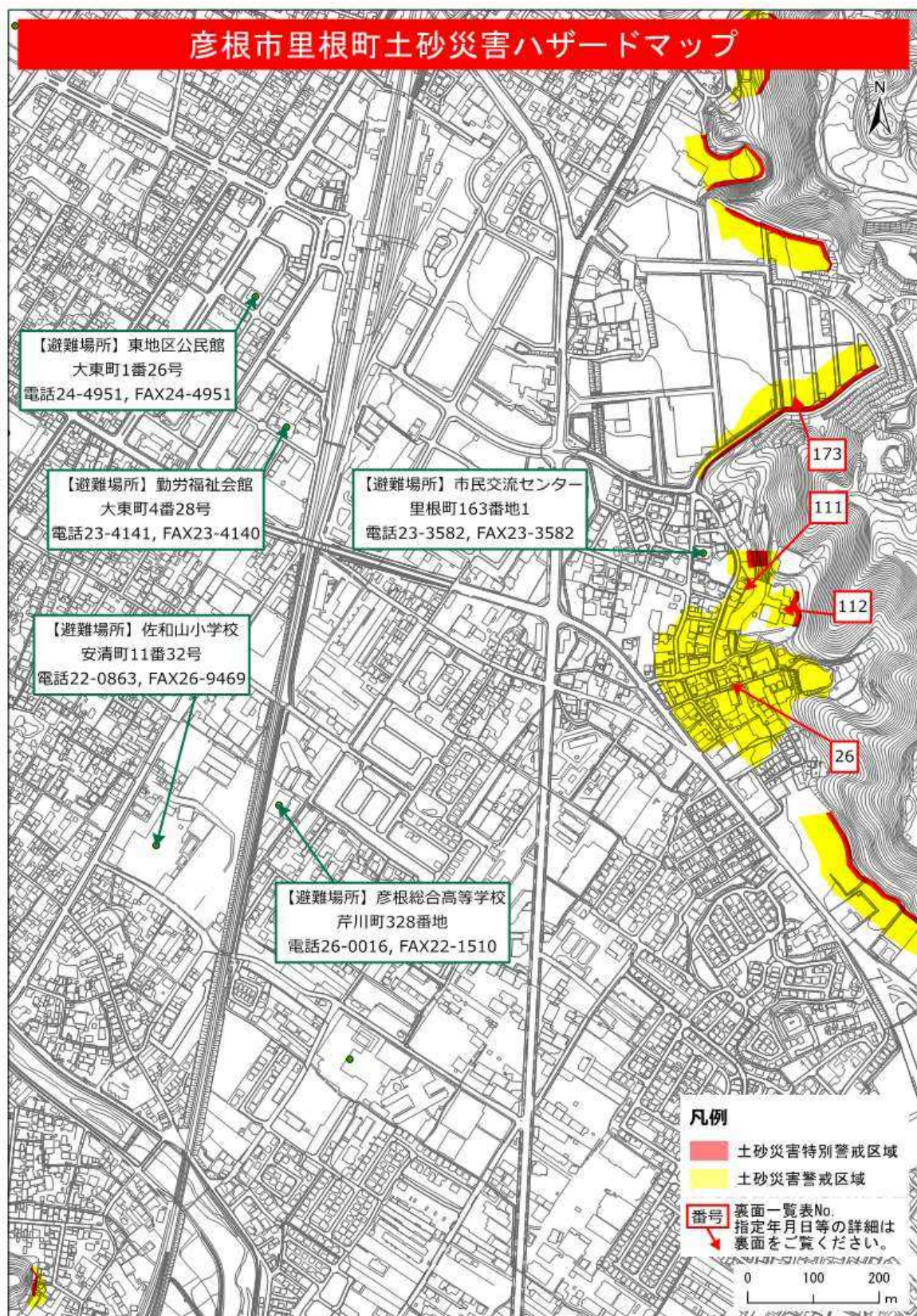
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑰ 笹尾町



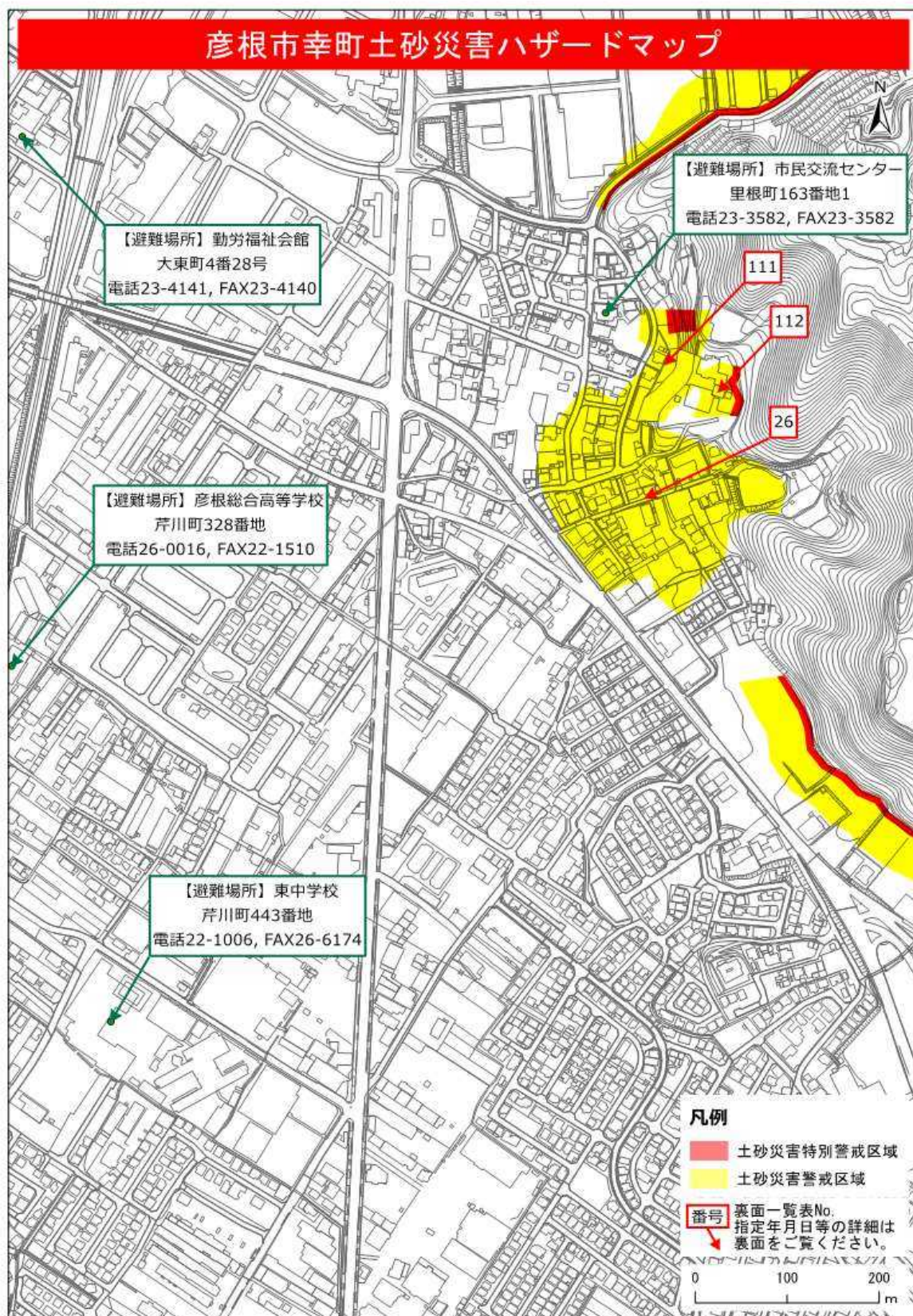
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑱ 里根町



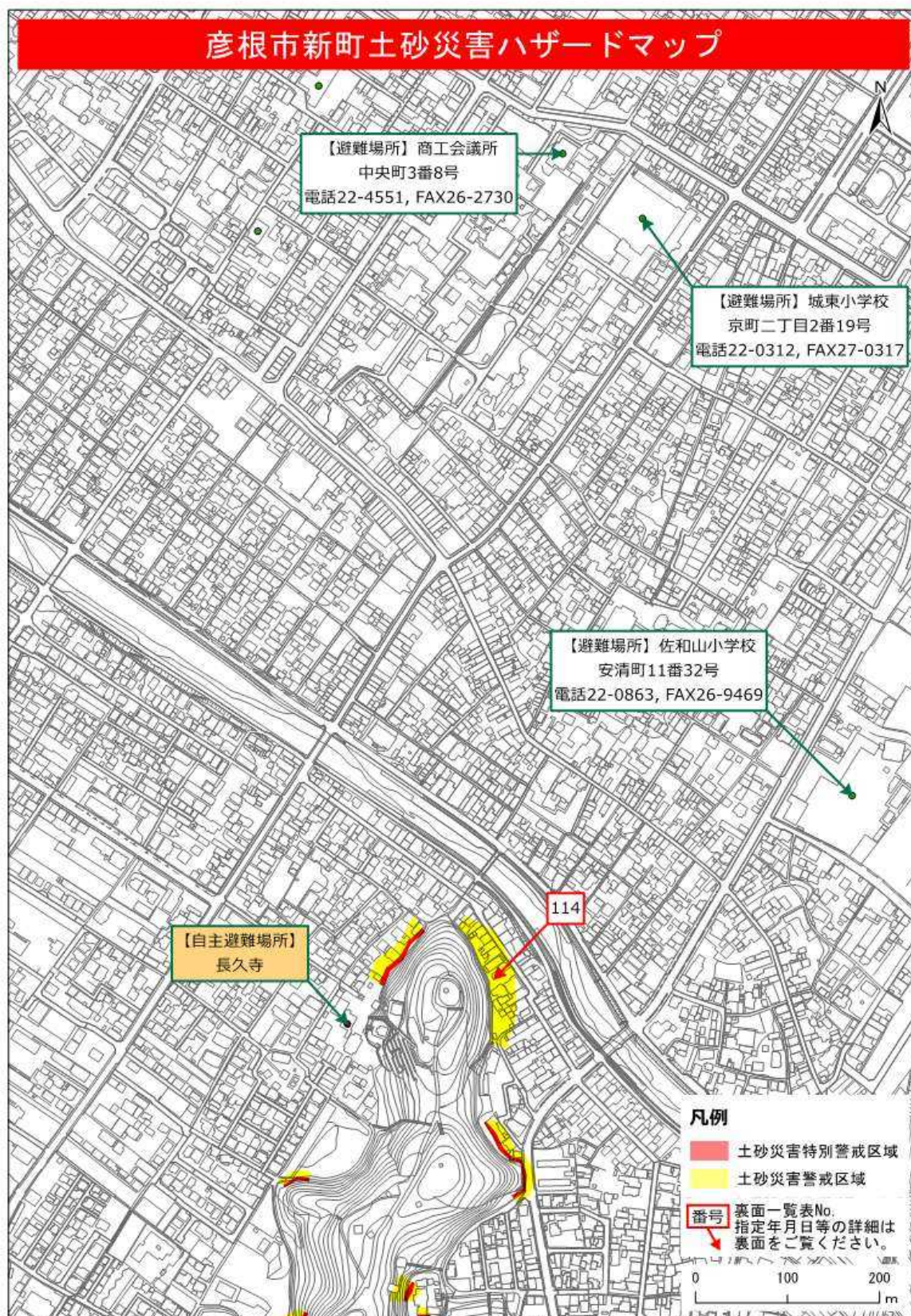
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

⑬ 幸町



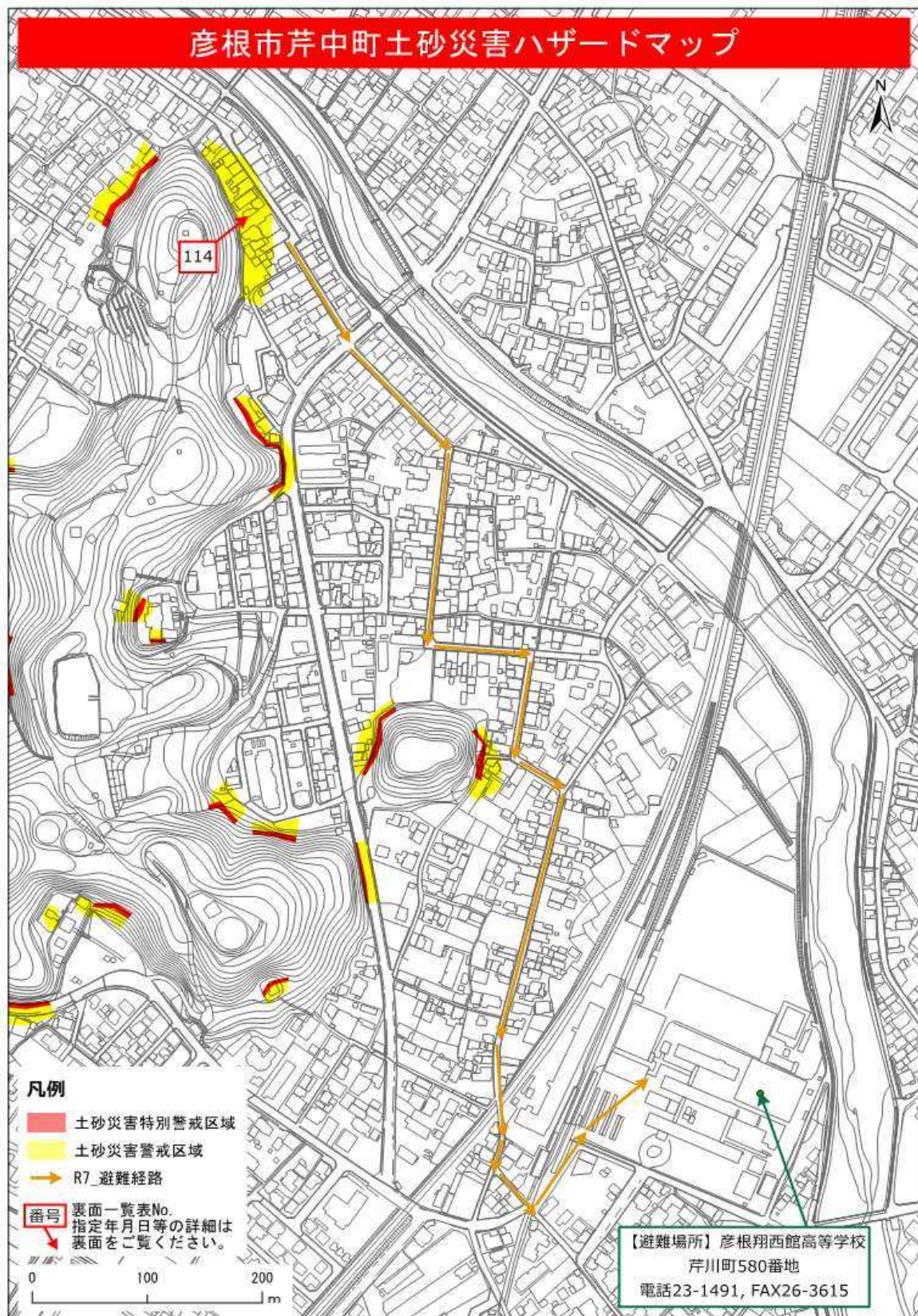
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

②0 新町



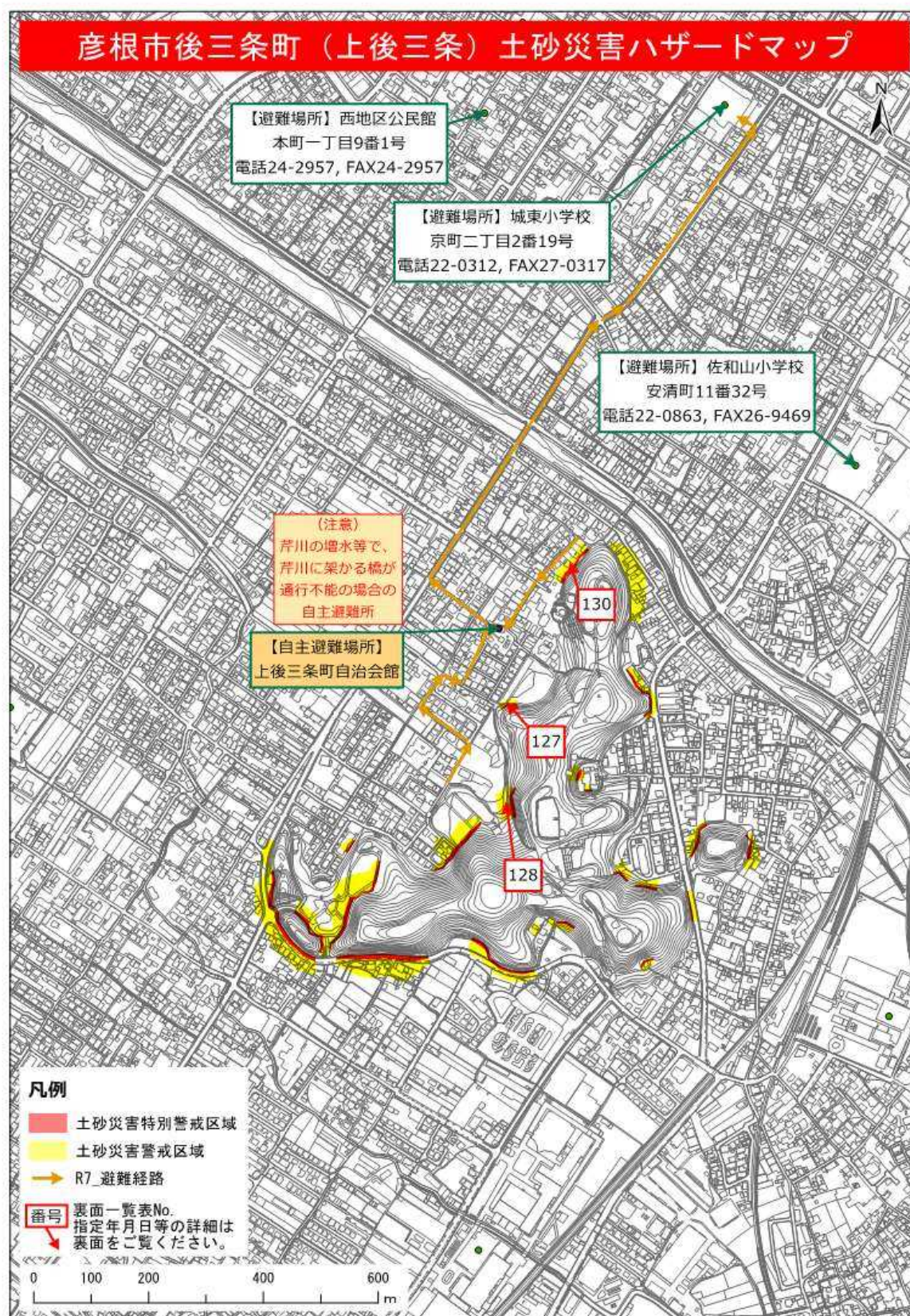
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

㊴ 芹中町



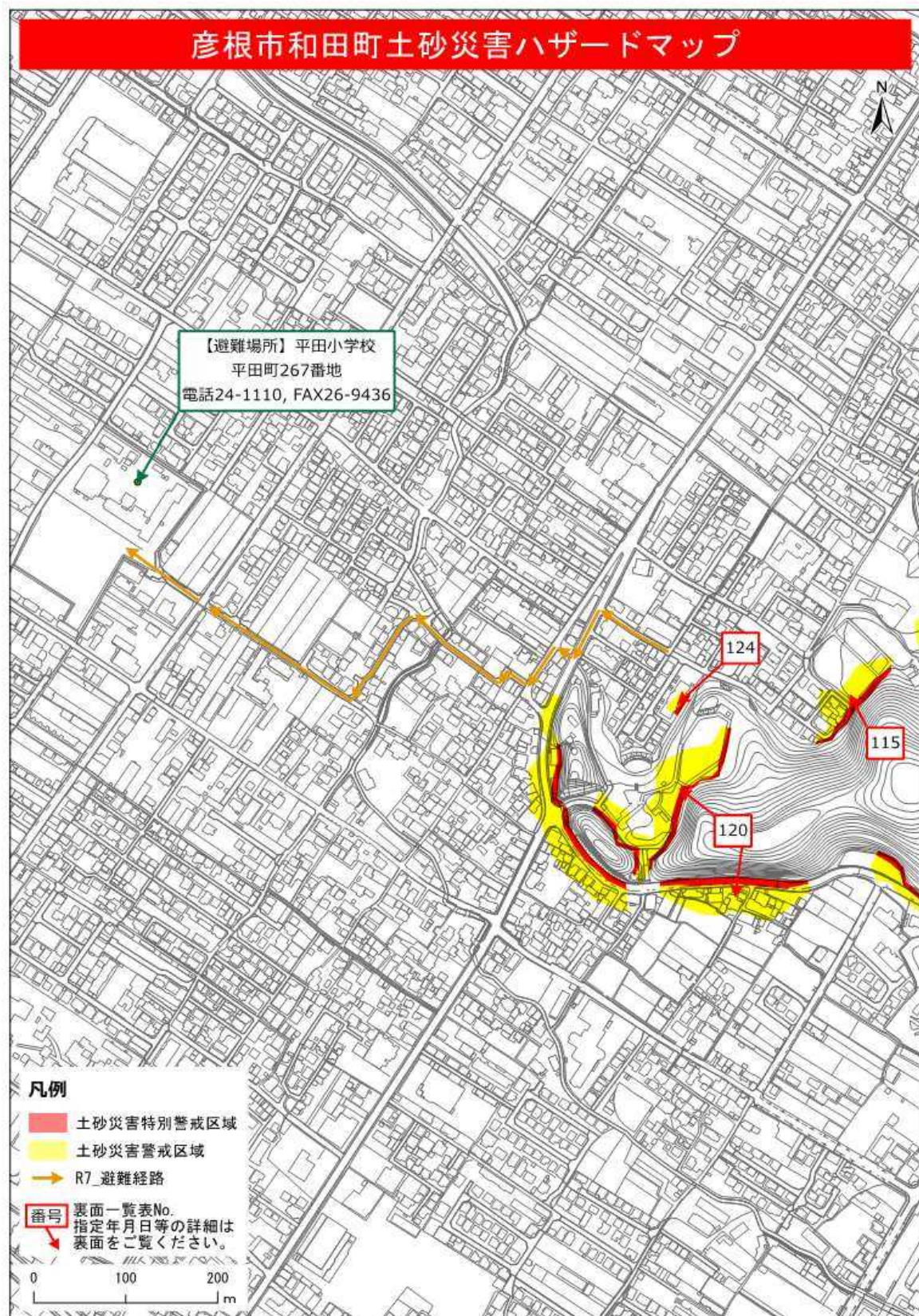
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

② 後三条町



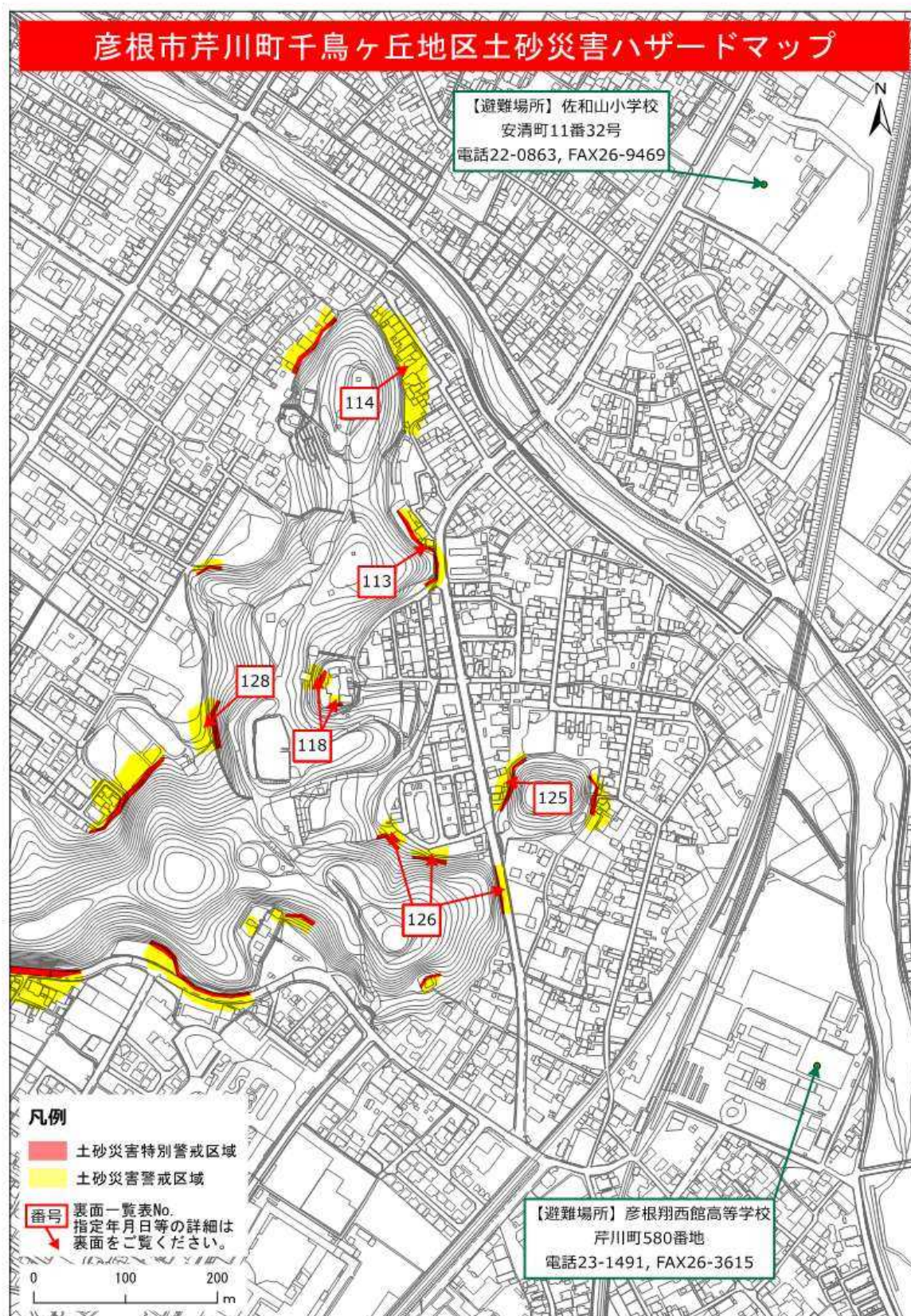
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

②③ 和田町



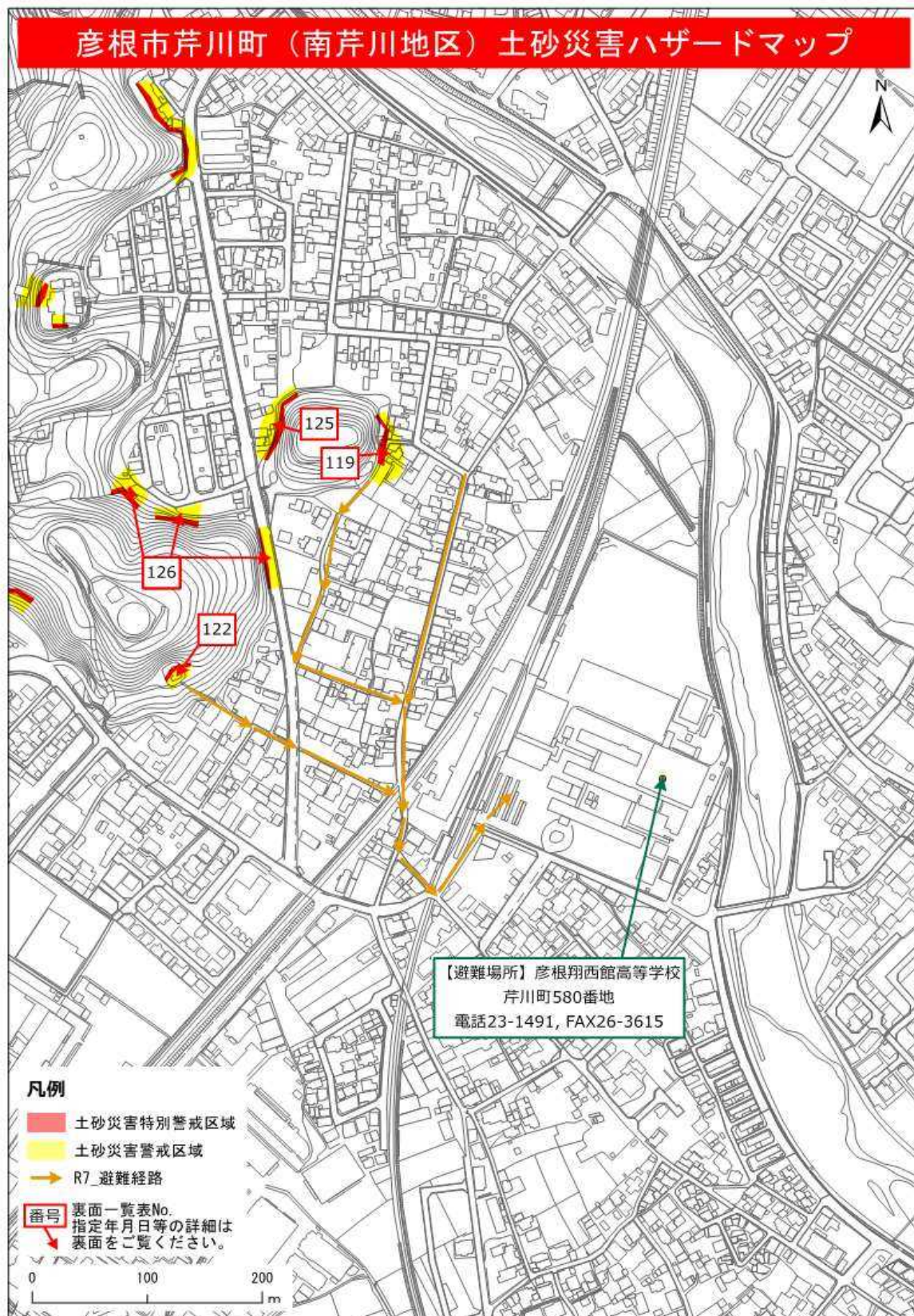
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

④ 芹川町千鳥ヶ丘



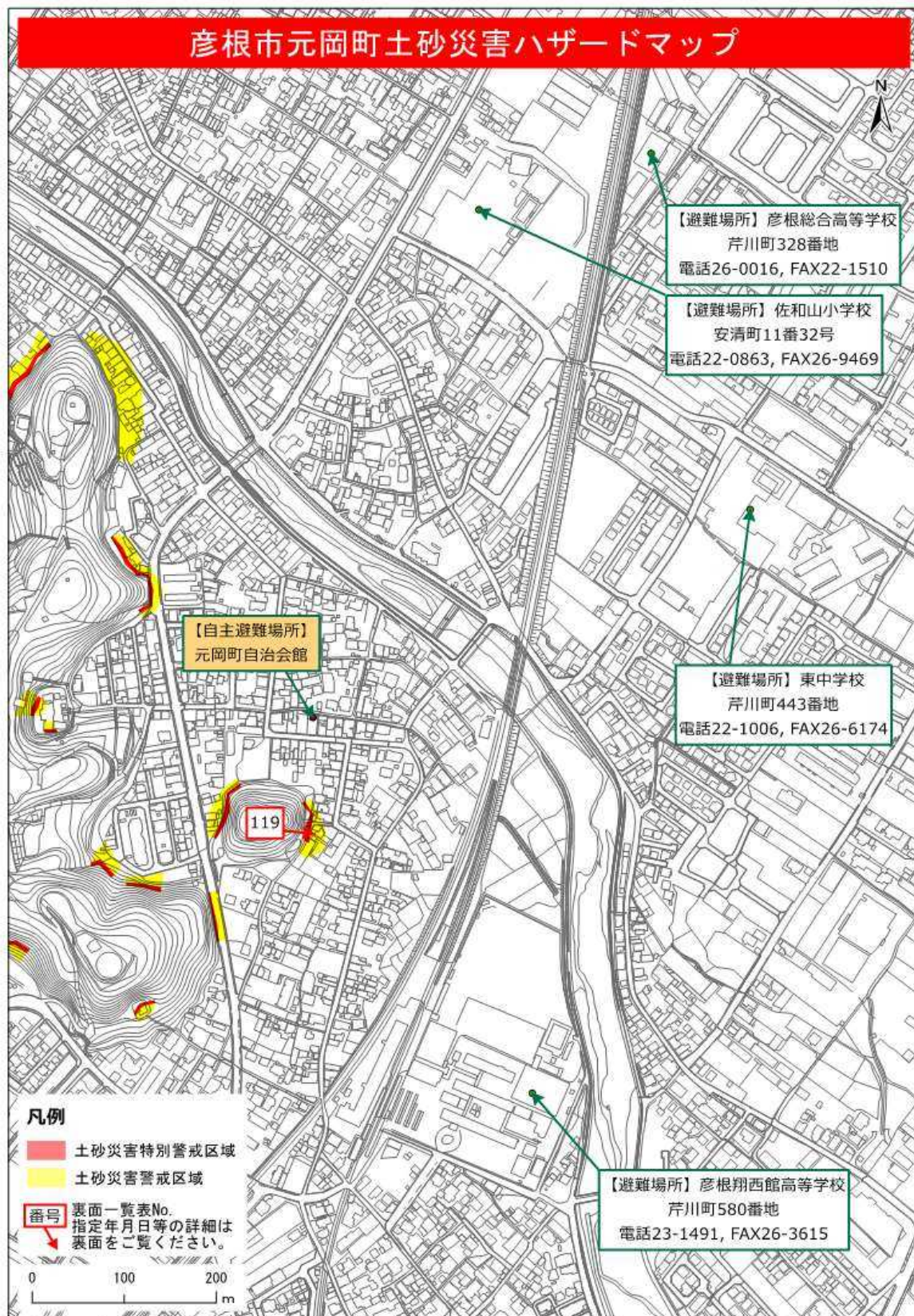
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

㊼ 芹川町（南芹川地区）



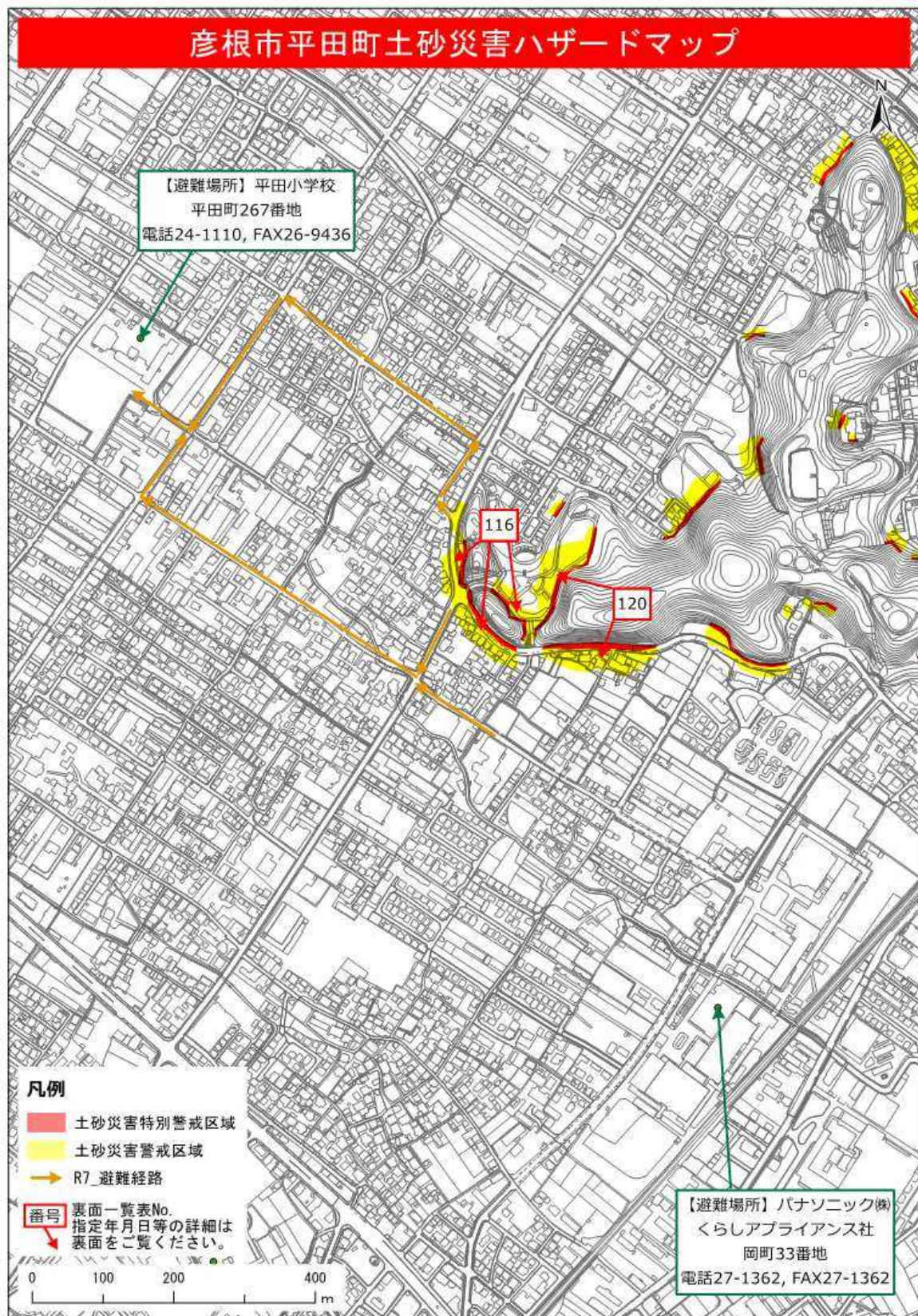
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

㊼ 元岡町



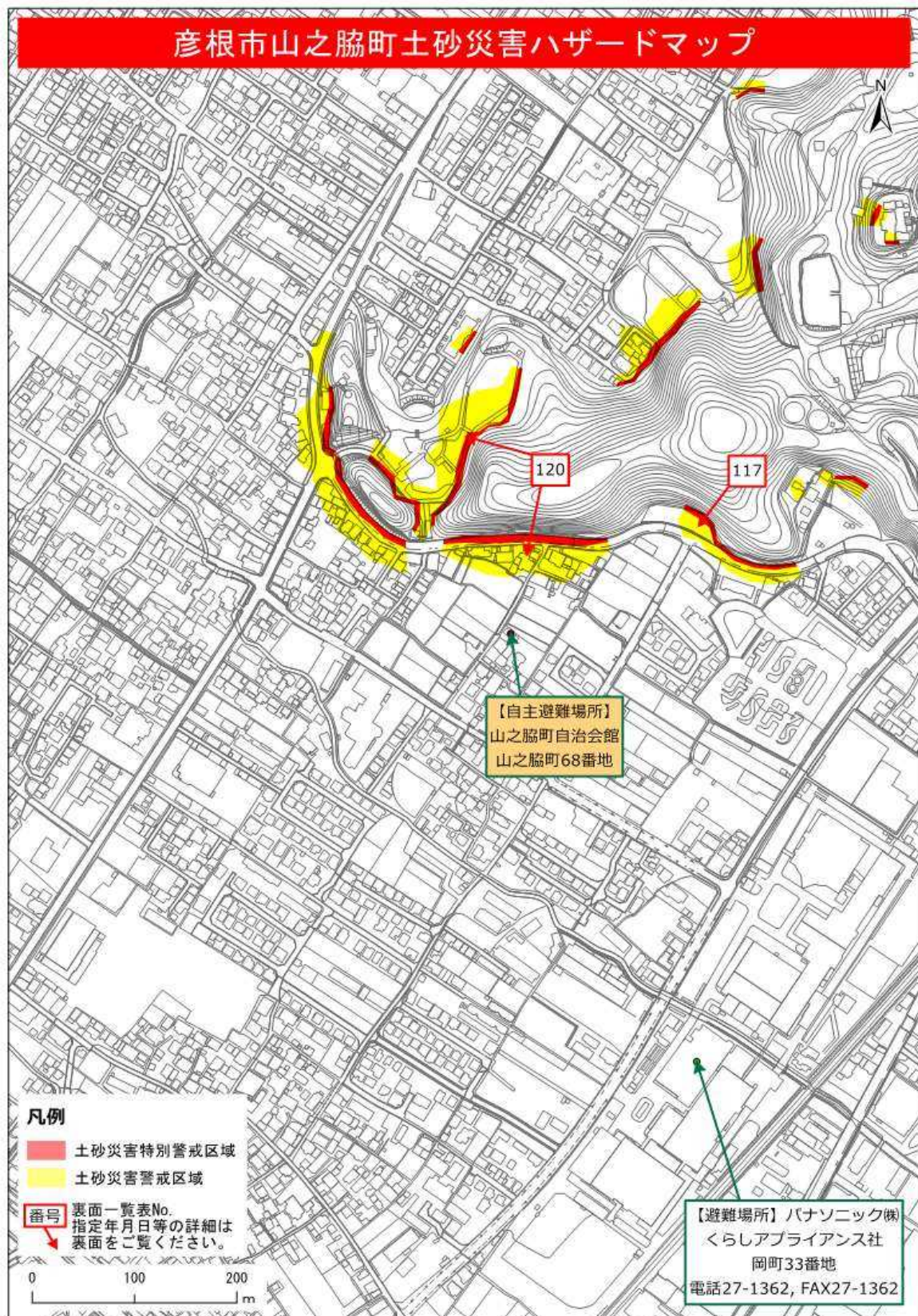
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

㊦ 平田町



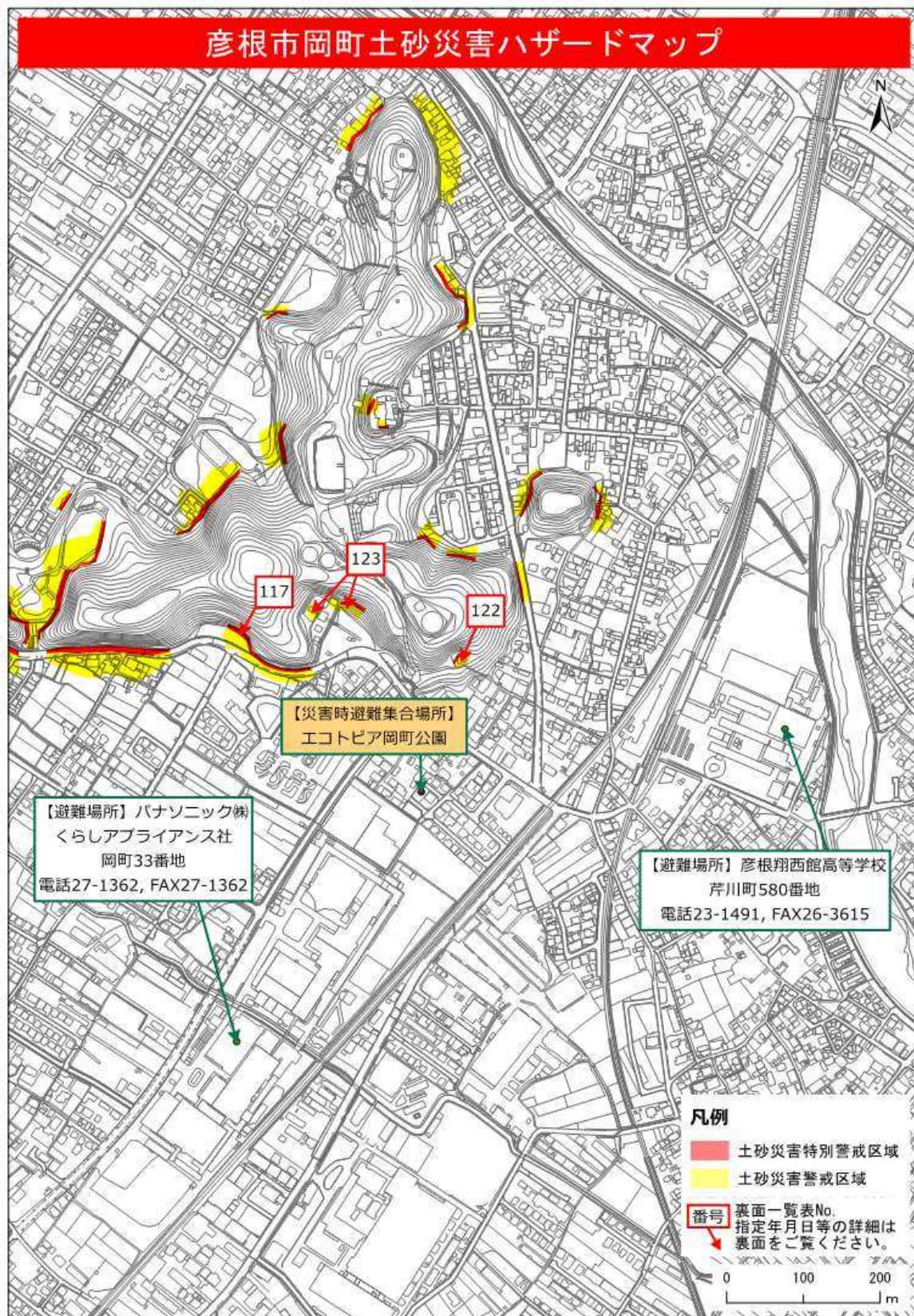
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

㊸ 山之脇町



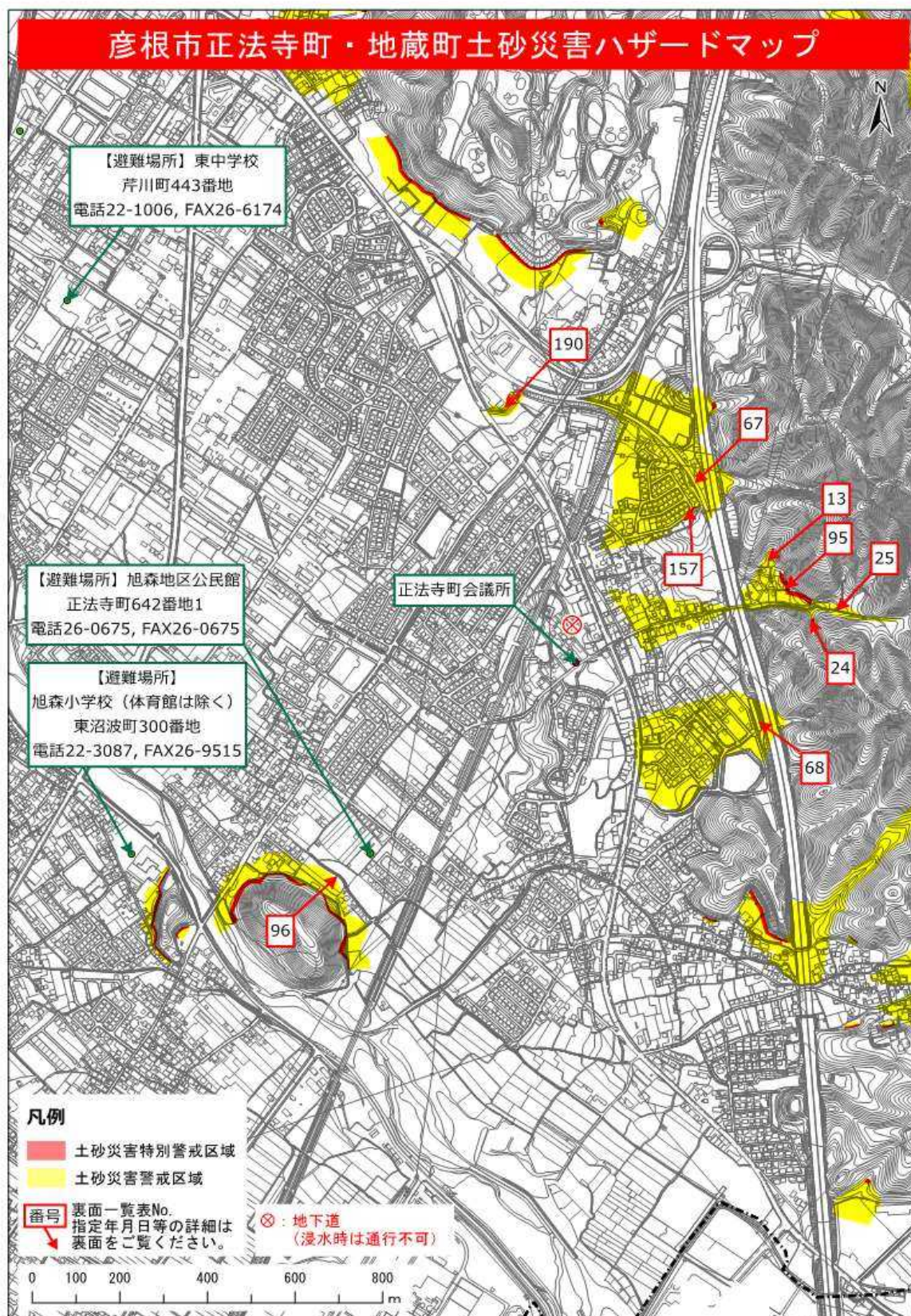
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

②9 岡町



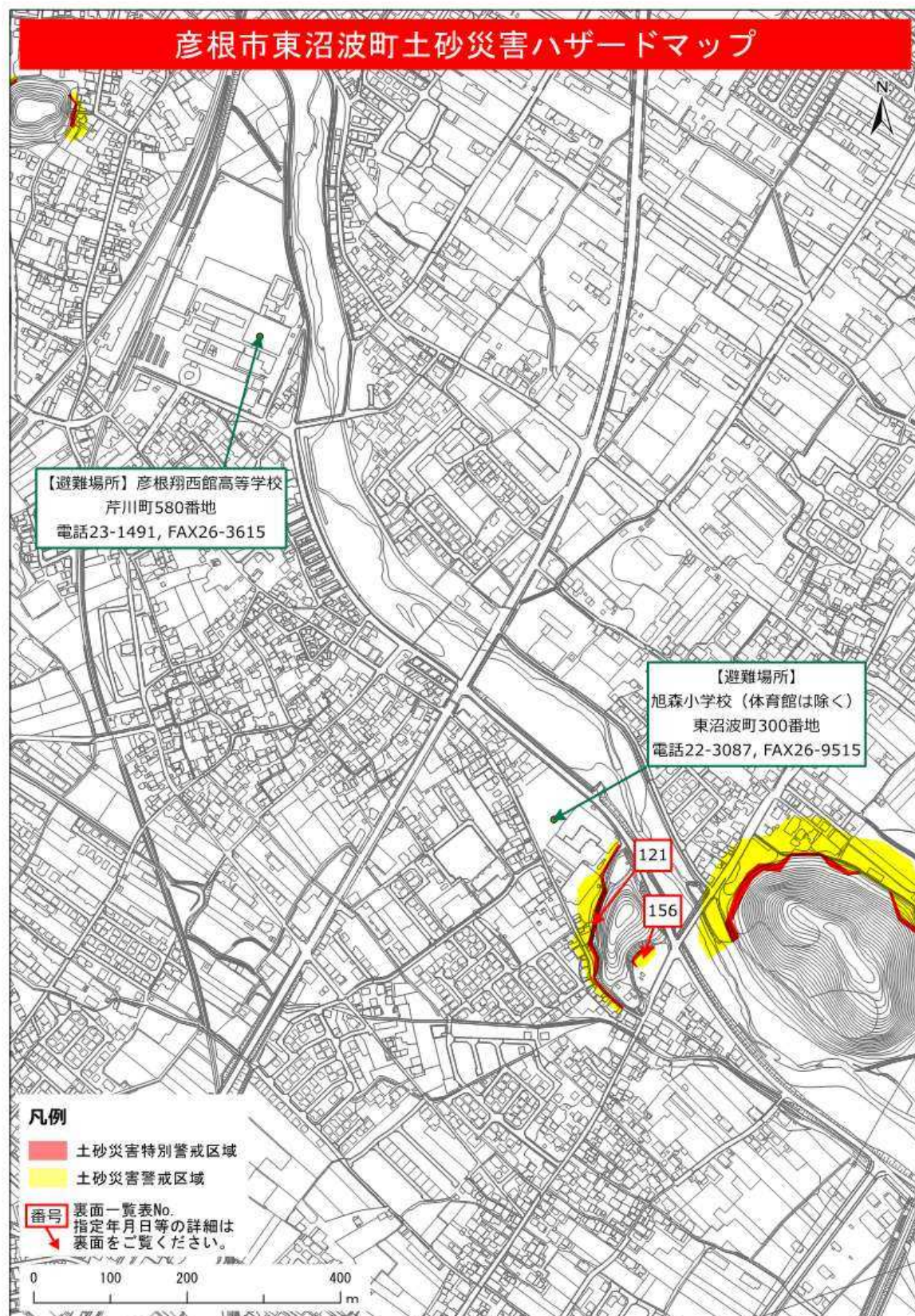
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

③〇 正法寺町・地藏町



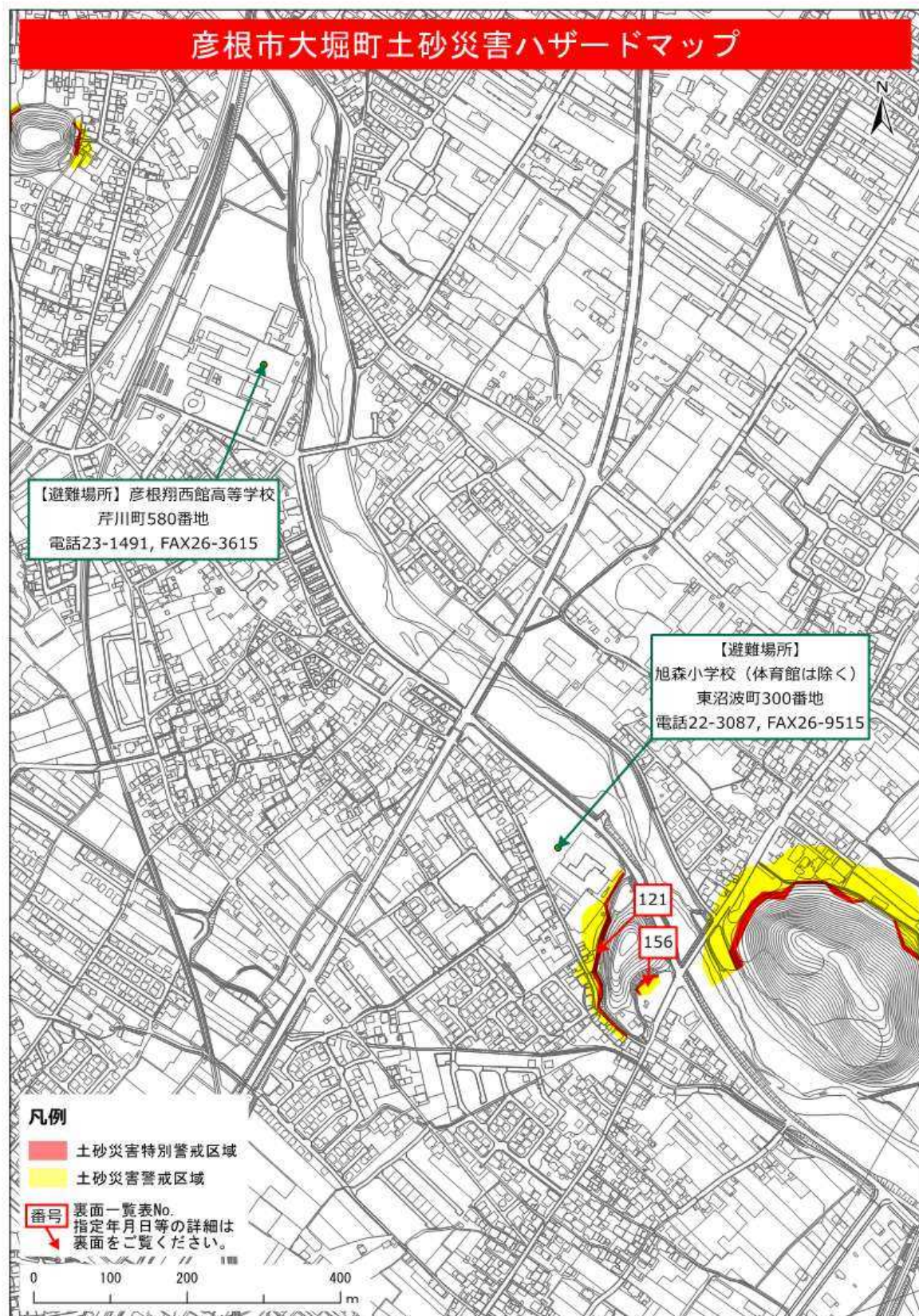
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

㊦ 東沼波町



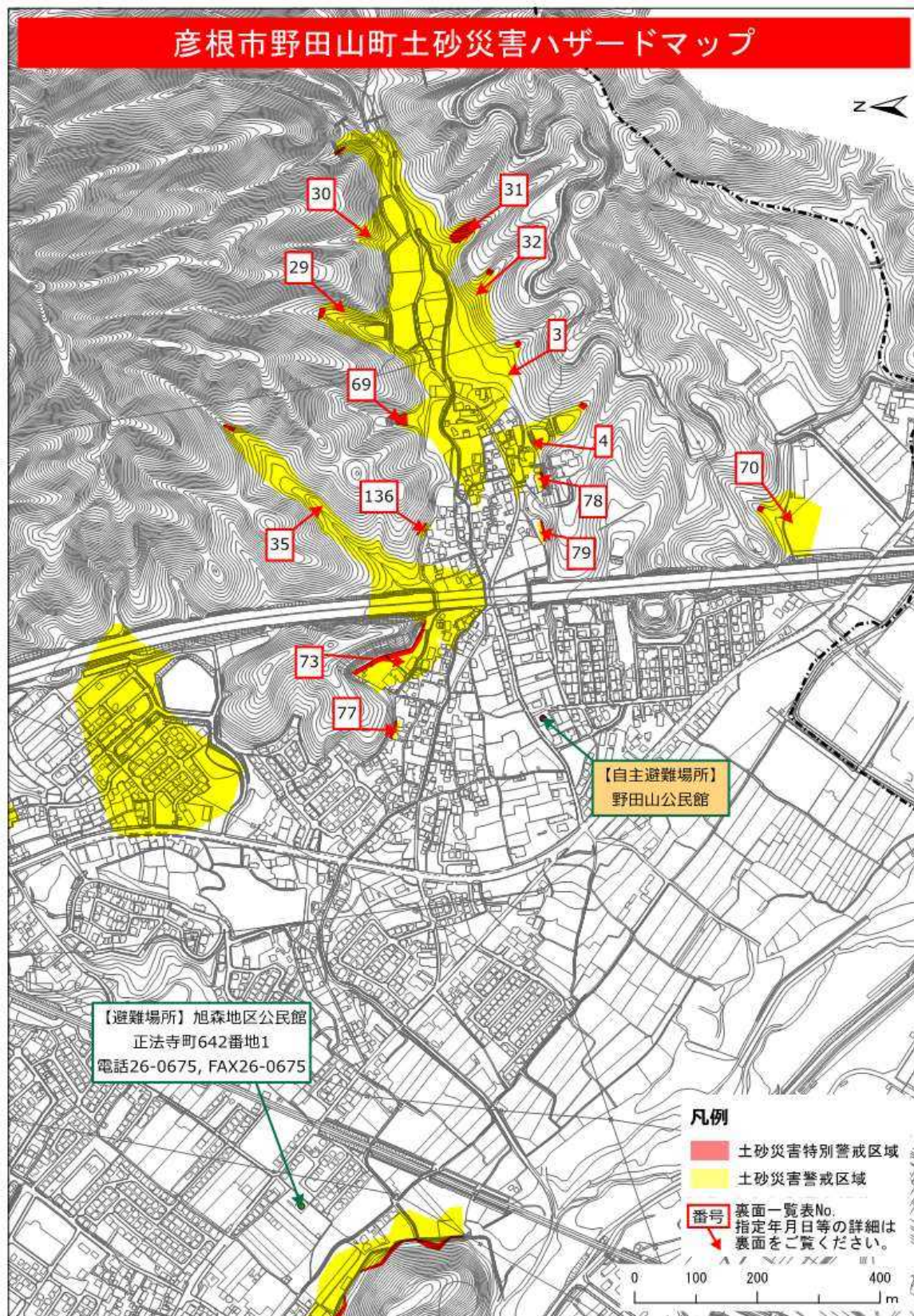
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

③ 大堀町



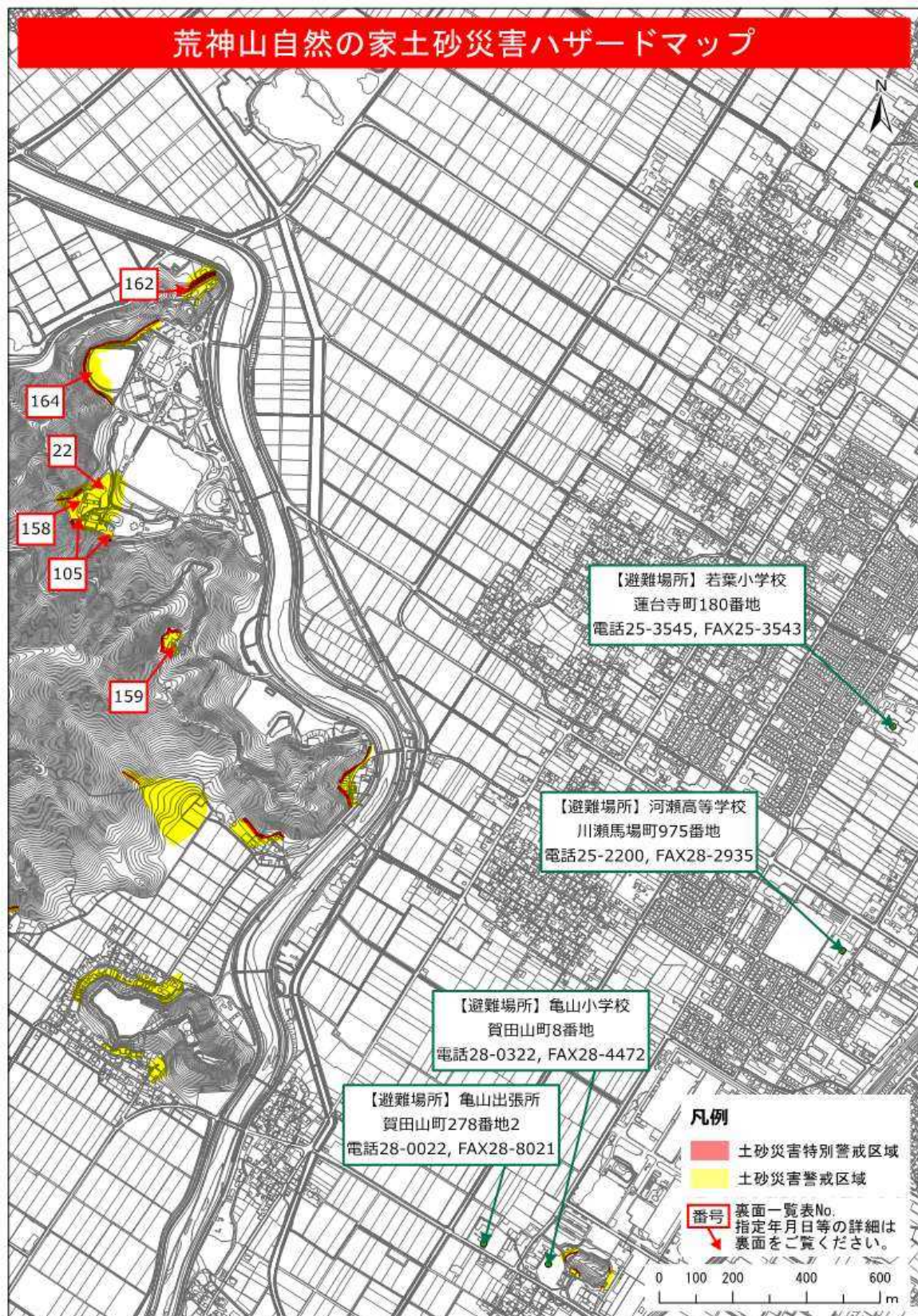
※各区分番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

③ 野田山町



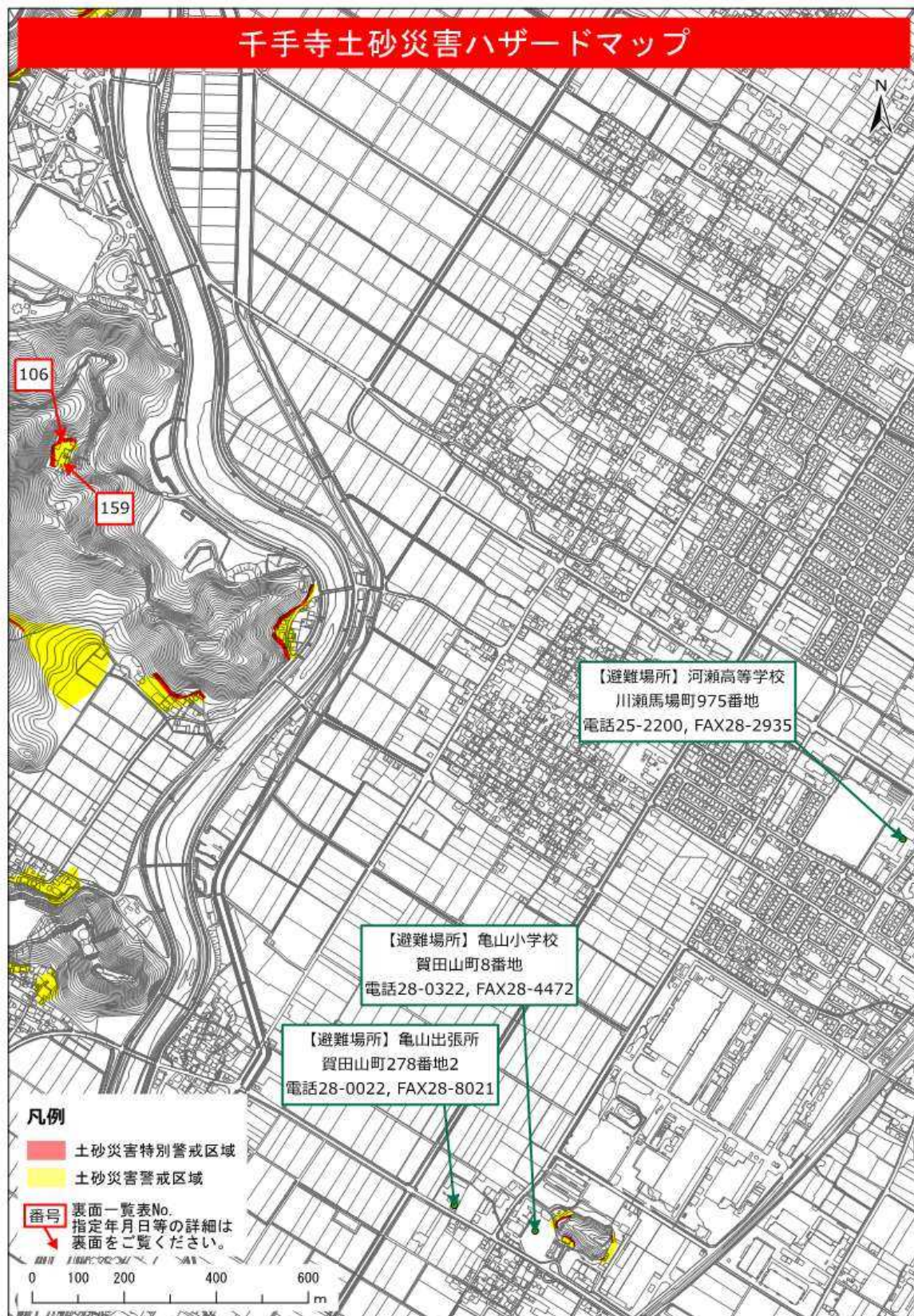
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

③④ 荒神山自然の家



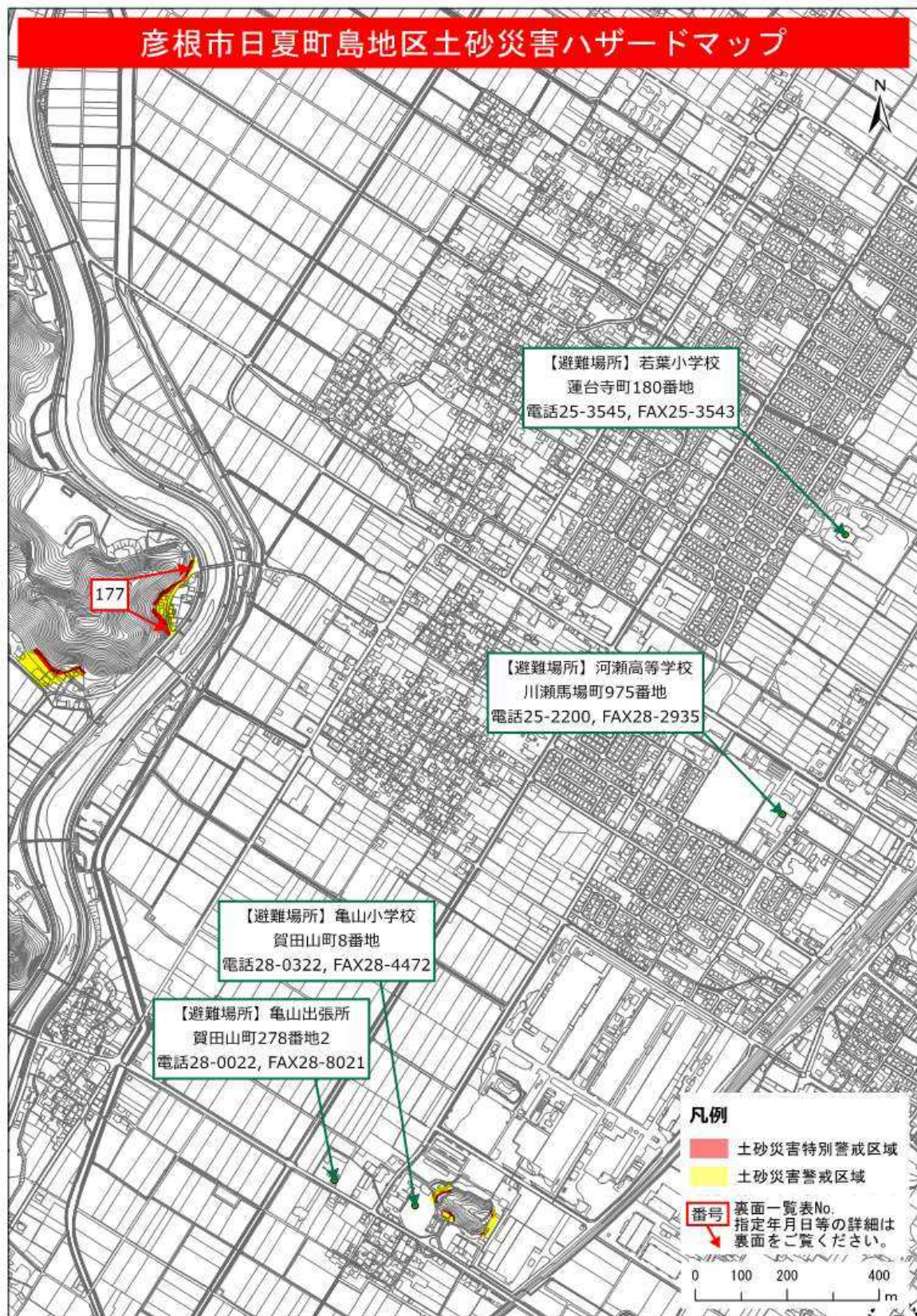
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

㊦ 千手寺



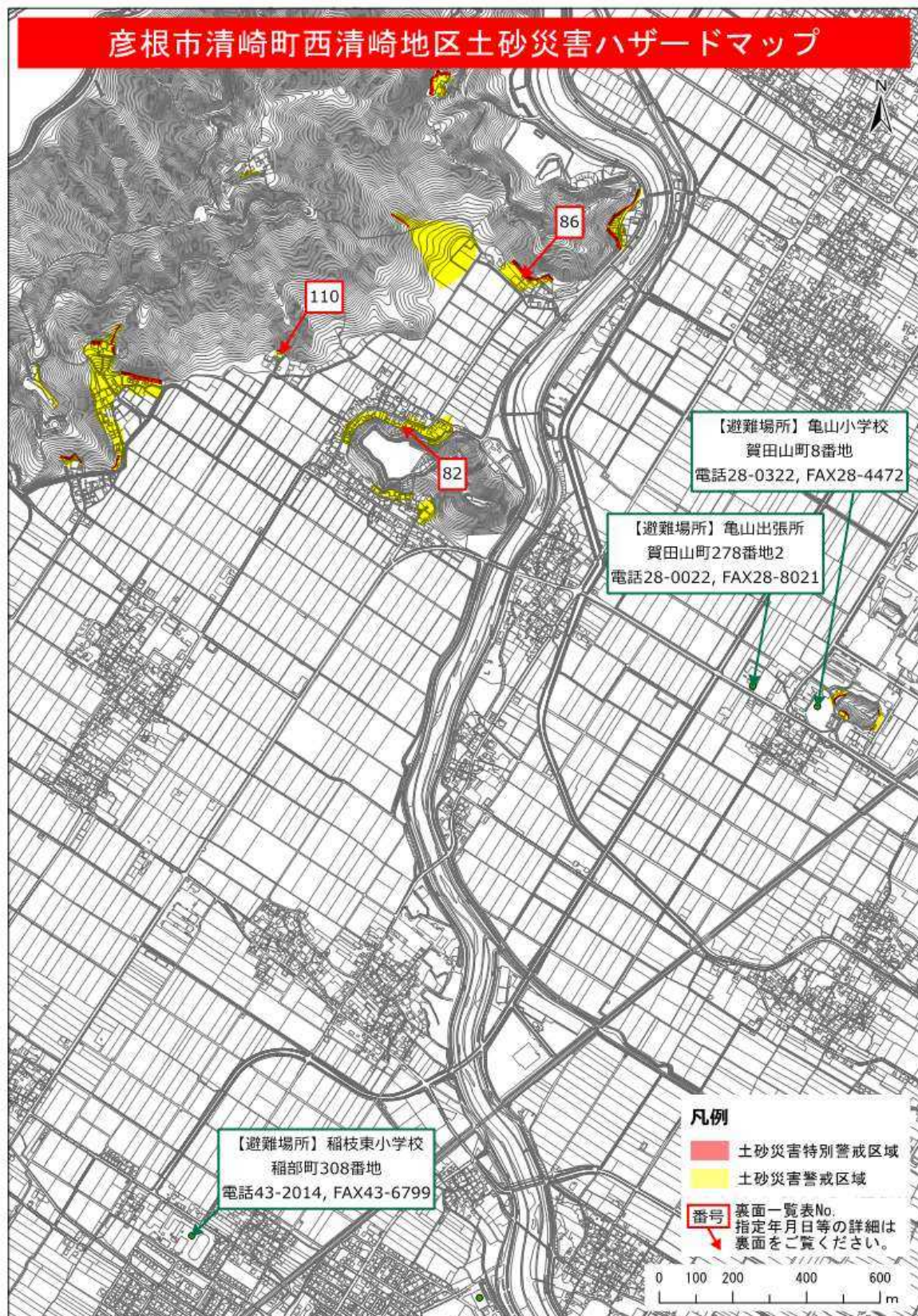
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

㊸ 日夏町島地区



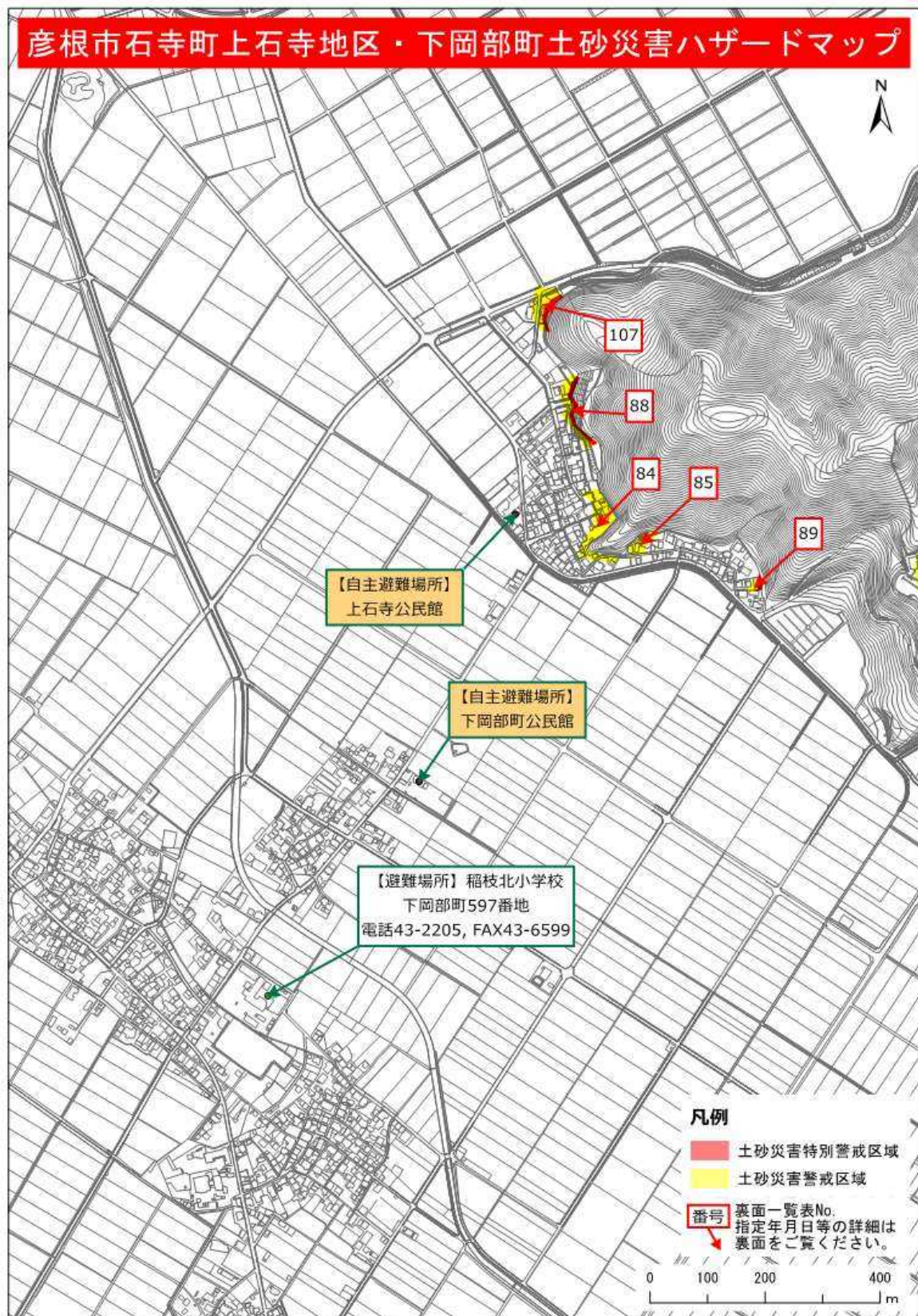
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

③7 清崎町西清崎地区



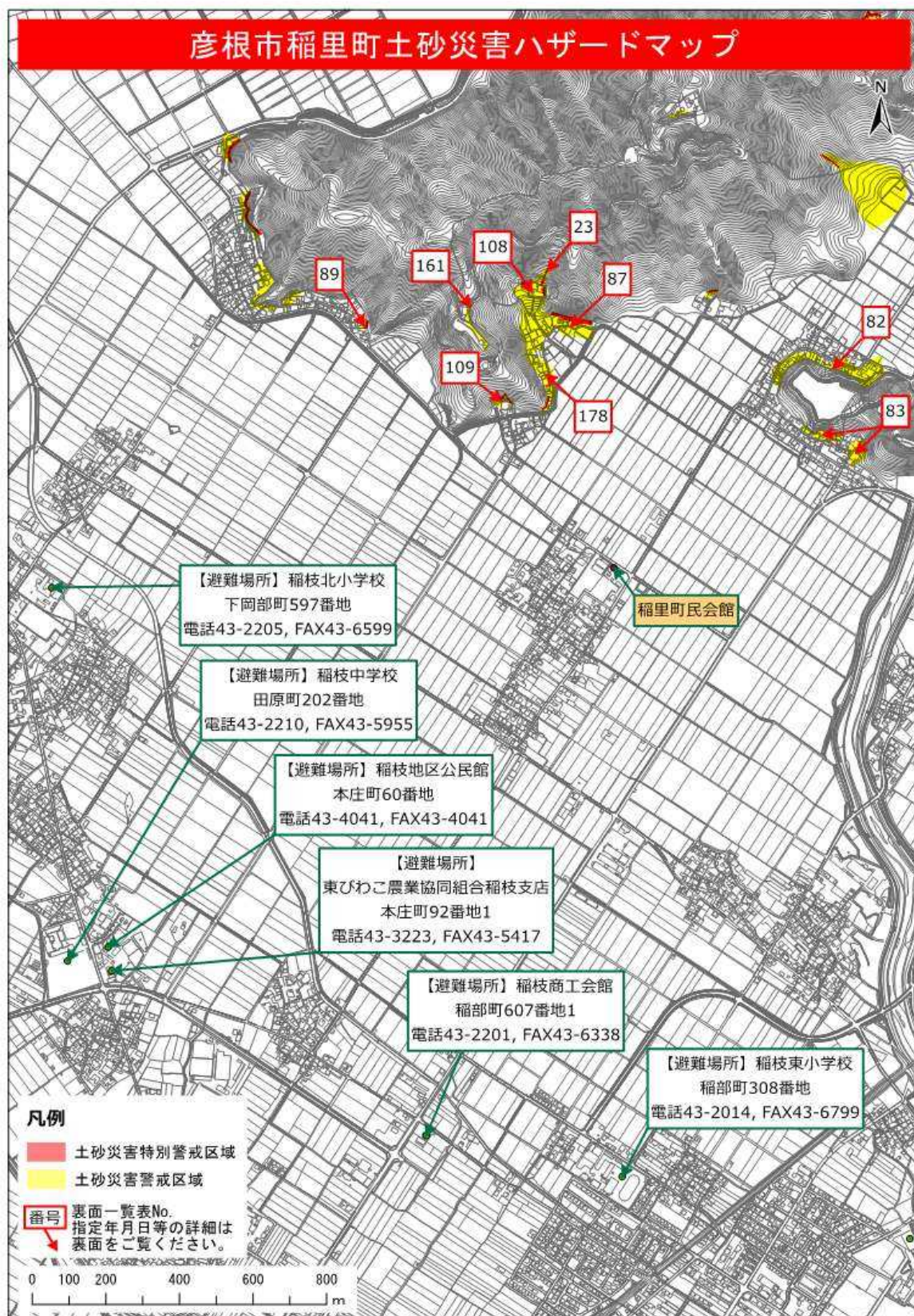
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

㊸ 石寺町上石寺地区・下岡部町



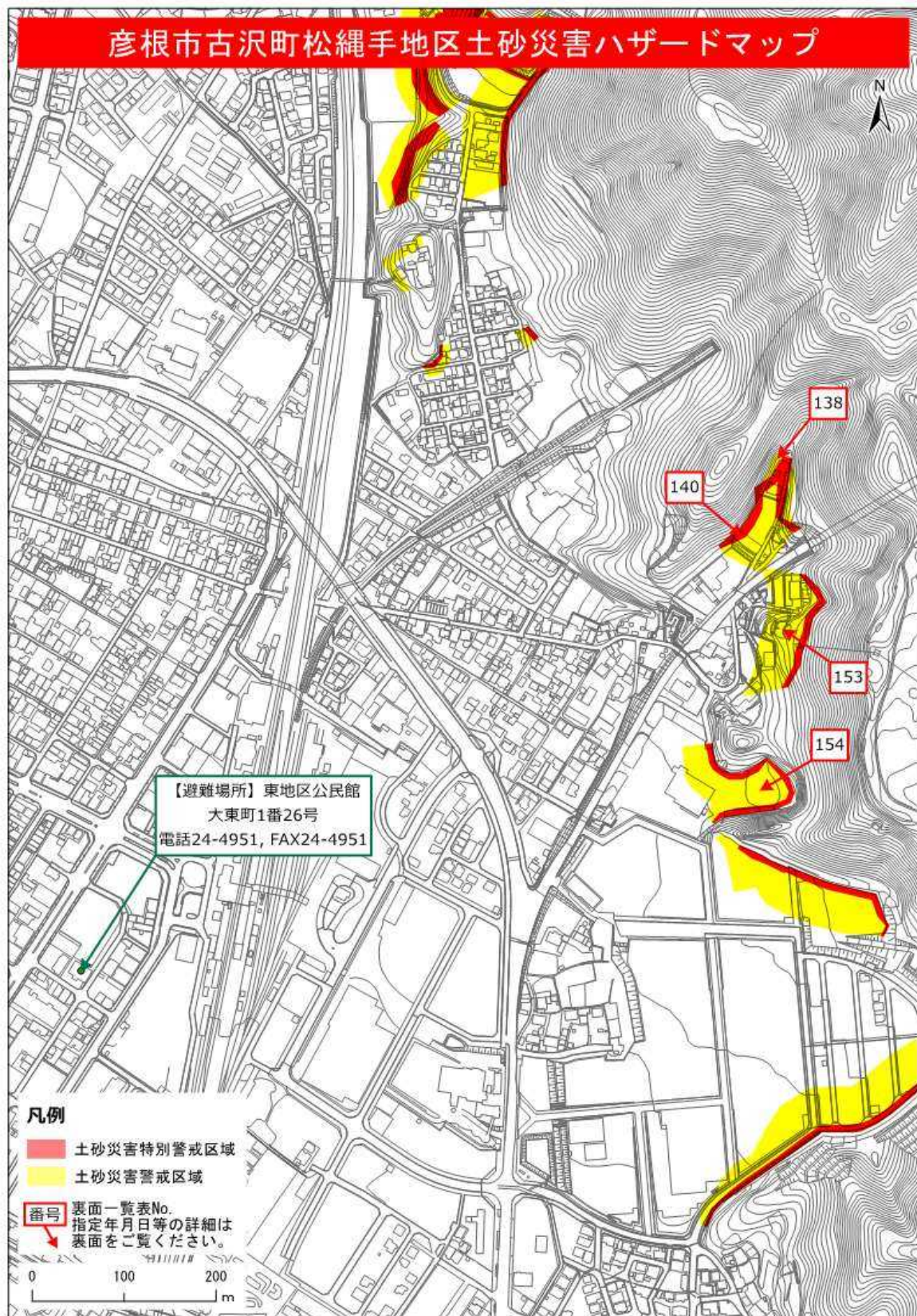
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

③ 稲里町



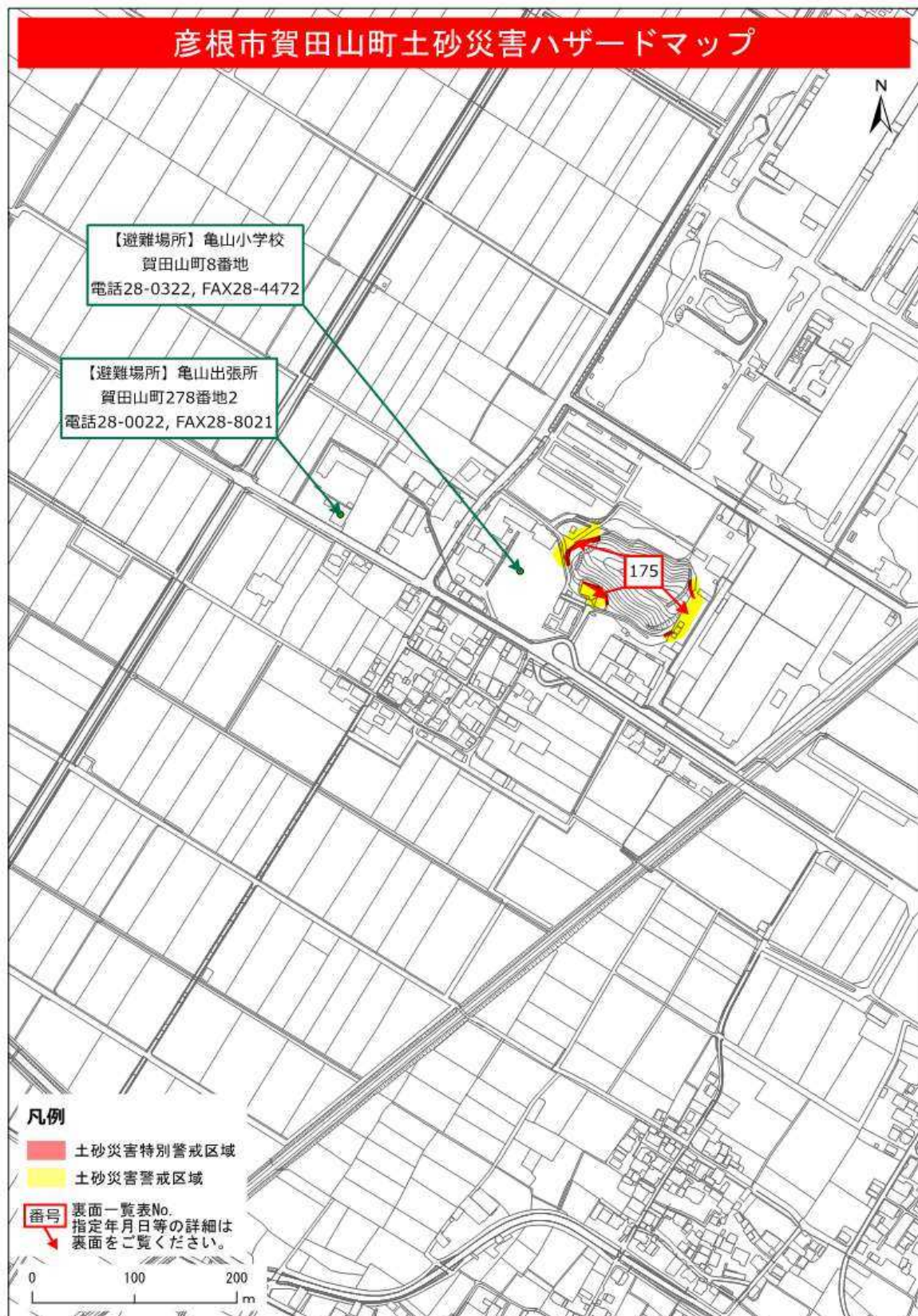
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

④古沢町松縄手



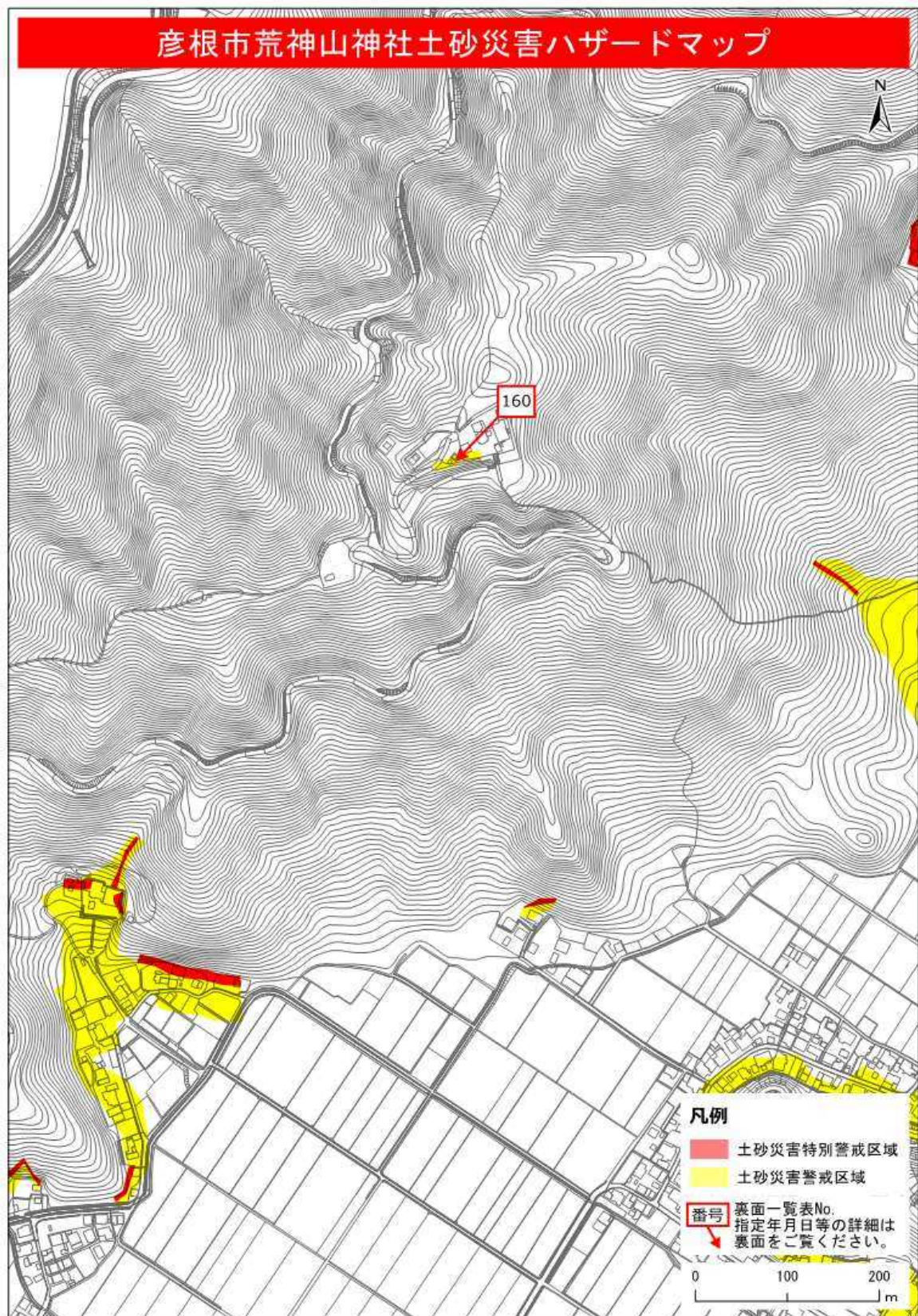
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

④ 賀田山町



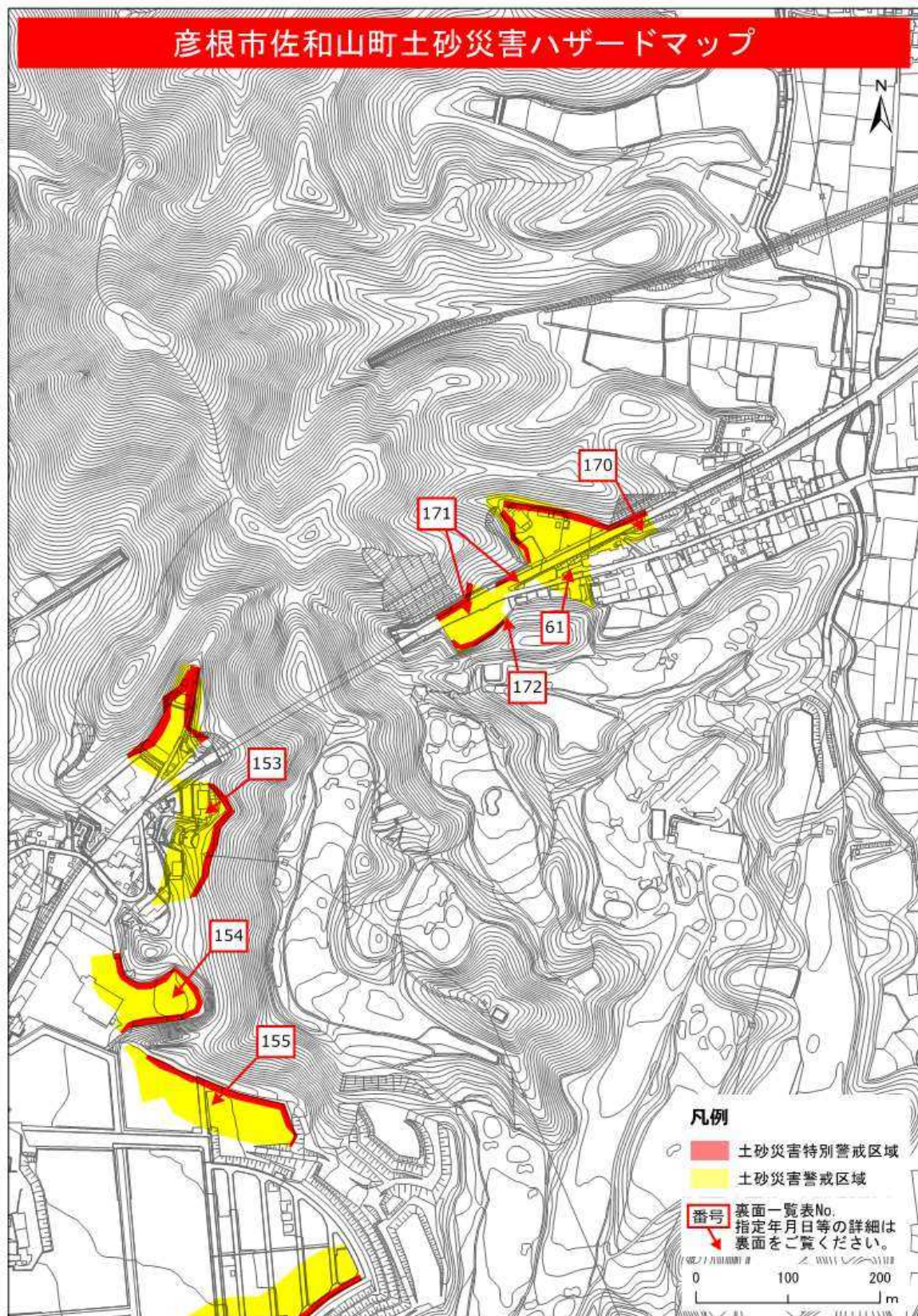
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

④ 荒神山神社



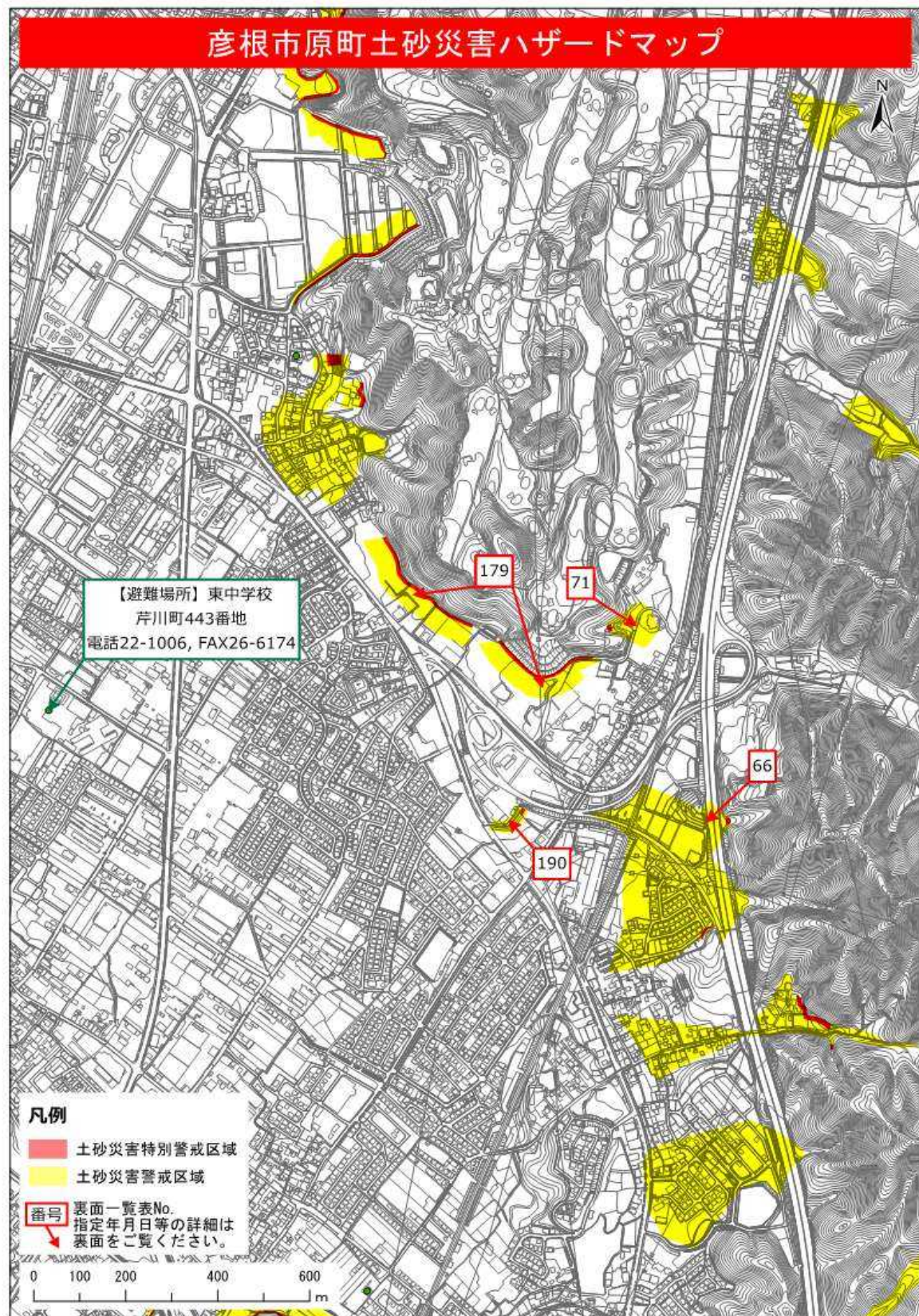
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

④ 佐和山町



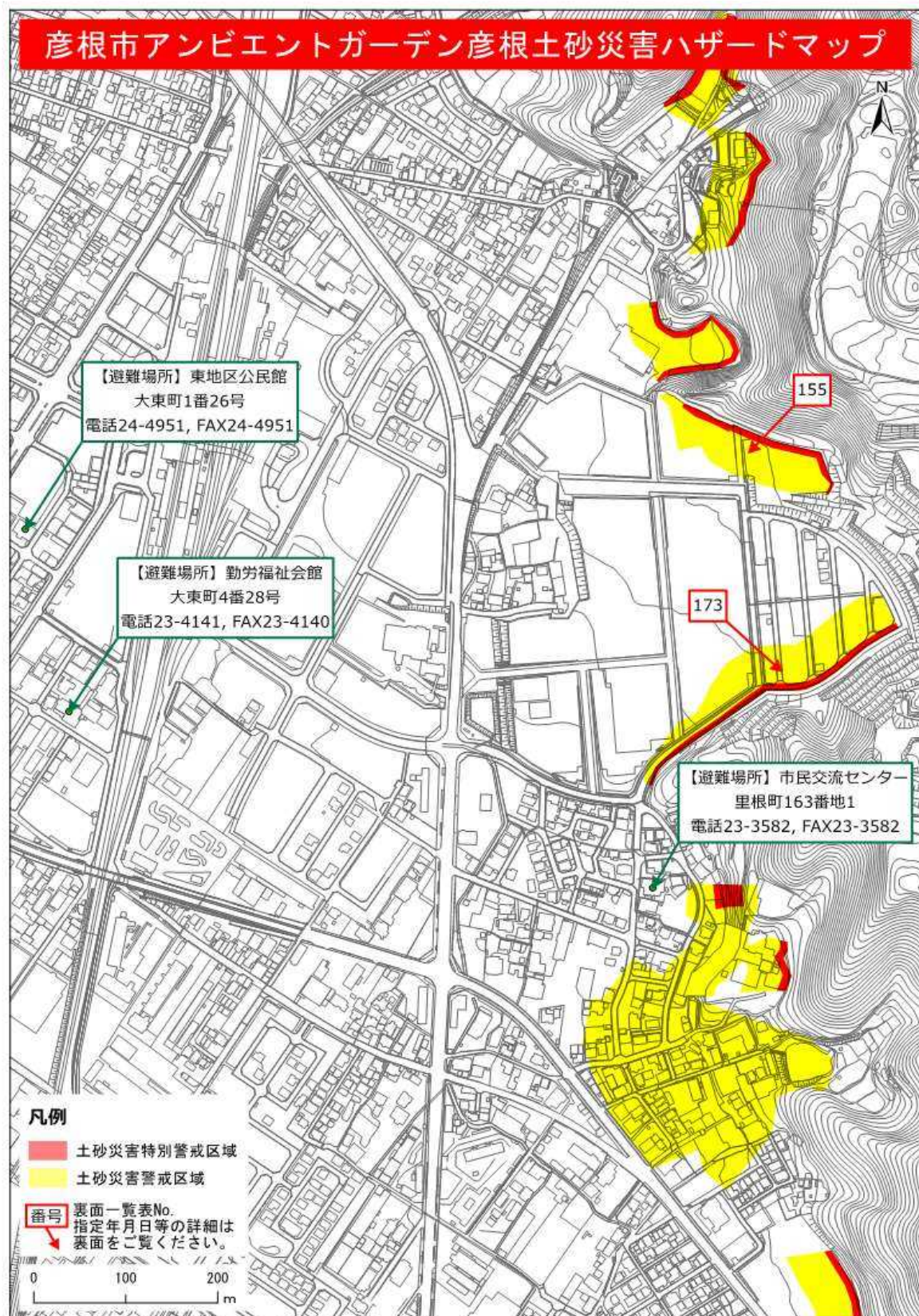
※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

④ 原町



※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

④ アンビエントガーデン彦根



※各区画番号の指定年月日等の詳細は（資料編 p 1-4-22）をご確認ください。

第1部 災害リスクに関する資料
4 土砂災害関係

要配慮者への協力

- 高齢者・病気の人には・・・
複数の人で対応しましょう。急を要するときは、おぶいひもなどを使って背負い、安全な場所へ避難しましょう。
- 目の不自由な人には・・・
「お手伝いしましょうか」などと、まず声をかけましょう。話しかける相手の声が頼りなので、話すときは、はっきりゆっくり、大きな声で、誘導するときは、杖を持っていない方のひじの上のあたりを軽く触れるか、腕をかして、半歩前くらいをゆっくり歩きましょう。
- 体の不自由な人には・・・
それぞれの人に適した誘導方法を確認しましょう。車椅子の場合は、必ず3人で協力し、上がるときは前向きに、下がる時は後ろ向きにして、恐怖感を与えないように配慮しましょう。
- 耳の不自由な人には・・・
話すときは、近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かしましょう。
口頭で伝わりにくいようであれば、紙とペンで筆談をしましょう。
紙やペンがなければ、相手の手のひらに指で字を書いて筆談しましょう。

災害情報の入手手段

複数の手段で情報を入手できるよう準備しましょう

(各手段で配信する内容は基本的に同じですが、電波状況などで届かない場合に備えましょう)

○ 彦根市メール配信システム

あらかじめ登録していただいている方にメールで情報を配信しています(多言語配信もあります。)

○ ダイヤルサービス

050-5533-8171に電話することで、災害情報等に関するメール配信の内容や同報系屋外放送設備での放送内容を自動応答で確認できます。

○ 同報系屋外放送設備(防災スピーカー) ※聞こえづらい場合は他の手段で内容を確認してください。

屋外に設置したスピーカーを使用して、避難情報や緊急情報などを放送します。

○ 彦根市民防災マニュアル ※市内全戸へ配布した黄色の冊子

災害に備えてのマニュアルです。市内の避難場所の確認もできます。

○ 彦根市災害用X(旧 Twitter)(彦根市防災@bousai_hikone)

災害時には、市内の被害状況や避難施設情報をつぶやきます。

○ 彦根市ホームページ(緊急情報)(<https://www.city.hikone.lg.jp/>)

「彦根市緊急情報」を表示し、避難情報などの緊急情報を知らせます。

○ アプリ「彦根市 LINE 公式アカウント」

防災情報のほか、各種イベントや新型コロナウイルス感染症情報などを掲載しています。

○ ラジオ エフエムひこね(78.2MHz)

災害時には、市内の被害情報や、避難施設情報を発信しています。

○ アプリ「Yahoo!防災速報」「全国避難所ガイド」

市の避難情報や気象情報等、様々な防災情報を確認できます。

○ NTTドコモ「エリアメール」ソフトバンク・KDDI・楽天モバイル「緊急速報メール」

避難情報などを配信します。基本的に設定なしで対象端末を持つ方に強制的に配信されます。

彦根市メール配信システムをご利用ください

—安心・安全情報をメールで配信します—

彦根市では、災害情報、防犯情報、火災情報を、いち早く市民の皆さんの「携帯電話」や「パソコン」にメール配信するサービス(登録無料)を提供しています。

※一部の情報を除き、登録された方が配信情報を選択することが可能です。

1 利用方法

◆ ① 空メールを送信してください

メールの配信を希望される人は、ご自分の携帯電話やパソコンから次のメールアドレスに空メールを送信してください。

アドレス・・・touroku@hikone-city.jp

※二次元コード読み取り機能があれば、右のQRからもアクセスできます。

◆ ② 登録用のメールが返信されますので、記載してあるURLから登録画面に進んでください

配信希望を登録するためのURL入りのメール(配信元アドレス:jouhou@hikone-city.jp)にアクセス(接続)してください。



日本語



English



Português



中文



한국어



Tiếng Việt

5 地震関係

(1) Jアラートシステム設置施設一覧

(令和8年4月1日現在)

施設名	所在地	施設名	所在地
城東小学校	京町二丁目	医療情報センター	八坂町
城西小学校	本町三丁目	稲枝西小学校	本庄町
金城小学校	大藪町	西中学校	金亀町
城北小学校	松原町	中央中学校	西今町
佐和山小学校	安清町	東中学校	芹川町
旭森小学校	東沼波町	鳥居本中学校	鳥居本町
平田小学校	平田町	南中学校	甘呂町
城南小学校	西今町	彦根中学校	西葛籠町
城陽小学校	甘呂町	稲枝中学校	田原町
若葉小学校	蓮台寺町	彦根幼稚園	本町一丁目
鳥居本小学校	鳥居本町	高宮幼稚園	高宮町
高宮小学校	高宮町	平田こども園	平田町
河瀬小学校	極楽寺町	稲枝東幼稚園	稲部町
亀山小学校	賀田山町	旭森幼稚園	東沼波町
稲枝東小学校	稲部町	城北幼稚園	松原町
佐和山幼稚園	芹川町	市民交流センター	里根町
城陽幼稚園	日夏町	福祉センター	平田町
東保育園	安清町	ひこね市文化プラザ	野瀬町
西保育園	長曽根町	高宮地域文化センター(出張所含む)	高宮町
ふたば保育園	金剛寺町	みずほ文化センター	田原町
子どもセンター	日夏町	人権・福祉交流館	犬方町
発達支援センター	平田町	亀山出張所	賀田山町
東地区公民館	大東町	市役所(別館含む)	元町
西地区公民館	本町一丁目	図書館	尾末町
稲枝地区公民館	本庄町	障害者福祉センター	平田町
旭森地区公民館	正法寺町	グリーンピアひこね	清崎町
鳥居本地区公民館(出張所含む)	鳥居本町	彦根城博物館	金亀町
河瀬地区公民館(出張所含む)	森堂町	清掃センター	野瀬町
中地区公民館	大藪町	消防本部他3施設 注4)	西今町
市役所中央町別館	中央町	稲枝支所	田原町
くすのきセンター	八坂町	南地区公民館	甘呂町
		彦根市スポーツ・文化交流センター	小泉町

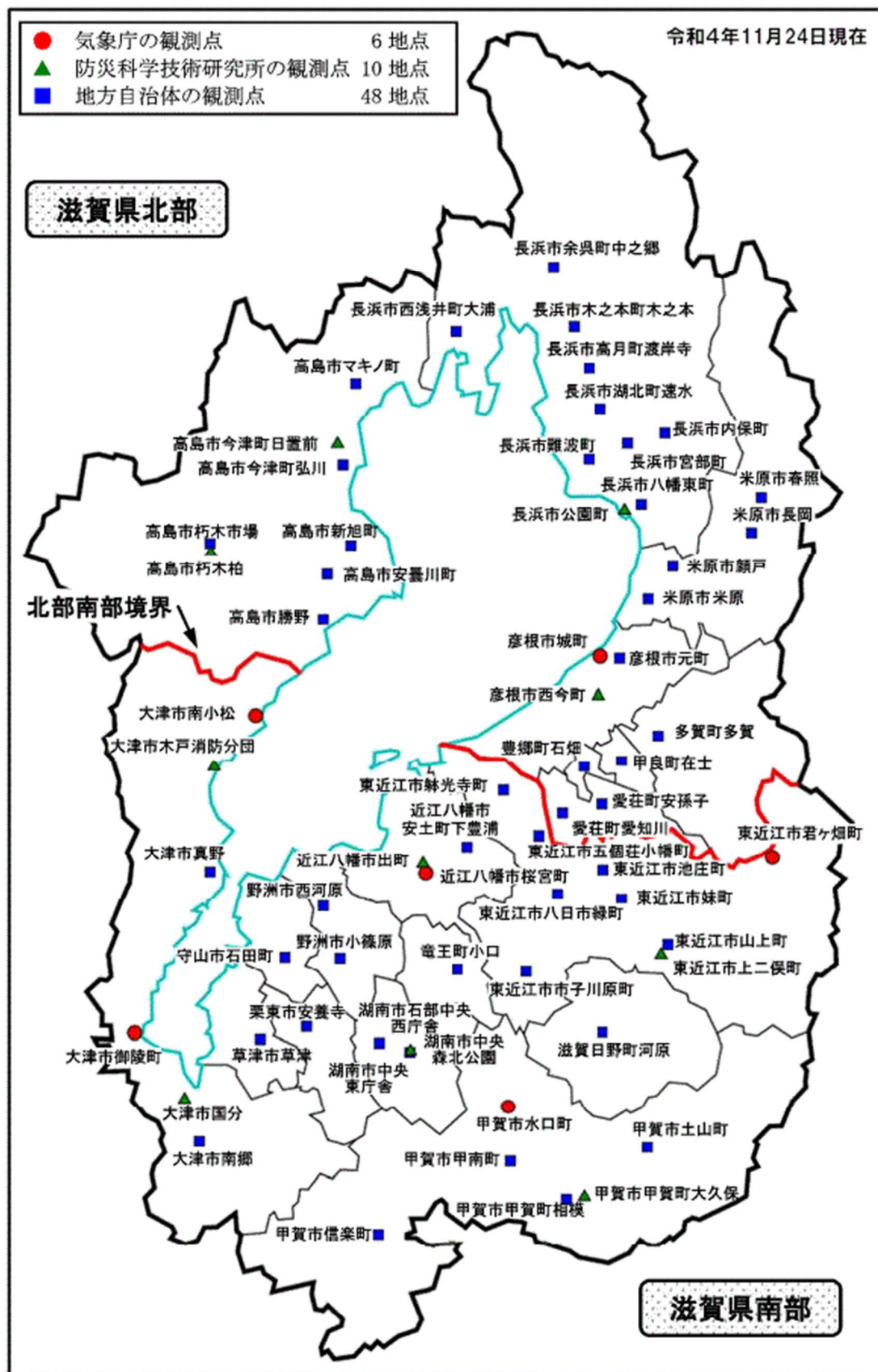
注1) Jアラートシステムは、彦根市の公的施設をカバーしている光回線網を構築している施設の館内放送設備を利用して緊急地震速報を伝達する。なお、今後は、回線を構築できた施設に対して整備を図るものとする。

2) 放送内容「(警報音) 緊急地震速報 大地震です。大地震です。」と地震が到達するまで繰り返し放送。警報音(チャイム音)は、NHKで採用されているものと同一のものを利用。

3) 放送された速報が誤報であった場合は、「ただいまの地震は誤報でした」と放送

4) 消防本部他3施設(消防北分署、消防南分署、消防犬上分署)

(2) 滋賀県の観測点配置図



(3) 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- ア 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- イ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- ウ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- エ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- オ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- カ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

第1部 災害リスクに関する資料

5 地震関係

(ア) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されてないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(カ) 大規模構造物への影響

長周期地震動(※)による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうち、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(4) 大規模な地震に関する情報の種類と発表条件

ア 南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高くなっていることなどをお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

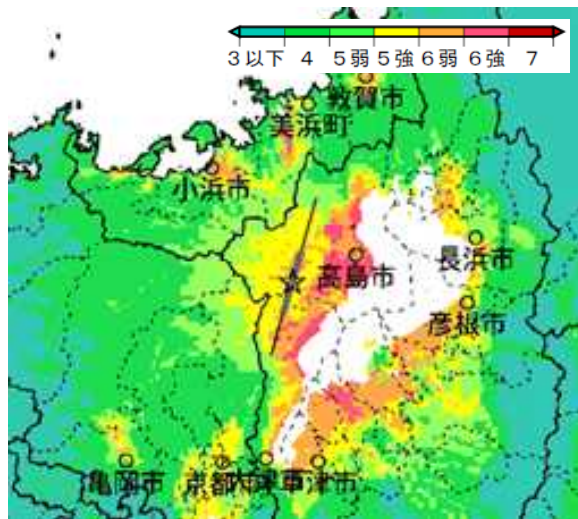
「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 - 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

気象庁 HP から抜粋

三方・花折断層帯（花折断層帯〔北部〕）



マグニチュード：7.2

活断層の位置：市より西方向およそ 30km

最大震度：6 弱

市域震度分布：

平野部大部分で 6 弱、東側・山間部で 5 強～4

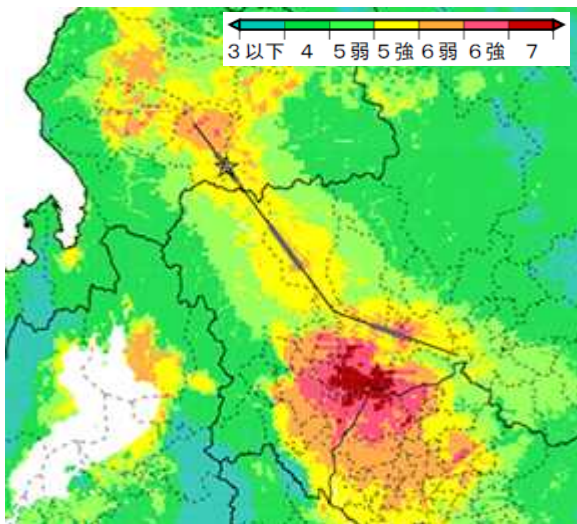
広域震度分布：

県内では高島など琵琶湖西部沿岸地域で 6 強以上、県外では京都市域等で 5 強以上となっている。

想定：

平野部で家屋倒壊の発生、京阪神への交通遮断などが想定される。

濃尾断層帯（1891 年濃尾地震〔温見北西＋根尾谷＋梅原〕）



マグニチュード：8.0

活断層の位置：市より東方向およそ 49km

最大震度：5 強

市域震度分布：

平野部で 5 強、山間部で 5 弱～4

広域震度分布：

県内では長浜、米原などで震度 6 弱、県外では岐阜県と愛知県境界付近で 6 強以上となっている。

想定：

家屋が倒壊する程の被害はほとんど発生しない、東海地域への交通遮断などが想定される。

(7) 海溝型地震（南海トラフを震源域とする地震）

ア 南海トラフ巨大地震について

内閣府中央防災会議では、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの地震について検討を行っている。

以下に当検討会において検討された想定震源域、想定津波波源域を示す。

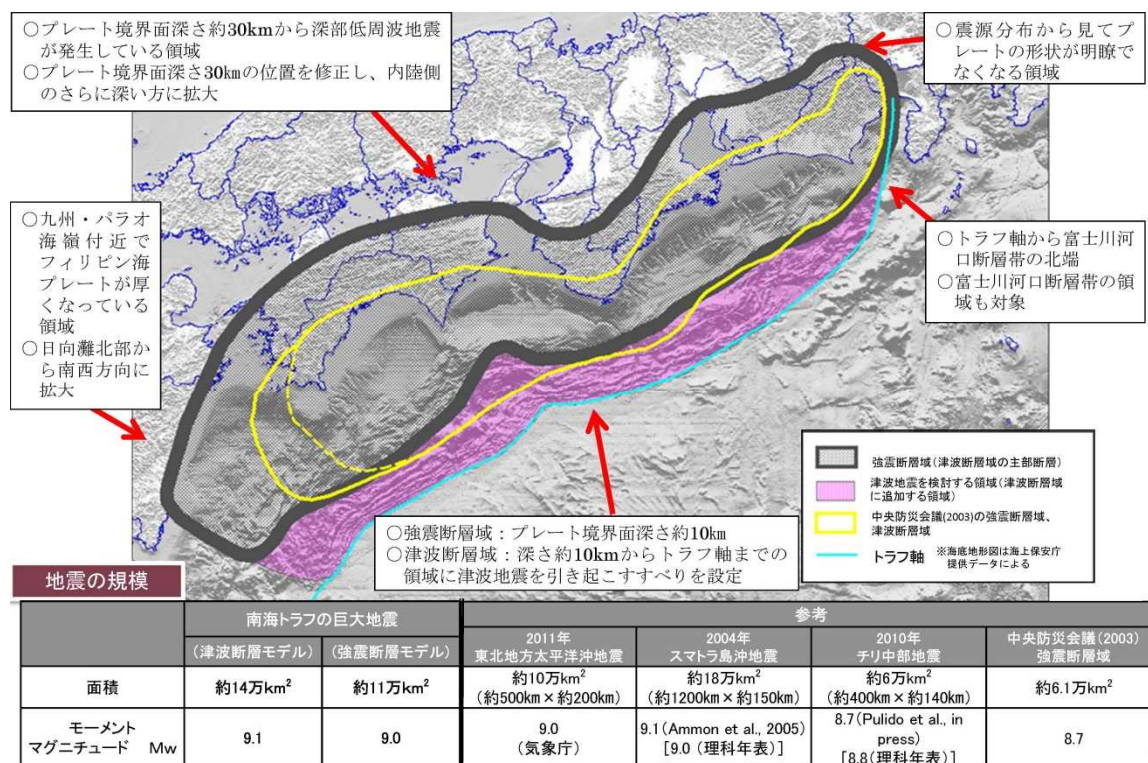


図 南海トラフ巨大地震の想定震源域モデル

(「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ H24. 8)

また、この想定震源域において、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」では強震動生成域について、過去の地震時の強震動生成域と概ね同じ場所に位置する可能性が示唆されるが、その周辺で少し位置が変わる可能性や、やや深い場所にある可能性も考えられるため、以下 4 つのケースについて検討が行われている。その 4 ケースを次頁に示す。このうち、もっとも滋賀県に大きな揺れをもたらすのは、強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側に移動したケース（通称陸側ケース）の場合である。

よって、海溝型地震では南海トラフ巨大地震の陸側ケースについて後の地震危険度評価を行う。

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年号 (西暦)	月日	気象条件 等	災害概要・被害等	雨量・風速等
明治 29 年 (1896)	9.	停滞前線 による豪雨	琵琶湖沿岸が大洪水に見舞われる。 犬上川は開出今集落の東南で、200 メートル近く決壊し、田畑はことごとく冠水し、多くの家も倒壊した。 開出今、大藪、須越、八坂などに多くの被害をもたらした。 長曾根村は浸水八、九尺 (2.4～2.7 メートル) に及んだ。 彦根城下の大半は湖面水量の増加に浸水し、一方、芹川の堤防決壊して、東南各町を害し市街は舟を浮かべて航行し、人は2階の窓から出入りした。 犬上郡の被害は死者3人・床上浸水20戸・床上浸水3856戸・床下浸水2459戸他	総雨量：1018.8mm 【観測史上1位】 日雨量：596.9mm (9/7) 【観測史上1位】
大正元年 (1912)	9.23	台風	※彦根市内の被害状況については不明。要調査。	最大風速：24.0m/s 【観測史上5位】 最低気圧：961.1hPa 【観測史上3位】
大正 6 年 (1917)	1～3	大雪	2月の雪は、彦根測候所創立以来未曾有の大雪で、彦根付近でも約90cmに達し、湖北の山間部では3mを越えた所もあった。	最低気温：-7.1℃ (2/2) 最深積雪：83cm (2/3) 【観測史上3位】
大正 6 年 (1917)	9.29～ 30	台風	台風により、愛知川・宇曾川などの流域が水害に見舞われる。	総雨量：191.1mm (9/28～30) 最大風速：12.5m/s (9/30)
大正 10 年 (1921)	9.15	洪水	千本村大堀、久徳村で芹川の堤防決壊	総雨量：65.4mm
昭和 9 年 (1934)	9.21	室戸台風	風台風で建物の倒壊が多かった。 犬上郡の被害は死者1・全壊住家20・半壊住家57他	総雨量：15.0mm 最大風速：31.2m/s 【観測史上1位】 最大瞬間風速：39.3m/s 【観測史上4位】 最低気圧：966.7 hPa 【観測史上4位】
昭和 25 年 (1950)	9.3	ジェーン 台風	彦根市でジェーン台風の被害がでる。宇曾川の堤防決壊。 民家全壊9棟、家屋一部破壊751箇所、電柱倒壊95本、倒木96本、納屋・作業所全壊12棟	総雨量：64.9mm (9/2～4) 最大風速：27.8m/s 【観測史上2位】 最大瞬間風速：42.5m/s 【観測史上2位】
昭和 26 年 (1951)	7	豪雨	松原干拓田全滅・旧市内100戸浸水	総雨量：293.7mm (7/8～17) 日雨量：55.5mm (7/15)
昭和 28 年 (1953)	9.25	台風13号	彦根市城を台風13号が襲い、芹川等の堤防決壊、家屋損壊などの被害がでる。 芹川決壊により大橋町(仏具店街)を中心に1mの床上浸水。池州橋付近で越水し、市内冠水。 災害救助法適用：彦根市(日夏町・開出今町・鳥居本町)	総雨量：182.9mm (9/23～25) 最大風速：21.0m/s 【観測史上9位】 最大瞬間風速：29.0m/s
昭和 33 年 (1958)	8.25	台風17号	台風17号が彦根市域を襲い、堤防決壊、家屋の浸水などの被害が出る。 浸水家屋627戸 他	総雨量：116.2mm (8/24～25) 最大風速：15.5m/s 最大瞬間風速：28.3m/s

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年号 (西暦)	月日	気象条件 等	災害概要・被害等	雨量・風速等
昭和34年 (1959)	8.13	台風7号	台風7号が彦根市域を襲い、堤防決壊、家屋損壊などの被害が出る。 死者1人・床上浸水385戸・床下浸水3778戸 他	総雨量：280.0mm (8/12～14) 最大風速：12.9m/s (8/14) 最大瞬間風速：16.2m/s (8/14)
昭和34年 (1959)	9.26	伊勢湾 台風	伊勢湾台風(台風15号)で甚大な被害をうける。 この影響により、この年の城まつり行事が中止となる。 清崎地先の宇曾川堤防が決壊。 芹川が多賀町中川原で6m決壊、彦根市にも被害。 芹川支流、および本流で被害が大きく、上流の山間部では河川に並行した道路は殆どずたずたに切断された。 旧稲枝町などに災害救助法が適用された。 床上浸水804戸・床下浸水5754戸 他	総雨量：337.5mm (9/24～26) 日雨量：195.8mm (9/26) 【観測史上3位】 最大風速：21.9m/s 【観測史上7位】 最大瞬間風速：36.0m/s 【観測史上10位】 最低気圧：949.2hPa 【観測史上1位】
昭和36年 (1961)	6.26	梅雨前線 豪雨	堤防決壊、橋りょう流失などの被害が出る。稲枝町などの田畑の冠水。	総雨量：376.2mm (6/24～29)
昭和36年 (1961)	9.16	第2室戸 台風	第2室戸台風(台風18号)が彦根市域を襲い、家屋損壊の被害が出る。この影響で城まつりが中止となる。 負傷者30人、住家全壊60戸、住家半壊485戸、床下浸水15戸、非住家全壊683戸、非住家半壊859戸	総雨量：65.7mm (9/14～16) 最大風速：25.7m/s 【観測史上第3位】 最大瞬間風速：38.9m/s 【観測史上5位】 最低気圧：954.5hPa 【観測史上2位】
昭和40年 (1965)	9.17	台風24号	台風24号により、芹川・宇曾川などが氾濫し、彦根市域で家屋流失、床上・床下浸水などの被害が出る。 芹川白山神社付近で溢水。国道8号旭橋上流左岸で堤防法面20m崩壊。 後三条橋下流左岸で堤防法面10m崩壊。後三条橋の橋脚流失。 床上浸水292戸・床下浸水2698戸 他	総雨量：321.8mm 日雨量：174.2mm 【観測史上6位】 最大風速：21.0m/s 【観測史上8位】 最大瞬間風速：32.0m/s
昭和40年 (1965)	12.17	大雪	大雪により彦根市内の交通が麻痺する。	降雪の深さの日合計： 33cm (12/17) 最深積雪：35cm (12/17) 最低気温：-2.2℃
昭和41年 (1966)	1.19 ～21	大雪	彦根地方が大雪に見舞われる。	降雪の深さの日合計： 50cm (1/20) 【観測史上3位】 最深積雪：40cm (1/20、1/21) 最低気温：-4.8℃ (1/21)
昭和41年 (1966)	2.8	寒波	寒波に見舞われ、彦根市内で水道管の破裂が相次ぐ。	最低気温：-8.8℃ 【観測史上7位】
昭和43年 (1968)	8.25	台風10号	床下浸水38戸、彦根城石垣高さ4m、巾8mにわたり崩壊、水稻300ha	総雨量：213.0mm (8/24～8/29) 最大1時間降水量：54.5mm (8/25) 【観測史上5位】 最大風速：10.7m/s (8/29) 最大瞬間風速：16.8m/s (8/29)

第 1 部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年号 (西暦)	月日	気象条件 等	災害概要・被害等	雨量・風速等
昭和 46 年 (1971)	7.6～8	台風 13 号	この日から 8 日まで、台風 13 号と梅雨前線による集中豪雨があり、宇曾川が氾濫する。	総雨量:136.5mm (7/6～8) 最大 1 時間降水量:63.0mm (7/8) 【観測史上 2 位】 最大風速:10.7m/s (7/8) 最大瞬間風速:20.9m/s (7/8)

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

イ 昭和51年（1975年）以降の被害

市町村別の被害状況が整理されている昭和51年以降、彦根市に被害をもたらした風水雪害を以下に示す。

年	月 日	気象 条件 等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考								
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位									
			総雨量 (mm)	最大 日雨 量 (mm)	最大 1 時間 雨量 (mm)	最大 風速 (m/s)	最大瞬間 風速 (m/s)	最低 気圧 (hPa)												
昭和 54 年 (1979 年)	9 月 30 日 ～ 10 月 1 日	台 風 16 号	33.5	30.5	12.5	23.9 観測史上 6 位	41.5 観 測 史 上 3 位	974.9	軽傷	3	人	－								
									住家一部 破損	7	棟	－								
									非住家 公共建物	4	棟	－								
									非住家 その他	49	棟	－								
昭和 55 年 (1980 年)	7 月 23～ 24 日	前線 豪雨	74.5	60.0	17.0	－	－	－	道路	2	箇所	－								
									8 月 19～ 20 日	大雨	36.5	32.0	21.0	－	－	－	河川	18	箇所	－
																	8 月 26～ 27 日	豪雨	67.5	50.5
	道路	3	箇所	－																
昭和 56 年 (1981 年)	11 月 2 日	強 風	－	27.0	6.5	9.5	19.5		ビニール ハウス	1	件	－								
									農作物	0.16	ha	－								
昭和 57 年 (1982 年)	8 月 1 ～ 2 日	台 風 10 号	158.0	124.0	19.5	11.6	19.4	979.7	床上浸水	1	棟	肥田町								
									床下浸水	9	棟	北甲田町、稲里町、三津町、 善光寺町、金沢町、甘呂町 3 棟 他								
									田冠水	0.2	ha	－								
									畑冠水	12.5	ha	－								
									道路	11	箇所	野田山町、笹尾町 他								
									崖崩れ	3	箇所	日夏町 他								
	9 月 12 日	台 風 18 号	－	101.0	22.5	13.8	25.2	989.4	田冠水	0.01 5	ha	笹尾町								
昭和 58 年 (1983 年)	6 月 20～ 21 日	大雨	139.5	88.0	21.0	－	－	－	畑冠水	5.07	ha	－								
									道路	1	箇所	－								
									橋りょう	5	箇所	－								
									河川	1	箇所	－								
	崖崩れ	2	箇所	－																
9 月 27～ 28 日	台 風 10 号	143.5	90.5	13.0	11.7	22.0		畑冠水	20.4	ha	－									
昭和 59 年 (1984 年)	1～3 月	昭和 59 年 豪雪	330cm 総降雪量 1～3 月	73 cm 最深積 雪 (2/1 0) 観測史上 9 位	－	－	－	－	重傷	2	人	－								
									住家一部 破損	13	棟	京町 1 丁目、京町 2 丁目、 河原 2 丁目、後三条町、長 曾根南町、船町、佐和町、 極楽寺町、開出今町、幸町、 本町 1 丁目、東沼波町、西 葛籠町								
									非住家	1	棟	－								
昭和 60 年 (1985 年)	6 月 21 日 ～ 7 月 19 日	台 風 6 号 と 梅 雨 前線 豪雨	522.5	88.0	47.0	10.0	17.7		道路	3	箇所	－								
									河川	1	箇所	－								

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)				
昭和 62 年 (1987 年)	7 月 14～21 日	梅雨前線豪雨	253.0	100.5	34.0	－	－	－	床下浸水	6	棟	－
	10 月 16～17 日	台風 19 号	25.0	17.0	5.0	13.4	29.9		住家 その他	1	棟	－
									非住家一部損壊	2	棟	－
									学校	7	箇所	－
									電話	1	回線	－
									電気	2	戸	－
昭和 63 年 (1988 年)	6 月 2～3 日	豪雨	112.5	91.5	12.5	－	－	－	道路	1	箇所	－
	6 月 8 日～7 月 16 日	梅雨前線豪雨	－	90.0	34.5	－	－	－	田冠水	100	ha	－
									河川	1	箇所	－
									崖崩れ	3	箇所	－
	9 月 11～12 日	大雨・雷雨	31.0	17.5	23.5	－	－	－	電話不通	136	回線	－
									電気（停電）	300	回線	－
平成 元年 (1989 年)	4 月 27～28 日	風浪	9.5	8.5	8.5	12.4	20.6		河川	3	箇所	－
	8 月 26～28 日	台風 17 号	57.5	53.0	19.5	10.1	21.3		崖崩れ	1	箇所	－
	9 月 2～7 日	豪雨	213.5	89.5	24.5	－	－	－	道路	2	箇所	－
									崖崩れ	2	箇所	－
平成 2 年 (1990 年)	7 月 24～25 日	大雨	52.0	51.0	46.5	13.3	26.1	－	床下浸水	1	棟	－
	9 月 15～20 日	秋雨前線・台風 19 号	279.0	172.0 観測史上 8 位	44.5	16.6	30.1	972.5 観測史上 8 位	住家一部破損	18	棟	京町三丁目、堀町他
									床上浸水	27	棟	鳥居本町、下矢倉町、古沢町、松原町(大洞)、外町、八坂町(八坂北)、野田山町、小泉町、野瀬町、地蔵町
									床下浸水	349	棟	辻堂町、船町、高宮町日の出、野田山町、小野町、鳥居本町、外町、下矢倉町、古沢町、原町、芹橋二丁目、西今町、八坂北町、日夏町(安田・泉)、松原町(千原・大洞北)、野瀬町、新海町、戸賀町、荘厳寺町、小泉町、地蔵町、後三条町、中藪一丁目、矢倉町、宮田町、安清町、安清東町他
									非住家公共建物	3	棟	八坂北町会館、(社)シルバー人材センター車庫兼倉庫シャッター、辻堂町公民会館
									非住家その他	114	棟	床上 3、床下 104、流失 1(荘厳寺町)、半壊 3(荘厳寺町他)、一部破損 3
雨台風であり、愛知川・犬上川・芹川・矢倉川等で溢水などの他、用水で内水氾濫が多かった												

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月 日	気象 条件 等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考						
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位							
			総雨量 (mm)	最大 日雨 量 (mm)	最大 1 時間 雨量 (mm)	最大 風速 (m/s)	最大瞬間 風速 (m/s)	最低 気圧 (hPa)										
平成 2 年 (1990 年) [続 き]									田流失・ 埋没	1	ha	鳥居本地区(甲田町、仏生 寺町、中山町)						
	9 月 15～ 20 日	秋雨 前線 ・ 台風 19 号	279	172	44.5	16.6	30.1	972.5	田冠水	505	ha	市内一円						
									畑冠水	2	ha	松原地区、北青柳地区、八 坂町北						
									学校	19	箇所	城南小、平田小、城北小、 旭森小、金城小、河瀬小、 高宮小、稲枝東小、稲枝西 小						
									病院	1	箇所	彦根市立病院						
									道路	24	箇所	男鬼町 14、野田山町 1、中 山町 3、荘厳寺町 1、善谷町 1、仏生寺町 3、古沢町 1						
									雨台風であり、愛知川・犬上川・芹川・矢倉川等で溢水 などの他、用水で内水氾濫が多かった						橋りょう	2	箇所	八坂町 1、鳥居本町 1
									河川	10	箇所	八坂町 1、田附町 1、中山町 5、小野町 2、下矢倉町～鳥 居本町 1						
									崖崩れ	3	箇所	中山町 2、甲田町 1						
									鉄道不通	2	箇所	近江鉄道(鳥居本町区内)、 JR(愛知川付近)						
									水道	4	戸	八坂町						
									電話	1	回線	八坂町						
									電気	5	箇所	－						
									ブロック塀	9	箇所	地藏町他						
									その他	87	箇所	－						
									平成 3 年 (1991 年)	9 月 27～ 28 日	台風 19 号	1.0	1.0	1.5	13.2	26.1	992.4	住家一部 損壊
学校	4	箇所	金城小学校、高宮小学校、 稲枝東小学校、彦根南中 学校															
ビニール ハウス	42	箇所	松原町 他															
平成 5 年 (1993 年)	3 月 28～ 29 日	風 浪	20.0	13.5	2.5	13.2	25.2		河川	1	箇所	－						
平成 6 年 (1994 年)	9 月 28～ 30 日	台風 第 26 号	123.0	115.5	28.5	14.1	32.1	973.2	住家半壊	1	棟	三津町						
									住家一部 損壊	2	棟	京町 1 丁目、正法寺町						
									床下浸水	17	棟	鳥居本町 5 棟、京町 1 丁目 4 棟、安清町 1 棟、外町 3 棟、古沢町 2 棟、野田山町 1 棟、佐和山町 1 棟						
									非住家公 共建物	5	棟	鳥居本町 3 棟、野田山町 1 棟、葛籠町 1 棟、竹ヶ鼻町 1 棟、里根町(天寧寺)1 棟						
									非住家そ の他	7	棟	彦根総合地方卸売市場、彦 根城天秤櫓、楽々園、市庁 舎 2 棟						
									文教施設	3	箇所	城北小学校、鳥居本小学 校、稲枝北小学校						
									道路	13	箇所	男鬼町、善谷町、笹尾町、 中山町、甲田町、下矢倉町、 後三条町 他						

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)				
平成 6 年 (1994 年)									河川	16	箇所	男鬼町、中山町、荘厳寺町、鳥居本町、小野町、古沢町、野田山町、笹尾町 他
[続 き]									電気 (停電)	1090	箇所	金亀町 30 箇所、葛籠町 60 箇所、正法寺町 1000 箇所
									ブロック塀	4	箇所	金亀町
平成 7 年 (1995 年)	1 月 13～15 日	大雪	63cm 総降雪量	46 cm 最深積雪 1/15	-	-	-	-	パイプ ハウス	9	棟	-
	1 月 30 日～2 月 1 日	大雪	76 cm 総降雪量	41 cm 最深積雪 2/1	-	-	-	-	彦根－竜王間 通行止め			-
	5 月 11～15 日	大雨	221.0	86.5	13.0	-	-	-	田冠水	5.2	ha	-
									畑冠水	0.2	ha	-
									道路	1	箇所	-
									河川	5	箇所	-
	7 月 20～22 日	梅雨前線豪雨	97.5	77.0	44.0	-	-	-	床下浸水	20	棟	-
									非住家 その他	1	棟	-
	12 月 24～27 日	大雪	56 c m 総降雪量	36 c m 最深積雪 12/27					電気	20	戸	-
ビニール ハウス									13	棟	-	
平成 8 年 (1996 年)	1 月 8～10 日	大雪	41cm 総降雪量	29 cm 最深積雪 1/10	-	-	-	-	電話	2500	回線	-
	8 月 14～15 日	台風 12 号	17.5	11.0	12.5	14.8	29.4	990.3	非住家公共建物	1	棟	-
平成 8 年 (1996 年)	9 月 20～22 日	台風 17 号	14.5	10.5	5.0	13.0	23.4	995.3	ビニール ハウス	3	棟	-
平成 9 年 (1997 年)	1 月 21～23 日	寒波	16cm 総降雪量	12 cm 最深積雪 1/22	最低気温 -4.5℃	14.4	25.4	-	電気（停電）	900	戸	-
	7 月 26～28 日	台風 9 号	81.5	63.0	14.5	10.8	28.7	992.2	ビニール ハウス	6	棟	松原町
	9 月 16～17 日	台風 19 号	34.0	32.0	14.0	11.2	23.6	1001.8	ビニール ハウス	5	棟	松原町
	平成 10 年 (1998 年)	9 月 21～23 日	台風 7 号 台風 8 号	74.0	37.0	16.0	16.6	36.6 観測史上 8 位	980.0	軽傷	4	人
									住家一部 破損	9	棟	高宮町 2 棟、地蔵町 2 棟、清崎町、西今町、須越町、古沢町、甘呂町
									非住家 公共建物	5	棟	玄宮園、佐和口多聞櫓、楽々園、金亀公園テニスコート、彦根城(天秤櫓)
									非住家 その他	1	棟	彦根城内(金亀町)

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月日	気象 条件 等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考					
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位						
			総雨量 (mm)	最大 日雨 量 (mm)	最大 1 時間 雨量 (mm)	最大 風速 (m/s)	最大瞬間 風速 (m/s)	最低 気圧 (hPa)									
平成 13 年 (2001 年)	7 月 17 日	大雨 ・ 強風 ・ 雷	－	64.0	63.5	9.4	24.5	1004.2	床上浸水	4	棟	日夏町、外町、城町1丁目、古沢町					
			発達した大規模な積乱雲による雨により、野瀬川、 安食川、平田川等で家屋浸水の被害が出た										松原町、松原2丁目、古沢町、外町、幸町、西沼波町、佐和町、京町1丁目、安清町、錦町、本町1丁目、城町1・2丁目、栄町1・2丁目、正法寺町、中藪1丁目、後三条町、大藪町、高宮町、平田町、西今町、開出今町、犬方町、南川瀬町、日夏町、辻堂町、安食中町、賀田山町茂賀				
														床下浸水	344	棟	
														非住家 その他	3	棟	古沢町、栄町1丁目、西今町
														田冠水	45.4	ha	大藪町、西今町、楡町
														畑冠水	4.2	ha	賀田山町大山、葛籠町、金剛寺町、千尋町、清崎町
														パイプ ハウス	1	棟	金沢町
														文教施設	24	箇所	－
														水道	1000	戸	彦根市東部地域(正法寺町、野田山町、地蔵町、原町、小野町、鳥居本町一部)
			電気 (停電)	450	戸	開出今町、中藪町											
平成 15 年 (2003 年)	5 月 31 日	台風 4 号	21.0	21.0	6.0	11.3	24.1	992.1	電気 (停電)	1020	戸	－					
	8 月 8 ～ 9 日	台風 10 号	70.0	39.5	14.0	14.5	31.4	979.7	電気 (停電)	150	戸	－					
平成 16 年 (2004 年)	6 月 21 日	台風 6 号	－	26.5	11.0	16.2	36.4	981.0	非住家 その他	1	棟	古沢町					
			道路	3	箇所	－											
			電気 (停電)	2030	戸	大東町、野瀬町、松原町、尾末町、金亀町、城町、高宮町、下岡部、小泉町 等											
			ビニール ハウス	70	棟	鳥居本町、松原町、甘呂町、石寺町、薩摩町、本庄町、服部町、金沢町、上岡部 他											
	8 月 30～ 31 日	台風 第 16 号	31.5	23.0	7.0	12.4	26.6	989.1	重傷	1	人	鳥居本町					
									ビニール ハウス	2	棟	松原町、三津屋町					
	10 月 19～ 21 日	台風 23 号	105.5	57.5	9.0	15.0	28.5	977.3	道路	3	箇所	－					
	平成 17 年 (2005 年)	6 月 4 日	雹	14 時 3 分から 8 分にかけて、直径 1cm のひょうを観測			－	－	－	農作物 全般	753. 5	ha	高宮町、甘呂町、葛籠町、犬方町、金剛寺町、清崎町、千尋町、稲枝一帯				
平成 18 年 (2006 年)	7 月 2 日	大雨	－	38.5	35.0	－	－	－	道路冠水	4	箇所	馬場 1 丁目、開出今町、八坂町、小泉町					
			床下浸水	2	棟	新海町、大藪町											
	7 月 15～ 25 日	大雨	334.5	76.5	30.5	－	－	－	道路	1	箇所	馬場 1 丁目					
法面崩壊									4	箇所	石寺町、野田山町、仏生寺町、日夏町						

第 1 部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月 日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)				
平成 19 年 (2007 年)	7 月 12～15 日	大雨・台風 4 号	167.5	82.0	47.5	12.3	28.5	983.4	床下浸水	38	棟	西今町 4 棟、栄町 1 丁目 11 棟、立花町 1 棟、西沼波町 1 棟、平田町 12 棟、馬場 1 丁目 2 棟、芹川町 1 棟、開出今町 4 棟、高宮町 1 棟、京町 1 丁目 1 棟
									道路冠水	23	箇所	京町、栄町、平田町 他
									電気（停電）	10	戸	甘呂町付近
平成 20 年 (2008 年)	7 月 8～9 日	大雨	44.0	41.5	23.0	－	－	－	道路冠水	3	箇所	開出今町
	9 月 21～22 日	大雨	79.0	78.5	44.0	－	－	－	床下浸水	19	棟	栄町 1 丁目 13 件、中藪 1 丁目 2 件、城町 1 丁目 3 件、錦町 1 件
									道路冠水	4	箇所	栄町 1 丁目、中藪 1 丁目、開出今町、日夏町
平成 21 年 (2009 年)	10 月 5～8 日	台風 18 号	91.5	44.0	11.0	15.5	23.8	980.2	倒木	5	件	石寺町 2 件、本庄町 3 件
									土砂崩壊	1	箇所	野田山町
									文化財被害	2	箇所	特別史跡彦根城 1 箇所（石垣崩落）、太鼓門櫓（白壁崩落） 1 箇所
平成 22 年 (2010 年)	7 月 11～16 日	前線による大雨	261.5	101.0	45.5	－	－	－	道路冠水	6	箇所	平田町、錦町、安清町、岡町、開出今町、日夏町
									床下浸水	3	棟	錦町、安清町、松原 2 丁目
									がけ崩れ	3	箇所	日夏町、野田山町、中山町
平成 23 年 (2011 年)	5 月 10～13 日	大雨	174.5	117.5	20.0	－	－	－	道路冠水	3	箇所	外町、開出今町、稲里町
									路肩崩落	4	箇所	仏生寺町 2 箇所、男鬼町 2 箇所
									公園冠水	1	箇所	金亀町
									土砂崩れ	3	箇所	野田山町、仏生寺町、稲里町
	7 月 18～21 日	台風 6 号	41.5	36.0	5.5	13.5	22.8	986.1	倒木	18	件	5 件（新海浜 1 丁目、開出今町、野口町、芹橋 1 丁目、中山町）、7 件（小野町、芹川町、金亀公園、蔵ノ町公園 A、庄堺公園、玄宮園・中堀）、6 件（芹川町、正法寺町、武奈町、男鬼町）
									土砂崩落	2	件	岡町 1 件、仏生寺町 1 件
平成 23 年 (2011 年)	9 月 1～5 日	台風 12 号	205.5	87.5	16.0	15.9	34.0	993.9	負傷者	3	人	重傷 2 人（甲良 1 件、高宮町 1 件）、軽傷 1 人（芹橋 2 丁目 1 件）
									停電	1,040	軒	高宮町、葛籠町、法士町、西葛籠町、犬方町
									倒木	10	件	中山町、後三条町、芹橋 2 丁目、竹ヶ鼻町、小野町、山之脇町、尾末町、開出今町、金亀町、鳥居本町
	9 月 19～22 日	台風 15 号	110.0	70.5	17.5	13.5	19.4	983.4	停電	70	軒	肥田町
道路冠水									2	箇所	稲里町、開出今町	
平成 24 年 (2012 年)	4 月 3 日	竜巻	23.5	23.5	13.0	15.4	24.1	983.9	建物被害	6	件	後三条町 1 件、薩摩町 1 件、金亀町 1 件、西今町 1 件、彦根市立病院（八坂町） 2 件

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)				
平成 24 年 (2012 年) 〔 続 き 〕	9 月 29 日 ～10 月 1 日	台風 17 号	67.5	65.5	13.0	16.6	23.8	993.0	軽傷	1	人	岡町
									倒木被害	1	件	三津屋町
									軽微な建物被害	8	棟	雨漏りや外壁剥離（西沼波町 7 棟、鳥居本町（鳥居本地区公民館）1 棟）
									倒木被害	4	件	小泉町 1 件、西今町 1 件、石寺町 1 件、金亀町 1 件
									土砂崩落	1	件	仏生寺町
									ビニールハウス	13	棟	本庄町、薩摩町、甲崎町（全壊 1 棟、一部損壊 1 棟、ビニール破損 11 棟）
平成 25 年 (2013 年)	9 月 15～ 16 日	台風 18 号	159.5	102.5	22.0	16.6	24.4	985.1	軽傷	3	人	金亀町、野瀬町、
									床下浸水	4	棟	鳥居本町
									一部損壊	1	棟	古沢町
									文化財被害	3	箇所	彦根城天守、西の丸三重櫓の漏水、鹿島家住宅の萱葺屋根のトタン一部損壊
									道路冠水	4	箇所	仏生寺、甲田町、下岡部町、男鬼町
									大雨特別警報が発表された			
	9 月 15～ 16 日	台風 18 号	159.5	102.5	22.0	16.6	24.4	985.1	公園冠水	3	箇所	金亀町、須越町、甘呂町
									河川	4	箇所	本庄町 1 箇所、中山町 3 箇所
									がけ崩れ	5	箇所	仏生寺町 2 箇所、日夏町 1 箇所、中山町 2 箇所
									倒木被害	6	件	新海町、清崎町、芹橋 2 丁目、野口町、京町 2 丁目、下石寺町
									ビニールハウス	33	棟	全壊（松原町 1 棟、本庄町 3 棟）、半壊（松原町、本庄町 2 棟）、一部破損（松原町 2 棟、石寺町 2 棟、薩摩町 8 棟、本庄町 8 棟、稲里町 2 棟、金沢町 1 棟、賀田山町 2 棟、海瀬町 1 棟）
									農作地浸水	37.5	ha	須越町、日夏町、甘呂町、三津屋町、本庄町、田附町、甲崎町、普光寺町、石寺町他
									大雨特別警報が発表された			
10 月 15～ 16 日	台風 26 号	65.0	39.5	9.5	14.7	21.8	988.5	がけ崩れ	2	箇所	笹尾町	
								ビニールハウス	1	棟	松原町	
平成 26 年 (2014 年)	8 月 8 ～ 10 日	台風 11 号	194.5	79.5	37.0	14.9	28.9	985.3	軽傷	1	人	中薮 2 丁目
									一部損壊	2	棟	西沼波町 1 棟、大東町 1 棟
									倒木	17	件	宇尾町、葛籠町、佐和町ほか市内一円
									ブロック塀	1	件	原町
									通行障害	4	件	笹尾町
									ビニールハウス	1	件	松原町
									梨園冠水	1	ha	石寺町
平成 26 年 (2014 年)									文化財被害	4	件	彦根城天秤櫓の漆喰壁剥落 2 箇所、西の丸前広場竹矢垣の倒壊、史跡内外の樹木倒木、大手門券売所案内板支柱折れて倒れる

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)				
〔続き〕	8月14～18日	大雨	139.5	57.5	49.0	－	－	－	床下浸水	6	棟	外町2棟、日夏町2棟、東沼波町、平田町 上岡部町（小規模土砂災害により） 彦根城石垣崩れる
									林道通行止め	1	箇所	
									文化財被害	1	箇所	
		8月23日	大雨	－	46.5	31.0	－	－	－	床下浸水	3	棟
平成27年 (2015年)	7月16～18日	台風11号	96.0	45.0	13.0	13.8	24.7	998.0	倒木	1	箇所	千尋町
									文化財被害	3	箇所	彦根城内の倒木、金亀児童公園の樹木枝折れ、国指定重要文化財有川家住宅（壁崩落）
									林道	4	箇所	（滝谷武奈線）倒木1箇所、落石1箇所、法面崩落1箇所、看板破損1箇所
									ビニールハウス	1	棟	松原町（1棟倒壊）
									梨落果	2000～3000	個	石寺町
									一部損壊	8	箇所	中藪町、元町、開出今町2箇所、松原町2箇所、本町、森堂町
									公園	1	箇所	本町（元町公園）塀倒壊
	9月8～9日	台風18号	126.0	100.5	26.5	11.3	16.1	1000.8	文化財被害	3	箇所	金亀町 土砂崩れ（国特別史跡彦根城跡）、倒木2箇所（市指定史跡山崎山城跡の登山道）、壁落ち4箇所（重要文化財西の丸三重櫓）
									河川	2	箇所	小野町（泉水谷川）石垣崩壊及び断面阻害
									林道	2	箇所	（滝谷武奈線）道路陥没及び倒木
									塀倒壊	1	箇所	栄町
平成28年 (2016年)	9月20日	台風16号	65.0	65.0	17.5	13.7	18.3	998.8	一部損壊	1	箇所	鳥居本町（公民館）
									農業被害 陸上交通一時不通	16 1	箇所 件	
平成29年 (2017年)	1月23日～1月25日	大雪	66 cm 総降雪量	60 cm 最深積雪 (1/24)	－	－	－	－				
平成29年 (2017年)	9月17日～18日	台風18号	6.5	5.0	4.0	13.4	24.6	981.0	倒木	1	箇所	市道通行止め
									一部破損	1	箇所	ソーラーパネルおよび屋根瓦
									梨園	2.7	ha	防鳥ネット破損
									ビニールハウス	4	棟	薩摩町3棟一部破損 甲崎町1棟全部破損
平成29年 (2017年)	10月21日～23日	台風21号	228.5	200.0 観測史上2位	26.5	19.6	30.3	978.4	文化財被害	4	箇所	・彦根城跡：倒木14本、板塀倒壊（木俣屋敷27.5㎡、旧滋賀大学弓道場90㎡） ・多聞櫓の外壁漆喰剥落 ・旧彦根藩松原下屋敷庭園：倒木1本 ・金亀会館：壁倒壊

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)				
									公共施設被害	9	箇所	・市営住宅 15 戸 ・学校：倒木 6 本、屋根破損 3 箇所、庇 1 箇所、フェンス 3 箇所、看板 2 箇所、壁面 2 箇所、太陽光パネル欠落 1 箇所 ・幼稚園等：倒木 6 本、フェンス 2 箇所、物置転倒 ・公園等：倒木 13 本 ・市民体育センター：倒木 1 本 ・啓発塔：看板剥離 1 塔 ・防犯灯：架線切断 1 箇所 ・野田沼周辺施設：冠水 1 箇所、倒木 7 本 ・農村下水道施設：電線断線 1 箇所、フェンス一部破損 1 箇所、倒木 1 本
									市道	23	件	・斜面崩落 3 件 ・倒木 9 件 ・倒木、架線断線、電柱倒壊 1 件 ・ごみ集積場転倒 2 件 ・カーブミラー損壊 3 件 ・冠水 1 件 ・路面洗掘 1 件 ・土砂堆積 1 件 ・舗装隆起 1 件
									農道	1	件	・倒木 1 件
									林道	11	箇所	・斜面崩落 1 件 ・倒木 3 件 ・滝谷武奈線 7 箇所（斜面崩落、路肩崩壊、倒木）
									河川	3	件	・護岸崩壊 3 件
									住家	8	件	・一部破損
									民間施設	1	箇所	・ガソリンスタンド：天井の一部および照明 3 台剥落
									ビニールハウス	208	棟	・全壊 23 棟 ・半壊 11 棟 ・一部破損 22 棟 ・ビニール破損 152 棟
									床上浸水	1	棟	・野田山町（集合住宅 4 戸）
									床下浸水	3	棟	・平田町 1 棟、鳥居本町 1 棟、宮田町 1 棟
平成 30 年 (2018 年)	6 月 29 日	大雨	64.5	64.5	33.5				文化財被害	1	箇所	・黒門山道山側法面崩壊
	7 月 5 日～7 月 8 日	平成 30 年 7 月 豪雨	279.0	177.5 (7/5) 観測史第 5 位	47.5 (7/5)				林道	2	箇所	・倒木 1 本（高根町） ・土砂崩れ（林道滝谷武奈線 笹尾町）
									崖崩れ	1	箇所	・荒神山神社駐車場
									文化財被害	2	箇所	・内堀沿い腰巻石垣崩壊 ・桜の木枝折れ 1 本
	7 月	台風	29.5	27.0	10.5	12.7	23.7	989.8	市道	1	箇所	・倒木（立花町）

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月 日	気象 条件 等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大 日雨 量 (mm)	最大 1 時間 雨量 (mm)	最大 風速 (m/s)	最大瞬間 風速 (m/s)	最低 気圧 (hPa)				
	28 日 ～7 月 29 日	12 号							文化財被害	2	箇所	・冠木門かんぬきの金具 破損（名勝旧彦根藩松原 下屋敷（お浜御殿）庭園 冠木門） ・冠木門の下部破損（博 物館正門玄関横冠木門）
	8 月 23 日 ～8 月 24 日	台 風 20 号	45.0	25.5	13.0	17.3	34.0	996.6	文化財被害	12	箇所	・漆喰壁剥落（彦根城天 秤櫓・彦根城二の丸佐和 口多聞櫓） ・倒木 6 本 ・歴史的建造物障子窓等 のき損（1 枚）歴史的建造 物の内壁の雨水侵入によ るき損、歴史的建造物以 外の建物の壁板の剥落 （名勝玄楽々園） ・後補門扉の倒壊（名勝 旧彦根藩松原下屋敷（お 浜御殿）庭園）
									市営住宅	4	箇所	・窓ガラス破損、アンテ ナ破損、街路灯転倒、ベ ランダ間仕切り破損
									学校	11	箇所	・旭森小学校、佐和山小 学校、城東小学校、鳥居 本小学校、平田小学校、 亀山小学校、稲枝西小学 校、西中学校、中央中学 校、南中学校、稲枝中学 校
									公園	2	箇所	・倒木（金亀公園）
									彦根商工 会議所	3	箇所	街灯破損、倉庫シャッ ター破損、駐車場案内板破 損
									市立みは た児童遊 園	1	箇所	・倒木 1 本
									公民館	2	箇所	・森地区公民館、東地区 公民館
									天王山配 水池	2	箇所	・有刺鉄線断裂
									農業集落 排水施設	1	箇所	・地下室浸水害
									市道	17	箇所	・倒木 13 本、ごみ集積場 転倒 1 件、カーブミラー 損壊 2 件、標識損壊 1 件
									ビニール ハウス	22	箇所	・全壊 1 棟、半壊 1 棟、 ビニール剥がれ 15 棟、梨 園の防虫ネット剥がれ 4 園、水稻倒伏被害（1 ha） （南三ツ谷町）

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)				
	9月3日～9月5日	台風21号	68.5	68.0	29.0	24.9 観測史上4位	46.2 観測史上1位	974.3	文化財被害	84	箇所	・漆喰壁剥落（彦根城天守、附櫓及び多聞櫓、彦根城天秤櫓、彦根城二の丸佐和口多聞櫓、市指定文化財旧彦根藩足輕組辻番所） ・倒木43本（表門山道、大手山道、鐘の丸便所横、特別史跡内40本以上） ・登録有形文化財旧石橋家住宅入口シャッター、塀倒壊 ・市指定文化財旧彦根藩足輕組辻番所の東面壁剥落 ・市指定文化財金亀会館の本堂入口木建具破損、書院東側建具破損 ・二の丸休憩所 鉄板葺屋根破損 ・木塀破損（旧職員会館旧弓道場、楽々園作業小屋） ・名勝玄宮楽々園内楽々園建造物の建具（9枚）、屋根一部破損 ・名勝玄宮楽々園内臨池閣（旧八景亭）の建具（14枚）、屋根一部破損 ・名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園内建造物の建具（1枚）板壁破損 ・市指定文化財旧井伊神社社殿の覆屋の波板
									彦根城博物館	12	箇所	・博物館庭園入口木戸屋根瓦（5枚） ・庭園内梅木倒木1本 ・外庭園倒木1本および枝折れ（数本） ・屋外灯破損1灯 ・警備用赤外線センサー ・彦根城天守引き込み用電柱1本 ・彦根城表門券売所側土塀破損 ・彦根城表門山道側外周フェンス破損

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)				
									学校	20	箇所	・城北小学校、平田小学校、城南小学校、佐和山小学校、稲枝北小学校、金城小学校、稲枝東小学校、亀山小学校、城西小学校、若葉小学校、城東小学校、城陽小学校、河瀬小学校、高宮小学校、稲枝西小学校、鳥居本小学校、彦根中学校、南中学校、中央中学校、稲枝中学校
									公民館	8	箇所	・河瀬地区公民館、東地区公民館、南地区公民館、旭森地区公民館、鳥居本地区公民館、西地区公民館、中地区公民館、稲枝地区公民館
									公共施設関係	47	箇所	・学校給食センター、荒神山自然の家、武道場、図書館、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センター、ふれあいの館、市立旭森幼稚園、市立金城幼稚園、市立高宮幼稚園、市立城北幼稚園、彦根市発達支援センター、市立彦根幼稚園、市立稲枝東幼稚園、稲枝地区青少年健全育成塔、市立高宮児童遊園、市立みはた児童遊園、市立ふたば保育園、市立西保育園、市立東保育園、市立平田こども園、彦根市福祉センター別館、北デイサービスセンター、中老人福祉センター、彦根市障害者福祉センター、北老人福祉センター、清掃センター、中蔵倉庫、市営広野墓地、人権・福祉交流会館、猿ヶ瀬川河川計画用地、彦根市立病院、市庁舎・喫煙室、市庁舎耐震補強・増築・改修工事現場、中央町仮庁舎・車庫、旧 芹橋二丁目1部自治会集会所貸付地、市庁舎別館、高宮出張所、稲枝商工会館、夢京橋あかり館、農村環境改善センター、観光駐車場、松原水泳場管理事務所、湖岸緑地松原、佐和山城跡、俳遊館
									公園	8	箇所	・庄堺公園、千鳥ヶ丘公園

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月 日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考	
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位		
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)					
													園、金亀公園、新海浜公園、東山公園
									改良住宅	3	箇所		・西部団地、堀団地、地区内団地
									市営住宅	10	箇所		・開出今団地、西沼波住宅、肥田団地、中藪団地、堀団地、春日団地、里根団地、和田西団地、高宮竹之腰団地、稲枝西団地
									市道	89	箇所		・倒木 42 箇所 65 本 ・カープミラー 11 本 ・標識 2 基 ・塀倒壊 7 箇所 ・倉庫倒壊 4 庫 ・その他被害箇所 11 箇所
									農業集落排水施設	2	箇所		・下石寺地区処理場、両浜農村集落排水処理場
									梨園	3 万	個		・豊水の収穫量の約 2 割程度（約 3 万玉に相当する量）が落下被害 ・7～8 園で防虫ネット破
									ビニールハウス	258	棟		損被害 ・全壊（70%以上の破損）36 棟 ・半壊（30～70%の破損）37 棟 ・一部破損（30%未満の破損）13 棟 ・ビニールハウス破れ 172 棟
									倒木	34	箇所		・野田沼、神上沼、林道日夏山線、林道荒神山線、林道滝谷武奈線
									マンホールポンプ	5	箇所		・停電によるマンホールポンプの機能停止
									住家被害	35	件		・半壊 7 件 ・一部損壊 1 件 ・その他 27 件
	9 月 29 日～9 月 30 日	台風 24 号	62.0	31.5	8.5	16.8	29.8	972.3 観測史上第 7 位	市営住宅	1	棟		・屋根の破損
									学校	4	箇所		・平田小学校、高宮小学校、西中学校、彦根中学校
									公民館	4	箇所		・河瀬地区公民館、西地区公民館、鳥居本地区公民館、東地区公民館
									市道	6	箇所		・倒木 3 本 カープミラー 2 本 標識 1 基
									ビニールハウス	4	棟		・ビニールハウス破れ
									倒木等	4	箇所		・野田沼、林道日夏山線、林道荒神山線、稲村山農道

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)				
									農業集落排水施設	4	箇所	・新海地区処理場 服部地区処理場 下石寺地区処理場 下石寺地区No.1中継ポンプ場
									住家被害	1	件	・一部損壊
令和元年 (2019 年)	8 月 9 日～8 月 16 日	台風 10 号	74.5	44.0	15.5	13.7	26.2	987.8	人的被害	1	件	中軽症
									建物被害（公共施設）	2	件	図書館屋根剥離、福祉施設屋根瓦剥離
									その他被害	8	件	倒木 5 本、法面崩落、防鳥ネット破損、農作物被害
	10 月 7 日～10 月 13 日	台風 19 号	108.0	100.0	12.0	19.4	29.2	986.3	建物被害	5	件	公共施設：市民交流センター、大藪浄水場、河瀬駅前西口自転車駐車場 民間施設：エレベーター停止、フェンス倒壊
									その他被害	7	件	公共施設：福満公園 文化財：彦根城跡内石垣一部崩落 民間施設等：シート離脱、倒木 3 本、ビニールハウス破損
令和 3 年 (2021 年)	8 月 11 日～8 月 20 日	大雨	275.0	118.5	39.0	9.2	15.5	1003.6	床上浸水	1	棟	高宮町 1 棟
									床下浸水	9	棟	安食中町 4 棟、稲枝町 2 棟、服部町 2 棟、日夏町 1 棟
令和 3 年 (2021 年)～ 令和 4 年 (2022 年)	12 月 26 日～ 1 月 1 日	大雪	57 cm （降雪の深さの日合計） 12/26 観測史上 1 位	73 cm （最深積雪） 12/27 観測史上 8 位	—	—	—	—	人的被害	30	件	除雪作業後の体調不良、転倒による負傷者等
									建物被害（文化財関係）	6	件	彦根城域の停電・倒木・屋根破損等 お浜御殿、いろは松、旧魚屋町長屋、旧石橋家住宅、彦根城博物館のフェンス、屋根、街路灯、雨樋等の破損
									建物被害（公共施設）	38	件	小学校、中学校、幼稚園、保育所、こども園、公園、市営住宅、市立病院、稲枝地区体育館、松原湖岸水泳場管理事務所、大藪浄水場、障害者福祉センター、庄堺公園管理事務所、ひこね燦ばれず、野田沼、荒神山自然の家、西地区公民館のフェンス・屋根・瓦・樹木・雨樋等の破損多数
									その他			住家被害 134 件 非住家被害 53 件 パイプハウス等 8 件
									その他被害			道路・防犯灯 2 件
									市有設備等			公用車破損多数 救急車破損個所多数

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年	月 日	気象条件等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	最大1時間雨量 (mm)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)				
令和 6 年 (2024 年)	4 月 16 日 ～17 日	降雹突風雷	—	—	—	7.2	11.2	—	建物被害	1	件	天王山配水池の水位計交換機（落雷）
	7 月 15 日 ～7 月 17 日	大雨	156.0	116.5	40.5	8.5	14.6	—	文化財関係	3	件	倒木 1 件、枝折れ 1 件、特別史跡彦根城跡内米蔵水門石垣の崩壊
									建物被害	2	件	雨漏れ 2 件
									その他被害	2	件	倒木 1 件、法面崩壊
	8 月 30 日 ～31 日	台風 10 号	29.5	27.0	8.5	6.6	11.8	—	その他	1	件	倒木 2 本によるガードレール、NTT 柱破損
令和 7 年 (2025 年)	2 月 7 日 ～9 日	大雪	33cm (総降雪量)	27cm (最深積雪) 2/9	—	15.4	23.3	—	人的被害	9	件	除雪作業中の体調不良、転倒による負傷者等
									建物被害	3	件	雨どいの変形、換気扇、給湯器の不調
									その他被害	4	件	倒木によるガードレール損傷、除雪作業により仕切弁ボックスの鉄蓋が破損
	2 月 18 日 ～24 日	大雪	68 cm (総降雪量)	27 cm (最深積雪) 2/20	—	10.8	16.3	—	人的被害	2	件	軽トラックが側溝に転落（不搬送）、転倒による負傷
建物被害									1	件	幼稚園天井の雨漏り	
その他被害									2	件	倒木、管理用資機材の破損	

（注）基にした資料は次のとおりである。

- ・『彦根市史 第2巻・第3巻・第4巻・第8巻・第9巻・第11巻』2008, 2009, 2015, 2003, 2005, 2012 彦根市史編集委員会
- ・『彦根地域防災計画』2014 彦根市
- ・『滋賀県災害誌 第1部～第5部』1966, 1979, 1990, 2000, 2011 滋賀県
- ・『平成24年度 大雨・台風・雷・竜巻被害』2012 彦根市
- ・『平成25年度 大雨・台風・雷・竜巻被害 No.1、2』2013 彦根市
- ・『平成26年度 大雨・台風・雷・竜巻被害 No.1、2』2014 彦根市

第1部 災害リスクに関する資料
6 災害履歴

年月日	『地震名称』 地域	震央	規模 M	震度分布	震源 深さ	前震・余震	全体の被害状況	滋賀県の被害状況 (彦根市近辺の被害は下線)
1995年1月17日 (平成7年)	『兵庫県南部地震』	淡路島 北部 北緯 34° 35.9′ 東経 135° 02.1′	7.2	震度5 彦根 京都府南部 震度7 兵庫県南部	16km	前震と思われる地震が3回。 余震(有感)は3月31日までに286回。	死者6,434人、負傷者4万3,792人、家屋全壊10万4,906棟、半壊14万4,274棟。	負傷者9人、家屋一部破損91棟。 負傷者2人。
2004年9月5日 (平成16年)	紀伊半島南東沖	三重県 南東沖 北緯 33° 08.3′ 東経 137° 08.5′	7.4	震度4 彦根 震度5弱 和歌山県南部 奈良県南部 三重県中部	44km	本震発生約5時間前にM7.1の前震あり 9月7日M6.5 9月8日M6.5の余震あり	負傷者36人。	負傷者1人。
2018年6月18日 (平成30年)	大阪府北部を震源とする地震	大阪府北部 北緯 34° 50.6′ 東経 135° 37.3′	6.1	震度4 彦根 震度6弱 大阪市北部	13km		死者6名 負傷者462人	負傷者3人

(注) 基にした資料は次のとおりである。
 ・『彦根市史 第3巻・第12巻』 2009, 2013 彦根市史編集委員会
 ・『彦根地域防災計画』 2014 彦根市
 ・『滋賀県災害誌 第1部～第5部』 1966, 1979, 1990, 2000, 2011 滋賀県
 ・『琵琶湖ハンドブック』 2008.3 滋賀県琵琶湖環境部
 ・『日本被害地震総覧 599-2012』 2013 宇佐美龍夫 東京大学出版会

6 災害履歴

(3) その他の災害

ア 雪害

大正 7 年(1918) 1 月 9 日 豪雪	月最深積雪 93cm	彦根～河瀬間で列車が運転不能となった。
昭和 59 年(1984) 1 月～3 月 豪雪	月最深積雪 73cm(2/10) 降雪の深さ日合計 43cm(2/7)	2 月 7 日路線バスが運休し、県・市で雪害対策本部・除雪対策本部が設置された。
平成 29 年 (2017) 1 月 豪雪	月最深積雪 60cm(1/24) 降雪の深さ日合計 37cm(1/14)	1 月 14 日に 770 軒の停電が発生した。 1 月 23 日～25 日の大雪では、転倒等により 11 人の負傷者が発生した。
令和 3 年 (2021) 12 月～1 月 豪雪	月最深積雪 73 cm (12/27) 降雪の深さ日合計 57 cm (12/26)	市災害警戒本部が設置された。 家屋被害・負傷者が発生した。

(参考) 降雪ランキング

	月最深積雪 (cm)	発生年月日
1 位	93	1918/1/9
2 位	85	1936/2/3
3 位	83	1917/2/3
4 位	80	1927/1/31
5 位	80	1922/1/21
6 位	78	1952/2/6
7 位	77	1940/2/9
8 位	73	2021/12/27
9 位	73	1984/2/10
10 位	71	1923/1/4

資料：彦根地方気象台（1893 年 10 月～2026 年 3 月）

(注) 月最深積雪（1893 年 10 月～2026 年 3 月）

降雪の深さ日合計（1953 年 1 月～2026 年 3 月）

イ 雹害

大正 15 年(1926) 9 月 14 日 降雹	直径 4～5cm(稲枝村) 範囲東西 57km 南北 7km 時間 1 時間 15 分程	愛知川河口から三重県境にかけて降雹があり、 農作物に大きな被害があった。
令和 6 年(2024) 4 月 16 日 降雹、雷、突風	稲枝地区の一部(雹) 市内の一部(雷、突風)	降雹および突風により、家屋、倉庫、カーポート等の屋根、窓、雨どいが一部破損した。 天王山配水池(上水道タンク)2, 3 号池の水位計交換機(落雷により誤作動)

ウ 市街地延焼火災

江戸時代には、焼失家屋 100 戸以上の大火が度々あったが、その後は明治 19 年の八坂村火災（焼失 40 戸）以降、大規模な延焼火災は起きていない。また、地震による火災の記録はない。

第2部 防災の体制に関する資料
1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る） および水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援、助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿総合通信局	1 電波の監理、ならびに有線電気通信の管理 2 非常通信訓練の計画およびその実施指導 3 非常通信協議会の育成・指導 4 防災および災害対策用無線局の開設、整備の指導 5 災害時における非常通信の確保ならびに運用監督
滋賀労働局	1 工場、事業場（鉱山関係は除く）における労働災害防止のための指導 2 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 3 被災者の労災保険給付に関する対応 4 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
近畿地方整備局 (滋賀国道事務所 彦根維持出張所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 3 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること 5 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること 6 直轄公共土木施設の復旧に関すること

オ 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東海旅客鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株) (彦根駅)	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧
NTT 西日本 (株)	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧
日本銀行	1 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
日本赤十字社 (滋賀県支部)	1 日赤医療施設の保全 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金に関すること。
日本郵便株式会社	1 郵便物の送達の確保および郵便局の窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 3 被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災地あての救助用郵便物の料金免除 5 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 6 民間災害救助団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分 7 郵便貯金業務および簡易保険業務の非常取扱い 8 病院等による医療救護活動 9 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動 10 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
日本放送協会 (大津放送局)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の設置・貸与などの対策 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分
中日本高速道路(株) (彦根保全・サービスセンター)	1 名神高速道路等の整備と防災管理 2 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3 被災施設の復旧
独立行政法人 水資源機構	1 琵琶湖開発施設の操作と防災管理 2 被災施設の復旧
日本通運(株) (彦根支店)	1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力送配電(株)	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧
大阪ガスネットワーク(株) (京滋事業部)	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧

カ 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
近江鉄道(株)	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車両、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3 被災鉄道施設の復旧
滋賀県バス協会 琵琶湖汽船(株) 滋賀県トラック協会	1 災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
滋賀県土地改良 事業団体連合会	1 ため池および農業用施設の整備と防災管理 2 農地および農業用施設の被害調査と復旧
滋賀県医師会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力
(株)京都放送 (滋賀総局) びわ湖放送(株)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品等の募集配分

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
滋賀県警察本部 (彦根警察署)	1 周辺住民等への情報伝達 2 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け 3 交通の規制および緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 5 警察職員の被ばく対策 6 その他原子力災害警備に必要な措置警備体制の整備

(3) 防災関係機関各社の対策

ア 関西電力送配電(株)

(ア) 応急対策

a 突発的災害時の体制確立

地震等による突発的災害が発生した場合には、規模その他の状況により、応急対策を推進するための体制を確立し、直ちに応急措置を講ずる。

b 災害時における情報連絡

(a) 災害発生時において、的確な被害情報等の把握および復旧指示を行うため、速やかに情報連絡体制を確立する。

(b) 災害発生時における自治体、警察、消防等の防災関係機関ならびに協力会社等との連絡体制を確立する。

c 要員の確保

(a) 対策組織要員の確保

- ・ 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。
 - ・ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。
- なお、供給区域内において震度6弱以上の自信が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

(b) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

d 災害時における広報

(a) 災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・ 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ・ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ・ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ・ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ・ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ・ その他の事故防止のため留意すべき事項。

(b) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

e 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(イ) 復旧対策

a 災害時における復旧用資機材等の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(a) 現地調達

(b) 対策組織相互の流用

(c) 他営業所・他電力会社等からの融通。

b 輸送

復旧災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

c 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

d 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たり、下記に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧をすることを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

イ NTT 西日本（株）

(ア) 応急対策

a 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

b 地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

(a) 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）

(b) 通信の確保（ポータブル衛星通信、移動無線車、非常用可搬形デジタル交換装置等の災害対策機器の出動）

(c) 特設公衆電話の設置

(d) 輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）

(イ) 通信確保のための応急措置

a 最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従い措置を講じる。

(a) 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関

(b) 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、放送事業者、および第1順位以外の国または地方公共団体

(c) 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

b 所管通信用建物および電気通信設備に対する応急措置

(a) 通信用建物が被災した場合は、当該建物の継続運用のための応急措置をとるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難と認められた場合は、他の建物の利用または借入等の方

(コ) 民間業者との協力体制

現在、協定の締結を行っている業者は下記のとおりである。

オ 西日本旅客鉄道(株) (彦根駅)

災害発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故および災害処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

(ア) 応急対策 (西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部 (彦根駅))

a 地震時の運転規制基準と警備

(a) 運転規制値

運転規則	
速度制限	運転見合わせ
地震計が震度4 (40ガル以上) を示したとき。 (標準) 規制範囲内を初列車は15km/h以下 初列車が到着し異常がなければ次列車 以降異常なしの通報があるまで45km/h以下	地震計が震度5弱 (80ガル以上) を示したとき。 (標準) 規制範囲内には列車を進入させない 規制区間内を通過中の列車は速度15km/h 以下で最寄駅に到着、運転中止 運転再開は左記と同様

(b) 震度4以上の地震が発生したとき、次により線路等の点検、巡回を実施する。

- ・ 震度4の場合、重点警備箇所のスポット巡回と同時に、45km/h以下の速度による列車巡回を行う。
- ・ 震度5弱以上の場合、徒歩による線路巡回を行う。

b 運転事故等が発生したときは、近畿統括本部内に事故対策本部を事故現場に現地対策本部を設置

[事故対策本部等の種別、設置標準および召集範囲]

種別	設置の標準	召集範囲
第1種 体制	・ 重大な列車事故が発生したとき ・ 旅客が死亡したとき ・ 多数の負傷者が生じたとき ・ 主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき	召集可能者の全員 (A召集)
		召集可能者の半数 (B召集)
第2種 体制	・ 列車事故が発生したとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるときまたは 長時間影響を及ぼすとき	必要最小限の数 (C召集)
	・ その他特に必要と認めたとき	

(注) 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

(注) 上記を標準として関係室課長および駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

c 代替交通の確保

被災状況により運行が困難となった場合は、代替交通の確保について検討する。

カ 東海旅客鉄道(株)

地震発生の場合、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

(ア) 応急対策

a 地震発生により、ユレダスが作動した場合、あらかじめ制定した巡回パターンにより安全を確認する。ユレダスの地震被害発生予想(地震強度)により巡回パターンを4段階(甲、乙、丙、丁)とし、全線巡回(甲)、部分巡回(乙)、搭乗巡回(丙)としている。なお、運転再開は、段階的な方法をとる。

b 災害対策本部の設置

地震の発生により感震機が作動し、列車が停止した場合は、地震の規模および感震機作動の範囲により、関西支社および現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

の諸手配、災害の調査等を行う。

c 社員の非常召集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常召集計画に基づき、非常召集を行う。

d 関係箇所長は、次のような計画を策定し、応急復旧体制を確立している。

(a) 関係社員の非常召集計画

(b) 応急復旧用資材の所在、および数量の把握

(c) 関係業者へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握

(d) 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握

(e) その他、関係機関への連絡、方法等の確立

e 代替交通の確保

被災状況により運行が困難となった場合は、代替交通の確保について検討する。

(イ) 対策本部および復旧本部の設置等

対策本部および復旧本部の設置、廃止は、関係指令員が協議のうえ決定し、本部長の承認を得るものとする。

(ウ) 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮およびその他の業務を行うものとする。

(エ) 復旧本部の業務

復旧本部長は、事故が発生したときは直ちに現場に急行し、事故に対する救護、復旧に着手する。

[事故対策本部等の種別、設置標準および召集範囲]

種別	設置の標準	召集範囲
第1種 体制	・ 重大な列車事故が発生したとき ・ 旅客が死亡したとき ・ 多数の負傷者が生じたとき ・ 主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき	召集可能者の全員 (A召集)
		召集可能者の半数 (B召集)
第2種 体制	・ 列車事故が発生したとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるときまたは長時間影響を及ぼすとき	必要最小限の数 (C召集)
	・ その他特に必要と認めたとき	

(注) 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

(注) 上記を標準として関係室課長および駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

キ 近江鉄道(株)

災害が発生した場合、運転取扱心得ならびに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

(ア) 応急対策

a 地震発生時の運転規制と警戒

(a) 震度計が40ガル(震度3)以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は列車運転士ならびに各駅長に、地震の大きさを通報するとともに列車の運転に注意を促す。

(b) 震度計で40ガル～80ガル(震度4)以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長並びに列車運転士から情報を得て異常がないと認めたときは、25km/h以下の速度で対向列車のある駅または先行列車のあった駅まで注意運転し、運転指令までその結果を報告させるように指令する。

(c) 震度計が80ガル(震度5弱)以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、全線にわたり線路、施設等の点検を行う。

b 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により本社に緊急事態対策本

番号	機関名称	内容
38	関電サービス株式会社	防災情報表示付き電柱広告に関する覚書
39	ファーストメディア株式会社	防災情報等の提供に関する協定
40	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定
41	大阪ガス株式会社（現：大阪ガスネットワーク株式会社）	災害時における情報提供に関する協定 災害時における応急措置を実施するための拠点の使用に関する協定
42	滋賀日産自動車株式会社 日産自動車株式会社	災害時における電気自動車による電力供給に関する協定
43	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 関西支部	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定
44	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定
45	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
46	アンダーツリー株式会社	災害時における駐車場の一時使用に関する協定
47	株式会社コスモス薬品	災害時における物資供給に関する協定
48	彦根市浄化槽業者協議会 滋賀県環境整備事業協同組合	災害および感染症発生時における救援活動の支援に関する協定書
49	株式会社一圓興産	災害時における協力に関する協定
50	株式会社プロクルー	災害時等における無人航空機の運用に関する協定
52	ジャパンレンタルアソシエーション	災害時における什器・備品等の供給に関する協定書
53	中北薬品株式会社	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
54	関西電力送配電株式会社	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書
55	株式会社エムランド	災害時におけるキャンピングカーの無償提供に関する協定
56	株式会社平和堂	災害時の消防活動における支援協力に関する協定書
57	アイリスオーヤマ株式会社	災害時における生活関連物資の供給に関する協定書
58	福山通運株式会社彦根営業所	災害時における物資輸送等に関する協定
59	株式会社清水合金製作所 （現：株式会社キッツエスジーエス）	災害時における浄水装置による応急給水の協力に関する協定
60	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社ビューティ・パーソナルケア事業部	災害時における協力に関する協定
61	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

第2部 防災の体制に関する資料

2 応援協定

番号	機関名称	内容
62	パナソニックホールディングス株式会社	災害時における生活物資の供給等に関する協定書
63	滋賀県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定書
64	特定非営利法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク	災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定書
65	スギホールディングス株式会社	災害時における物資供給に関する協定書
66	三井住友海上火災保険株式会社	地域との連携
67	株式会社ダイナム	災害時における駐車場（3階、屋上）およびトイレ、水道施設の一時利用に関する協定
68	滋賀県学校給食協同組合	災害時における食糧品供給に関する協定
69	(株)ビワフロント彦根	災害時における協力に関する協定

3 関係機関の連絡先等

(1) 放送各社の連絡先

エフエムひこねコミュニティ放送(株)	彦根市立花町 6 番 19 号	TEL 30-3355 FAX 27-3986
日本放送協会大津放送局	大津市打出浜 3-30	TEL 077-522-5101 FAX 077-521-0785
びわ湖放送(株)	大津市鶴の里 16-1	TEL 077-524-0151 FAX 077-524-0412
(株)エフエム滋賀	大津市西の庄 19-10 リンクスビル	TEL 077-527-0814 FAX 077-527-0840

(2) 鉄道各社の連絡先

西日本旅客鉄道(株)彦根駅	彦根市古沢町	TEL 23-0313 FAX 23-8654
近江鉄道(株)本社	彦根市駅東町 15-1	TEL 22-3301 FAX 23-8418
東海旅客鉄道(株)関西支社	大阪市淀川区西中島 5-5-15	TEL 06-6302-5037 FAX 06-6302-5039

(3) ライフライン各社の連絡先等

ア 関西電力送配電(株)の連絡先

関西電力送配電(株)	大津市におの浜四丁目 1 番 51 号	TEL (0800)777-3081 FAX (077)527-5809
------------	---------------------	---

イ 大阪ガスネットワーク(株)の連絡先

平日 昼間	大阪ガスネットワーク(株)京滋 事業部 導管計画チーム	京都市下京区中堂寺栗田町 93	TEL 075-315-8942 FAX 075-315-8993
休日・ 祝日・ 夜間	大阪ガスネットワーク(株)京滋 事業部 対策室	京都市下京区中堂寺栗田町 93	TEL 075-315-5593 FAX 075-315-8911

ウ NTT 西日本(株)の連絡先

NTT 西日本滋賀支店	大津市浜大津 1 丁目 1 の 26	TEL 077-510-0961 FAX 077-510-0959
-------------	--------------------	--------------------------------------

第2部 防災の体制に関する資料

3 関係機関の連絡先等

(4) その他

ア 協力プレハブメーカー・団体等

団体・業者名	所在地	備考
一般社団法人プレハブ建築協会	東京都千代田区麹町2丁目14番2	
一般社団法人滋賀県建設業協会	大津市におの浜1丁目1-18	

イ 日本赤十字奉仕団

奉仕団名	所在地	委員長名	団員数	備考
彦根市赤十字奉仕団	彦根市平田町670	大久保 則雄	270	

ウ 棺の調達先

業者名（調達先）	所在地	電話	最大調達数
㈱公益社彦根本社	彦根市西今町939	22-5000	30

4 自主防災組織関係

(1) 区別の自主防災組織状況（連合含む）

小学校区	自主防災組織 設置数	小学校区	自主防災組織 設置数	小学校区	自主防災組織設置 数
城東	14	平田	4	河瀬	11
城西	13	城南	11	亀山	14
金城	13	城陽	13	稲枝東	14
城北	9	若葉	5	稲枝北	11
佐和山	17	鳥居本	22	稲枝西	8
旭森	9	高宮	20	市全体	208

（令和8年4月1日現在）

(2) 自主防災組織一覧（届出順）

番号	自主防災組織名	結成年月日
1	本町三丁目防災会	昭和59年2月27日
2	松田防災会	昭和59年2月1日
3	栄町一丁目防災会	昭和59年6月17日
4	幸町防災会	昭和59年6月24日
5	北芹川防災会	昭和59年6月23日
6	城町二丁目防災会	昭和59年9月1日
7	高宮町東出自主防災会	昭和59年8月25日
8	沼波町防災会	昭和59年12月9日
9	元岡町防災会	昭和59年12月9日
10	古沢町東山防災会	昭和60年5月27日
11	仏生寺町防災会	昭和61年4月12日
12	大藪団地第2部自主防災会	昭和62年3月1日
13	金城団地自治会防災会	昭和62年8月5日
14	大藪町防災会	昭和61年6月1日
15	原町自主防災会	昭和62年6月28日
16	鳥居本町上町防災会	昭和63年4月1日
17	楡町防災会	昭和63年8月8日
18	肥田町防災会	平成元年1月10日
19	出路町防災会	平成元年2月15日
20	東清崎町防災会	平成元年2月17日
21	三津屋町防災会	平成元年2月18日
22	松原町防災会	平成元年2月22日
23	新海町防災会	平成元年2月26日

第2部 防災の体制に関する資料

4 自主防災組織関係

番号	自主防災組織名	結成年月日
24	田附町防災会	平成元年3月1日
25	広野町防災会	平成元年7月29日
26	服部町防災会	平成元年8月3日
27	開出今町防災会	平成元年8月26日
28	三津町防災会	平成元年10月1日
29	清崎町ニュータウン防災会	平成2年1月1日
30	本庄町防災会	平成2年4月1日
31	薩摩町防災会	平成2年5月26日
32	南三ツ谷町防災会	平成2年6月24日
33	上稲葉町防災会	平成2年8月5日
34	普光寺町防災会	平成2年10月1日
35	野田山町防災会	平成3年8月1日
36	葛籠町防災会	平成3年9月30日
37	南稲部町防災会	平成4年9月1日
38	宮田町馬場自主防災会	平成5年2月1日
39	茂賀防災会（旧茂賀町防災会）	平成5年5月15日
40	川瀬馬場・野口防災会	平成7年4月1日
41	船町第2部防災会	平成7年7月1日
42	船町第3部防災会	平成7年7月10日
43	船町第1部防災会	平成7年7月13日
44	安食中町防災会	平成7年8月6日
45	高宮町大北防災会	平成8年1月7日
46	下稲葉町防災会	平成8年2月1日
47	柳川町防災会	平成8年3月1日
48	日夏町寺村町防災会	平成8年3月1日
49	笹尾町防災会	平成8年4月1日
50	本町二丁目防災会	平成8年3月1日
51	栄町二丁目防災会	平成8年4月1日
52	芹橋二丁目自主防災会	平成8年4月15日
53	松原ニュータウン防災会	平成8年4月15日
54	本町一丁目防災会	平成8年4月26日
56	下後三条町防災会	平成8年5月25日
57	平田町西防災会	平成8年6月7日
59	亀山ニュータウン第3期防災会	平成8年9月24日
60	芹町防災会	平成9年1月19日

番号	自主防災組織名	結成年月日
202	立花町自主防災会	令和5年4月9日
203	コモンライフ正法寺自主防災会	令和5年7月24日
204	コモンタウン南彦根自主防災会	令和5年9月5日
205	野良田町自主防災会	令和6年4月1日
206	山之脇町自主防災会	令和6年4月1日
207	和田町自主防災会	令和8年2月1日
208	開出今町ベルタウン自主防災会	令和8年3月5日
連合	金城学区自主防災連合会	平成14年11月18日
連合	旭森学区安全・安心推進協議会	平成16年11月23日
連合	鳥居本学区防災推進協議会	平成20年12月1日
連合	高宮学区防災会	令和6年9月1日

(注意1) 番号58(芹橋二丁目第二部防災会)は、番号52(芹橋二丁目第1防災会)と合併したため削除している。(平成19年5月25日)

(注意2) 番号55(芹橋二丁目第4部防災会)および、番号64(芹橋二丁目第3部防災会)は、番号52(芹橋二丁目第1防災会)と合併したため削除している。また、番号52(芹橋二丁目第1防災会)については、芹橋二丁目自主防災会に名称変更された。(平成26年5月1日)

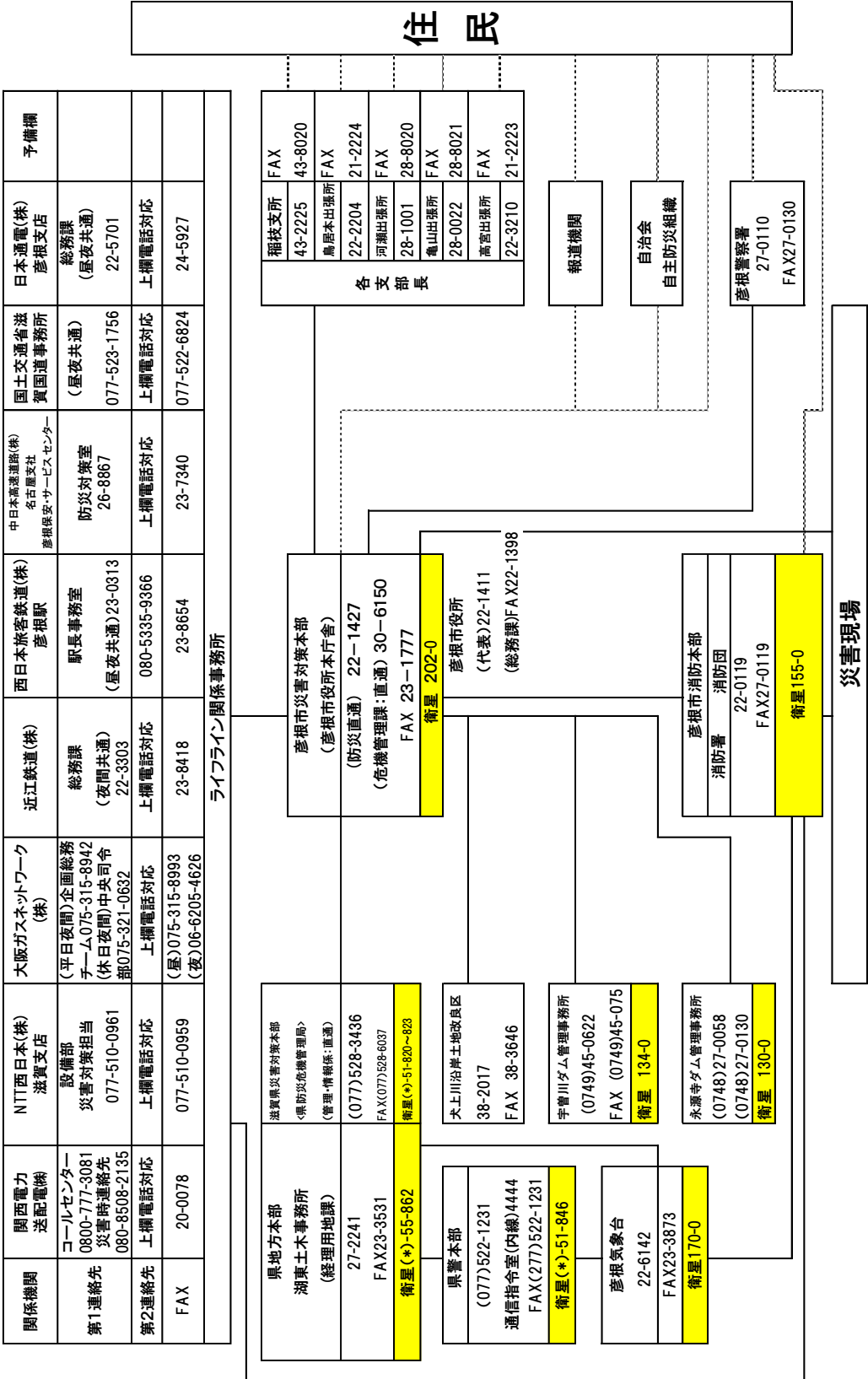
(注意3) 番号157(すずらん自主防災会)は、自主防災組織を解散したため削除している。(令和4年10月1日)

第3部 情報伝達・避難に関する資料

1 彦根市災害通信連絡網

令和8年4月 現在

彦根市災害通信連絡網



2 彦根市防災行政無線

彦根市防災行政 IP 無線番号表

個別番号	端末名称
0001	危機管理課①
0002	危機管理課②
0003	危機管理課③
0004	危機管理課④
0005	建設部局①
0006	建設部局②
0007	建設部局③
0008	建設部局④
0009	建設部局⑤
0010	消防本部①
0011	消防本部②
0012	消防本部③
0013	消防本部④
0014	彦根市立病院
0015	城東小学校
0016	城西小学校
0017	金城小学校
0018	城北小学校
0019	佐和山小学校
0020	旭森小学校
0021	平田小学校
0022	城南小学校
0023	城陽小学校
0024	若葉小学校
0025	鳥居本小学校
0026	高宮小学校
0027	河瀬小学校
0028	亀山小学校
0029	稲枝東小学校
0030	稲枝北小学校
0031	稲枝西小学校
0032	スポ文センタ
0033	東地区公民館
0034	西地区公民館
0035	旭森公民館
0036	鳥居本公民館
0037	稲枝公民館
0038	河瀬公民館
0039	亀山出張所
0040	福祉センター

個別番号	端末名称
0041	西中学校
0042	中央中学校
0043	東中学校
0044	南中学校
0045	鳥居本中学校
0046	彦根中学校
0047	稲枝中学校
0048	彦根幼稚園
0049	人福交流会館
0050	高宮地文センタ
0051	市民交流センタ
0052	北老福センタ
0053	中老福センタ
0054	市文化プラザ
0055	彦総スポ公園
0056	滋賀大学
0057	滋賀県立大学
0058	聖泉大学
0059	彦根東高校
0060	彦翔高校第二
0061	彦翔高校
0062	彦根工業高校
0063	河瀬高校
0064	彦根総合高校
0065	近江高校
0066	彦根商工会
0067	彦根勤福会館
0068	稲枝商工会館
0069	千松会館
0070	三津屋町会館
0071	彦富町公民館
0072	新海町公民館
0073	亀の井ホテル
0074	彦リゾ&スパ
0075	JA本店
0076	JA稲枝支店
0077	稲枝支所
0078	秘書課
0079	広報戦略課
0080	LS課①

個別番号	端末名称
0081	社会福祉課
0082	高齢福祉課
0083	農林水産課①
0084	農林水産課②
0085	都市計画課
0086	上水道工務課
0087	下水道建設課
0088	教育総務課
0089	学校教育課
0090	文化財課
0091	通信指令課
0092	FMひこね
0093	創価学会彦根
0094	県立盲学校
0095	セレマ彦根
0096	天理教高宮
0097	ジョイソン
0098	危機管理課⑨
0099	大藪浄水場
0100	公用車①
0101	公用車②
0102	公用車③
0103	公用車④
0104	公用車⑤
0105	公用車⑥
0106	公用車⑦
0107	危機管理課⑤
0108	危機管理課⑥
0109	危機管理課⑦
0110	危機管理課⑧

3 気象等情報関係

(1) 情報の種類

ア 気象に関する情報の種類

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
気象予警報および気象情報	気象庁（彦根地方気象台）	気象業務法
レベル4土砂災害危険警報	気象庁（彦根地方気象台）	土砂災害防止法 気象業務法
河川氾濫の警報等 （指定河川洪水予報）	滋賀県 気象庁（彦根地方気象台）	水防法 気象業務法
水防警報	滋賀県	水防法
火災気象通報	気象庁 （彦根地方気象台）	消防法
異常現象	発見者	災害対策基本法

イ 地震に関する情報の種類

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
地震情報	気象庁（彦根地方気象台）	気象業務法
警戒宣言 （東海地震のみ）	内閣総理大臣	大規模地震対策特別措置法
東海地震注意情報 東海地震予知情報	気象庁長官	大規模地震対策特別措置法 気象業務法
南海トラフ地震に関連する情報	気象庁	南海トラフ地震防災対策推進基本計画

(2) 特別警報発表基準一覧

発表官署：彦根地方気象台（令和5年6月8日現在）

現象の種類	基準
レベル5大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合 ※1 内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象
レベル5土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合
レベル5氾濫特別警報	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合 ※2 洪水予報河川を対象
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注）特別警報の発表については、過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、

第3部 情報伝達・避難に関する資料
3 気象等情報関係

流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づき発表される。

※彦根市水防計画を参照

(3) 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

発表官署：彦根地方気象台（令和8年5月28日現在）

彦根市	府県予報区	滋賀県			
	一次細分区域	北部			
	市町村等をまとめた地域	湖東			
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1-1※2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1-2※2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合		
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2-1※2の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合		
	レベル5高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位			
	暴風	中心気圧930Pa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合			
	波浪				
	危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1-3※2の対象格子において別紙1-1※2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合	
流域雨量指数基準			別紙1-4※2の対象河川の格子において別紙1-2※2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合		
レベル4土砂災害		60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2-2※2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）		
レベル4高潮		水位（高潮予報区間に限る）又は潮位			
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1-1※2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1-2※2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合		
		複合基準※1	別紙1-2※2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル3高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位			
	暴風	平均風速	琵琶湖	20m/s	
			琵琶湖を除く地域	20m/s	
	暴風雪	平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う	
			琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ35cm	
			山地	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高				
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙1-1※2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1-2※2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合		

		複合基準※1	別紙 1-2※2 のレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
レベル 2 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2-3※2 のレベル 2 土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合		
レベル 2 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位			
強風	平均風速	琵琶湖	12m/s	
		琵琶湖を除く地域	12m/s	
風雪	平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う	
		琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm	
		山地	12 時間降雪の深さ 30cm	
波浪	有義波高			
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪				
濃霧	視程	100m		
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%			
なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24 時間雨量 15mm 以上			
低温	平地で最低気温-5℃以下			
霜	晩霜期 最低気温 3℃以下			
着氷				
着雪	24 時間降雪の深さ:30cm 以上 気温:0℃以上			
レベル 5 氾濫特別警報・レベル 4 氾濫危険警報・レベル 3 氾濫警報・レベル 2 氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、彦根市に係る河川予報区名及び基準観測所名		別紙 3※2		

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

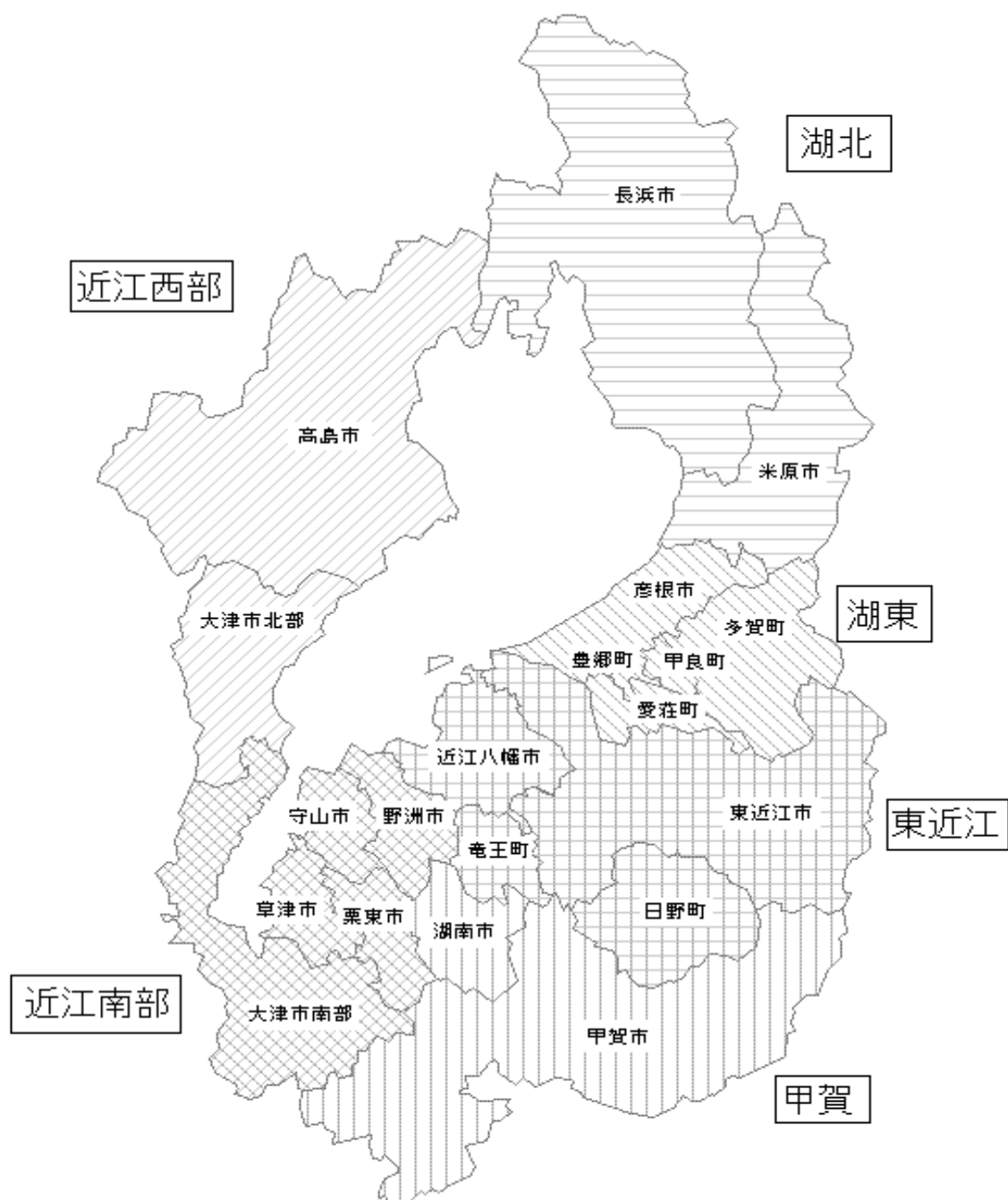
※2 別紙に示す発表基準の詳細については、気象庁ホームページに掲載されている資料を参照するものとする。

気象庁ホームページ：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/shiga.html>

（参考）

- 1 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 2 土壌雨量指数：土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。
- 3 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨水、降水短時間予報をもとに、1km 四方の流域ごとに算出する。

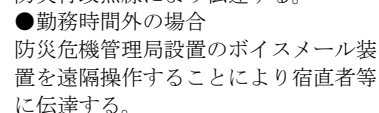
(4) 警報・注意報や天気予報の発表区域図



(5) 警報・注意報や天気予報の細分区域一覧表

1次細分区域	市町村等を まとめた地域	市	町
北 部	近 江 西 部	大津市北部、高島市	
	湖 北	長浜市、米原市	
	湖 東	彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町	
南 部	近 江 南 部	大津市南部、草津市、守山市、栗東市、野洲市	
	東 近 江	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	
	甲 賀	甲賀市、湖南市	

他　：その他



市長は火災気象通報を受け、必要と認める場合は、火災警報を発令することができる。

火災気象通報の発表基準

滋賀県の「乾燥注意報」および「強風注意報」の基準と同一。
ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

ウ 乾燥注意報

種類	発表基準
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険があるとき。 具体的には、次の条件に該当する場合 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下になると予想される場合

(注1) 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(注2) 注意報、警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報に切替えられる。

(8) 河川氾濫の警報等（指定河川洪水予報）

ア 概要

琵琶湖周辺については、水防法および気象業務法に基づき、彦根地方气象台と滋賀県が共同して、洪水のおそれがあるときに、水位または流量を示して、これを一般に周知させるため発表するものをいう。

イ 種類および基準

レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2)	氾濫注意水位に到達し、水位の上昇が見込まれるとき。
レベル 3 氾濫警報 (警戒レベル 3 相当情報 [洪水])	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル 4 氾濫危険警報 (警戒レベル 4 相当情報 [洪水])	氾濫危険水位に達したとき。
レベル 5 氾濫特別警報／ レベル 5 氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当情報 [洪水])	氾濫が発生又は切迫したときに発表

注) 水位：5 点の平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）

ウ 洪水予報河川

琵琶湖

(9) 水防警報

ア 概要

水防警報とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、この措置については、水防計画で定める。

本市関係では、愛知川（対象量水標：上流は紅葉橋、下流は御幸橋）が県知事による水防警報を発令する河川に指定されている。

イ 種類および基準

準備	気象状況および上流雨量により、増水のおそれがあると認めたとき、または、対象量水標の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお増水のおそれがあるとき。
出動	対象量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお増水のおそれがあるとき、または上流の雨量並びに水位により危険の予想されるとき。
解除	水位が水防団待機水位(通報水位)以下になり、水防作業を必要としなくなったとき。

ウ 水位周知河川

観測所名	河川名	位置	自記固定の別	水位				管理者
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
御幸橋	愛知川	愛荘町	テレメータ	1.00	1.50	1.75	2.30	湖東土木事務所

(10) レベル4 土砂災害危険警報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、滋賀県と彦根地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができる。

発表対象地域		滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害発生危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)
発表単位		市町単位(ただし、大津市は大津市北部、大津市南部に分割)
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、実況雨量および気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき。
	警戒解除基準	レベル4 土砂災害危険警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予測されるとき。

(2) 河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準

ア 指定河川（琵琶湖）洪水予報の氾濫に関する避難指示等発令の判断基準

高齢者等避難 (警戒レベル3)	○洪水予報により、琵琶湖平均水位が避難判断水位（0.80m）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 ○軽微な浜欠け・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○内水排除流域または非内水排除流域の樋門（琵琶湖へ流入する河川の水門）が閉鎖された場合（発令対象区域を限定する）
避難指示 (警戒レベル4)	○洪水予報により、基準地点の水位が氾濫危険水位（1.15m）に到達したと発表された場合 ○異常な浜欠け・侵食等が発見された場合 ○異常な浜欠け・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門（水門）・ポンプ等の内水排除施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	○決壊や越水・溢水が発生した場合

■洪水予報

レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2)	氾濫注意水位（レベル2 水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表
レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報 [洪水])	避難判断（レベル3 水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、水位予測に基づき氾濫危険水位（レベル4 水位）に達すると見込まれたときに発表
レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報 [洪水])	氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達したとき、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表
レベル5 氾濫特別警報／ レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報 [洪水])	氾濫が発生又は切迫したときに発表

注）水位：5点の平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）

■琵琶湖の水位と避難情報の発令基準

河川名	量水標名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位(100年)	湖岸堤	洪水予報発表者 ※()は通知担当者
		水防団待機	水防団出動	高齢者等避難	避難指示			
琵琶湖	片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝水位観測所の水位を平均した値	—	0.70	0.80	1.15	1.40	2.60	滋賀県および彦根地方気象台（流域政策局長） 大津土木事務所長 南部土木事務所長 東近江土木事務所長 湖東土木事務所長 長浜土木事務所長 長浜土木事務所木之本支所長 高島土木事務所長

第3部 情報伝達・避難に関する資料

4 避難関係

イ 水位周知河川の氾濫に関する避難指示等発令の判断基準（上流域も含めた気象状況予測等を勘案して決定すること）

(ア) 愛知川

高齢者等避難 (警戒レベル3)	○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が避難判断水位である 1.75m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 1.50m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 御幸橋地点上流の御河辺橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 愛知川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 - ウ 御幸橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3時間累加雨量が 120mm 以上または時間雨量が 50mm 以上となる場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である 2.30m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が避難指示水位である 2.80m に達した場合 ○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が避難判断水位である 1.75m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 御幸橋地点上流の御河辺橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 愛知川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 - ウ 御幸橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3時間累加雨量が 120mm 以上または時間雨量が 40mm 以上となる場合） ○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が計画高水位である 3.95m に到達するおそれが高い場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	○決壊や越水・溢水が発生した場合

(イ) 芹川

高齢者等避難 (警戒レベル3)	○芹川の芹川旭橋水位観測所の水位が避難判断水位である 1.00m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○芹川の芹川旭橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 0.90m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 芹川旭橋地点上流の中川原橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 芹川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 - ウ 芹川旭橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、2時間累加雨量が 90mm 以上または時間雨量が 40mm 以上となる場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	○芹川の芹川旭橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である 1.40m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○芹川の芹川旭橋水位観測所の水位が避難判断水位である 1.00m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 芹川旭橋地点上流の中川原橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 芹川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 - ウ 芹川旭橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、2時間累加雨量が 90mm 以上または時間雨量が 40mm 以上となる場合） ○芹川の芹川旭橋水位観測所の水位が避難指示水位である 1.80m に達した場合

(3) 広域避難地の指定方針

火災の輻射熱から身体を守るために必要なおよそ10ヘクタール以上の広さを持つ公園、広場等のオープンスペースを広域避難地として指定する、

選定基準および備えるべき施設と整備は以下のとおりとする。

なお、広域避難地に到達するまでの間に、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死亡の防止機能を果たす1ヘクタール以上の広さを持つ公園等を一次避難地として指定する。

選定基準		
○立地の状況→予想される大火輻射熱、地震等を考慮したものとする。 （原則として、木造家屋の密集地から300メートル以上離す。） ○規模→収容人員は、有効面積に対し、1人2m ² 以上とする。 ○要避難人口→昼間人口も考慮したものとする。 ○設備→各避難場所には給水施設を整備し、被災者がその場所で受水できるものとする。 ○地区の割当→自治会単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれらを横断して避難することをさけるものとする。		
備えるべき施設と設備		
項目		内容
避難場所 およびその 付属施設	避難広場 避難地内通路 防災樹林帯等	芝生広場、グラウンド、駐車場 道路、通路 防護壁、樹林
防災施設	防災センター 貯水施設 応急施設 備蓄施設 誘導施設 情報施設 消防・水防施設	総合管理施設、防災教育施設、備蓄施設 飲料水施設 災害時応急対策簡易トイレ、仮設テント、寝具（毛布）、ゴミ捨場 食糧（粉ミルク、離乳食、おかゆ等を含む） 医薬品（哺乳瓶やおむつを含む） 照明施設、案内板、ランドマーク 受信・発信無線施設、広報装置 消防設備、工作用具、破壊用具、工作材料、運搬具（担架等）、土のう、炊出用具、情報用具（携帯無線）

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

(4) 指定緊急避難場所、指定避難所

ア 住所・電話番号

(ア) 指定避難所

番号	地区名	名称	住所	電話番号
1	城東	城東小学校	京町二丁目2番19号	22-0312
2	城西	城西小学校	本町三丁目3番22号	22-7613
3	金城	金城小学校	大藪町391番地	22-4898
4	城北	城北小学校	松原町3751番地3	22-5771
5	佐和山	佐和山小学校	安清町11番32号	22-0863
6	旭森	旭森小学校※	東沼波町300番地	22-3087
7	平田	平田小学校	平田町267番地	24-1110
8	城南	城南小学校	西今町380番地	22-4518
9	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	小泉町640番地	30-9228
10	城陽	城陽小学校	甘呂町430番地	25-1055
11	若葉	若葉小学校	蓮台寺町180番地	25-3545
12	鳥居本	鳥居本小学校	鳥居本町1550番地1	22-2214
13	高宮	高宮小学校	高宮町2447番地	22-0512
14	河瀬	河瀬小学校	極楽寺町118番地	28-1020
15	亀山	亀山小学校	賀田山町8番地	28-0322
16	稲枝東	稲枝東小学校	稲部町308番地	43-2014
17	稲枝北	稲枝北小学校	下岡部町597番地	43-2205
18	稲枝西	稲枝西小学校	本庄町3583番地	43-2114

指定避難所は、災害の状況に応じて開設する。なお、避難所については、学校の教室（会議室および管理諸施設を除く）および体育館に設置するものとし、災害時の施設の利用については施設管理者の指示に従うものとする。（※旭森小学校の体育館は、土砂災害による被害の恐れがあるため地震および水害、土砂災害の使用不可）

(イ) 指定緊急避難場所

番号	地区名	名称	住所	電話番号
1	城東	城東小学校	京町二丁目2番19号	22-0312
2	城東	東地区公民館	大東町1番26号	24-4951
3	城東	彦根商工会議所	中央町3番8号	22-4551
4	城東	彦根勤労福祉会館	大東町4番28号	23-4141
5	城西	城西小学校	本町三丁目3番22号	22-7613
6	城西	西中学校	金亀町8番1号	22-4808
7	城西	彦根翔西館高等学校 第二体育館・第二グラウンド	池州町9番73号	22-4890
8	城西	彦根東高等学校	金亀町4番7号	22-4800
9	城西	彦根キャスルリゾート&スパ	佐和町1番8号	21-2001
10	城西	西地区公民館	本町一丁目9番1号	24-2957
11	城西	彦根幼稚園	本町一丁目3番33号	22-0412
12	金城	金城小学校	大藪町391番地	22-4898
13	金城	中央中学校	西今町1207番地	26-0200
14	金城	中老人福祉センター	開出今町1361番地	26-0869
15	城北	城北小学校	松原町3751番地3	22-5771
16	城北	近江高等学校	松原町3511番地1	22-2323
17	城北	千松会館	松原一丁目12番13号	23-3806
18	城北	彦根総合スポーツ公園（野球場）	松原町3028番地	23-4911
19	城北	滋賀大学	馬場一丁目1番1号	27-1014
20	城北	亀の井ホテル彦根	松原町3759番地	22-8090
21	城北	北老人福祉センター	馬場一丁目5番5号	27-6701
22	佐和山	佐和山小学校	安清町11番32号	22-0863
23	佐和山	東中学校	芹川町443番地	22-1006
24	佐和山	市民交流センター	里根町163番地1	23-3582
25	佐和山	彦根翔西館高等学校	芹川町580番地	23-1491

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

番号	地区名	名称	住所	電話番号
26	佐和山	彦根総合高等学校	芹川町 328 番地	26-0016
27	旭森	旭森小学校※	東沼波町 300 番地	22-3087
28	旭森	旭森地区公民館	正法寺町 642 番地 1	26-0675
29	平田	平田小学校	平田町 267 番地	24-1110
30	平田	福祉センター	平田町 670 番地	23-9590
31	城南	城南小学校	西今町 380 番地	22-4518
32	城南	ひこね市文化プラザ	野瀬町 187 番地 4	26-8601
33	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	小泉町 640 番地	30-9228
34	城南	パナソニック㈱くらしアプライアンス社	岡町 33 番地	27-1362
35	城陽	城陽小学校	甘呂町 430 番地	25-1055
36	城陽	南中学校	甘呂町 156 番地	28-1283
37	城陽	三津屋町民会館	三津屋町 1451 番地	25-1208
38	城陽	滋賀県立大学	八坂町 2500 番地	28-8200
39	若葉	若葉小学校	蓮台寺町 180 番地	25-3545
40	鳥居本	鳥居本小学校	鳥居本町 1550 番地 1	22-2214
41	鳥居本	鳥居本地区公民館	鳥居本町 1491 番地 6	26-1922
42	鳥居本	鳥居本中学校	鳥居本町 788 番地	22-2209
43	高宮	高宮小学校	高宮町 2447 番地	22-0512
44	高宮	高宮地域文化センター	高宮町 2311 番地	22-3510
45	河瀬	河瀬小学校	極楽寺町 118 番地	28-1020
46	河瀬	彦根中学校	西葛籠町 553 番地	28-3000
47	河瀬	河瀬地区公民館	森堂町 131 番地	28-1000
48	河瀬	人権・福祉交流会館	犬方町 848 番地 1	25-0164
49	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	川瀬馬場町 922 番地 1	28-7800
50	河瀬	彦根工業高等学校	南川瀬町 1310 番地	28-2201
51	河瀬	河瀬高等学校	川瀬馬場町 975 番地	25-2200
52	亀山	亀山小学校	賀田山町 8 番地	28-0322
53	亀山	亀山出張所	賀田山町 278 番地 2	28-0022
54	稲枝東	稲枝東小学校	稲部町 308 番地	43-2014
55	稲枝東	稲枝商工会館	稲部町 607 番地 1	43-2201
56	稲枝東	聖泉大学	肥田町 720 番地	43-3600
57	稲枝東	彦富町公民館	彦富町 1718 番地	43-7651
58	稲枝北	稲枝北小学校	下岡部町 597 番地	43-2205
59	稲枝北	稲枝中学校	田原町 202 番地	43-2210
60	稲枝北	稲枝地区公民館	本庄町 60 番地	43-4041
61	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	本庄町 92 番地 1	43-3221
62	稲枝西	稲枝西小学校	本庄町 3583 番地	43-2114
63	稲枝西	新海町公民館周辺施設	新海町 431 番地	43-3292

※旭森小学校の体育館は、土砂災害による被害の恐れがあるため地震および水害、土砂災害の使用不可

(ウ) 指定以外の避難場所

番号	地区名	名称	住所	電話番号
1	城南	滋賀県立盲学校	西今町 800 番地	22-2321
2	高宮	創価学会彦根文化会館	高宮町 1333 番地 3	26-9671
3	高宮	天理教高宮分教会	高宮町 2330 番地	22-0003
4	高宮	㈱セレマ彦根愛昇殿	高宮町 1431 番地	25-0004
5	稲枝西	ジョイソンハウス	新海町 401 番地	43-7790

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

イ 収容人数・使用場所

(ア) 指定避難所

地震

番号	地区名	名称	収容人数	使用場所			
				教室	階数	体育館	階数
1	城東	彦根市立城東小学校	1,290	○	4	○	1
2	城西	彦根市立城西小学校	1,090	○	3	○	2
3	金城	彦根市立金城小学校	1,350	○	3	○	1
4	城北	彦根市立城北小学校	800	○	3	○	1
5	佐和山	彦根市立佐和山小学校	1,300	○	3	○	1
6	旭森	彦根市立旭森小学校	1,320	○	3	×	2
7	平田	彦根市立平田小学校	1,100	○	3	○	1
8	城南	彦根市立城南小学校	1,410	○	3	○	1
9	城陽	彦根市立城陽小学校	1,260	○	3	○	1
10	若葉	彦根市立若葉小学校	1,150	○	2	○	2
11	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	830	○	3	○	1
12	高宮	彦根市立高宮小学校	1,200	○	3	○	1
13	河瀬	彦根市立河瀬小学校	1,180	○	3	○	1
14	亀山	彦根市立亀山小学校	890	○	3	○	1
15	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	1,090	○	3	○	2
16	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	750	○	3	○	1
17	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	730	○	2	○	1

番号	地区名	名称	収容人数	使用場所
18	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	1,720	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室

指定避難所は、災害の状況に応じて開設する。なお、避難所については、学校の教室（会議室および管理諸施設を除く）および体育館に設置するものとし、災害時の施設の利用については施設管理者の指示に従うものとする。

<施設使用判断基準>

建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する建物。

※ 旭森小学校体育館については、耐震基準を満たしているが、地震発生時、隣接する山の斜面崩落等、土砂災害による被害の恐れがあるため使用不可。〔土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）〕

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

水害

番号	地区名	名称	収容人数	使用場所			
				教室	階数	体育館	階数
1	城東	彦根市立城東小学校	1,290	○	4	○	1
2	城西	彦根市立城西小学校	1,090	○	3	○	2
3	金城	彦根市立金城小学校	820	○ (ただし2階以上)	3	×	1
4	城北	彦根市立城北小学校	800	○	3	○	1
5	佐和山	彦根市立佐和山小学校	1,300	○	3	○	1
6	旭森	彦根市立旭森小学校	1,320	○	3	×	2
7	平田	彦根市立平田小学校	1,100	○	3	○	1
8	城南	彦根市立城南小学校	1,410	○	3	○	1
9	城陽	彦根市立城陽小学校	1,260	○	3	○	1
10	若葉	彦根市立若葉小学校	1,150	○	2	○	2
11	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	830	○	3	○	1
12	高宮	彦根市立高宮小学校	1,200	○	3	○	1
13	河瀬	彦根市立河瀬小学校	1,180	○	3	○	1
14	亀山	彦根市立亀山小学校	890	○	3	○	1
15	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	520	○ (ただし2階以上)	3	○ (ただし2階以上)	2
16	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	410	○ (ただし2階以上)	3	×	1
17	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	210	○ (ただし2階以上)	2	×	1

番号	地区名	名称	収容人数	使用場所
18	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	1,720	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室

指定避難所は、災害の状況に応じて開設する。なお、避難所については、学校の教室（会議室および管理諸施設を除く）および体育館に設置するものとし、災害時の施設の利用については施設管理者の指示に従うものとする。

＜施設使用判断基準＞

おおむね100年に1回の大雨における施設各階の浸水被害の程度により判断

浸水深による区分	使用制限等（浸水被害）
0. 5m未満の浸水区域	使用階制限なし（床下浸水以下）
0. 5m以上～2. 0m未満の浸水区域	1階使用不可（床上浸水）
2. 0m以上～3. 0m未満の浸水区域	1、2階使用不可（1階水没）

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

(イ) 指定緊急避難場所

地震

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
1	城東	彦根市立城東小学校	4	3,040	教室、体育館、グラウンド
2	城東	彦根市東地区公民館	2	160	施設、駐車場
3	城東	彦根勤労福祉会館	4	550	施設（2階以上）、駐車場
4	城西	彦根市立城西小学校	3	3,290	教室、体育館、グラウンド
5	城西	彦根市立西中学校	3	6,870	教室、体育館、グラウンド
6	城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校 第二体育館・第二グラウンド	1	5,960	体育館、武道場、グラウンド、駐車場
7	城西	滋賀県立彦根東高等学校	1	4,610	体育館の一部、武道場の一部、グラウンド
8	城西	彦根キャッスル リゾート&スパ	5	720	施設（2階）、駐車場
9	城西	彦根市西地区公民館	2	180	施設、駐車場
10	城西	彦根市立彦根幼稚園	2	380	施設（リズム室、保育室の一部）、グラウンド
11	金城	彦根市立金城小学校	3	5,170	教室、体育館、グラウンド
12	金城	彦根市立中央中学校	3	7,560	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
13	金城	彦根市中老人福祉センター	2	870	施設、ゲートボール場、駐車場
14	城北	彦根市立城北小学校	3	5,220	教室、体育館、グラウンド
15	城北	私立近江高等学校	2	980	体育館
16	城北	千松会館	2	160	施設、駐車場の一部、空き地の一部
17	城北	彦根総合スポーツ公園 （野球場）	2	240	野球場の一部
18	城北	滋賀大学	2	14,790	体育館（2階）、小グラウンド、運動場
19	城北	亀の井ホテル彦根	6	860	施設（1階、2階）、駐車場
20	城北	彦根市北老人福祉センター	2	930	施設、駐車場
21	佐和山	彦根市立佐和山小学校	3	5,720	教室、体育館、グラウンド
22	佐和山	彦根市立東中学校	4	8,230	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
23	佐和山	彦根市民交流センター	2	860	施設、グラウンド、駐車場
24	佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	2	8,120	セミナーハウス、体育館の一部、グラウンド、駐車場
25	佐和山	私立彦根総合高等学校	3	8,460	教室（B棟）、体育館、武道場、グラウンド、駐車場
26	旭森	彦根市立旭森小学校	3	3,130	教室、グラウンド
27	旭森	彦根市旭森地区公民館	2	390	施設、駐車場
28	平田	彦根市立平田小学校	3	6,520	教室、体育館、グラウンド
29	平田	彦根市福祉センター	3	850	本館（1階、3階）、別館（2階）、駐車場
30	城南	彦根市立城南小学校	3	3,610	教室、体育館、グラウンド
31	城南	ひこね市文化プラザ	4	1,080	メッセホール、エコホール（ロビー）、グランドホール（ロビー）他
32	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	2	3,410	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室、駐車場
33	城南	パナソニック㈱くらしアプライアンス社	1	620	体育館
34	城陽	彦根市立城陽小学校	3	3,600	教室、体育館、グラウンド
35	城陽	彦根市立南中学校	3	8,140	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
36	城陽	三津屋町民会館	-	640	グラウンドの一部
37	城陽	滋賀県立大学	2	10,200	体育館（1階）、駐車場
38	若葉	彦根市立若葉小学校	2	4,620	教室、体育館、グラウンド

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
39	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	3	4,690	教室、体育館、グラウンド
40	鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館	2	720	施設、第1・第2駐車場
41	鳥居本	彦根市立鳥居本中学校	3	3,642	教室、柔剣道場（2階）、グラウンド
42	高宮	彦根市立高宮小学校	3	2,930	教室、体育館、グラウンド
43	高宮	彦根市高宮地域文化センター	2	440	施設、駐車場
44	河瀬	彦根市立河瀬小学校	3	4,900	教室、体育館、グラウンド
45	河瀬	彦根市立彦根中学校	3	7,670	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
46	河瀬	彦根市河瀬地区公民館	2	870	施設、駐車場
47	河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	2	550	施設、駐車場
48	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	2	360	施設（2階）、駐車場
49	河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	1	10,790	体育館の一部、グラウンドの一部
50	河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	1	9,790	体育館の一部、グラウンドの一部
51	亀山	彦根市立亀山小学校	3	3,020	教室、体育館、グラウンド
52	亀山	彦根市役所亀山出張所	2	950	施設、駐車場
53	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	3	4,000	教室、体育館、グラウンド
54	稲枝東	稲枝商工会館	2	360	施設、駐車場の一部
55	稲枝東	聖泉大学	4	7,600	校舎棟（一部を除く）、体育館、グラウンド、テニスコート、駐車場
56	稲枝東	彦富町公民館	2	1,050	施設、公園、草の根広場
57	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	3	3,790	教室、体育館、グラウンド
58	稲枝北	彦根市立稲枝中学校	3	8,270	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
59	稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	2	490	施設、駐車場、体育館
60	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	2	1,050	施設、駐車場の一部、空き地
61	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	2	3,780	教室、体育館、グラウンド
62	稲枝西	新海町公民館周辺施設	2	1,740	新海町公民館、さざなみホール、グラウンド

<施設使用判断基準>

地震時における指定緊急避難所としては、建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する建物および倒壊建物等から身を守るオープンスペースを指定。

なお、各施設における使用場所については、各施設への照会結果を基に災害時に使用可能な場所等について記載。災害時の施設の使用にあたっては、各施設管理者の指示に従うこと。

※ 旭森小学校体育館については、耐震基準を満たしているが、地震発生時、隣接する山の斜面崩落等、土砂災害による被害の恐れがあるため使用不可。〔土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）〕

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

土砂災害

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
1	城東	彦根市立城東小学校	4	1,290	教室、体育館
2	城東	彦根市東地区公民館	2	90	施設
3	城東	彦根商工会議所	4	130	施設（4階）
4	城東	彦根勤労福祉会館	4	200	施設（2階以上）
5	城西	彦根市立城西小学校	3	1,090	教室、体育館
6	城西	彦根市立西中学校	3	1,430	教室、体育館、多目的ホール
7	城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校 第二体育館・第二グラウンド	1	710	体育館、武道場
8	城西	滋賀県立彦根東高等学校	1	850	体育館の一部、武道場の一部
9	城西	彦根キャッスル リゾート&スパ	5	100	施設（2階）
10	城西	彦根市西地区公民館	2	90	施設
11	城西	彦根市立彦根幼稚園	2	120	施設（リズム室、保育室の一部）
12	金城	彦根市立金城小学校	3	1,350	教室、体育館
13	金城	彦根市立中央中学校	3	1,800	教室、体育館、柔剣道場
14	金城	彦根市中老人福祉センター	2	190	施設
15	城北	彦根市立城北小学校	3	800	教室、体育館
16	城北	私立近江高等学校	2	980	体育館
17	城北	千松会館	2	50	施設
18	城北	彦根総合スポーツ公園 （野球場）	2	240	野球場の一部
19	城北	滋賀大学	2	480	体育館（2階）
20	城北	亀の井ホテル彦根	6	120	施設（1階、2階）
21	城北	彦根市北老人福祉センター	2	330	施設
22	佐和山	彦根市立佐和山小学校	3	1,300	教室、体育館
23	佐和山	彦根市立東中学校	4	2,350	教室、体育館、柔剣道場
24	佐和山	彦根市市民交流センター	2	100	施設
25	佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	2	720	セミナーハウス、体育館の一部
26	佐和山	私立彦根総合高等学校	3	840	教室（B棟）、体育館、武道場
27	旭森	彦根市立旭森小学校	3	1,320	教室
28	旭森	彦根市旭森地区公民館	2	140	施設
29	平田	彦根市立平田小学校	3	1,100	教室、体育館
30	平田	彦根市福祉センター	3	450	本館（1階、3階）、別館（2階）
31	城南	彦根市立城南小学校	3	1,410	教室、体育館
32	城南	ひこね市文化プラザ	4	1,080	メッセホール、エコホール（ロビー）、グランドホール（ロビー）他
33	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	2	3,410	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室、駐車場
34	城南	パナソニック㈱くらしアプライアンス社	1	620	体育館
35	城陽	彦根市立城陽小学校	3	1,260	教室、体育館
36	城陽	彦根市立南中学校	3	2,120	教室、体育館、柔剣道場
37	城陽	三津屋町民会館	2	90	施設
38	城陽	滋賀県立大学	2	750	体育館（1階）
39	若葉	彦根市立若葉小学校	2	1,150	教室、体育館
40	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	3	830	教室、体育館
41	鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館	2	160	施設
42	鳥居本	彦根市立鳥居本中学校	3	719	教室、柔剣道場（2階）
43	高宮	彦根市立高宮小学校	3	1,200	教室、体育館

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
44	高宮	彦根市高宮地域文化センター	2	200	施設
45	河瀬	彦根市立河瀬小学校	3	1,180	教室、体育館
46	河瀬	彦根市立彦根中学校	3	1,690	教室、体育館、柔剣道場
47	河瀬	彦根市河瀬地区公民館	2	70	施設
48	河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	2	190	施設
49	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	2	40	施設（2階）
50	河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	1	590	体育館の一部
51	河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	1	490	体育館の一部
52	亀山	彦根市立亀山小学校	3	890	教室、体育館
53	亀山	彦根市役所亀山出張所	2	40	施設
54	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	3	1,090	教室、体育館
55	稲枝東	稲枝商工会館	2	120	施設
56	稲枝東	聖泉大学	4	1,300	校舎棟（一部を除く）、体育館
57	稲枝東	彦富町公民館	2	60	施設
58	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	3	750	教室、体育館
59	稲枝北	彦根市立稲枝中学校	3	1,800	教室、体育館、柔剣道場
60	稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	2	410	施設、体育館
61	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	2	50	施設
62	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	2	730	教室、体育館
63	稲枝西	新海町公民館周辺施設	2	230	新海町公民館、さざなみホール、憩いの家

<施設使用判断基準>

土砂災害時における指定緊急避難所としては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域外にある施設を指定。

なお、各施設における使用場所については、各施設への照会結果を基に災害時に使用可能な場所等について記載。災害時の施設の使用にあたっては、各施設管理者の指示に従うこと。

※ 旭森小学校体育館については、耐震基準を満たしているが、地震発生時、隣接する山の斜面崩落等、土砂災害による被害の恐れがあるため使用不可。〔土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）〕

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

水害

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
1	城東	彦根市立城東小学校	4	1,200	教室、体育館
2	城東	彦根市東地区公民館	2	60	施設（2階）
3	城東	彦根商工会議所	4	130	施設（4階）
4	城東	彦根勤労福祉会館	4	200	施設（2階以上）
5	城西	彦根市立城西小学校	3	1090	教室、体育館
6	城西	彦根市立西中学校	3	1,430	教室、体育館、多目的ホール
7	城西	滋賀県立彦根東高等学校	1	850	体育館の一部、武道場の一部
8	城西	彦根キャッスル リゾート&スパ	5	100	施設（2階）
9	城西	彦根市西地区公民館	2	90	施設
10	城西	彦根市立彦根幼稚園	2	120	施設（リズム室、保育室の一部）
11	金城	彦根市立金城小学校	3	820	教室（2階以上）
12	金城	彦根市立中央中学校	3	940	教室（2階以上）、体育館（2階）
13	金城	彦根市中老人福祉センター	2	60	施設（2階）
14	城北	彦根市立城北小学校	3	800	教室、体育館
15	城北	私立近江高等学校	2	980	体育館
16	城北	千松会館	2	50	施設
17	城北	彦根総合スポーツ公園（野球場）	2	240	野球場の一部
18	城北	滋賀大学	3	480	体育館（2階）
19	城北	亀の井ホテル彦根	6	120	施設（1階、2階）
20	城北	彦根市北老人福祉センター	2	220	施設（1階の一部、2階）
21	佐和山	彦根市立佐和山小学校	3	1,300	教室、体育館
22	佐和山	彦根市立東中学校	4	1450	教室（2階以上）、体育館（2階）
23	佐和山	彦根市市民交流センター	2	100	施設
24	佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	3	100	セミナーハウス（2階）
25	佐和山	私立彦根総合高等学校	3	290	教室（B棟 2階以上）
26	旭森	彦根市立旭森小学校	3	1,320	教室
27	旭森	彦根市旭森地区公民館	2	140	施設
28	平田	彦根市立平田小学校	3	1100	教室、体育館
29	平田	彦根市福祉センター	3	450	本館（1階、3階）、別館（2階）
30	城南	彦根市立城南小学校	3	1410	教室、体育館
31	城南	ひこね市文化プラザ	4	750	メッセホール、エコホール（ロビー）、グランドホール（ロビー）他※各施設2階以上
32	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	2	1,720	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室
33	城南	パナソニック㈱くらしアプライアンス社	1	620	体育館
34	城陽	彦根市立城陽小学校	3	650	教室（2階以上）
35	城陽	彦根市立南中学校	3	2120	教室、体育館、柔剣道場
36	城陽	三津屋町民会館	2	30	施設（2階）
37	城陽	滋賀県立大学	2	750	体育館（1階）
38	若葉	彦根市立若葉小学校	2	1150	教室、体育館
39	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	3	830	教室、体育館
40	鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館	2	160	施設
41	鳥居本	彦根市立鳥居本中学校	3	480	教室（2階以上）、柔剣道場（2階）
42	高宮	彦根市立高宮小学校	3	1200	教室、体育館
43	高宮	彦根市高宮地域文化センター	2	200	施設
44	河瀬	彦根市立河瀬小学校	3	1180	教室、体育館
45	河瀬	彦根市立彦根中学校	3	1690	教室、体育館、柔剣道場

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
46	河瀬	彦根市河瀬地区公民館	2	70	施設
47	河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	2	190	施設
48	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	2	40	施設（2階）
49	河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	1	590	体育館の一部
50	河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	1	490	体育館の一部
51	亀山	彦根市立亀山小学校	3	890	教室、体育館
52	亀山	彦根市役所亀山出張所	2	40	施設
53	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	3	520	教室（2階以上）、体育館（2階）
54	稲枝東	稲枝商工会館	2	60	施設（2階）
55	稲枝東	聖泉大学	4	580	校舎棟（一部を除く） ※3階以上
56	稲枝東	彦富町公民館	2	60	施設
57	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	3	410	教室（2階以上）
58	稲枝北	彦根市立稲枝中学校	3	860	教室（2階以上）、体育館（2階）
59	稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	2	80	施設（2階）
60	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	2	40	施設（2階）
61	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	2	210	教室（2階）
62	稲枝西	新海町公民館周辺施設	2	230	新海町公民館、さざなみホール、憩いの家

<施設使用判断基準>

水害時における指定緊急避難所は、おおむね100年に1回の大雨を想定した浸水深により検討。また、土砂災害警戒区域外にある施設建物を指定。

おおむね100年に1回の大雨における施設各階の浸水被害の程度により判断

浸水深による区分	使用制限等（浸水被害）
0. 5m未満の浸水区域	使用階制限なし（床下浸水以下）
0. 5m以上～2. 0m未満の浸水区域	1階使用不可（床上浸水）
2. 0m以上～3. 0m未満の浸水区域	1、2階使用不可（1階水没）

なお、各施設における使用場所については、各施設への照会結果を基に災害時に使用可能な場所等について記載。災害時の施設の使用にあたっては、各施設管理者の指示に従うこと。

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

（ウ）指定以外の避難場所

地震

番号	地区名	名称	主要施設 階数	収容 人員	使用場所
1	城南	滋賀県立盲学校	2	2290	体育館の一部、グラウンド
2	高宮	創価学会彦根文化会館	2	240	施設の一部
3	稲枝西	ジョイソンハウス	3	490	施設の一部

土砂災害

番号	地区名	名称	主要施設 階数	収容 人員	使用場所
1	城南	滋賀県立盲学校	2	330	体育館の一部
2	高宮	創価学会彦根文化会館	2	240	施設の一部
3	高宮	天理教高宮分教会	2	200	施設の一部
4	高宮	㈱セレマ彦根愛昇殿	2	150	施設の一部
5	稲枝西	ジョイソンハウス	3	490	施設の一部

水害

番号	地区名	名称	主要施設 階数	収容 人員	使用場所
1	城南	滋賀県立盲学校	2	330	体育館の一部
2	高宮	創価学会彦根文化会館	2	240	施設の一部
3	高宮	天理教高宮分教会	2	200	施設の一部
4	高宮	㈱セレマ彦根愛昇殿	2	150	施設の一部
5	稲枝西	ジョイソンハウス	3	490	施設の一部

市指定の避難場所を開設しても、なお避難場所が不足する場合等に、開設する避難場所

(5) 福祉避難所候補施設一覧
ア 介護保険サービス事業所

事業所名	住所	連絡先	最大受入れ 可能人数
デイサービスセンターべるふらっと	平田町 258-3	24-0445	25
J A東びわこデイサービスセンター	賀田山町 234-6	28-7878	11
ニチイケアセンター彦根	西葛籠町 311-6	28-7005	13
彦根市南デイサービスセンター	田原町 13-2	43-6700	8
彦根市佐和山デイサービスセンター	芹川町 484-4	21-0700	25
ニチイケアセンター大藪	大藪町 2505-1	21-2560	11
彦根市デイサービスセンターきらら	川瀬馬場町 1015-1	28-7353	2
彦根市ふたばデイサービスセンター	金剛寺町 95-1	28-0065	12
仄香の郷地蔵デイサービスセンター	地蔵町 73-2	23-5557	4
デイサービスよもぎの郷	平田町 901	20-5181	18
デイサービスさくら	平田町 136-5	24-8011	10
URBAN STUDIO ゆるりは平田	平田町 409-1	21-5585	9
デイサービス スリースターズ	開出今町 1414-6	29-9029	10
シンシア彦根	高宮町 2426-1	27-0968	4
シンシア彦根鳥居本	鳥居本町 1389-1	23-0968	2
社会福祉法人ことぶき会指定通所介護事業所	上岡部町 503	43-6484	3
ぽぽハウス	平田町 107-11	21-0664	10
信幸ケアサービスセンター	賀田山町 240-2	28-0294	19
アネシス南彦根	小泉町 135	27-3354	7
デイサービスはえみ	田附町 1227	20-4876	5
介護老人保健施設アロフェンテ彦根	竹ヶ鼻町 80	21-3300	未定
平田ケアホテル翔裕館	平田町 1114-1	21-2881	6
医療法人恭昭会彦根中央介護医療院	西今町 421	23-1211	4
サニープレイス河瀬 デイサービス	川瀬馬場町 971-1	28-7400	8
あったかハウス京町デイサービスセンター	京町一丁目 4-7	30-0170	4
あったかハウス甘呂デイサービスセンター	甘呂町 490	28-1710	4
デイサービスセンターべるグリーン	田原町 87-2	43-7661	8
デイホームぶどう	後三条町 468	26-3135	23
デイサービス久左	河原二丁目 1-3	24-6600	4
デイサービスセンター鈴の音	鳥居本町 670	21-5460	9
わいわいがやが家甘呂	甘呂町 491	28-3611	6
ぶどうの家 芹橋	芹橋二丁目 9-42	21-4770	12
じょいふるびわこ	新海町 2240	43-5675	1
彦根市グループホームゆうゆう	川瀬馬場町 1015-1	28-7662	1
あったかハウス京町グループホーム	京町一丁目 4-7	30-1808	4
あったかハウス甘呂グループホーム	甘呂町 490	28-1750	4
グループホーム鈴の家	田原町 87-2	43-7662	6
グループホームつぼみ	鳥居本町 1455-7	27-5707	4
湖の辺の道	新海町 2237	43-4332	1
あったかハウス甘呂グループホームサフラン	甘呂町 491	28-3511	5
グループホームあいの里八坂	八坂町 1900-12	24-2550	1

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

事業所名	住所	連絡先	最大受入れ 可能人数
グループホーム えくぼ	金剛寺町 58-1	25-3835	4
いちじくの木	極楽寺町 596	47-4770	2
特別養護老人ホーム風蝶木	極楽寺町 596	25-5288	2
特別養護老人ホームナースログ	極楽寺町 605	25-5508	2
特別養護老人ホーム近江第二ふるさと園	開出今町 1343-3	22-4321	8
特別養護老人ホーム近江ふるさと園（従来型）	石寺町 713	43-5800	27
特別養護老人ホーム近江ふるさと園（ユニット型）	石寺町 713	43-5800	12
特別養護老人ホームさざなみ苑（従来型）	城町二丁目 13-3	27-1411	16
特別養護老人ホーム千松の郷	松原町 520-1	22-2255	31
特別養護老人ホームサニープレイス彦根	三津町 446-1	47-3577	56
ボラリスデイサービスセンター後三条	後三条町 365-10	27-3560	7
じょいふるあつといなえ	下西川町 1098	43-2274	1
海の辺の道	新海町 2237	43-4332	2
ぬくもりの家みかさつかさ	新海町 2243-2	43-6114	1
小計（55 施設）			229

イ 障害福祉サービス等事業所

事業所名	住所	連絡先	最大受入れ 可能人員
彦根学園	高宮町 2671	22-2266	87
せいふう	高宮町 2672	22-1052	65
彦根学園さくら	高宮町 2671	22-2266	36
地域交流センターおひさま	大藪町 2797-2	24-4555	35
手づくり工房 種芸	本庄町 3799	20-5114	10
滋賀県立視覚障害者センター	松原一丁目 12-17	22-7901	22
滋賀県立盲学校	西今町 800	22-2321	50
かすみ会交流施設こもれび	海瀬町 255	43-6111	10
森のお家	高宮町 907-1	49-2531	30
小計（9 施設）			345

（令和8年5月1日現在）

ウ 学区別収容人数

学区	施設名称	水害							地震							土砂災害							
		避難者数	指定緊急避難場所			避難者数	指定避難所			避難者数	指定緊急避難場所			指定避難所			避難者数	指定緊急避難場所			指定避難所		
			収容人数	学区計	過不足		収容人数	学区計	過不足		収容人数	学区計	過不足	収容人数	学区計	過不足		収容人数	学区計	過不足	収容人数	学区計	過不足
城東	彦根市立城東小学校	1,479	1,288	1,673	194	1,479	752	752	-727	1,869	3,040	3,748	1,879	1,288	1,288	-581	69	1,288	1,704	1,635	1,288	1,288	1,219
城東	彦根市東地区公民館		57								158			88									
城東	彦根商工会議所		133								0			133									
城東	彦根勤労福祉会館		195								550			195									
城西	彦根市立城西小学校	1,381	1,090	3,680	2,299	1,381	1,090	1,090	-291	1,108	3,291	22,009	20,901	1,090	1,090	-18	0	1,090	4,390	4,390	1,090	1,090	1,090
城西	彦根市立西中学校		1,431								6,874			1,431									
城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校 第二体育館・第二グラウンド		0								5,963			710									
城西	滋賀県立彦根東高等学校		848								4,607			848									
城西	彦根キャッスル リゾート&スパ		100								720			100									
城西	彦根市西地区公民館		87								177			87									
城西	彦根市立彦根幼稚園		124								377			124									
金城	彦根市立金城小学校		818								818			1,349				1,349			16		
金城	彦根市立中央中学校	1,883	942	1,819	-64	1,883		818	-1,065	1,333	7,557	13,603	12,270		1,349	16	0	1,797	3,339	3,339		1,349	1,349
金城	彦根市中老人福祉センター		59								872			193									
城北	彦根市立城北小学校	457	800	2,890	2,433	457	800	800	343	672	5,220	23,172	22,500	800	800	128	73	800	3,000	2,927	800	800	727
城北	私立近江高等学校		977								977			977									
城北	千松会館		54								159			54									
城北	彦根総合スポーツ公園(野球場)		241								241			241									
城北	滋賀大学		481								14,785			481									
城北	亀の井ホテル彦根		118								861			118									
城北	彦根市北老人福祉センター		219								929			329									
佐和山	彦根市立佐和山小学校		1,259				1,301				3,237			1,978				1,259			682		
佐和山	彦根市立東中学校	1,450			8,231	2,349																	
佐和山	市民交流センター	101			861	101																	
佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	97			8,118	723																	
佐和山	私立彦根総合高等学校	288			8,461	844																	
旭森	彦根市立旭森小学校	667	1,320	1,457	790	667	1,323	1,323	656	2,202	3,130	3,517	1,315	1,323	1,323	-879	324	1,323	1,460	1,136	1,323	1,323	999
旭森	彦根市旭森地区公民館		137								387			137									
平田	彦根市立平田小学校	855	1,098	1,543	688	855	1,098	1,098	243	1,076	6,516	7,369	6,293	1,098	1,098	22	92	1,098	1,543	1,451	1,098	1,098	1,006
平田	彦根市福祉センター		445								853			445									
城南	彦根市立城南小学校	1,455	1,411	4,828	3,373	1,455	1,411	3,131	1,676	1,883	3,612	11,012	9,129	1,411	3,131	1,248	0	1,411	6,844	6,844	1,411	3,131	3,131
城南	彦根市スポーツ・文化交流センター		1,720								3,410			1,720				3,410			1,720		
城南	パナソニック株式会社アプライアンス社ビューティ・パーソナルケア事業部彦根工場体育館		620								620			620									
城南	ひこね市文化プラザ		752								1,078			1,078									
城南	滋賀県立盲学校(市指定外)		325								2,292			325									
城陽	彦根市立城陽小学校	421	1,255	4,161	3,740	421	648	648	227	923	3,601	22,574	21,651	1,255	1,255	332	13	1,255	4,221	4,208	1,255	1,255	1,242
城陽	彦根市立南中学校		2,122								8,138			2,122									
城陽	三津屋町民会館		30								640			90									
城陽	滋賀県立大学		754								10,195			754									
若葉	彦根市立若葉小学校	47	1,149	1,149	1,102	47	1,149	1,149	1,102	591	4,622	4,622	4,031	1,149	1,149	558	0	1,149	1,149	1,149	1,149	1,149	1,149
鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	53	829	1,473	1,420	53	829	829	776	273	4,693	9,056	8,783	829	829	556	578	829	1,709	1,131	829	829	251
鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館		161								721			161									
鳥居本	彦根市立鳥居本中学校		483								3,642			719									
高宮	彦根市立高宮小学校	473	1,204	1,990	1,517	473	1,204	1,204	731	1,695	2,926	3,602	1,907	1,204	1,204	-491	0	1,204	1,990	1,990	1,204	1,204	1,204
高宮	彦根市高宮地域文化センター		196								436			196									
高宮	創価学会彦根文化会館(市指定外)		240								240			240									
高宮	天理教高宮文教会(市指定外)		200								0			200									
高宮	榊セラ彦根愛昇殿(市指定外)		150								0			150									
河瀬	彦根市立河瀬小学校	278	1,177	4,240	3,962	278	1,177	1,177	899	1,770	4,897	34,918	33,148	1,177	1,177	-593	0	1,177	4,240	4,240	1,177	1,177	1,177
河瀬	彦根市立彦根中学校		1,687								7,669			1,687									
河瀬	彦根市河瀬地区公民館		71								871			71									
河瀬	彦根市人権・福祉交流会館		185								545			185									
河瀬	東びわこ農業協同組合本店		39								359			39									
河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校		589								10,789			589									
河瀬	滋賀県立河瀬高等学校		492								9,788			492									
亀山	彦根市立亀山小学校	100	893	935	835	100	893	893	793	403	3,016	3,969	3,566	893	893	490	79	893	935	856	893	893	814
亀山	彦根市役所亀山出張所		42								953			42									
稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	933	523	1,226	293	933	523	523	-410	748	4,001	13,015	12,267	1,087	1,087	339	132	1,087	2,562	2,430	1,087	1,087	955
稲枝東	稲枝商工会館		57								358			118									
稲枝東	聖泉大学		584								7,602			1,295									
稲枝東	彦富町公民館		62								1,054			62									
稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	35	409	1,389	1,354	35	409	409	374	300	3,791	13,605	13,305	747	747	447	91	747	3,014	2,923	747	747	656
稲枝北	彦根市立稲枝中学校		864								8,271			1,804									
稲枝北	彦根市稲枝地区公民館		76								489			409									
稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店		40								1,054			54									
稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	244	213	929	685	244	213	213	-31	173	3,776	6,005	5,832	732	732	559	0	732	1,448	1,448	732	732	732
稲枝西	新海町公民館周辺施設		228								1,741			228									
稲枝西	ジョインハウス(市指定外)		488								488			488									
合計		12,020	38,619			12,020	16,739	4,719		18,768	227,188			20,453	1,685	1,810		48,866			20,453		18,643

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

3 非常用品備蓄

(3) 非常用品備蓄

ア 彦根市 備蓄品リスト

管理担当課：危機管理課

(令和8年4月1日現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
クラッカー	24,840 食	保安指示灯	20 本
アルファ化米	50,200 食	雨カップ	540 枚
お粥	17,000 食	樹脂製手押し車	3 台
粉ミルク	2,160 食	折りたたみ式手押し車	1 台
液体ミルク	2,136 食	脚立	1 脚
紙おむつ（乳幼児用）	13,594 枚	はしご兼用脚立	1 脚
紙おむつ（大人用）	4,396 枚	ガス炊飯器	8 台
生理用品	24,976 枚	鋳物ガスコンロ	15 台
飲料水（500ml）	131,376 本	カセット式ガスコンロ	15 台
毛布	16,030 枚	かまどセット	4 組
ヘルメット	155 個	給茶器	6 台
担架	25 台	飲料水袋	2,200 枚
救命胴着	5 着	ポリタンク 20L	20 個
パイプスコップ	23 丁	ポリバケツ 15L	6 個
バール	30 丁	トタンバケツ	20 個
掛矢	15 丁	ケトル	11 個
大ハンマー	15 丁	鍋	21 個
ツルハシ	15 丁	金タライ	10 個
トラロープ	17 巻	まな板	50 枚
ホイスト用ロープ	2 本	包丁	50 本
ブルーシート	1,800 枚	水杓	20 本
パイプテント（1張は市役所倉庫）	2 張	汁杓子	30 本
発電機	10 台	飯杓子	50 本
投光器（三脚付）	10 台	アルミボール	20 個
強力ライト	100 個	フードコンテナ	50 個
ヘッドライト	10 個	パレット（樹脂製）	4 枚
蛍光灯ランタン	16 個	紙コップ	1,500 個
ラジオ	136 個	タオル	400 枚
コードリール	20 個	防塵マスク	720 枚
拡声器	29 台	避難所用フロアシート（シートタイプ）	765 枚
仮設トイレ	101 台	避難所用フロアシート（ロールタイプ）	170 本

※新型インフルエンザ対策用備蓄品は除く

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
3 非常用品備蓄

イ 市備蓄一覧

(令和8年4月1日現在)

	種類	クラ ッ カ ー (食)	アル フ ア 化 米 (食)	お 粥 (食)	粉 ミ ル ク (食)	流 体 ミ ル ク (食)	紙 お む つ (枚)	紙 お む つ (枚)	生 理 用 品 (枚)	毛 布 (枚)	ラ ジ オ (台)	仮 設 ト イ レ (台)	(飲 料 水 5 0 0 M L (本))	ろ 水 機 (台)	(飲 料 水 袋 1 0 L (枚))	医 療 用 備 蓄
保管施設																
稲里備蓄倉庫		12,300	37,300	9,500	0	0	0	0	0	10	0	1	0	0	1,000	
西沼波備蓄倉庫		0	0	0	0	0	0	0	0	690	0	5	106,992	0		
東沼波備蓄倉庫		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プロシードアリーナHIKONE 備蓄倉庫2		5,100	1,400	3,450	2,160	2,136	9,714	2,654	14,060	0	0	0	11,904	0		
プロシードアリーナHIKONE 外部倉庫		420	650	200	0	0	64	26	512	810	0	0	96	0		
中通		0	0	0	0	0	0	0	0	3,470	0	41	0	0		
市役所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	3	0	0		
城東小学校		120	700	200	0	0	168	54	468	800	3	4	264	1		1
城西小学校		240	500	150	0	0	168	54	468	320	3	1	384	1		1
金城小学校		180	500	100	0	0	150	54	468	570	2	3	408	1		1
城北小学校		240	550	150	0	0	168	54	468	800	2	4	336	1		1
佐和山小学校		240	450	200	0	0	168	54	468	40	3	1	360	1		1
旭森小学校		240	250	300	0	0	150	54	468	200	3	3	504	1		1
平田小学校		300	500	200	0	0	150	54	468	380	3	1	336	1		1
城南小学校		180	500	200	0	0	150	102	468	250	2	1	432	1		1
城陽小学校		240	500	200	0	0	150	90	468	430	3	5	552	1	500	1
若葉小学校		240	500	200	0	0	150	102	1,080	800	3	3	216	1		1
鳥居本小学校		240	500	250	0	0	150	90	468	810	3	1	480	1		1
高宮小学校		240	500	200	0	0	150	102	468	40	3	2	336	1		1
河瀬小学校		240	500	150	0	0	150	90	468	800	2	1	264	1		1
亀山小学校		240	550	200	0	0	150	102	1,080	520	3	1	504	1		1
稲枝東小学校		180	400	200	0	0	150	90	1,080	40	3	1	288	1		1
稲枝北小学校		240	550	100	0	0	150	102	1,080	400	2	1	336	1		1
稲枝西小学校		180	500	200	0	0	168	90	468	40	3	1	216	1		1
鳥居本中学校		120	400	100	0	0	168	54	0	40	3	1	456	0		
西中学校		120	300	100	0	0	168	54	0	50	3	1	360	0		
東中学校		120	350	100	0	0	168	54	0	30	3	1	360	0		
中央中学校		120	300	100	0	0	168	54	0	40	3	1	240	0		
南中学校		180	250	50	0	0	168	54	0	30	3	1	360	0		
彦根中学校		120	400	100	0	0	168	54	0	40	3	1	336	0		
稲枝中学校		120	400	100	0	0	168	54	0	340	3	1	312	0		
市立病院		0	0	0	0	0	0	0	0				0	0		1
福祉センター		60	0	0	0	0	0	0	0	410	2		96	0	500	
勤労福祉会館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
高宮地域文化センター		60	0	0	0	0	0	0	0	100	2		96	0		
稲枝地区公民館		60	0	0	0	0	0	0	0	10		2	96	0		
鳥居本地区公民館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
旭森地区公民館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
東地区公民館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
西地区公民館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
河瀬地区公民館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
南地区公民館		0	0	0	0	0	0	0	0	100	0		0	0		
市民交流センター		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
人権・福祉交流会館		60	0	0	0	0	0	0	0	100	2	1	96	0		
亀山出張所		60	0	0	0	0	0	0	0	10	2		96	0		
ひこね市文化プラザ		60	0	0	0	0	0	0	0	610		3	96	0		
パナソニック株式会社くらしアプ ライ アンス社		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
大藪浄水場		0	0	0	0	0	0	0	0	300	0		0	0	200	
彦根総合卸売市場		0	0	0	0	0	0	0	0	780	0		0	0		
彦富町公民館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
千松会館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
三津屋町民会館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
新海浜公民館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
キャッスルホテル		60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根幼稚園		60	0	0	0	0	0	0	0	0	0		96	0		
彦根市羽西館高等学校 第二体育館		60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根東高等学校		60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
近江高等学校		60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根翔西館高等学校		60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根総合高等学校		60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根工業高等学校		60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
3 非常用品備蓄

種類	クラッカー（食）	アルファ化米（食）	お粥（食）	粉ミルク（食）	液体ミルク（食）	紙おむつ（乳児用）（枚）	紙おむつ（大人用）（枚）	生理用品（枚）	毛布（枚）	ラジオ（台）	仮設トイレ（台）	飲料水 500ML（本）	ろ水機（台）	飲料水袋 10L（枚）	医療用備蓄
保管施設															
河瀬高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
滋賀大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
滋賀県立大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
聖泉大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根商工会議所	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
稲枝商工会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
中老人福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
北老人福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根総合スポーツ公園（野球場）	120	0	0	0	0	0	0	0	220	2	4	192	0		
亀の井ホテル彦根	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
J A 東びわこ本店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
J A 東びわこ稲枝支店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
合計	24,840	50,200	17,000	2,160	2,136	13,594	4,396	24,976	16,030	136	101	131,376	17	2,200	18

※ 医療用備蓄に、安定ヨウ素剤を含む。

ウ 市の備蓄倉庫一覧

名称	所在地
彦根市防災備蓄倉庫（稲里防災備蓄倉庫）	稲里町
彦根市防災備蓄倉庫（西沼波防災備蓄倉庫）	西沼波町
彦根市防災備蓄倉庫（彦根市スポーツ・文化交流センター）	小泉町
(株)中通	高宮町
彦根市防災備蓄倉庫（彦根総合スポーツ公園）	松原町

(4) 県の備蓄倉庫および備蓄物資

県の災害救助用備蓄物資保管倉庫について、彦根市および湖東に置かれているものは次のとおりである。

事務所名	物資種別	備蓄数量	保管倉庫の場所	保管倉庫業者
湖東健康福祉事務所	パン（食）	17,350	犬上郡多賀町中川原 453-3	日本通運(株)滋賀支店彦根営業課 犬上郡多賀町中川原字桜本 453-3
	アルファ化米[アレルギー対応]（食）	14,100		
	毛布（枚）	5,700		
	レトルト食品（食）	12,160		
	紙おむつ（乳幼児用）（枚）	10,168		
	紙おむつ（大人用）（枚）	560		
	不織布マスク（普通サイズ）（枚）	26,400		
	不織布マスク（子ども用サイズ）（枚）	3,600		
	生理用ナプキン（昼用）（枚）	1,120		

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
3 非常用品備蓄

	生理用ナプキン（夜用） （枚）	600		
	生理用ショーツ（Mサイ ズ）（枚）	60		
	生理用ショーツ（Lサイ ズ）（枚）	60		

5 道路・輸送関係

(1) 道路の整備現況

(単位：m、%)

区分	総延長	舗装道	砂利道	舗装率	改良済延長	改良整備率
国道	14,833	14,833	—	100.0	14,833	100.0
県道	107,511	103,198	4,313	95.9	88,632	80.6
市道	651,852	615,298	36,554	94.39	285,956	43.9
広域 農道	7,847	7,847	—	100.0	7,847	100.0
合計	782,043	741,176	40,867	94.48	397,268	50.9

(令和8年4月1日現在)

(2) 緊急輸送道路

ア 第一次緊急輸送道路〔県指定路線のうち彦根市に関わる路線〕

- (ア) 名神高速道路（彦根 I C 含む）
- (イ) 国道 8 号
- (ウ) 国道 8 号米原バイパス
- (エ) 国道 306 号（原町～外町）
- (オ) 主要地方道彦根停車場線（旭町～旭町）
- (カ) 主要地方道彦根近江八幡線（大東町～外町）
- (キ) 県道彦根港彦根停車場線（滋賀県湖東合同庁舎、市役所）（旭町～元町）
- (ク) 県道彦根米原線
- (ケ) 市道彦根駅平田線（大東～旭町）

イ 第二次緊急輸送道路〔県指定路線のうち彦根市に関わる路線〕

- (ア) 国道 306 号
- (イ) 主要地方道大津能登川長浜線
- (ウ) 主要地方道彦根近江八幡線
- (エ) 県道三津屋野口線（三津屋町～日夏町）
- (オ) 県道神郷彦根線
- (カ) 県道彦根港彦根停車場線（松原二丁目～元町）
- (キ) 県道彦根城線（古沢町～松原町）
- (ク) 県道彦根城線（佐和町～佐和町）
- (ケ) 県道多賀高宮線
- (コ) 県道彦根環状線
- (サ) 市道金亀 3 号線
- (シ) 市道高宮多賀線
- (ス) 市道高宮町七軒町・桃線
- (セ) 市道八坂西今線
- (ソ) 市道金亀佐和線

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

5 道路・輸送関係

ウ 市指定緊急輸送道路（第三次緊急輸送道路）

- (ア) 主要地方道大津能登川長浜線
- (イ) 県道三津屋野口線
- (ウ) 市道芹橋彦富線
- (エ) 主要地方道愛知川彦根線
- (オ) 県道彦根環状線（戸賀町地先）
- (カ) 県道神郷彦根線
- (キ) 県道賀田山安食西線
- (ク) 市道八坂西今線
- (ケ) 市道小泉庄堺線
- (コ) 市道稲部本庄線
- (サ) 市道福満団地1号線
- (シ) 市道西沼波旭橋線
- (ス) 市道宮田上矢倉線

(3) 緊急輸送ネットワーク図



第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
5 道路・輸送関係

路線番号	路線名	地区内延長 (m)	該当町名
61	芹川堤防線	3,319.9	長曽根町、中藪2丁目、中藪1丁目、池州町、芹2丁目、芹橋1丁目、河原2丁目、河原1丁目、芹町、芹川町、西沼波町
62	大藪橋向線	1,422.5	長曽根南町、中藪町、後三条町、橋向町
63	旭橋大堀橋線	431.6	東沼波町、大堀町
64	正法寺高宮線	1,100.0	大堀町、高宮町
65	南彦根駅竹ヶ鼻線	526.4	竹ヶ鼻町、西今町
66	須越辻堂線	2,100.0	須越町、甘呂町、蓮台寺町、宇尾町、堀町
67	辻堂葛籠線	1,886.5	辻堂町、極楽寺町、森堂町、金剛寺町、西葛籠町
68	川瀬馬場南川瀬線	486.0	川瀬馬場町、南川瀬町
69	清崎南川瀬線	2,437.7	日夏町、清崎町、南川瀬町
71	賀田山安食中線	1,949.5	賀田山町、太堂町、安食中町
72	賀田山稲部線	1,983.8	賀田山町、金沢町、稲部町
73	中下長江線	1,099.1	金沢町
74	石寺上西川線	1,031.6	下岡部町、上西川町
75	石寺田附線	3,458.8	石寺町、下西川町、薩摩町、甲崎町、普光寺町、南三ツ谷町
76	上西川普光寺田原線	723.0	上西川町、普光寺町
77	南三ツ谷本庄線	520.0	南三ツ谷町、本庄町
78	上稲葉野良田線	1,412.2	上稲部町、服部町、稲枝町、野良田町
102	荘厳寺線	637.7	荘厳寺町
103	善谷線	1,256.4	荘厳寺町、善谷町
105	鳥居本中山線	260.0	鳥居本町
108	鳥居本団地2号線	333.7	鳥居本町
115	鳥居本団地9号線	100.0	鳥居本町
141	鳥居本宮田東西線	100.0	宮田町
143	鳥居本駅前線	54.5	鳥居本町
195	原町五反田四十八線	526.5	原町
196	彦根インター南団地1号線	526.5	西沼波町、原町
216	西沼波六反畑芹川上野線	850.0	西沼波町、芹川町
231	外町原線	216.0	外町
237	里根町猿ヶ瀬里根線	207.0	里根町
245	外町安清東線	398.2	外町、安清東町
257	古沢町石ヶ崎御殿道線	785.5	古沢町
269	千原団地1号線	56.4	松原町
296	松原水泳場線	1,262.5	松原2丁目、松原町
322	馬場4号線	425.8	馬場一丁目
338	佐和船町1号線	380.4	元町、旭町、船町、松原町、古沢町
354	彦根駅前4号線	694.6	安清町、安清東町、大東町
356	彦根駅前6号線	147.3	大東町、
363	彦根駅前13号線	100.0	大東町

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
5 道路・輸送関係

路線番号	路線名	地区内延長 (m)	該当町名
403	芹町4号線	354.9	芹町
509	城町5号線	199.9	馬場1丁目
510	城町6号線	128.8	城町2丁目
543	松原町大上後線	304.5	松原町、松原一丁目
545	宮田町上沢桑原線	373.3	鳥居本町、宮田町
572	小野・鳥居本名神高速側道線	1,399.2	鳥居本町、小野町
588	古沢町松縄手南2号線	300.0	古沢町
644	松原弁天前4号線	193.6	松原町
777	大藪団地1号線	790.0	大藪町、長曾根南町
804	大藪団地28号線	610.0	大藪町
1050	山之脇平田線	378.6	山之脇町、平田町
1095	西沼波大堀線	60.0	西沼波町
1096	西沼波町1号線	91.1	西沼波町
1101	西沼波橋旭橋線	413.0	西沼波町、東沼波町
1130	小泉高宮線	517.0	小泉町、東沼波町、高宮町
1139	日の出西川原線	666.9	高宮町
1145	東沼波大堀線	440.9	東沼波町、大堀町
1306	清崎南川瀬北通り線	733.7	清崎町、南川瀬町
1373	広野法士線	760.0	高宮町、広野町、犬方町
1384	森堂西葛籠線	167	森堂町、極楽寺町
1446	川瀬馬場町宮ノ東大上線	403.6	川瀬馬場町、野口町
1467	石寺町新前徳女線	559.0	石寺町、薩摩町
1475	下岡部稲里線	1,617.5	下岡部町、上岡部町、稲里町
1489	上西川2号線	108.0	上西川町
1492	上西川本庄線	1,730.0	上西川町、田原町、本庄町
1519	稲枝駅前線	700.0	稲枝町、稲部町
1601	柳川薩摩線	1,512.2	柳川町、薩摩町、石寺町
1602	薩摩3号線	241.0	薩摩町
1617	新海栗見橋線	669.4	新海町
1634	石寺・八坂線	3,604.8	石寺町、三津屋町、須越町、八坂町
1647	薩摩彦富線	3858.5	薩摩町、甲崎町、上西川町、下西川町、下岡部町、上岡部町、田原町、本庄町、出路町、彦富町
1656	田附本庄線	2,812.0	田附町、南三ツ谷町、本庄町
2003	松原町網代口・矢倉線	791.4	松原町
2014	夢京橋線	365.5	本町1丁目、本町2丁目
2015	馬場6号線	544.9	馬場1丁目、馬場2丁目、城町2丁目
2024	彦根駅前東1号線	591.6	古沢町
2031	彦根駅前東8号線	150.5	古沢町、駅東町
2100	古沢町沢町2号線	388.4	古沢町、里根町
2151	安清芹川線	200	安清町、安清東町、外町、芹川町

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
5 道路・輸送関係

路線番号	路線名	地区内延長 (m)	該当町名
3038	高宮町雨アカス遊行塚線	104.5	高宮町
3063	高宮町小橋爪・北六ノ町線	320.0	高宮町
3113	八坂町15号線	823.5	八坂町
3125	南彦根駅環状線	346.4	小泉町
3168	大藪町大り線	1,235.3	長曾根南町、大藪町、八坂町
3300	高宮町七軒町・桃線	1726.1	高宮町
4060	日夏町巡礼街道線	1,241.4	日夏町、甘呂町
4068	極楽寺町学校東線	102.8	極楽寺町
4125	蔵ノ町団地16号線	398.6	開出今町
4126	河瀬駅西口広場線	142.4	南川瀬町
4169	辻堂川瀬馬場線	1138.2	辻堂町、極楽寺町、川瀬馬場町
5001	中山町中山口・井戸谷線	460.0	中山町
5003	松原町千原・弁天前線	140.0	松原町、古沢町
5005	岡町山之脇線	833.6	岡町、山之脇町
5008	河原16号線	469.0	河原2丁目、河原3丁目、河原1丁目
5010	日夏町北境・川久保線	280.0	清崎町、日夏町
5011	稲里町桜木・大又線	387.5	稲里町
5013	福満団地1号線	293.0	小泉町
5016	三津町一ノ坪・小柳線	340.1	三津町
5018	彦富稲部線	920.0	彦富町、金田町
5020	立花佐和線	365.0	立花町、金亀町、佐和町
5021	東沼波原線	1,239.3	東沼波町、地藏町、原町
5022	男鬼武奈線	2,990.7	男鬼町・武奈町
5023	仏生寺男鬼線	5,706.0	仏生寺町
5024	笹尾町脇ノ谷・谷ノ奥線	1,050.0	笹尾町
5025	宮田町走り前田線	330.0	宮田町
5026	城町金亀線	745.0	城町2丁目、馬場1丁目、金亀町
5028	八坂開出今線	1,504.9	八坂町、開出今町
5029	甘呂広野線	2,439.4	開出今町、甘呂町、宇尾町、高宮町、広野町
5030	法士金剛寺線	450.0	犬方町、法士町
5032	賀田山日夏線	1,294.1	賀田山町、清崎町、日夏町、川瀬馬場町
5040	カネボウ前線	467.8	長曾根南町、中藪2丁目、栄町2丁目
5041	外町芹川線	220	外町
5042	芹川町塚町・矢立線	340.4	芹川町
—	河瀬駅東口ロータリー	136.1	南川瀬町
—	広域農道	7,847.2	法士町、犬方町、金剛寺町、堀町、辻堂町、日夏町、甘呂町、須越町、三津屋町、石寺町、下西川町、上西川町
—	稲村山農道	2,935.5	下西川町、下岡部町、上岡部町、稲里町、金田町
—	林道荒神山線	2,388.3	下岡部町、上岡部町、稲里町、清崎町、石寺町
—	林道日夏山線	2,594.5	日夏町、三津屋町、石寺町

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

5 道路・輸送関係

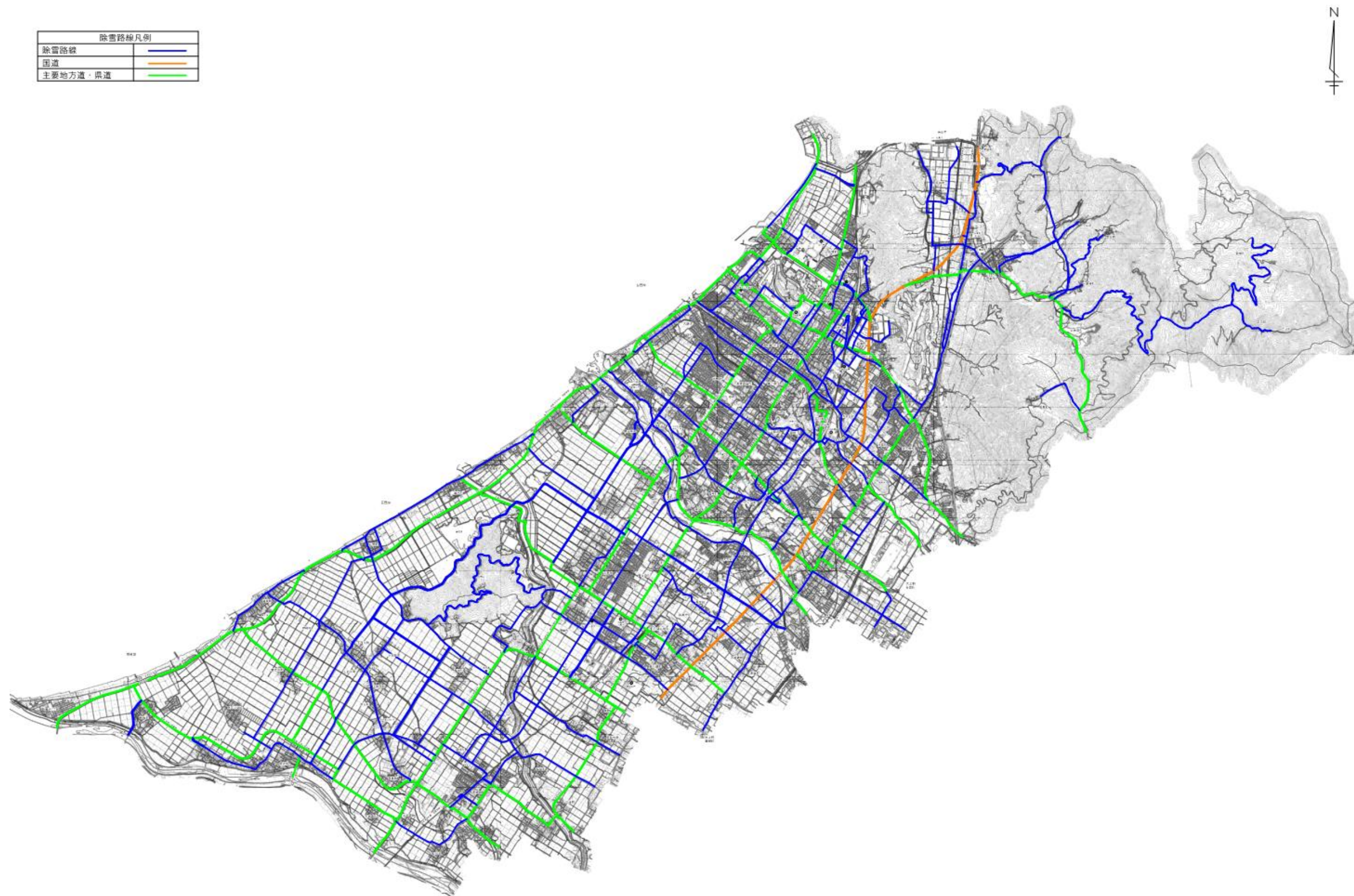
路線番号	路線名	地区内延長 (m)	該当町名
一	林道高根中山線	641.0	鳥居本町、中山町

(6) 橋りょうの一覧

区分	総数		永久橋		木橋・石橋	
	個数	橋長	個数	橋長	個数	橋長
総数	657	8,462	655	8,455	13	50
国道	19	340	19	340	—	—
県道	139	3,033	138	3,028	1	5
市道	494	4,736	493	4,734	1	2
広域農道	6	415	6	415	—	—

(令和8年4月1日現在)

(7) 除雪体制関係図



6 施設関係

(1) 要配慮者利用施設

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芹川	犬上川	宇曽川	愛知川	土砂災害警戒区域(急傾斜)	土砂災害警戒区域(地すべり)	土砂災害警戒区域(土石流)
1	リウフォーエバー彦根	サ高住(有料老人ホーム)	滋賀県彦根市地蔵町73-2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
2	彦根中央介護医療院	介護医療院	滋賀県彦根市西今町421番地	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
3	るりあん彦根2号館	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市野口町239-2	0	0	0	0	0	0	0	0
4	るりあん稲枝	サ高住(有料老人ホーム)	滋賀県彦根市野良田町287-3	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
5	昭和元氣くらぶ	有料老人ホーム	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
6	ひらた翔裕館Ⅱ号館	有料老人ホーム	滋賀県彦根市平田町788	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
7	第二遊送の郷 特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
8	メイブルコート日夏	有料老人ホーム	彦根市日夏町3662-4	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
9	ショートステイ サニーブレイス彦根	短期入所施設	彦根市三津町446-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
10	特別養護老人ホーム サニーブレイス彦根	介護老人福祉施設	彦根市三津町446-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
11	はるのうみ	デイサービスセンター	彦根市西今町369番地1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
12	彦根ケアセンターそよ風	デイサービスセンター	滋賀県彦根市駅東町2-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
13	スリースターズ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市開出今町1414-6	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
14	じょいふるびわこ	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市新海町2240	1.0m～2.0m未満	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
15	シンシア彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町2426-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
16	シンシア彦根	短期入所施設	滋賀県彦根市高宮町2426-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
17	彦根ひらたデイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
18	南ひこねグループホーム翔裕館	グループホーム	滋賀県彦根市平田町788	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
19	花しょうぶの郷 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	滋賀県彦根市稲枝町27-1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
20	花しょうぶの郷デイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市稲枝町27-1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
21	栄町グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市栄町2丁目1-22	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
22	じょいふるあついなえ	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市下西川町1098	0.5m未満	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
23	デイサービス 久左	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市河原2丁目1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
24	久左の家	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市河原2丁目1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
25	特別養護老人ホーム 近江第二ふると園	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市開出今町1343-3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
26	ハートフルヒズ彦根別館/ハートフルホーム彦根	有料老人ホーム	滋賀県彦根市外町101	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
27	あったかハウス甘呂デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市甘呂町490	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
28	あったかハウス甘呂グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市甘呂町490	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
29	わいまいがやが家 甘呂	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市甘呂町491	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
30	あったかハウス甘呂グループホーム サフラン	グループホーム	滋賀県彦根市甘呂町491	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
31	デイサービスセンター 城	デイサービスセンター	滋賀県彦根市甘呂町918	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
32	あったかハウス京町デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市京町1丁目4-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
33	あったかハウス京町グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市京町1丁目4-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
34	特別養護老人ホーム ナースログ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市橋本町605	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
35	小規模多機能型居宅介護事業所 ぶどうの家 芹橋	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市芹橋2丁目9-42	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
36	彦根市佐和山デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市芹川町484-4	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
37	グループホーム えくぼ	グループホーム	滋賀県彦根市金剛寺町58-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
38	彦根市ふたばデイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市金剛寺町95-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
39	アンジェス彦根城	サ高住(有料老人ホーム)	滋賀県彦根市元町1-43	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
40	ナーシングホーム悠ライフ彦根	サ高住(有料老人ホーム)	滋賀県彦根市後三条町289	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
41	ボラリスデイサービスセンター彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市大森町2509-2	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
42	デイホーム ぶどう	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市後三条町468	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
43	JA東びわこデイサービスセンターたかみや	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町1017-2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
44	ナーシングホームすずらん	看護小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市高宮町1368-7	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
45	アネシス南彦根	サ高住(有料老人ホーム)	滋賀県彦根市小泉町135	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
46	アネシス南彦根	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市小泉町135	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
47	デイホームゆりの木 彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市松原町1136-1	0.5m未満	0	0	0	0	0	0	0
48	湖郷の彩風 彦根	特定施設入居者生活介護	滋賀県彦根市松原町1435-13	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
49	特別養護老人ホーム 千松の郷	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市松原町520-1	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
50	特別養護老人ホーム 千松の郷Ⅱ 番館	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市松原町524	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
51	特別養護老人ホーム さざなみ苑	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
52	さざなみ苑デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
53	さざなみ苑ショートステイ	短期入所施設	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
54	グループホームさざなみ苑	グループホーム	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
55	湖の辺の道	グループホーム	滋賀県彦根市新海町2237	0.5m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
56	ぬくもりの家みかさつかさ	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市新海町2243-2	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
57	デイサービスセンター寿安	デイサービスセンター	滋賀県彦根市新海浜1丁目9-5	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
58	ニチケアセンター彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市西葛籠町311-6	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
59	株式会社コモドライフ デイサービスクローバー	デイサービスセンター	滋賀県彦根市西沼波町256-1	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
60	近江ふるさと園 短期入所生活介護事業所	短期入所施設	滋賀県彦根市石寺町713	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
6 施設関係

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芹川	犬上川	宇曾川	愛知川	土砂災害警戒区域(急傾斜)	土砂災害警戒区域(地すべり)	土砂災害警戒区域(土石流)
61	特別養護老人ホーム 近江ふるさと園	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市石寺町713	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
62	彦根市デイサービスセンターきらら	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町1015-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
63	彦根市グループホームゆうゆう	グループホーム	滋賀県彦根市川瀬馬場町1015-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
64	機能訓練特化型デイサービスがじゅまる	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町1082-3	0	0	0	0	0	0	0	0
65	サニーブレイス河瀬	サ高住(有料老人ホーム)	滋賀県彦根市川瀬馬場町971-1	0	0	0	0	0	0	0	0
66	サニーブレイス河瀬デイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町971-1	0	0	0	0	0	0	0	0
67	ニイケアセンター大蔵	デイサービスセンター	滋賀県彦根市大蔵町2505-1	0.5m未満	2.0m～3.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
68	アンジェス彦根	サ高住(有料老人ホーム)	滋賀県彦根市大蔵町737-3	0.5m～1.0m未満	2.0m～3.0m未満	3.0m未満	0	0	0	0	0
69	グループホーム ひこねの憩	グループホーム	滋賀県彦根市地蔵町203-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
70	仄香の郷地蔵デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市地蔵町73-2	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
71	すみよしクリニックデイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町292-1	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
72	介護老人保健施設 アロフエンテ彦根	介護老人保健施設	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
73	デイサービス はえみ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市田附町1227	0.5m未満	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
74	養護老人ホーム金亀荘	養護老人ホーム(一般)	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
75	邂逅の郷デイサービスセンター(休止中)	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
76	邂逅の郷特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
77	グループホームあいの里八坂	グループホーム	滋賀県彦根市八坂町1900-12	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
78	ぼぼハウス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町1107-11	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
79	平田ケアレジデンス翔裕館	地域密着型特定施設入居者生活介護	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～3.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
80	平田ケアホテル翔裕館	短期入所施設	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～3.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
81	平田デイサービス爽やかな風	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～3.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
82	平田小規模多機能ホーム爽やかな風	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～3.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
83	デイサービスさくら	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町136-5	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
84	デイサービスリはたま	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町162-15	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
85	デイサービスセンターべるふらっと	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町258-3	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
86	ひらた翔裕館Ⅱ号館	サ高住(有料老人ホーム)	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
87	ひらたグループホーム翔裕館	グループホーム	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
88	ツクイ彦根平田	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町589-1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
89	デイサービス よもぎの里	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町901	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
90	るりあ彦根	サ高住(有料老人ホーム)	滋賀県彦根市野口町276-2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
91	ハートフルヒルズ彦根	有料老人ホーム	滋賀県彦根市里根町191-1	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
92	デイサービス ひまわり	デイサービスセンター	滋賀県彦根市里根町191-1 A・17KkA彦根	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
93	佐和山小学校	小学校	滋賀県彦根市安清町11-32	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
94	稲枝東小学校	小学校	滋賀県彦根市稲部町308	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
95	稲枝北小学校	小学校	滋賀県彦根市下岡部町597	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
96	彦根南中学校	中学校	滋賀県彦根市日呂町156	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
97	城東小学校	小学校	滋賀県彦根市京町2-2-19	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
98	彦根東中学校	中学校	滋賀県彦根市芹川町443	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
99	彦根西中学校	中学校	滋賀県彦根市金亀町8-1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
100	高宮小学校	小学校	滋賀県彦根市高宮町2447	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
101	城北小学校	小学校	滋賀県彦根市松原町3751-3	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
102	中央中学校	中学校	滋賀県彦根市西今町1207	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
103	城南小学校	小学校	滋賀県彦根市西今町380	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
104	金城小学校	小学校	滋賀県彦根市大蔵町391	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
105	鳥居本中学校	中学校	滋賀県彦根市鳥居本町788	0	0	0	0	0	警戒区域	0	0
106	稲枝中学校	中学校	滋賀県彦根市田原町202	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
107	旭森小学校	小学校	滋賀県彦根市東沼波町300	0	0.5m未満	0	0	0	警戒区域	0	0
108	平田小学校	小学校	滋賀県彦根市平田町267	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
109	稲枝西小学校	小学校	滋賀県彦根市本庄町3583	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
110	城西小学校	小学校	滋賀県彦根市本町3-3-22	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
111	彦根子ども家庭相談センター	公共施設	滋賀県彦根市小泉町932-1	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
112	佐和山小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市安清町11-32	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
113	稲枝東小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市稲部町308	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
114	稲枝北小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市下岡部町597	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
115	城東小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市京町2丁目2-19	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
116	河瀬小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市極楽寺町118	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
117	高宮小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市高宮町2447	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
118	城北小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市松原町3751-3	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
119	城南小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市西今町383	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
120	金城小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市大蔵町391	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
6 施設関係

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芦川	犬上川	宇曾川	愛知川	土砂災害警戒区域(急傾斜)	土砂災害警戒区域(地すべり)	土砂災害警戒区域(土石流)
121	旭森小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市東沼波町455	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
122	平田小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市平田町267	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
123	稲枝西小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市本庄町3583	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
124	城西小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市本町3丁目3-22	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
125	HEART WORK 結	就労選択支援	滋賀県彦根市大蔵町2638番地	1.0m～2.0m未満	2.0m～3.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
126	滋賀アイステーション	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市小泉町103番地1	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
127	ひこね七里ホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市新町12番地	0	3.0m～4.0m未満	0	0	0	0	0	0
128	ひこね芦川ホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市新町49番地	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
129	TOCOハウス(平田町)	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市平田町185番地7	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
130	れんげはうす	生活介護事業所	滋賀県彦根市大蔵町2637番地1	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	2.0m未満	0	0	0	0	0
131	ひこねわたぼうしホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市大蔵町30番地15	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
132	TOCOカンパニーLtd	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市岡町103番地2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
133	つばきはらファクトリー	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市海瀬町183番地1	0	0	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
134	かいげ寮	障害者支援施設	滋賀県彦根市海瀬町255番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
135	ふるさと	障害者支援施設	滋賀県彦根市開出今町1343番地3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
136	きらめき	児童発達支援事業所	滋賀県彦根市芦川町573番地3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
137	せいひん	生活介護事業所	滋賀県彦根市高宮町2672番地	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
138	グループホームたちばなE/W	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市高宮町2690番地2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
139	多機能型重症児者等デイサービス ふあみりい	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市高宮町907番地1	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
140	サンコスモ滝井	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市三津町800番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
141	そよかぜ	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市三津町800番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
142	グループホームすみれ	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市小泉町686番地3	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
143	滋賀県立視覚障害者センター	公共施設	滋賀県彦根市松原一丁目12番17号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
144	まな	地域活動支援センター	滋賀県彦根市西今町1328番地	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
145	Job lead	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市大東町4番8号 ウカビル1階	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
146	地域交流センターおひさま	生活介護事業所	滋賀県彦根市大蔵町2797番地2	0.5m未満	3.0m～4.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
147	放課後等デイサービス にこにこルーム	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市地蔵町86番地3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
148	はばたき	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町105番地7	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
149	あじさいホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市平田町72番地1	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
150	うきさきクラブ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町936番地	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
151	手づくり工房楓葉	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市本庄町3799番地	0	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0
152	セルブひこね	生活介護事業所	滋賀県彦根市里根町191番地7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
153	彦根市発達支援センター	公共施設	滋賀県彦根市平田町597-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
154	GIRAFFE	認可外保育施設	滋賀県彦根市宇尾町257-2 2F	0	0.5m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
155	稲枝東幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市稲部町315番地-1	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
156	チャイルドライクふうたふ	認可外保育施設	滋賀県彦根市芦川町1430-10	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	警戒区域	0	0
157	佐和山幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市芦川町481番地-1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
158	ひこねさくら保育園	保育所	滋賀県彦根市芦川町586番地	0	3.0m～4.0m未満	0	0	0	0	0	0
159	病児保育室こあら	病児病後児保育事業	滋賀県彦根市戸賀町36-6	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
160	つばみ保育園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市高宮町2373	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
161	高宮幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市高宮町2391番地	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
162	ハグテラス 彦根保育園	認可外保育施設	滋賀県彦根市小泉町46-2	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
163	城北幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市松原町3751番地-3	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
164	にじのおうち	認可外保育施設	滋賀県彦根市長曾根南町519-19	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
165	にこにこおひさま園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市東沼波町1235-5	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
166	旭森幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市東沼波町493番地-2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
167	城陽幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市日夏町166番地	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
168	彦根幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市本町一丁目3番33号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
169	認定こども園 聖ヨゼフこども園	幼保連携型認定こども園	滋賀県彦根市立花町2-24	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
170	彦根市立東保育園	保育所	滋賀県彦根市安清町8-4	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
171	みづほ保育園	保育所	滋賀県彦根市稲部町400-1	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
172	るんぴー保育園	保育所	滋賀県彦根市河原1丁目1-4	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
173	施設内保育所「むつみ」	認可外保育施設	滋賀県彦根市開出今町1343-3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
174	花田保育園	保育所	滋賀県彦根市甘呂町473-2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
175	彦根市立ふたば保育園	保育所	滋賀県彦根市金剛寺町101	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
176	ほほえみ園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市駅東町15番1号	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
177	彦根かんがー保育園	保育所	滋賀県彦根市戸賀町53-3	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
178	彦根センター託児室	認可外保育施設	滋賀県彦根市後三条町607-1	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
179	めぐみ保育園	保育所	滋賀県彦根市高宮町1755	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
180	ほいくえん ももの家だい	保育所	滋賀県彦根市小泉町395番地7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
6 施設関係

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芦川	犬上川	宇曾川	愛知川	土砂災害警戒区域(急傾斜)	土砂災害警戒区域(地すべり)	土砂災害警戒区域(土石流)
181	バレット	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市新海町2240	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
182	バレット	認可外保育施設	滋賀県彦根市新海町2240	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
183	多景保育園	保育所	滋賀県彦根市須越町1154-5	0.5m未満	0	0.5m～1.0m未満	2.0m未満	0	0	0	0
184	城南保育園	保育所	滋賀県彦根市西今町285-1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
185	彦根中央病院 なかよし託児所	認可外保育施設	滋賀県彦根市西今町438-4	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
186	どんぐり保育園	保育所	滋賀県彦根市川瀬馬場町1149-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
187	ABC ENGLISH プリスクール	地方裁量型認定こども園	滋賀県彦根市大藪町2496-1	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
188	レイモンド大蔵保育園	保育所	滋賀県彦根市大藪町2655	0.5m～1.0m未満	2.0m～3.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
189	かるがも保育所	事業所内保育事業	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80	0	0.5m～1.0m未満	2.0m未満	0	0	0	0	0
190	チャイルドハウスおひさま	認可外保育施設	滋賀県彦根市中央町3-73	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
191	キッズルーム	認可外保育施設	滋賀県彦根市小泉町395-14	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
192	彦根乳児保育所	保育所	滋賀県彦根市中蔵2丁目2-6	0.5m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
193	彦根市立西保育園	保育所	滋賀県彦根市長曾根町8番21号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
194	旭森保育園	保育所	滋賀県彦根市東沼波町498-2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
195	日夏保育園	保育所	滋賀県彦根市日夏町2634-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
196	どんぐりけんだいまえ保育園	保育所	滋賀県彦根市八坂町3248	0.5m～1.0m未満	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
197	彦根市立平田こども園	幼保連携型認定こども園	滋賀県彦根市平田町303-1	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
198	稲枝ふたば保育園	保育所	滋賀県彦根市本庄町2647	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m未満	0	0	0
199	ノゾミ保育園	保育所	滋賀県彦根市本町1-8-20	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
200	森の子保育園	保育所	滋賀県彦根市野瀬町106	0	0.5m～1.0m未満	3.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0
201	彦根中央病院	総合病院	滋賀県彦根市西今町421	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
202	友仁山崎病院	総合病院	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
203	医療法人青葉会 イーリスウイメンズクリニック	クリニック	滋賀県彦根市中央町3-73	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
204	医療法人青葉会 イーリスウイメンズクリニック アリス	クリニック	滋賀県彦根市八坂町2888番地1	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0
205	TOCOハウス(犬方町)	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市犬方町863番地8	0	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
206	コペルプラス 彦根駅前教室	児童発達支援事業所	滋賀県彦根市駅東町13-1 A&S東駅前ビル3階	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
207	さくらほーと	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市後三条町296番地1	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
208	慈円	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市下岡部町632番地	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
209	なかまーず	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市芦川町538番地	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
210	さくらんぼ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市芹町10番28-105号	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
211	働き教育センター彦根	就労継続支援A型事業所	滋賀県彦根市高宮町211番地	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
212	もものお庭	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市八坂町2019番地	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
213	キッズクロス	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市馬場一丁目6番20号 スマイルコート1階	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
214	まつばくくり	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町614番地5	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
215	うきうきホーム	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町951番地	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
216	BonellLabo	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市本町一丁目7番4号	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
217	つむぎ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市栄町2丁目6-47	0.5m～1.0m未満	2.0m未満	0	0	0	0	0	0
218	まつばくくりII	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市南川瀬町1416番地	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
219	あけぼの共同作業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市古沢町733番地13	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
220	いきいきサロン	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市戸賀町65番地1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
221	りんごの木	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市後三条町326番地6 プレジデンスMIL-GU-RI 2階	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
222	夢工房if	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市小泉町620番地64	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
223	盲字校	盲字校	滋賀県彦根市西今町800番地	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
224	鳥居本養護学校	養護学校	滋賀県彦根市鳥居本町1431番地2	0	0	0	0	0	警戒区域	0	0
225	あじさいの家共同作業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市平田町630番地3	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
226	ひまわりくらぶ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市立花町2番51号	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
227	第2グループホームじゅう菜	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市稲枝町336番地1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0
228	グループホームOHANA	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市馬場二丁目3番10号	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
229	グループホームRASIEL南彦根	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市小泉町333番地1	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
230	進くさ	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市岡町30番地2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
231	GIRAFFE	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市宇尾町257番地2 2階	0	0.5m未満	2+AG33 2+P304; O304:P3 04	0	0	0	0	0
232	ひなたぼっこ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市小泉町620番地49	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
233	ひかりの森	幼保連携型認定こども園	滋賀県彦根市三津町462-1	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
234	ハグテラス リーブル	認可外保育施設	滋賀県彦根市小泉町45-3	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
235	森のおうち(さんさんひろば)	地域子育て支援拠点事業	滋賀県彦根市三津町462-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
236	アイグラン保育園南彦根	保育所	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町117-1	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
237	ふあみりいショートステイ	短期入所施設	彦根市高宮町907番地1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
238	恵	就労継続支援B型事業所	彦根市城町一丁目4-8	0.5未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
239	スマイルひこね	就労継続支援A型事業所	彦根市大東町2番28号 アルブラザ彦根4階	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
240	希美	共同生活援助事業所	彦根市平田町628番地14	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
6 施設関係

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芹川	犬上川	宇曾川	愛知川	土砂災害警戒区域(急傾斜)	土砂災害警戒区域(地すべり)	土砂災害警戒区域(土石流)
241	金城こども園	保育所型認定こども園	滋賀県彦根市開出今町1492番地1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
242	放課後等デイサービス Sunny	放課後等デイサービス事業所	彦根市長曽根南町485番地3 ステップアップNテナント1-C	0	2.0m～3.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
243	あいぐらんアップ南彦根教室	児童発達支援事業所	彦根市西今町87-16 Nasu8 103号	0	2.0m～3.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
244	GIRAFFEなないろくらす	放課後等デイサービス事業所	彦根市平田町151番地4	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
245	児童発達支援・放課後等デイサービス カラフルキッズ	児童発達支援事業所	彦根市出町字東町14-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
246	児童発達支援・放課後等デイサービス ハグ・ハグ彦根	児童発達支援事業所	彦根市長曽根南町548番地アシストビル2階	0	2.0m～3.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
247	NOIE HIKONE	短期入所事業所	滋賀県彦根市栄町二丁目4番20号	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
248	あいのて就労継続支援B型事業所	就労継続支援(B型)事業所	滋賀県彦根市正法寺町629-5	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
249	グループホームしおん	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市大蔵町2227番地	0.5m～1.0m未満	2.0m～3.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
250	TOCOカンパニーLtd.free	就労継続支援(B型)事業所	滋賀県彦根市服部町266番地	0	0	0	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
251	いちじくの木	認知症対応型共同生活介護事業所	滋賀県彦根市極楽寺町596	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
252	アンジェス彦根河瀬	サ高住(有料老人ホーム)	滋賀県彦根市西葛籠町字西浦322-6	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
253	ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター事業所	滋賀県彦根市平田町105番地7	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
254	ナーシングホームケアリー彦根宇尾	サ高住(有料老人ホーム)	彦根市宇尾町312	0	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
255	彦根ケアセンターそよ風	短期入所施設	滋賀県彦根市極楽寺町2-3	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
256	デイサービスがじゅまる	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町1082-1	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
257	URBAN STUDIO ゆるりは平田	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町409-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
258	友仁ナーシングホーム河原町	看護小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市河原二丁目3-2	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
259	アクアホーム彦根野田山	有料老人ホーム	滋賀県彦根市野田山町竹ヶ下918-1	0	0	0	0	0	0	0	0
260	介護老人保健施設 アロフエンテ彦根	通所リハビリテーション	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80	0	0.5m～1.0m未満	1.0～2.0m未満	0	0	0	0	0
261	グループホームだいち	共同生活援助事業所	彦根市河原三丁目3-8	0	0.5～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
262	エスビハート	生活介護事業所(老人短期入所施設)	彦根市後三条町298番地	0	1.0～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
263	ゆかいな家	共同生活援助事業所	彦根市極楽寺町596	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
264	くれあ事業所	就労継続支援(B型)事業所	彦根市後三条町365番地10	0	2.0～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
265	就労継続支援B型事業所ぶらす+彦根支店	就労継続支援(B型)事業所	彦根市平田町426-7エクセレンス一番館1階	0	1.0～2.0m未満	0.5～1.0m未満	0	0	0	0	0
266	ソーシャルインクルーホーム彦根中蔵町	共同生活援助事業所	彦根市中蔵町609-2	0	2.0～3.0m未満	1.0～2.0m未満	0	0	0	0	0
267	短期入所 彦根中蔵町	短期入所事業所	彦根市中蔵町609-2	0	2.0～3.0m未満	1.0～2.0m未満	0	0	0	0	0
268	グループホーム すまいるな家	共同生活援助事業所	彦根市芹橋二丁目5番15号	0	1.0～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
269	りんごの木 彦根本校	児童発達支援事業所	彦根市橋向町37-1	0	0.5～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
270	りんごの木 彦根本校	放課後等デイサービス事業所	彦根市橋向町37-1	0	1.0m未満	0	0	0	0	0	0
271	GIRAFFEこもれびくらす	児童発達支援事業所	彦根市日夏町2770-27	0	0	0.5～1.0m未満	0	0	0	0	0
272	GIRAFFEこもれびくらす	放課後等デイサービス事業所	彦根市日夏町2770-27	0	0	0.5～1.0m未満	0	0	0	0	0
273	ふらっと	児童発達支援事業所	彦根市山之脇町28-1 シャトル式番館	0	1.0～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
274	ふらっと	放課後等デイサービス事業所	彦根市山之脇町28-1 シャトル式番館	0	1.0～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
275	ふらっと	保育所等訪問支援事業所	彦根市山之脇町28-1 シャトル式番館	0	1.0～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
276	医療法人厚生会 城東眼科	通所リハビリテーション事業所	滋賀県彦根市旭町9-31	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
277	レッツ倶楽部たかはし高宮町	通所介護事業所	滋賀県彦根市高宮町903番地1 レマール・ジュ店舗1号室	0	0.5～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
278	はぐくみ	日中一時支援事業所	彦根市西沼波町21	0	0.5～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
279	はぐくみ	日中一時支援事業所	彦根市金剛寺町318-8	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
280	すまいる畑	日中一時支援事業所	彦根市高宮町998	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0

(2) 学校関係

ア 公立学校・幼稚園・保育所・認定こども園における応急対策

(ア) 風水雪害時の警戒対策

- a 校長は生徒等の安全を確保するため、「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表されたときは、次の措置を講じる。

(a) 臨時休業

登校前において生徒は自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休業とする。

(b) 終業時刻の繰上げ

生徒等の登校後すなわち学校管理下にあつて「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し、生徒等の安全を最優先とし適切な措置をとる。その際、生徒等の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示および指導をする。

- b 校長は、その他の警報(大雨、氾濫、大雪等)が発表された場合は、地域等の状況に応じて、市教育委員会と協議の上、上記と同様の措置を講ずる。

(イ) 災害時の応急対策

災害発生時において、校・園長は次のような措置を講じる。

a 学校・園内での授業中の場合

- (a) 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルにのっとり、適切な緊急避難の指示を与える。
- (b) 災害の規模、生徒等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに市本部へ報告する。
- (c) 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に生徒等を留めておくなどの安全措置をとる。
- (d) 状況に応じ市本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (e) 幼児、低学年児童、障害児等の誘導にあたっては、該当生徒等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り市本部の応援者や地域住民の協力を得るものとする。

b 学校・園外での活動中の場合

- (a) 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- (b) 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後校長等に連絡する。

c 授業時間外の場合

- (a) 災害が授業時間外に発生した場合（または震度5弱以上の地震が発生した場合）、校・園長および職員は直ちに勤務校へ登校し、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校・園長がまだ登校しておらず連絡不可能な場合は、防災マニュアルにのっとり、迅速に適切な対応を行う。また、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で120分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。
- (b) 職員は、災害発生直後の参集に関する規定にのっとり、速やかに勤務学校・園または該当学校・園へ登校し、校長等の指示のもとに所属の生徒等の動静、安否に関する情報の収集に努める。校・園長は、生徒等の安否情報を、逐次教育部（幼稚園・保育所・認定こども園はこども家庭部）に報告する。

〔校長〕	〔教頭〕	〔教務主任〕	〔学年主任〕	〔各学級担当〕
//	//	//	//	//
生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導	生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導	全校生徒等の安否確認	学年生徒等の安否確認	担任生徒等の安否確認
教育委員会へ報告				

(3) 文化財

ア 国指定、選定および登録

指定																				選定	登録	合 計	
国宝							重要文化財							特別史跡 名勝天然 記念物			史跡・名勝 天然記念物			重伝建	登録文化財		
建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	計	建造物	絵画	彫刻	工芸品	古文書	考古資料	計	特別史跡	特別天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計			
1	1	-	-	-	-	2	8	-	5	3	1	-	17	1	-	1	2	2	-	4	1	56	81

イ 県指定

建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍・古文書	考古資料	史跡	名勝	天然記念物	無形文化財	無形民俗資料	合計
4	1	3	2	1	-	1	1	-	-	-	13

ウ 市指定

建造物	絵画	彫刻	工芸品	考古資料	史跡	名勝	古文書	書跡	無形民俗	天然記念物	合計
33	13	18	5	4	2	2	6	1	4	2	90

(令和8年4月1日現在)

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

6 施設関係

(4) 上水道施設および給水用資機材等の状況

ア 上水道施設

事業主体名	計画給水人口	給水区域内現在人口	現在給水人口	原水の種類	現在施設公称能力	備考
彦根市	118,700 人	110,103 人	109,883 人	湖水 地下水	54,200 m ³ ／日 14,600 m ³ ／日	上水道事業

(令和8年4月1日現在)

イ 給水用資機材の整備

資機材名	容量(ℓ)	現有数	計画数	管理先	備考
給水車	3,000	2		上下水道部	
給水タンク	1,000	6 (ポンプ付)		上下水道部	
給水ポリ容器	20	50		上下水道部	
可搬式ろ水機	—	17		危機管理課	
給水袋	— 6	2,200 5,000		危機管理課 上下水道部	
緊急用臨時給水栓		17		上下水道部	

(令和7年4月1日現在)

ウ 飲料水タンク

所有者	所在地	電話	積載能力	台	備考
彦根市消防署南分署	稲里町 320 番地	43-5670	2,000 リットル	1	飲料水タンク

(5) ごみ処理施設およびし尿処理施設

ア ごみ処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	備考
彦根市	野瀬町	24-3879	90.0t／日	ごみ焼却施設
彦根市	野瀬町	24-3879	50.0t／日	粗大ごみ処理施設
彦根市	開出今町	24-3879	7.5t／日	プラスチックごみ減容装置

イ ごみ運搬車

市有				業者有			備考
ごみ収集車	運搬トラック	その他	計	ごみ収集車	運搬トラック等	計	彦根市一般廃棄物処理業 (事業系ごみ収集運搬) 許可業者 (36 社)
13	13	14	40	81	115	196	

ウ し尿処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	施設処理対象人口	備考
彦根市	開出今町	24-2497	156.0k l / 日	24,526 人	

エ し尿処理運搬車

彦根市事業公社バキューム車				浄化槽許可業者バキューム車					備考
4 t	3 t	2 t	計	10 t	4 t	3 t	2 t	計	(一財) 彦根市事業公社 23-4135 近江環境(有) 23-5015 喜多嘉和(株) 23-8800 北川清掃(有) 23-8125 (株) コテラ 22-0833 湖城メンテナンス(有) 23-3984
1	1	7	9	1	4	2	2	9	

(令和7年6月30日現在)

(6) 都市公園の状況

(令和8年4月1日現在)

区分		都市計画決定公園				都市計画決定以外の 都市公園供用値		都市公園供用値合 計	
		都市計画決 定値		左記の内、供用値＝ 都市公園値					
		箇 所 数	面積 (ha)	箇所 数	面積 (ha)	箇所 数	面積 (ha)	箇 所 数	面積 (ha)
				①	②	③	④	① ＋ ③	②＋④
公 園	街 区 公園	4	1. 39	4	1. 04	77	12. 61	81	13. 65
	近 隣 公園	6	8. 1	4	4. 42	1	1. 24	5	5. 66
	地 区 公園	2	9. 2	1	4. 2			1	4. 2
	総 合 公園	3	95. 3	3	84. 10			3	84. 10
小計		15	113. 99	12	93. 76	78	13. 85	90	107. 61
緑 地	湖 岸 緑地	5	69	5	58. 48			5	58. 48
	河 川 緑地	4	363. 5	0	0			0	0
小計		9	432. 5	5	58. 48			5	58. 48
合計		24	546. 49	17	152. 24	78	13. 85	96	166. 09

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
6 施設関係

(7) 応急仮設住宅設置予定地

No	名称	所在地	所有者	面積*1 (㎡)	建設可 能戸数 *2	土砂 災害	液状化 *3	浸水*4	備考
1	荒神山公園	日夏町	彦根市	30,000	250	土石 流 (一 部)	中		がれき仮置場候 補地
2	金亀公園	金亀町	彦根市	29,600	246		中	0.5～ 1.0m 未満	
3	特別史跡保存用地（駐 車場）	金亀町	彦根市	11,800	98		中	0.5m 未満 (一部)	
4	稲枝地区ふれあい広場	田原町	彦根市	8,600	71		大	0.5m 未満	
5	庄堺公園	開出今町	彦根市	6,400	53		大	0.5m 未満	がれき仮置場候 補地
6	鳥居本公園	鳥居本町	彦根市	9,500	79		小		がれき仮置場候 補地
7	京橋口駐車場	本町二丁目	彦根市	8,000	67		大	0.5m 未満	
8	多景公園	八坂町	彦根市	5,700	47		中	0.5～ 1.0m 未満	がれき仮置場候 補地
9	和田住宅跡地	和田町	彦根市	4,300	47	急傾 斜	小		土砂災害警戒区 域を含めた全体 面積：5,600 ㎡
10	旭森地区ふれあい広場	正法寺町	彦根市	4,400	36		中		
11	東山公園	古沢町	彦根市	8,200	68	急傾 斜	中	0.5～ 1.0m 未満	土砂災害警戒区 域を含めた全体 面積：5,000 ㎡
12	網代口用地	松原町	彦根市	4,100	34		大		がれき仮置場候 補地
13	開出今用地（清掃セン ター横）	開出今町	彦根市	3,700	31		中	1.0～ 2.0m 未満	がれき仮置場候 補地
14	みずほ文化センター第 2 駐車場	本庄町	彦根市	3,700	31		大	0.5m 未満	
15	みずほ文化センター駐 車場	本庄町	彦根市	3,500	29		大	0.5～ 1.0m 未満	
16	亀山出張所周辺駐車 場用地	賀田山町	彦根市	2,600	22		大	0.5m 未満	貯留機能あり
17	福満公園	西今町	彦根市	2,770	22		中	0.5m 未満	がれき仮置場候 補地
18	障害福祉課管理用地	平田町	彦根市	2,300	19		中	1.0～ 2.0m 未満	
19	高宮町連合自治会グラ ウンド	高宮町	彦根市	2,300	19		大		
20	春日児童公園前敷地	犬方町	彦根市	2,200	18		中		
21	レインボータウン松原 公園	松原町	彦根市	2,150	17		大		
22	新海浜公園	新海浜一丁 目	彦根市	1,500	13		中		琵琶湖浸水想定 ：0.5m 未満

No	名称	所在地	所有者	面積*1 (㎡)	建設可 能戸数 *2	土砂 災害	液状化 *3	浸水*4	備考
23	大藪児童公園	大藪町	彦根市	1,270	10		大	0.5～ 1.0m 未満	
24	春日児童公園	犬方町	彦根市	1,200	10		中		
25	エクセレントヒルズ彦 根第1公園	長曾根町	彦根市	600	5		大	0.5～ 1.0m 未満	
26	河瀬公園	川瀬馬場町	彦根市	3,300	27		中	1.0～ 2.0m 未満	
合計				165,890	1,387				

*1：面積は、航空写真より目視で平坦地と思われる範囲をGIS上で計算した。なお、土砂災害警戒区域がある敷地については、土砂災害警戒区域を除いた面積とした。

2：建設可能戸数は、1戸当たりの仮設住宅面積を120㎡^{}（駐車場や通路等の面積含む）と仮定し、面積÷120で算定。

※出典：1戸当たり仮設住宅地面積及びオープンスペース別仮設住宅団地面積比率の算定－東日本大震災（宮城県）の緊急仮設住宅団地の事例から－（檜垣ら2013）

*3：液状化危険度は、彦根市防災アセスメント調査より、各地域における最大の液状化危険度を示している。

*4：浸水危険度は、愛知川・宇曾川・犬上川・芹川の浸水想定区域及び地先の安全度マップ100年確率の浸水深で最も大きくなるものとした。

(8) がれき仮置場候補地

No	名称	所在地	所有者	面積*1	土砂災害	液状 化*2	周辺住 宅数 (棟)*3
1	荒神山公園	日夏町	彦根市	30,000	土石流（一 部）	中	0
2	庄堺公園	開出今町	彦根市	6,400		大	31
3	鳥居本公園	鳥居本町	彦根市	9,500		小	15
4	多景公園	八坂町	彦根市	5,700		中	39
5	旧湖城荘跡地	米原市磯	彦根市	3,300		大	2
6	和風荘跡地	米原市磯	彦根市	1,400		大	2
7	網代口用地	松原町	彦根市	4,100		大	5
8	開出今用地（清掃センタ ー横）	開出今町	彦根市	3,700		中	4
9	福満公園	西今町	彦根市	2,770		中	36
合計				66,870			

*1：面積は、航空写真より目視で平坦地と思われる範囲をGIS上で計算した。

*2：液状化危険度は、彦根市防災アセスメント調査より、各地域における最大の液状化危険度を示している。

*3：周辺住宅数は、敷地から半径100m以内にある住宅棟数（固定資産家屋データ）。半径100mは、概ね騒音の影響を受ける範囲。

(9) 活動拠点候補地の選定にあたっての考え方（南海トラフ地震の場合）

ア 「活動拠点」とは

「活動拠点」とは、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊の各応援部隊が、救助・救急・消火活動を行うため、被災地域内の大規模空き地に車両や資機材等を留め置き、宿営するための拠点をいう。

イ 「活動拠点」（応援派遣部隊の活動拠点）の条件

(ア) 緊急消防援助隊の活動拠点（活動規模：消防車両 25 台、100 人）

- a 駐車場となる面積：2,000m²以上
- b 野外宿泊に必要な面積：1,000m²以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積 620m²以上）が隣接している場合は必要ない）
- c 拠点確保数：概ね 1 市町村 1 箇所程度、少なくとも 1 消防本部 1 箇所以上
- d 幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

(イ) 警察災害派遣隊の活動拠点（活動規模：車両約 30 台、約 100 人）

- a 大型車両の出入りが容易な駐車場の敷地面積：1,500m²以上
- b 拠点確保数：概ね 1 市町村 1 箇所程度、少なくとも警察署管内ごとに 1 箇所程度
- c 避難所、遺体安置所等と重複しない場所
- d 幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

(ウ) 自衛隊災害派遣部隊の活動拠点（活動規模：1 個連隊約 400 人）

- a 部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積 15,000m²以上
- b 拠点確保数：概ね 1 市町村 1 箇所程度、駐屯地が所在する市町村は確保不要
- c 幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

※活動拠点は「(8) 応急仮設住宅設置予定地」や「(9) がれき仮置場候補地（面積が広い順）」等を参考に関係機関と調整して事前に定める。

(10) 遺体安置所候補地

名称	所在地	スペース*1	土砂災害	液状化*2	備考
彦根市武道館	京町2丁目	268 m ²		大	
南地区公民館	甘呂町	大会議室：274 m ² 和室：39 m ² 実習室：57 m ² 会議室：97 m ² 合計：467 m²		大	
中地区公民館	大藪町	大会議室：140 m ² 実習室：60 m ² 会議室：21 m ² 合計：221 m²		中	
みずほ文化センター	田原町	多目的ホール：371 m ² 練習室：89 m ² (49 畳分) 合計：460 m²		大	
子どもセンター	日夏町	アリーナ：702 m ² 多目的室：181 m ² 合計：883 m²		中	
合 計		2,299 m ²			

*1：液状化危険度は、彦根市防災アセスメント調査より、各地域における最大の液状化危険度を示している。

※上記の施設で足りない場合は、物資集積拠点候補の「稲枝地区体育館」(648 m²・指定緊急避難場所)も候補として考える。なお、指定緊急避難場所を利用する場合は、指定緊急避難場所に避難している住民を指定避難所へ移動したうえで利用する。

(11) 市内配送拠点

	所在地	スペース*1	液状化	備考
彦根市スポーツ・文化交流センター	小泉町	サブアリーナ等	中	
農村環境改善センター (グリーンピアひこね)	清崎町	多目的ホール：450 m ²	中	
(株) 中通	高宮町	第3倉庫1号棟の一部、 2号棟の一部	中	
福山通運(株)彦根営業所	鳥居本町	災害時応援協定に基づく 場所	中	
彦根総合スポーツ公園	松原町	県との協議により決定する	大	

*1：スペース名称、面積は彦根市ホームページより。

※追加検討候補地

	所在地	スペース	液状化	備考
稲枝地区体育館	田原町	競技場：648 m ²	大	

第 4 部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
6 施設関係

7 防災ヘリコプター指定離着陸場等

(1) 防災ヘリコプター指定離着陸場

番号	所在地・場所名	電話番号	面積（㎡）	備考
1	稲里町 320 消防署南分署隣接 消防屋外訓練場	43-5670	3,850	照明設備有り ヘリサイン有り
2	日夏町 4769 荒神山公園多目的広場	25-1599	30,000	
3	八坂町 1882 番地 彦根市立病院屋上	22-6050		照明設備有り
4	鳥居本町 1165 鳥居本公園 多目的広場	22-1411	8,800	
5	松原町 3755 彦根港防災広場	27-2241	4,000	

(2) 緊急援助隊ヘリコプター発着予定地

番号	所在地・場所名	電話番号	面積（㎡）	備考
1	金亀町 3030-1 金亀公園多目的競技場	23-5950	9,200	
2	金亀町 22 大手前公園	22-1411	11,800	
3	松原町 3756-1 彦根港地先 湖東土木事務所管理防災広場	27-2241	11,025	

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

7 防災ヘリコプター指定離着陸場等

(3) その他の災害時緊急ヘリコプター発着予定地

番号	所在地・場所名	電話番号	面積(㎡)	備考
1	金亀町 8-1 西中学校運動場	22-4808 22-4809	13,923	
2	金亀町 4-7 彦根東高等学校	22-4800	7,000	
3	芹川町 443 東中学校運動場	22-1006 22-1007	14,705	
4	西今町 1207 中央中学校運動場	26-0200	14,400	
5	鳥居本町 788 鳥居本中学校運動場	22-2209	7,300	
6	甘呂町 156 南中学校運動場	28-1283	15,042	
7	西葛籠町 553 彦根中学校運動場	28-3000	14,957	照明設備有り 付近に高圧線有り
8	田原町 202 稲枝中学校運動場	43-2210	16,168	

第 5 部 消防、医療に関する資料

1 消防関係

(1) 消防本部・消防署・消防団の所在地

所属	区分	所在地
消防本部（署）		彦根市西今町 415 番地
南分署		彦根市稲里町 320 番地
北分署		彦根市古沢町 503 番地 1
犬上分署		犬上郡甲良町横関字山王 689 番地 1
第 1 分団		彦根市本町二丁目 4 番 18 号
第 2 分団		彦根市須越町 1154 番地 2
第 3 分団		彦根市立花町 2 番 46-1 号
第 4 分団		彦根市松原町 3614 番地 5
第 5 分団		彦根市芹川町 909 番地 1
第 6 分団		彦根市大藪町 1810 番地 9
第 7 分団		彦根市戸賀町 130 番地 47
第 8 分団		彦根市正法寺町竹之内 559 番地 4
第 9 分団		彦根市甘呂町 146 番地 3
第 10 分団		彦根市日夏町 2909 番地 1
第 11 分団		彦根市鳥居本町 1492 番地 7
第 12 分団		彦根市金剛寺町字中郷 440 番地
第 13 分団		彦根市賀田山町 47 番地 4
第 14 分団		彦根市高宮町 2312 番地 3
第 15 分団		彦根市本庄町 61 番地

第5部 消防、医療に関する資料
1 消防関係

(2) 消防車両保有状況

(令和8年4月1日現在)

種別 所属		消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車 (非常用車両)	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ (車載含む)	高規格救急車	高規格救急車 (非常用車両)	救助工作車(照明灯付)	災害対策車	積載車	指揮車	広報車	査察車	指令車	乗用車	人員搬送車	原動機付自転車	自動二輪車 (オフロードタイプ)	合計
消防本部															1				1			2
消防本部	本署	1	1	1	1	1		3	2	1	1		1	1		1				1		16
	南分署			1				1	1			1				1				1		6
	北分署			1	1			1	1							1				1		6
	犬上分署			1			1	1	1							1		1		1		7
小計		1	1	4	2	1	1	6	5	1	1	1	1	1	1	4		1	1	4		37
消防団	団本部						2	1						1	2		1				1	8
	第1分団	1					1														1	3
	第2分団	1						1													1	3
	第3分団	1						1													1	3
	第4分団	1						1													1	3
	第5分団	1						1													1	3
	第6分団	1						1													1	3
	第7分団	1						1													1	3
	第8分団	1																			1	2
	第9分団	1																			1	2
	第10分団	1																			1	2
	第11分団	1					1														1	3
	第12分団	1																			1	2
	第13分団	1																			1	2
	第14分団	1					1														1	3
	第15分団	2																			1	3
小計		16					5	7						1	2		1				16	48
合計		17	1	4	2	1	6	13	5	1	1	1	1	2	3	4	1	1	1	4	16	85

(3) 特殊消防用資機材保有状況（常備消防分）

器具名	数量	器具名	数量	器具名	数量
耐熱服	4	高発泡管筒	5	空気呼吸器	58
耐電服	3	背負い式消火水のう (ジェットシューター)	39	流水救助器具	9
化学防護服	3	救命索発射銃	2	救命ボート	2
放射線測定器	8	油圧切断機	4	チェーンソー	5
可燃性ガス測定器	7	エアーツール	2	チルホール	3
簡易画像機	1	ポートパワー	4	エンジンカッター	5
削岩機	1	マット型空気ジャッキ	2	大型油圧スプレッター	2
				マンホール救助器具 (ロールグリス)	1

(令和8年4月1日現在)

(4) 消防水利

学区		区分		消火栓			防火水槽		
		地上式	地下式	100 トン級	40 トン級	20 トン級			
城西	(第1分団)	1	79		11	2			
城東	(第3分団)	1	147	1	10	1			
城北	(第4分団)		114		10				
佐和山	(第5分団)		173	1	23	2			
金城	(第6分団)	1	183		15				
平田・城南	(第7分団)		301	1	15				
旭森	(第8分団)		246	1	11				
城陽	(旧多景) (第2分団)		48		6				
	(旧花田) (第9分団)		33		4				
	(旧日夏・若葉) (第10分団)		120		12				
鳥居本	(第11分団)		86		13				
河瀬	(第12分団)		203		19				
亀山	(第13分団)		64		7				
高宮	(第14分団)		145		10				
稲枝北・東・西	(第15分団)		353		35				
合計		3	2,295	4	202	5			

(令和8年4月1日現在)

第5部 消防、医療に関する資料

1 消防関係

(5) 道路狭あい地区警防計画樹立ブロック

台帳番号	町 丁 目	台帳番号	町 丁 目
1	芹橋1丁目	8	大薮町
2	芹橋2丁目	9	小泉町
3	栄町1・2丁目	10	西今、宇尾、野瀬、竹ヶ鼻町
4	河原1・2丁目	11	東沼波町
5	安清、河原3丁目	12	高宮町A
6	松原1丁目	13	高宮町B
7	松原2丁目		

第8条 防災会議の庶務は、市長直轄組織危機管理課において処理する。

(公表等の方法)

第9条 地域防災計画を作成し、または修正した場合の公表その他防災会議が行なう公表等は彦根市公告式条例(昭和36年彦根市条例第47号)の例による。

付 則

この規程は、昭和39年1月29日から施行する。

付 則(昭和42年8月11日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和42年7月15日から適用する。

付 則(昭和51年3月29日告示第17号)

この告示は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月28日告示第47号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日告示第100号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年7月1日告示第121号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

付 則(平成22年12月28日告示第222号)

この告示は、平成22年12月28日から施行する。

付 則(平成23年4月1日告示第65号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成27年12月18日告示第259号)

この告示は、平成27年12月18日から施行する。

付 則(平成30年1月25日告示第16号)

この告示は、平成30年1月25日から施行する。

付 則(平成31年4月1日告示第85号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

(3) 彦根市防災会議委員・幹事・書記名簿

彦根市防災会議委員・幹事・書記名簿

委員	幹事
彦根地方気象台次長 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長 陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊 戦闘中隊長 湖東健康福祉事務所長 湖東土木事務所長 彦根警察署長 彦根市副市長 彦根市教育長 彦根市病院事業管理者 彦根市消防長 彦根市消防団長 彦根市消防副団長（大隊副長） 彦根市消防副団長（大隊本部付き） 彦根市消防副団長（第1中隊長） 彦根市消防副団長（第2中隊長） 彦根市消防副団長（第3中隊長） 西日本旅客鉄道株式会社彦根駅長 NTT 西日本株式会社滋賀支店設備部長 関西電力送配電株式会社彦根配電営業所長 近江鉄道株式会社鉄道部長 大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部長 中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター所長 彦根商工会議所会頭 稲枝商工会長 東びわこ農業協同組合代表理事理事長 日本郵便株式会社彦根郵便局長 エフエムひこねコミュニティ放送株式会社代表者 彦根市社会福祉協議会長 日赤奉仕団彦根支部委員長 彦根市地域婦人団体連絡協議会会長 彦根市防災講習会外部講師 彦根市消防団ヒコネサンフラワーズ隊長	彦根市企画振興部長 彦根市総務部長 彦根市人事部長 彦根市市民環境部長 彦根市福祉保健部長 彦根市こども家庭部長 彦根市観光文化スポーツ部長 彦根市産業部長 彦根市建設部長 彦根市都市政策部長 彦根市上下水道部長 彦根市立病院事務局長 彦根市会計管理者 彦根市議会事務局長 彦根市教育部長 総務部危機管理監
	書記
	産業部農林水産課長 建設部建設管理課長 建設部道路河川課長 稲枝支所長 消防本部警防課長 総務部危機管理課長

(4) 彦根市防災会議ライフライン部会設置要綱

彦根市防災会議ライフライン部会設置要綱

(設置)

第1条 地震および風水害等の災害発生時における電気、ガス、通信、水道等のライフラインの被害軽減と安定確保を図るため、彦根市防災会議条例（昭和37年彦根市条例第35号）第5条の規定に基づき、彦根市防災会議にライフライン部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 彦根市地域防災計画の作成およびその実施に係る所管事項の調査、研究等に関すること。
- (2) 災害が発生した場合におけるライフライン機能の応急復旧体制の確立および相互応援体制等連携の強化に関すること。
- (3) ライフライン機能に関する防災知識の普及、啓発活動等に関すること。
- (4) その他部会設置の目的を達成するために必要な事務

(幹事)

第3条 部会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、彦根市防災会議規程（昭和39年彦根市告示第4号）第7条の規定に定める幹事のうちから会長が指名する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成7年2月27日から施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

(5) 彦根市防災会議ライフライン部会名簿

ア	NTT 西日本株式会社滋賀支店設備部長
イ	関西電力送配電株式会社彦根配電営業所長
ウ	大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部長
エ	上下水道部長
オ	消防長
カ	総務部長
キ	危機管理監
ク	産業部長

(6) 彦根市災害対策本部条例

彦根市災害対策本部条例

(昭和 37 年 12 月 25 日条例第 36 号)

改正 平成 8 年 9 月 30 日条例第 20 号 平成 24 年 9 月 21 日条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、彦根市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 8 年 9 月 30 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 24 年 9 月 21 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(7) 彦根市災害対策本部規程

彦根市災害対策本部規程

(昭和38年10月1日告示第69号)

改正	昭和40年3月30日告示第25号	昭和40年7月15日告示第45号	昭和42年8月11日告示第51号
	昭和43年3月27日告示第17号	昭和44年2月10日告示第8号	昭和45年4月1日告示第26号
	昭和45年7月31日告示第44号	昭和47年10月30日告示第54号	昭和48年5月10日告示第35号
	昭和49年4月1日告示第19号	昭和51年3月29日告示第17号	昭和52年5月24日告示第43号
	昭和53年4月1日告示第24号	昭和54年4月1日告示第22号	昭和54年6月30日告示第39号
	昭和55年4月1日告示第17号	昭和56年5月27日告示第40号	昭和57年4月1日告示第34号
	昭和63年9月30日告示第76号	平成元年9月30日告示第97号	平成3年3月30日告示第34号
	平成4年6月1日告示第58号	平成5年4月1日告示第48号	平成7年2月1日告示第9号
	平成7年4月1日告示第46号	平成8年4月1日告示第48号	平成9年4月1日告示第53号
	平成9年7月1日告示第75号	平成11年5月19日告示第81号	平成12年3月31日告示第68号
	平成13年3月30日訓令第7号	平成14年4月22日訓令第14号	平成15年5月2日訓令第7号
	平成16年4月1日告示第67号	平成17年3月31日告示第61号	平成18年3月31日告示第83号
	平成19年3月30日告示第26号	平成21年5月7日告示第92号	平成22年4月21日告示第108号
	平成22年7月14日告示第168号	平成23年7月22日告示第143号	平成23年12月12日告示第200号
	平成25年6月17日告示第156号	平成25年10月11日告示第216号	平成26年9月1日告示第197号
	平成27年6月17日告示第159号	平成28年4月1日告示第137号	平成28年5月31日告示第163号
	平成29年6月2日告示第155号	平成30年5月31日告示第170号	令和元年7月23日告示第53号
	令和2年5月22日告示第130号	令和3年4月1日告示第156号	令和4年4月1日告示第134号
	令和5年4月1日告示第126号	令和6年4月1日告示第93号	令和7年4月1日告示第90号
	令和8年4月1日告示第58号	令和8年8月21日告示第187号	

(趣旨)

第1条 この規程は、彦根市災害対策本部条例(昭和37年彦根市条例第36号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき彦根市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

(災害対策本部長付き)

第3条 災害対策本部に災害対策本部長付きを置き、教育長および病院事業管理者をもって充てる。

(危機管理監)

第4条 災害対策本部に危機管理監を置き、総務部危機管理監をもって充てる。

- 2 危機管理監は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長および災害対策副本部長に事故があるとき、または災害対策本部長および災害対策副本部長が欠けたときは、災害対策本部長の職務を代理する。

(本部会議)

第5条 災害対策本部に、災害予防および災害応急対策の実施について協議するため本部会議を置く。

- 2 本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付き、危機管理監および部長ならびに別表第1に定める本部付き本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、必要の都度災害対策本部長が招集し、本部会議の議長は、災害対策本部長が当てる。

(部)

第6条 条例第3条第1項の規定に基づき、災害対策本部に部を置く。

- 2 前項の部は、次のとおりとし、班をもって組織する。

(1) 企画振興部

企画班、秘書班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班

(2) 総務部

危機管理班、総務班、公有財産管理班、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班

(3) 人事部

人事班、働き方・業務改革推進班

(4) 市民環境部

生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班

(5) 福祉保健部

社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班

(6) こども家庭部

こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班

(7) 観光文化スポーツ部

観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興班

(8) 産業部

農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班

(9) 建設部

建設管理班、道路河川班、建築班

(10) 都市政策部

都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班

(11) 上下水道部

上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班

(12) 教育部

第7部 その他資料

1 例規関係

教育総務班、学校教育班、学校ICT推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班

(13) 消防部

消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班

(14) 病院部

病院事務局班

- 3 部に部長および本部連絡員、班に班長を置き、災害対策本部員をもって充てる。
- 4 部長は、本部長の命を受けて部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 5 本部連絡員は、災害対策本部と各部班との連絡調整を行う。
- 6 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 7 部長となるべき災害対策本部員、部に属すべき災害対策本部員、班に属すべきその他の職員等は、別表第1のとおりとする。ただし、支所および出張所に勤務する職員にあっては、この限りでない。
- 8 班長の属する課、係等の職員はその班員となり、上司の命を受けて班務に従事する。

(班務)

第7条 班において分掌する事務は、おおむね別表第2のとおりとする。

(支部)

第8条 支所および出張所に次に掲げる支部を置く。

- (1) 鳥居本支部
- (2) 河瀬支部
- (3) 亀山支部
- (4) 高宮支部
- (5) 稲枝支部

2 支部は、災害対策本部長の統轄のもとにおおむね次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 本部との連絡に関すること。
- (2) 災害予報および被害状況の速報に関すること。
- (3) 応援班の要請に関すること。
- (4) 救護班の出動要請に関すること。
- (5) 消防分団その他民間救助団体との連絡活動に関すること。
- (6) 避難所および相談所に関すること。
- (7) 埋火葬に関すること。
- (8) その他特命事項に関すること。

(支部長その他の職員)

第9条 支部に支部長を置き、支所長および出張所長をもって充てる。

- 2 支部長は、上司の命を受けて支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 支部長に事故があるとき、または支部長が欠けたときは、災害対策本部長の指名する者が支部長の職務を代理する。
- 4 支部に属すべきその他の職員は、当該支所および出張所に勤務する職員とし、上司の命を受けて支部の事務に従事する。

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年5月31日告示第163号)

この告示は、平成28年5月31日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則(平成29年6月2日告示第155号)

この告示は、平成29年6月2日から施行する。

付 則(平成30年5月31日告示第170号)

- 1 この告示は、平成30年5月31日から施行する。
- 2 改正後の第6条、第8条、別表第1(備考1を除く。)および別表第2の規定は、平成30年4月1日から、改正後の別表第1(備考1に限る。)の規定は、同月17日から適用する。
- 3 次の表の左欄に掲げる期間における別表第1企画振興部の部の規定の適用については、同部中「市長直轄組織参事(総括)」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から同月16日まで	市長直轄組織参事
平成30年4月17日から同月30日まで	市長直轄組織参事(市長直轄組織参事(世界遺産登録を推進するまちづくり担当)を除く。)

付 則(令和元年7月23日告示第53号)

この告示は、令和元年7月23日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則(令和2年5月22日告示第130号)

この告示は、令和2年5月22日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

付 則(令和3年4月1日告示第156号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和4年4月1日告示第134号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和5年4月1日告示第126号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年4月1日告示第93号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

付 則(令和7年4月1日告示第90号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

付 則(令和8年4月1日告示第58号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

付 則(令和8年8月21日告示第187号)

この告示は、令和8年8月21日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。

別表第1(第6条関係)

部	本部長					その他の職員
	部長	本部連絡員	本部付き本部員	班	班長	
企画振興部	企画振興部長	企画振興部次長		企画班	企画課長	企画課に所属する職員
				秘書班	秘書課長	秘書課に所属する職員
				まちづくり推進班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課および市民交流センターに所属する職員
				情報政策班	情報政策課長	情報政策課に所属する職員
				広報戦略班	広報戦略課長	広報戦略課に所属する職員
				人権政策班	人権政策課長	人権政策課に所属する職員
				人権・福祉交流会館班	人権・福祉交流会館長	人権・福祉交流会館に所属する職員
総務部	総務部長	総務部次長	議会事務局長および会計管理者	危機管理班	危機管理課長	危機管理課に所属する職員
				総務班	総務課長	総務課および選挙管理委員会事務局に所属する職員
				公有財産管理班	公有財産管理課長	公有財産管理課に所属する職員
				財政班	財政課長	財政課に所属する職員
				税務班	税務課長	税務課に所属する職員
				債権管理班	債権管理課長	債権管理課に所属する職員

				契約監理班	契約監理室長	契約監理室に所属する職員
				臨時特別給付金班	臨時特別給付金室長	臨時特別給付金室に所属する職員
				議会班	議会課長	議会課に所属する職員
				出納・監査班	出納室長	出納室および監査委員事務局に所属する職員
人事部	人事部長	人事部次長		人事班	人事課長	人事課に所属する職員
				働き方・業務改革推進班	働き方・業務改革推進課長	働き方・業務改革推進課に所属する職員
市民環境部	市民環境部長	市民環境部次長		生活環境班	生活環境課長	生活環境課に所属する職員
				ライフサービス班	ライフサービス課長	ライフサービス課に所属する職員
				保険年金班	保険年金課長	保険年金課に所属する職員
				清掃センター班	清掃センター副所長	清掃センターに所属する職員
福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部次長		社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課に所属する職員
				高齢福祉推進班	高齢福祉推進課長	高齢福祉推進課に所属する職員
				障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課および障害者福祉センターに所属する職員
				健康推進班	健康推進課長	健康推進課に所属する職員
こども家庭部	こども家庭部長	こども家庭部次長		こども若者支援班	こども若者支援課長	こども若者支援課に所属する職員
				母子保健班	母子保健課長	母子保健課に所属する職員
				幼児班	幼児課長	幼児課に所属する職員
				発達支援センター班	発達支援センター所長	発達支援センターに所属する職員
				幼稚園保育所班	幼稚園長、保育所長、認定こども園長	幼稚園、保育所および認定こども園に所属する職員

第7部 その他資料

1 例規関係

					も園長	る職員
観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ部長	観光文化スポーツ部次長		観光交流班	観光交流課長	観光交流課に所属する職員
				エンタテインメント班	エンタテインメント課長	エンタテインメント課に所属する職員
				文化財班	文化財課長	文化財課に所属する職員
				文化振興班	文化振興課長	文化振興課に所属する職員
				スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課に所属する職員
産業部	産業部長	産業部次長		農林水産班	農林水産課長	農林水産課に所属する職員
				地域経済振興班	地域経済振興課長	地域経済振興課に所属する職員
				農業委員会班	農業委員会事務局長	農業委員会に所属する職員
建設部	建設部長	建設部次長		建設管理班	建設管理課長	建設管理課に所属する職員
				道路河川班	道路河川課長	道路河川課に所属する職員
				建築班	建築課長	建築課に所属する職員
都市政策部	都市政策部長	都市政策部次長		都市計画班	都市計画課長	都市計画課に所属する職員
				建築指導班	建築指導課長	建築指導課に所属する職員
				交通政策班	交通政策課長	交通政策課に所属する職員
				住宅班	住宅課長	住宅課に所属する職員
上下水道部	上下水道部長	上下水道部次長		上下水道総務班	上下水道総務課長	上下水道総務課に所属する職員
				上下水道業務班	上下水道業務課長	上下水道業務課に所属する職員
				下水道建設班	下水道建設課長	下水道建設課に所属する職員
				上水道工務班	上水道工務課長	上水道工務課に所属する職員

						る職員
教育部	教育部長	教育部次長		教育総務班	教育総務課長	教育総務課に所属する職員
				学校教育班	学校教育課長	学校教育課および学校給食センターに所属する職員
				学校ICT推進班	学校ICT推進課長	学校ICT推進課に所属する職員
				学校支援・人権・いじめ対策班	学校支援・人権・いじめ対策課長	学校支援・人権・いじめ対策課に所属する職員
				生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課および地区公民館に所属する職員
				彦根城博物館班	彦根城博物館長	彦根城博物館に所属する職員
				図書館班	図書館長	図書館に所属する職員
消防部	消防長	消防総務課長		消防総務班	消防総務課長補佐	消防本部および消防署に所属する職員
				予防班	予防課長	
				警防班	警防課長	
				通信指令班	通信指令課長	
				消防署班	副署長	
病院部	病院長	市立病院事務局次長	市立病院事務局長	病院事務局班	編成の都度任命	市立病院に所属する職員

備考

- 1 上記職名にある者のほか部長の属する部の参事および副参事は、全て部長付き本部員とする。
- 2 部長付き本部員は、所属する部に詰め、各部長の指示した事務を行うこととする。
- 3 病院事業管理者および病院長は、病院内における災害対応の指揮および総括を行うため、原則として病院施設内に詰めることとする。

別表第2(第7条関係)

1 災害対策本部の事務分掌

部	班	事務分掌
企画振	部内各班共通	(1) 企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所に

第7部 その他資料

1 例規関係

興部		おける相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関する こと。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	企画班	(1) 法令の規定に基づいて作成する計画と地域防災計画との調整に 関すること。 (2) 復興計画の策定に関すること。
	秘書班	(1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命に関すること。 (2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者(議会関係の外来者を除く。) の災害地視察に関すること。 (3) 各種陳情(議会関係を除く。)に関すること。 (4) り災地の慰問見舞いに関すること。 (5) 危機管理班実施事項の応援
	まちづくり推進 班	(1) 自治会等からの被害状況等報告に関すること。 (2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口に関すること。 (3) 市民交流センター(旧東山児童館を含む。)の災害対策に関する こと。
	情報政策班	(1) コンピュータシステムの保守および復旧に関すること。
	広報戦略班	(1) 災害関係の広報活動および報道機関との連絡調整に関するこ と。
	人権政策班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 人権・福祉交流会館との連絡調整に関すること。 (3) 外国人の災害対策に関すること。
	人権・福祉交流 会館班	(1) 人権・福祉交流会館の災害対策に関すること。
総務部	部内各班共通	(1) 総務部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所におけ る相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	危機管理班	(1) 防災および救助業務の総合計画に関すること。 (2) 各種情報の収集および気象警報の伝達に関すること。 (3) 災害対策本部員の招集に関すること。 (4) 機動隊および地震時の緊急初動対策チームの編成に関するこ と。 (5) 災害対策本部長の命令の伝達に関すること。 (6) 記録の編成保存に関すること。 (7) 市および県の防災行政無線の運用に関すること。 (8) 被害状況調査の総合計画および取りまとめに関すること。

	(9) 被害状況の受理および災害調査報告に関すること。 (10) 災害関係の文書および物品の受付、配布および発送に関すること。 (11) 広域応援要請(庁内調整を除く。)に関すること。 (12) 自衛隊の派遣要請に関すること。 (13) 他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整に関すること。 (14) 避難情報等の発令に関すること。 (15) 帰宅困難者等の受入れの準備に関すること。 (16) 緊急輸送手段の確保に関すること。 (17) 緊急輸送の実施に関すること。 (18) 市域外における災害支援実施の調整および総括に関すること。 (19) 他班の所管に属しないこと。
総務班	(1) 危機管理班実施事項の応援
公有財産管理班	(1) 市有財産の災害対策に関すること。 (2) 緊急通行車両の手続に関すること。 (3) 市有車両および施設に係る燃料の供給に関すること。 (4) 危機管理班実施事項の応援
財政班	(1) 緊急予算の編成および資金の調達に関すること。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
税務班	(1) 固定資産等の被害調査報告に関すること。 (2) 災証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成に関すること。 (3) 世帯別被害調査の実施に関すること。 (4) 災害に伴う市税の減免等に関すること。 (5) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
債権管理班	(1) 税務班実施事項の応援 (2) 災害に伴う市税の猶予等に関すること。 (3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶予等に関すること。 (4) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
契約監理班	(1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達に関すること。 (2) 物的支援の受援に係る庁内調整に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
臨時特別給付金班	(1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
議会班	(1) 議会関係の連絡調整に関すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

		(2) 彦根市議会災害対策支援本部との連絡調整に関すること。 (3) 議会関係の外来者の災害地視察に関すること。 (4) 議会関係の各種陳情に関すること。 (5) 議会関係のり災地の慰問に関すること。 (6) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	出納・監査班	(1) 物品および金銭の出納に関すること。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
人事部	部内各班共通	(1) 人事部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	人事班	(1) 職員の動員派遣に関すること。 (2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応に関すること。 (3) 公務災害補償に関すること。 (4) 被災職員に対する給付および援助に関すること。 (5) 人的支援の受援に係る庁内調整に関すること。
	働き方・業務改革推進班	(1) 人事班実施事項の応援
市民環境部	部内各班共通	(1) 市民環境部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	生活環境班	(1) 行方不明者の捜索に関すること。 (2) 一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整に関すること。 (4) 死体の処理および収容に関すること。 (5) 火葬(彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関することを含む。)に関すること。 (6) し尿処理に関すること。 (7) 公害の予防に関すること。 (8) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。 (9) 廃棄物の処理等に関すること。
	ライフサービス班	(1) 避難誘導に関すること。 (2) 避難所等開設運営および相談所に関すること。 (3) り災者の収容に関すること。

		(4) 収容施設の供与に関する事。 (5) 火葬の許可に関する事。 (6) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援
	保険年金班	(1) 炊き出しに関する事。 (2) 災害に伴う国民年金保険料の減免等に関する事。 (3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等に関する事。 (4) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援
	清掃センター班	(1) 清掃施設の災害対策に関する事。 (2) 消毒および清掃に関する事。 (3) 廃棄物の処理等に関する事。 (4) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関する事。
福祉保健部	部内各班共通	(1) 福祉保健部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関する事。
	社会福祉班	(1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整に関する事。 (2) 避難行動要支援者対策に関する事。 (3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。 (4) 民間救助団体との連絡調整に関する事。 (5) 行方不明者の捜索に関する事。 (6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達に関する事。 (7) 物資等の供給に関する事。 (8) 福祉避難所の開設および運営に関する事。 (9) 災害ボランティアに関する事。 (10) 赤十字奉仕団の動員に関する事。 (11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関する事。 (12) り災証明の発行に関する事。 (13) り災見舞金の募集および分配に関する事。 (14) 救助費支給および救助費予算要求に関する事。 (15) 生活再建に係る資金の支給および貸付けに関する事。 (16) 被災者に対する生活保護の適用に関する事。
	高齢福祉推進班	(1) 要支援者および要介護者の被害状況の調査報告に関する事。 (2) 避難行動要支援者対策に関する事。 (3) 指定管理施設の配備体制に係る連絡等に関する事。 (4) 指定管理施設の被害状況の調査報告に関する事。

第7部 その他資料

1 例規関係

		(5) 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関すること。 (6) 要援護者等の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (7) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8) 社会福祉班実施事項の応援 (9) 健康推進班実施事項の応援
	障害福祉班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 関係施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) サービス等提供事業所の被害状況調査報告に関すること。 (4) 在宅障害者の被害状況の調査報告に関すること。 (5) 在宅障害者の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (6) 手話通訳等のボランティアの確保等の調整に関すること。 (7) 障害者福祉センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8) 社会福祉班実施事項の応援
	健康推進班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 医療施設との連絡調整に関すること。 (3) 救護班の編成および救護所の運営の調整に関すること。 (4) 傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整に関すること。 (5) 救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整に関すること。 (6) 予防注射に関すること。 (7) 防疫班の編成に関すること。 (8) 休日急病診療所の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (9) 避難住民の健康支援に関すること。
こども 家庭部	部内各班共通	(1) こども家庭部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 社会福祉班実施事項の応援
	こども若者支援班	(1) 児童の災害対策に関すること。 (2) 被害児童等の保護に関すること。 (3) 避難行動要支援者対策に関すること。 (4) 所管施設(旧東山児童館を除く。)の災害対応(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	母子保健班	(1) 妊産婦の救護に関すること。

		(2) 避難行動要支援者対策に関すること。 (3) 健康推進班実施事項の応援。
	幼児班	(1) 関係機関の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 被災園児等の保護に関すること。 (3) 避難行動要支援者対策に関すること。 (4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	発達支援センター班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 発達支援センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	幼稚園保育所班	(1) 園児の避難誘導に関すること。 (2) 保護者、地域等への連絡調整に関すること。 (3) 幼稚園、保育所および認定こども園の災害対策に関すること。 (4) 被災園児等の保護に関すること。
観光文化スポーツ部	部内各班共通	(1) 観光文化スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	観光交流班	(1) 観光資源、観光施設等の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 観光客(訪日外国人を含む。)に対する安全確保に関すること。 (3) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。
	エンタテインメント班	(1) 部内の他班実施事項の応援
	文化財班	(1) 文化財の災害対策に関すること。
	文化振興班	(1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策に関すること。
	スポーツ振興班	(1) 社会体育施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
産業部	部内各班共通	(1) 産業部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	農林水産班	(1) 農林水産関係の被害状況の調査報告および災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 農村環境改善センターの災害対策に関すること。 (3) 農道等の緊急輸送手段の確保に関すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

		(4) 農業集落排水処理施設の災害に関すること。 (5) 財産区の災害対策に関すること。 (6) 農林水産関係の食糧の確保に関すること。 (7) 農林水産関係の被害に対する融資の調査に関すること。 (8) 風評被害対策に関すること。
	地域経済振興班	(1) 商工業関係の被害調査に関すること。 (2) 中小企業関係の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整に関すること。 (3) 被災商工業者等に対する金融調査に関すること。 (4) 雇用の安定確保に関すること。 (5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (6) 風評被害対策に関すること。 (7) 農林水産班実施事項の応援
	農業委員会班	(1) 農業委員会関係の連絡調整に関すること。 (2) 農林水産班実施事項の応援
建設部	部内各班共通	(1) 建設部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	建設管理班	(1) 道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告に関すること。 (2) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送に関すること。 (3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保に関すること。 (4) 公共土木施設の復旧に関すること。 (5) 災害時の道路の交通規制、統制等交通に関すること。 (6) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。
	道路河川班	(1) 道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査に関すること。 (2) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保に関すること。 (3) 雨量および河川水位の記録に関すること。 (4) 道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理に関すること。
	建築班	(1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。 (2) 避難所その他の仮設建築物の建築に関すること。 (3) その他営繕に関すること。 (4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
都市政	部内各班共通	(1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所に

策部		おける相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関する こと。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 部内の他班実施事項の応援
	都市計画班	(1) 公園および街路樹の災害対策に関すること。 (2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査に関すること。
	建築指導班	(1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関する こと。 (2) 被災建築物の復旧のための建築相談に関すること。 (3) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。
	交通政策班	(1) 交通途絶箇所および交通回路の情報収集等に関すること。 (2) 災害時の交通規制の統制等交通に関すること。 (3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保に関すること。 (4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する こと。
	住宅班	(1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含 む。)および被害状況の調査報告に関すること。
上下水 道部	部内各班共通	(1) 上下水道部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所 における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関する こと。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 部内の他班実施事項の応援
	上下水道総務班	(1) 上下水道施設の被害の総合調整に関すること。 (2) 上下水道施設の被害に関する市民への周知および広報に関する こと。 (3) 上下水道職員の動員派遣に関すること。 (4) 上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達に関する こと。
	上下水道業務班	(1) 上下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 機動給水および応急給水所の設置に関すること。 (3) 上水道応急復旧資機材の確保に関すること。 (4) 災害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等に関する こと。
	下水道建設班	(1) 下水道施設の災害対策に関すること。 (2) 下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) 下水道機器および修理資材の確保に関すること。 (4) 下水道施設の復旧に関すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

	上水道工務班	(1) 上水道施設の災害対策に関すること。 (2) 上水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) 上水道施設に係る緊急処置および応急対策に関すること。 (4) 上水道施設の復旧に関すること。
教育部	部内各班共通	(1) 教育部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。
	教育総務班	(1) 教育部内職員の動員派遣に関すること。 (2) 教育財産の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (3) 教育関係義援金品の受領、保管および配分に関すること。 (4) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (5) その他教育部の業務であって、他の班に属さないこと。
	学校教育班	(1) 学校教育財産を避難所として開放することについての協力に関すること。 (2) 教育施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (3) 被災児童生徒等に対する安全確保に関すること。 (4) 被災児童生徒等に対する教育および保健に関すること。 (5) 被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支給を含む。)に関すること。 (6) 学校給食センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (7) 生涯学習班実施事項の応援
	学校 I C T 推進班	(1) 学校教育班実施事項の応援 (2) 生涯学習班実施事項の応援
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1) 学校教育班実施事項の応援 (2) 生涯学習班実施事項の応援
	生涯学習班	(1) 社会教育施設および放課後児童クラブの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 公民館等の避難場所に関すること。 (3) 学校教育班実施事項の応援
	彦根城博物館班	(1) 彦根城博物館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 学校教育班実施事項の応援
	図書館班	(1) 図書館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 教育総務班実施事項の応援

消防部	消防総務班	(1) 職員の参集状況の確認に関する事。 (2) 消防団の出動状況の把握に関する事。 (3) 消防関係機関との連絡に関する事。 (4) 消防用資機材の調達および補給に関する事。 (5) 消防職団員の食糧、飲料水および医薬品の調達および供給に関する事。 (6) 部内の他班に属さない事。
	予防班	(1) 災害に関する情報の収集および整理に関する事。 (2) 広報および宣伝に関する事。
	警防班	(1) 消防活動に関する事。 (2) 特別部隊に関する事。 (3) 応援要請に関する事。 (4) 応援部隊に対する誘導および指示に関する事。
	通信指令班	(1) 消防無線の運用および通信統制に関する事。 (2) 情報の受理ならびに指示および命令の伝達に関する事。 (3) 非常招集に関する事。 (4) 部隊の運用に関する事。
	消防署班	(1) 情報収集および報告に関する事。 (2) 参集員の把握および出動隊の編成に関する事。 (3) 消防隊の運用に関する事。 (4) 災害防御に関する事。 (5) 人命救助および避難に関する事。 (6) 行方不明者の捜索に関する事。 (7) 現場広報に関する事。 (8) 応急救護所の設置に関する事。 (9) 資機材等の運搬に関する事。 (10) 消防資機材の保全に関する事。 (11) 指揮隊の運用に関する事。
病院部	病院事務局班	(1) 各種施設等の避難対策に関する事。 (2) 病院等の被災状況の把握に関する事。 (3) 災害による傷病者の救護に関する事。 (4) 移送体制の確保に関する事。 (5) 医薬品、衛生材料等の確保および調達に関する事。 (6) 病院施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。

2 原子力災害時の事務分掌

部	班	事務分掌
---	---	------

第7部 その他資料

1 例規関係

企画振興部	企画班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	まちづくり推進班	(1) 原子力災害に係る相談窓口の開設および運営に関すること。 (2) 原子力災害の中長期対策期における相談窓口の国および県との連絡調整に関すること。
	情報政策班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	広報戦略班	(1) 避難、屋内退避等の広報に関すること。 (2) 安定ヨウ素剤の配布に係る広報に関すること。 (3) 飲食物の出荷制限および摂取制限、放射線の影響による健康被害等に係る広報に関すること。 (4) 原子力災害の影響による庁舎移転時の広報に関すること。
	人権政策班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	人権・福祉交流会館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
総務部	危機管理班	(1) 緊急時モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の情報伝達に関すること。 (3) 安定ヨウ素剤の服用に係る国または県との連絡調整に関すること。 (4) 原子力災害に関する情報の一元化に関すること。 (5) 業務継続に係る県との連絡調整に関すること。 (6) 環境放射線モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (7) 市が実施した各種制限措置の取りまとめに関すること。
	公有財産管理班	(1) 庁舎機能代替候補地の検討に関すること。
	財政班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	税務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	債権管理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	契約監理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	臨時特別給付金班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	議会班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	出納・監査班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
人事部	人事班	(1) 原子力災害に関する相談担当者の調整に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

	働き方・業務改革推進班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
市民環境部	生活環境班	(1) 市庁舎等における環境放射線量の測定に関すること。 (2) 放射性物質による環境汚染への対処に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	ライフサービス班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 (2) 原子力災害時の市民生活に係る相談対応に関すること。 (3) 災害地域住民記録票の作成に関すること。
	保険年金班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	清掃センター班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
福祉保健部	社会福祉班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	障害福祉班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	高齢福祉推進班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	健康推進班	(1) 緊急時モニタリング結果を踏まえた退避および避難ならびに飲食物の摂取制限等の対策の検討に関すること。 (2) 安定ヨウ素剤の配布に関すること。 (3) 放射線の影響による健康被害に係る広報の検討に関すること。 (4) 緊急被ばく医療に係る県との連絡調整に関すること。 (5) 放射線の影響による健康被害に係る相談体制の整備に関すること。 (6) 各種制限措置解除時の食の安全に係る広報の検討に関すること。
こども家庭部	こども若者支援班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	母子保健班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 (2) 健康推進班実施事項の応援
	幼児班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	発達支援センター班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
観光文化スポーツ部	観光交流班	(1) 原子力災害時の観光に係る相談対応に関すること。 (2) 旅行者に対する風評被害等の影響の軽減に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

	エンタテインメント班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	文化財班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	文化振興班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	スポーツ振興班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
産業部	農林水産班	(1) 原子力災害時の農産物に係る相談対応に関すること。 (2) 農産物の出荷制限等に係る国および県との連絡調整に関すること。 (3) 農産物の風評被害等の影響の軽減に関すること。 (4) 農産物の出荷制限および制限措置の解除に係る周知に関すること。 (5) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	地域経済振興班	(1) 原子力災害時の中小企業等の経営に係る相談対応に関すること。 (2) 被災中小企業等の支援に係る相談体制の整備に関すること。 (3) 地場産品の風評被害等の影響の軽減に関すること。 (4) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	農業委員会班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
建設部	建設管理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	道路河川班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
都市政策部	都市計画班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築指導班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	交通政策班	(1) 広域避難時の輸送手段の確保に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	住宅班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
上下水道部	上下水道総務班	(1) 汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止等の広報に関すること。 (2) 飲料水に係る制限措置の解除の広報に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上下水道業務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	下水道建設班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上水道工務班	(1) 原子力災害時の飲料水に係る相談対応に関すること。 (2) 県が実施する飲料水の検査への協力に関すること。 (3) 飲料水の摂取制限に係る県との連絡調整に関すること。

		(4) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
教育部	教育総務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校教育班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校 I C T 推進班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	生涯学習班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	彦根城博物館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	図書館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
病院部	病院事務局班	(1) 安定ヨウ素剤の調達および保管に関すること。 (2) 緊急被ばく医療に係る県への協力に関すること。

備考 災害対策本部の事務分掌と併せて実施するものとする。

(8) 彦根市消防団規則

彦根市消防団規則

(昭和25年4月1日規則第9号)

改正 昭和27年3月31日規則第8号 昭和31年7月1日規則第7号
昭和31年9月30日規則第10号 昭和32年7月10日規則第4号
昭和34年9月17日規則第6号 昭和39年4月1日規則第7号
昭和40年3月12日規則第10号 昭和42年4月1日規則第15号
昭和43年4月15日規則第19号 昭和44年1月13日規則第1号
昭和58年11月1日規則第35号 昭和63年4月1日規則第10号
平成元年4月1日規則第18号 平成5年4月1日規則第18号
平成18年9月7日規則第51号 平成30年3月26日規則第6号
平成31年4月1日規則第19号 令和3年12月1日規則第78号
令和4年3月18日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項および第23条第2項の規定に基づき、彦根市消防団(以下「消防団」という。)の組織および消防団員の階級について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団に本部および分団を置く。

- 2 本部は、団長、副団長および本部付き分団で構成し、本部に属する消防団員を本部員とする。
- 3 分団の名称および管轄区域は、別表第1のとおりとする。

(階級およびその定員)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長および団員とする。
ただし、機能別消防団員の階級は、団員とする。

- 2 階級ごとの定員は、別表第2のとおりとする。

(任務)

- 第4条 団長は、消防団を統括し、団員を指揮して関係法令等に定める職務を遂行し、市長に対しその責任を負う。
- 2 団長は、市長の承認を得て、団員の中から副団長、分団長、副分団長、部長および班長の役員を任免する。
 - 3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは、団長の定める順序に従い、その職務を代行する。
 - 4 団長および副団長に共に事故があるときは、団長の定める順序に従い、分団長または副分団長が団長の職務を代行する。
 - 5 分団長、副分団長、部長および班長は、上司の命を受け、所属の消防団員を指揮監督する。

(任期)

第5条 団長、副団長および分団長の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(本部付き分団)

第6条 本部付き分団の構成員(以下「本部付き分団員」という。)は、分団長、副分団長、部長、班長および団員とする。

2 本部付き分団にヒコネサンフラワーズ(女性の消防団員で組織する隊をいう。以下同じ。)を置く。

3 本部付き分団員である班長は、各分団長が当該分団の班長のうちから適任者として推薦した者で団長が任命したもの(以下「出向者」という。)およびヒコネサンフラワーズに属する班長とする。

4 本部付き分団に、本部付き分団長を置く。

5 本部付き分団の任務は、次のとおりとする。

- (1) 消防団の庶務に関すること。
- (2) 消防団の訓練指導に関すること。
- (3) 分団との連絡調整に関すること。
- (4) 命令の伝達に関すること。
- (5) 消防広報活動に関すること。
- (6) 家庭防火指導等に関すること。
- (7) その他団長および副団長の用務に関すること。

6 出向者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 出向者は、任期満了後、所属の各分団に専任するものとする。

(隊編成)

第7条 大規模災害に対応するため、別表第3の災害現場における指揮命令を行う隊を編成する。

2 大隊、中隊および小隊の指揮者の役職および階級は、別表第4のとおりとする。

(宣誓)

第8条 団員は、その任命後、宣誓書(別記様式第1号)に署名しなければならない。

(火災現場への出場等)

第9条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める走行速度を守るとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘または警笛のみに限られるものとする。

(乗車責任者の遵守事項)

第10条 出火出場または引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校および劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 消防団員および消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、1列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追い越し記号のある場合のほかは、走行中追い越しをしてはならない。

第7部 その他資料

1 例規関係

(管轄区域外出場)

第11条 消防団は、消防長または消防署長の命令があるときは、市の区域外の水火災その他の災害現場に出場することができる。ただし、出場の際に管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(災害出場時の活動)

第12条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具および資材を最高度に活用して生命身体および財産の救護に当たり損害を最少限度にとどめて水火災の防御および鎮圧に努めなければならない。

(災害出場時の遵守事項)

第13条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、または留意しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動しなければならない。この場合において、団長は、消防長の所轄の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、誠実に、専心して行わなければならない。
- (3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに火災の損害および水損を最少限度にとどめなければならない。
- (4) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

(死体発見時の措置)

第14条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、災害現場の責任者は、消防長に報告するとともに警察職員または検屍(し)員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

(放火の疑いがあるときの措置)

第15条 放火の疑いがある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長および警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は、慎重に取り扱うとともに、公表は、差し控えなければならない。

(文書簿冊)

第16条 消防団には、次の文書簿冊を備え常にこれを整理して置かなければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受け払い簿
- (9) 給与品貸与品台帳
- (10) 諸令達簿
- (11) 消防法規例規綴

(12) 雑書綴

(教養および訓練)

第17条 団長は、消防団員の品位の陶冶(や)および実施に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第18条 市長は、分団または消防団員がその任務遂行において功労が特に拔群である場合は、これを表彰することができる。この場合において、団員は、団長が表彰することができるものとする。

(表彰の種類)

第19条 前条の表彰は、次の各号に掲げる種類とし、当該各号に定める者に授与する。

- (1) 賞詞 消防団員として功労があると認められる者
 - (2) 賞状 消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団
- (感謝状の授与)

第20条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者または団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防または鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他災害時における警戒、防御または救助に関し消防団に対してなした協力

(休団制度)

第21条 消防団員は、長期出張、育児等で長期間活動に参加することができない場合は、3年を超えない範囲内で休団(消防団員の身分を保有しつつ、その職務を休職することをいう。以下同じ。)をすることができる。

2 消防団員は、前項の規定により休団をしようとする場合は、休団届(別記様式第2号)により、団長にあっては市長に、団長以外の消防団員にあっては団長に届け出て、その承認を受けなければならない。

3 休団中の消防団員は、復団(休団をした消防団員が職務に復帰することをいう。以下同じ。)をしようとする場合は、復団届(別記様式第3号)により、団長にあっては市長に、団長以外の消防団員にあっては団長に届け出て、その承認を受けなければならない。

4 休団期間中は、報酬については無支給とし、退職報償金については在職年数に算入しないものとする。

5 休団中の消防団員が復団をしたときの当該消防団員の階級は、休団を開始した日にその者が属していた階級とする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか消防団の運営に関し必要なことは、団長が、消防長の承認を得て、定めるものとする。

付 則

この規則は、昭和25年4月1日より施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

この規則施行のとき、これに抵触するものはその効力を失う。

この規則(昭和27年3月31日規則第8号)は、第4条については、公布の日より、第5条については昭和27年4月1日から施行する。

付 則(昭和27年3月31日規則第8号)

この規則は、第4条については公布の日から、第5条については昭和27年4月1日から施行する。

付 則(昭和31年7月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

付 則(昭和31年9月30日規則第10号)

この規則は、昭和31年9月30日から施行する。

付 則(昭和32年7月10日規則第4号)

この規則は、昭和32年4月2日から適用する。

付 則(昭和34年9月17日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年4月1日規則第7号)

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則(昭和40年3月12日規則第10号)

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則(昭和42年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和43年4月15日規則第19号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則(昭和44年1月13日規則第1号)

この規則は、昭和44年1月1日から施行する。

付 則(昭和58年11月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第1に定める配置定員の部分は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年4月1日規則第10号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成元年4月1日規則第18号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成5年4月1日規則第18号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月7日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月26日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成31年4月1日規則第19号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(令和3年12月1日規則第78号)抄

- 1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。

付 則(令和4年3月18日規則第9号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	管轄区域町名
本部付き分団 (ヒコネサンフ ラワーズを含 む。)	全域
第1分団	金亀町、尾末町、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、芹橋二丁目、中藪一丁目、中藪二丁目、長曾根町
第2分団	八坂町、須越町、三津屋町
第3分団	元町、船町、旭町、佐和町、立花町、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、中央町、錦町、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、芹橋一丁目、銀座町、芹中町、大橋町、新町、後三条町、大東町、橋向町、古沢町の一部

第7部 その他資料

1 例規関係

第4分団	馬場一丁目、馬場二丁目、松原町、松原一丁目、松原二丁目、古沢町の一部
第5分団	古沢町、里根町、安清東町、外町、駅東町、芹川町、芹町、岡町、安清町、山之脇町、元岡町、沼波町、幸町、地蔵町の一部、西沼波町の一部、原町の一部
第6分団	中藪町、大藪町、長曽根南町、野瀬町の一部、開出今町の一部、八坂町の一部、西今町の一部、後三条町の一部
第7分団	小泉町、平田町、西今町、竹ヶ鼻町、和田町、宇尾町、戸賀町、野瀬町、東沼波町の一部、長曽根南町の一部、大藪町の一部
第8分団	正法寺町、大堀町、野田山町、西沼波町、東沼波町、地蔵町、原町の一部
第9分団	開出今町、甘呂町、八坂町の一部、蓮台寺町の一部、宇尾町の一部
第10分団	日夏町、蓮台寺町の一部
第11分団	鳥居本町、原町、小野町、宮田町、下矢倉町、甲田町、笹尾町、荘厳寺町、善谷町、中山町、男鬼町、武奈町、佐和山町、仏生寺町
第12分団	南川瀬町、出町、葛籠町、西葛籠町、法士町、広野町、金剛寺町、森堂町、川瀬馬場町、野口町、極楽寺町、辻堂町、堀町、蓮台寺町、犬方町、宇尾町の一部
第13分団	清崎町、賀田山町、太堂町、安食中町、千尋町、楡町
第14分団	高宮町
第15分団	三津町、海瀬町、金沢町、稲部町、肥田町、稲枝町、野良田町、彦富町、金田町、稲里町、下岡部町、石寺町、薩摩町、柳川町、甲崎町、下西川町、上西川町、上岡部町、田原町、服部町、上稲葉町、下稲葉町、出路町、本庄町、善光寺町、南三ツ谷町、田附町、新海町、新海浜一丁目、新海浜二丁目
機能別分団(大規模災害団員に限る。)	自らが居住する分団の管轄区域
機能別分団(大学生団員に限る。)	全域

別表第2(第3条関係)

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
定員	1	5	19	16	18	83	383	525

別表第3(第7条関係)

大隊	中隊	小隊
大隊	—	本部付き分団(ヒコネサンフラワーズを含む。)

	第 1 中隊	第 1 分団
		第 3 分団
		第 4 分団
		第 5 分団
		第 11 分団
	第 2 中隊	第 6 分団
		第 7 分団
		第 8 分団
		第 12 分団
		第 14 分団
	第 3 中隊	第 2 分団
		第 9 分団
		第 10 分団
		第 13 分団
		第 15 分団
	—	機能別分団

備考　この表の本部付き分団（ヒコネサンフラワーズを含む。）および機能別分団の小隊には、中隊は編成しない。

別表第 4(第 7 条関係)

区分	指揮者の役職	指揮者の階級
大隊	大隊長	団長
	大隊副長	副団長
	大隊本部付き	副団長
	本部付き分団長	分団長
中隊	中隊長	副団長
	副中隊長	分団長
小隊	小隊長	分団長

第7部 その他資料
1 例規関係

別記様式(第8条関係)

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法および法律を擁護し命令、条例および規則を順守し不公平ならびに偏見を避け何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

彦根市消防団

氏

名(印)

様式第2号(第21条関係)

年 月 日

(市長または団長)

様

所 属
階 級
氏 名

休 団 届

私は、このたび、下記のとおり休団したく承認願います。

記

1 休団期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 休団期間中の滞在場所

3 連絡先

4 休団の理由

5 その他

第 7 部 その他資料

1 例規関係

様式第 3 号(第 21 条関係)

年 月 日

(市長または団長)

様

所 属

階 級

氏 名

復 団 届

私は、このたび、下記のとおり彦根市消防団に復団したく承認願います。

記

復 団 日

年 月 日

(9) 彦根市自主防災組織整備推進要綱

彦根市自主防災組織整備推進要綱

(平成 17 年 3 月 31 日告示第 59 号)

改正 平成 23 年 4 月 1 日告示第 65 号 平成 31 年 4 月 1 日告示第 85 号

令和 3 年 12 月 1 日告示第 264 号

彦根市自主防災組織整備推進要綱を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、地震等による災害の防止または軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織(以下「自主防災組織」という。)の設置および育成を推進することについて必要な事項を定めるものとする。
(自主防災組織の設置等推進機関)

第 2 条 自主防災組織の設置および育成は、市等(市長直轄組織危機管理課、消防本部、消防署、消防団等をいう。以下同じ。)が推進するものとし、防災関係機関は、有機的連携の基に市等の推進活動に積極的に協力するものとする。
(自主防災組織の設置等推進活動)

第 3 条 市等は、自主防災組織の設置および育成を推進するため防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施するものとする。

(1) 広報活動

自主的・自発的な防災組織の必要性和防災意識の高揚を図るための広報活動を実施するものとする。

(2) 防災教育

自治会長をはじめ住民を対象に、災害および防災に関する正しい知識を普及させるため、防災講習会等の防災教育を実施するとともに、自主防災組織の設置に関する指導を行うものとする。

(3) 自主防災組織への助成

自主防災組織の基礎づくりおよび活動を促進するため、自主防災組織に対し、予算の範囲内において必要な助成を行うものとする。

(4) 防災訓練指導

自主防災組織が実施する防災訓練に対し、指導助言を行うものとする。

(自主防災組織の規模)

第 4 条 自主防災組織の規模は、次の事項を一般的な基準として、町内会または自治会単位を基本とする。

(1) 住民が連帯感に基づいて、防災活動等を効果的に行える程度の規模であること。

第7部 その他資料

1 例規関係

(2) 住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模であること。

(自主防災組織の連絡協議会等)

第5条 自主防災組織相互の情報交換および連絡調整を図るため、小学校区程度の規模で連絡協議会等の設置を促進する。

(自主防災組織の規約)

第6条 自主防災組織は、組織の目的、事業内容、役員の選任および任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確化した規約を定めるものとする。

(自主防災組織の編成)

第7条 自主防災組織には、次のような活動班を編成し、活動班ごとに班長(指揮者)を置くものとする。

(1) 情報班(情報の収集・伝達および広報活動)

(2) 消火班(出火防止活動および消火器、可搬式動力ポンプ等による消火活動)

(3) 救出・救護班(負傷者等の救出・救護活動)

(4) 避難誘導班(住民の避難誘導活動)

(5) 給食・給水班(水、食料等の配給、炊き出し等の給食・給水活動)

(自主防災組織の設置)

第8条 自主防災組織の設置は、自主防災組織設置届出書(別記様式)に自主防災組織の規約を添えて市長に届け出ることにより行うものとする。

(自主防災組織の活動)

第9条 自主防災組織は、次に掲げる平常時の予防活動および災害時の応急活動を行うものとし、各活動については、具体的な防災計画を策定の上、効果的な活動を行うものとする。

(1) 平常時の予防活動

ア 防災知識の普及・啓発 地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災講習会、災害図上訓練(DEG)等を実施するものとする。

イ 地域の災害危険の把握 災害予防に資するため、地域固有の危険箇所、災害時要援護者の実態等の把握に努めるものとする。

ウ 防災訓練の実施 災害時の応急活動が的確に行えるよう定期的に防災訓練を実施し、必要な知識および技術の習得に努めるものとする。

エ 火気使用設備器具等の点検 大地震発生時、被害の発生または拡大の原因となる火気使用設備器具、危険物品等を点検するものとする。

オ 防災資機材の備蓄 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助工作用資機材等防災活動に必要な資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 災害時の応急活動

ア 情報の収集および伝達 被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を執るため、市防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民に伝達するものとする。

イ 出火防止および初期消火 地震等が発生した場合は、直ちに住民に対し、火の始末を呼び掛け、出火した場合は、初期消火に当たるものとする。

ウ 救出・救護 建物の倒壊や落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、資機材を有効に活用し、直ちに救出救護活動を行うものとする。

エ 避難 避難勧告または指示が発令された場合は、災害時要援護者も含め全ての住民が避難地へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導するものとする。

オ 給食・給水 水、食料等の配給、炊き出し等の給食・給水活動に当たるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成23年4月1日告示第65号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成31年4月1日告示第85号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和3年12月1日告示第264号)抄

1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

別記様式(第8条関係)

自主防災組織設置届出書

[別紙参照]

第7部 その他資料

1 例規関係

別記様式（第8条関係）

年 月 日

彦根市長様

自主防災組織名
代表者

自主防災組織設置届出書

自主防災組織を設置しましたので下記のとおり届け出ます。

記

組 織 名 (自治会名等)	
設 置 年 月 日	
「自主防災会長」 氏 名 住 所 電 話 ・ F A X	
組織構成世帯数 構 成 人 数	世帯 人
そ の 他	

添付書類

- 1 自主防災組織規約の写し
- 2 自主防災組織の組織図等
- 3 その他参考となる書類

(10) 彦根市自主防災組織活動補助金交付要綱

○彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱

(平成17年3月31日告示第60号)

改正 平成18年3月1日告示第39号 平成19年3月26日告示第68号
平成20年3月25日告示第45号 平成21年5月7日告示第91号
平成23年5月10日告示第97号 平成25年10月22日告示第222号
平成29年3月27日告示第56号 平成30年3月30日告示第74号
令和3年12月1日告示第264号 令和7年3月25日告示第33号
令和8年1月5日告示第1号

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民による自主的な防災組織(以下「自主防災組織」という。)が実施する自主防災組織の基礎づくりと、その活動を促進するための事業に対し、その活動に要する経費について、彦根市自主防災組織整備推進要綱(平成17年彦根市告示第59号。以下「要綱」という。)第3条第3号の規定に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成19年彦根市規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、要綱第8条による設置の届出をした団体で市長が適当と認めるものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助事業の種類、補助対象経費、補助対象限度額および補助率は別表のとおりとし、補助対象経費と補助対象限度額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じた額を上限として補助を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする自主防災組織は、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、彦根市自主防災組織活動事業計画書(別記様式第2号)および関係書類を添えて、市長が指定する期間に、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付決定を行ったときは、規則第6条の規定により交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)しようとするときまたは当該補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認申請書(別記様式第3号)を提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(補助金の交付決定の変更)

第7部 その他資料

1 例規関係

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助事業の変更、中止または廃止が適当であると認めるときは、補助金の交付決定の変更を決定し、彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認・補助金変更決定通知書(別記様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに彦根市自主防災組織活動事業補助金実績報告書(別記様式第5号)に彦根市自主防災組織活動事業実績書(別記様式第6号)および関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則第14条の規定により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付請求書(別記様式第7号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月1日告示第39号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月26日告示第68号)

この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

付 則(平成20年3月25日告示第45号)

この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成21年5月7日告示第91号)

この告示は、平成21年5月7日から施行し、改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成23年5月10日告示第97号)

この告示は、平成23年5月10日から施行し、改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成25年10月22日告示第222号)

この告示は、平成25年10月22日から施行し、改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成29年3月27日告示第56号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成30年3月30日告示第74号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成29年度以前の年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則(令和3年12月1日告示第264号)抄

- 1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

付 則(令和7年3月25日告示第33号)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(令和8年1月5日告示第1号)

- 1 この告示は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表(第3条関係)

補助事業 の種類	補助対象経費	補助対象 限度額	補助率
彦根市自主防災組織活	第一 次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 種事 (1) 情報収集伝達用資機材 業 メガホン、ラジオ、トランシーバー、小型屋外サイレン、放送設備、 衛星携帯電話(本体購入費に限る。) (2) 初期消火用資機材 消火器(街頭用、訓練用)、消火バケツ、消火栓ボックス、消火栓用 ホース、ノズル、はっぴ、作業服、長靴、管鎗(そう)、スタンドパイプ、キーハンドル (3) 避難・救出・救護用資機材 避難旗、救急用品、担架、救急医療具、ヘルメット、強力ライト、	(千円) 300	2分の1

第7部 その他資料

1 例規関係

動 事 業	ロープ、はしご、バール、のこぎり、小型発電機、ポータブル電源、ポータブル電源用ソーラーパネル、投光器、チェーンソー、避難場所看板、避難誘導看板、ベスト(ビブス)、かけや、スコップ、コードリール、誘導灯、車椅子、ストレッチャー (4) 給水・給食用資機材 湯茶器、給水タンク、炊飯器具、調理器具、かまどベンチ(材料費に限る。) (5) その他第一種事業の資機材等として市長が認めるもの		
第二種事業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 初期消火用資機材 可搬式動力ポンプ、消火マスター(訓練用) (2) 避難・救出・救護用資機材 大型発電機、発電機付投光器、リヤカー (3) 給水・給食用資機材 移動式炊飯器、飲料水用ろ水器 (4) 防災知識普及啓発用備品 訓練用人形 (5) その他 ホース乾燥塔(附属設備(巻き上げウインチ)を含む。)、資機材収納箱、資機材倉庫、パイプテント (6) その他第二種事業の資機材等として市長が認めるもの	(千円) 800	2分の1
第三種事業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 救助用資機材 携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等 (2) 消火用資機材等 組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等 (3) その他 炊飯装置、資機材倉庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架等	(千円) 下限 300 上限 2,000	2分の1 (滋賀県自治振興交付金との併用)
設置事業	第一種事業に準じる。	(千円) 150	1分の1

備考

- 1 第一種事業の補助を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含み2年間は、同事業の補助を受けることができない。
- 2 同一年度に、第一種事業および第二種事業の補助を受けることはできないものとする。
- 3 第二種事業または第三種事業の補助を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含み5年間は、第二種事業の補助を受けることができない。

- 4 第三種事業の補助は、1 団体 1 回限りとする。
- 5 第三種事業の補助を受けた団体は、同一年度に、第一種事業、第二種事業および設置事業の補助を受けることはできないものとする。
- 6 第三種事業は、滋賀県自治振興交付金の対象となる事業に限るものとし、当該事業については、滋賀県自治振興交付金交付規則および滋賀県自治振興交付金実施要綱に基づくものとする。
- 7 設置事業は、要綱第 8 条の規定による設置の届出をした団体に対して、当該届出の年度およびその翌年度のみ補助の対象とし、1 団体 1 回限りとする。
- 8 設置事業の補助を受けた団体は、第一種事業にあつては当該補助を受けた年度の翌年度以後に、第二種事業にあつては当該補助を受けた年度以後に補助を受けることができる。
- 9 補助金の算定額は、1,000 円未満を切り捨てた額とする。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

自主防災組織活動事業計画書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認申請書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認通知書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業補助金実績報告書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

自主防災組織活動事業実績書
[別紙参照]

第 7 部 その他資料
1 例規関係

様式第 7 号(第 10 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付請求書
[別紙参照]

別 記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

彦根市長 様

自主防災組織名

代表者名

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付申請書

年度彦根市自主防災組織活動事業補助金の交付を受けたいので、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 関係書類

- (1) 自主防災組織活動事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象品目等の仕様等を明らかにする書類
- (3) 自主防災組織年間活動計画書
- (4) 口座振替払申出書

第7部 その他資料

1 例規関係

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

彦根市自主防災組織活動事業計画書

申請事業種別		（ 第一種 ・ 第二種 ・ 第三種 ・ 設置 ） 事業			
項 目	申 請 資 機 材 等				備 考
	品 名	単 価 (円)	数 量	金 額 (円)	
情報収集・伝達					
初期消火					
避難・救出・救護					
給水・給食					
知識普及・啓発					
その他					
			合 計 (a)		

補助対象額（(a) または補助対象 限度額の低い方の額）	補助率 分の	補助金算定額(千円未満切捨て) (b) × (c)
円 (b)	(c)	円

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

彦根市長様

自主防災組織名

代表者名

彦根市自主防災組織活動事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった標記補助事業について、下記の理由により、その内容を（変更・中止・廃止）したいので申請します。

記

1 事業種別 （ 第一種 ・ 第二種 ・ 第三種 ・ 設置 ） 事業

2 変更・中止・廃止の理由

3 変更の内容（詳細がわかるよう記載すること。）

(1) 変更前

(2) 変更後

4 補助金額の変更内容（詳細がわかるよう記載すること。）

(1) 変更前

(2) 変更後

第 7 部 その他資料

1 例規関係

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

彦根市長 様

自主防災組織名

代表者名

彦根市自主防災組織活動事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった彦根市自主防災組織活動事業補助金について、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 自主防災組織活動事業実績書（別記様式第 5 号）
- 2 各備品等に「自主防災組織」名を明示した事業実施時の写真
- 3 領収書
- 4 その他補助事業の実績に関する書類

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

自 主 防 災 組 織 活 動 事 業 実 績 書

申請事業種別		(第一種 ・ 第二種 ・ 第三種 ・ 設置) 事業			
項 目	事業実績資機材等				備 考
	品 名	単 価 (円)	数 量	金 額 (円)	
情報収集・伝達					
初期消火					
避難・救出・救護					
給水・給食					
知識普及・啓発					
その他					
		合 計 (a)			

補助対象額 ((a) または補助対象限度額の低い方の額) 円 (b)	補助率 分の (c)	補助金算定額(千円未満切捨て) (b) × (c) 円
---	------------------	---------------------------------------

第7部 その他資料
1 例規関係

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

彦根市長 様

所在地
自主防災組織名
代表者名

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付請求書

年 月 日付け彦危管第 号で額の確定の通知があった自主防災組織活動事業補助金を次のとおり交付されるよう、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

交付請求額 金 _____ 円

押印を省略する場合は以下の項目を記入すること。

発行責任者氏名	
担当者氏名	
連絡先電話番号	

(11) 彦根市災害対策基金の設置、管理および処分に関する条例

彦根市災害対策基金の設置、管理および処分に関する条例

(平成 23 年 5 月 24 日条例第 14 号)

(設置)

第 1 条 災害(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生した場合に、被災者の救助、応急措置その他災害対策に要する臨時的経費に充てるため、彦根市災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する

第7部 その他資料

1 例規関係

(12) 災害救助法関係

ア 「災害救助法による救助の程度、方法および期間」 早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 370円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)

第7部 その他資料
1 例規関係

応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅が得ることができない者	1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 7,259,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 日 1 人当たり 1,480 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水および炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

第7部 その他資料

1 例規関係

救助の 種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																											
被服寝具 その他生 活必需品 の給与ま たは貸与	全半壊(焼)、流失、 床上浸水等により、生活上必要な 被服、寝具、その他生活必需品を喪 失または毀損し、 直ちに日常生活を 営むことが困難な 者	1 夏季（4 月～9 月）、冬季（10 月～3 月）の季別は、災害発生 の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は、 年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																											
		<table><tr><td colspan="2">世帯人数</td><td rowspan="2">1 人</td><td rowspan="2">2 人</td><td rowspan="2">3 人</td><td rowspan="2">4 人</td><td rowspan="2">5 人</td><td rowspan="2">6 人以上 1 人増す ごとに加算</td></tr><tr><td>区分</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td>20,900</td><td>26,900</td><td>39,900</td><td>47,300</td><td>60,300</td><td>8,800</td></tr><tr><td>冬</td><td>34,700</td><td>44,800</td><td>62,500</td><td>73,100</td><td>92,100</td><td>12,700</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,900</td><td>9,200</td><td>13,800</td><td>16,800</td><td>21,100</td><td>3,000</td></tr><tr><td>冬</td><td>11,000</td><td>14,400</td><td>20,500</td><td>24,300</td><td>30,700</td><td>4,000</td></tr></table>						世帯人数		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上 1 人増す ごとに加算	区分		全壊 全焼 流失	夏	20,900	26,900	39,900	47,300	60,300	8,800	冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000	冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000
世帯人数		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上 1 人増す ごとに加算																																								
区分																																															
全壊 全焼 流失	夏	20,900	26,900	39,900	47,300	60,300	8,800																																								
	冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700																																								
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000																																								
	冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000																																								
医療	医療の途を失っ た者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療 器具破損等の実費 2 病院または診療所 国民健康保険診療報酬の額以 内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は別 途計上																																											
助産	災害発生の日以 前または以後7日 以内に分べんし た者であって、災 害のため助産の 途を失った者（出 産のみならず、死 産および流産を 含み現に助産を 要する状態にあ る者）	1 救護班等による場合は、使用し た衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金 の100分の80以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、 別途計上																																											

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 56,400 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住宅が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場および便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ① ②に掲げる世帯以外の世帯 750,700 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000 円以内	災害発生の日から3ヶ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失または毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒	1 教科書および教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2 文房具および通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,800 円 中学校生徒 6,100 円 高等学校等生徒 6,600 円	災害発生の日から （教科書）1ヶ月以内 （文房具および通学用品）15日以内	1 備蓄物資は、評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施するものに支給	1 体当たり 大人（12才以上）239,400 円以内 小人（12才未満）191,500 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上

第7部 その他資料

1 例規関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際、死亡した者について死体の処理をする	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,800 円以内 一時保存 ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外: 1 体当たり 6,100 円以内 ドライアイスの購入費等の経費は当該地域における通常の実費 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10 日以内	1 検索は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 148,600 円以内	災害発生の日から10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が行われている期間内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事したものに相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当および旅費は、別途に定める額

※この基準によつては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法および期間を定めることができる。

第7部 その他資料

1 例規関係

イ 救助期間早見表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20	～1ヶ月	
①災害にかかった者の救出																		
②避難所の設置 ③炊き出しその他による食品の給与 ④飲料水の供給																		
⑤火葬 ⑥死体の搜索 ⑦死体の処理 ⑧被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 ⑨障害物の除去																		
⑩助産（助産を実施できる期間は、分娩した日から7日以内の期間）																		
⑪医療																		
⑫学用品の給与																		
⑬応急仮設住宅の供与（着工）																		
⑭災害にかかった住宅の応急修理（完了）																		

ウ 救助日報

救助日報

報告機関				報告機関			
受信者				報告期限			

避難所開設	開設期間	開設日時	日	時	県から受入、前日繰越	点		
		開設予定日	日	時		半失床上浸水世帯	(世帯)点	
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全失世帯数	(世帯)点	
		収容人員	人			翌日への繰越量	点	
	野外仮設	箇所数	箇所		医療および助産救助	医療班出動数	箇所	
収容人員		人		救助地区				
炊き出し	炊出期間	開始月日	月	日		診療者数	医療	人
		終了予定日	月	日			助産	人
	炊出箇所数		箇所			医療機関	施設数	箇所
	炊出人員	朝	人		助産		診療人員	人
		昼	人			施設数	箇所	
夕		人		診療人員	人			
計	人		救出終了予定日	月	日			
給水	供給地区数				救出の方法			
	供給実人員				死亡原因別人員			
	供給水量				死体処理	死体洗浄	体	
	給水期間	開始月日				死体縫合	体	
給水方法		終了予定日				死体消毒	体	
学用品支給	県から受入、前日繰越		点		死体処理	既存建物利用	箇所	
	本日支給	小学生	全失世帯	点(人)		仮設建物	箇所	
		中学生	全失世帯	点(人)			死体の保存期間	
		小学生	半焼(床上浸水)世帯	点(人)	今後の処理を要する死体	体		
		中学生	半焼(床上浸水)世帯	点(人)	死体処理終了予定月日	月	日	
	翌日への繰越量				障害物除去	障害物除去を要する数	戸	
埋葬救助	前日までの火葬		体			本日除去した戸数	戸	
	本日火葬	大人	体			今後除去を要する戸数	戸	
		小人	体			障害物除去の予定月日	月	日
		計	体		輸送	公用車使用	台	
火葬終了予定年月日		月		日		借上車使用	台	
死体の搜索	死体	搜索を要する死体		体		救助の種類		
		本日の発見死体		体				
		今後の要搜索死体		体		人夫	人夫雇上数	人
	搜索の方法				従事作業その他			
	搜索終了予定年月日		月		日		備考	
仮設住宅	着工月日	月	日	戸				
	完工月日	月	日	戸				
住宅修理	着工月日	月	日	戸				
	完工月日	月	日	戸				

第7部 その他資料

1 例規関係

エ 義援金品搬出者名簿（様式1号）

義 援 金 品 搬 出 者 名 簿

年月日	住所	氏名	搬出区分	数量

（注）各町内会、各町婦人会等で集積する場合、連名とする。

オ 義援金品引継書（様式 2 号）

義 援 金 品 引 継 書

引継者	機関		職氏名	
引受者	機関		職氏名	

義援金品次のとおり引き継ぎました。

記

1 引継年月 年 月 日

2 引継場所

3 引継金品次 表のとおり。

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由

(注) 1 2 部作成し、授受両機関とも保管する。

2 金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等に表示する。

カ 義援金品受領書（様式3号）

No.			
義 援 金 品 受 領 書			
(住所氏名)			
殿			
1 現金	金	円 也	
2 物資		梱 包	
ただし、		災害の義援金品として上記のとおり受領しました。	
年 月 日			
		機関名	
		(取扱者 :	印)

(注) 1 複写式として、事前に機関別の通し番号を付けておく。

2 控えは、義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。

3 物資区分は、実情に即して記載する。

キ 現金出納簿（様式4号）

現金出納簿

年月日	摘要	受	払	残
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

- (注) 1 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、「義援金」の補助口座を設け義援金についての出納を明確にしておく。
- 2 預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。ただし、区分して経理する必要がある時は、口座を「現金」、「預金」に区分して扱うものとする。
- 3 公共団体の取り扱いで、「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑務金受払簿」により「現金出納簿」として別途に経理する。

1 例規関係

ク 義援金受払簿 (様式5号)

義援金受払簿

[illegible]

(注) 1 この帳簿は、受け入れてから配分するまでの受払およびてん末を記録する。ただし、現金については現金出納簿へ転機し、そのときに払出記帳をする。

なお、物資と現金の口座を設け、現金出納簿と併用しても差し支えない。

2 記載方法は記載例に準じ、適宜累計を行う。

(13) 災害救助用米穀引渡要請書

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

彦根市長 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号
総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡場所	引渡方法	備 考

(14) 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号、平成24年5月31日消防応第111号、平成29年2月7日消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応29号、令和5年5月消防応第55号、令和7年4月消防応第44号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までに同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲でその第1 報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1 報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1 号様式及び第2 号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1 号様式、特定の事故については第2 号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3 号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4 号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

第7部 その他資料

1 例規関係

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又

第7部 その他資料

1 例規関係

は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるものの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

第7部 その他資料

1 例規関係

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたものの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況

第7部 その他資料

1 例規関係

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出 火 場 所			
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・ 用 途		事 業 所 名 (代表者氏名)	
出 火 箇 所		出 火 原 因	
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた 理 由	
建 物 の 概 要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼 損 程 度	焼損棟数 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟 焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯	気 象 状 況	
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 人 台 人 台・機 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第7部 その他資料

1 例規関係

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

第2号様式 (特定の事故)

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関 事業所 自衛防災組織 人 共同防災組織 人 そ の 他 人 消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 消防防災ヘリコプター 機 人 海上保安庁 人 自 衛 隊 人 そ の 他 人	出場資機材
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第7部 その他資料

1 例規関係

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

[illegible]

7-1-95

第7部 その他資料

1 例規関係

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住宅被害については、第4号様式（その2）別紙を用いて報告すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

都道府県名 ()

[illegible]

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

火災等即報

次の火災及び事故については、第1号様式又は第2号様式を用いて報告をすること。

一般基準	
① 死者が3人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反対象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	① 焼損面積10ヘクタール以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
その他	① 特殊な原因による火災 ② 特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

救急・救助事故・武力攻撃災害等即報

次の事故等については、第 3 号様式にて報告をすること。

救急救助事故

- ① 死者 5 人以上の救急事故
- ② 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- ③ 要救助者が 5 人以上の救助事故
- ④ 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- ⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- ⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

武力攻撃災害等

- ① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）
- ② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

第7部 その他資料

1 例規関係

(15) 災害即報事項例示

事項	例示
1 市町村災害対策本部設置状況	台風〇〇号接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第〇号配備体制（職員約〇〇名配置）を指示
2 主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	〇〇川は〇〇地点において〇〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。 〇〇川は〇〇地点において〇時頃〇メートルにわたり決壊し、浸水家屋多数発生、現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中
3 琵琶湖水位上昇に伴う被害状況	琵琶湖水位上昇に伴い、〇〇地区の湖岸〇〇ヘクタール浸水、農作物〇〇の状態
4 主要道路橋りょうの不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は〇時頃崖くずれのため〇〇地点において不通となった、復旧の見通しは現在のところ不明。 〇時以降管内のバス交通はすべて運休。
5 電力通信関係の情報 (停電状況、途絶状況等)	〇時以降管内〇〇地区約〇〇〇戸が停電中。 〇時以降〇〇〇と〇〇〇地区町の電話不通。
6 水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中、給水車〇台を派遣し応急給水中（今後自衛隊の派遣を要請するかも知れない。）。
7 ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	〇時以降〇〇地区約〇〇とがガス供給停止、復旧の見通しは不明。
8 避難関係の情報 (避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所)	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるので、〇時〇〇地区約〇〇〇世帯に対し避難命令を発令した。 現在約〇〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
9 死傷者の発生状況 (人数原因等、死傷者の姓名、性別、年齢)	〇〇時頃〇〇において、崖玖珠せれのため男〇名が生き埋めになった。 現在地元消防団員約〇〇〇名が出動し、救出に当たっている。
10 住家の被害状況 (全壊、全焼、流出、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等)	〇〇川が〇〇地区において、溢水し付近の住宅約〇〇戸が床上浸水した。 昨日来の豪雨により、管内の河川が確各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約〇〇〇戸の浸水家屋が発生しているもよう。 なお、今後も増加する見込みである。（災害救助法適用基準に達するかも知れない。）
11 非住家の被害状況 (学校、公民館公共施設、その他主要な建物の被害状況)	〇時頃〇〇小学校の講堂、瞬間最大風速〇〇メートルの強風により倒壊した。
12 市町村災害対策本部のとした主な応急対策状況	〇〇地区に〇〇時に避難命令を発令。 現在〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川決壊箇所に消防団員約〇〇〇名を出動させ応急復

事項	例示
13 県への要望事項 (市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達あつ旋などに関する要請等)	〇〇川が決壊したので、水防用の土のう〇〇〇袋支給調達して送付してほしい。 〇〇部洛が孤立しているので、カンパン〇〇戸を空輸してほしい。 防疫用の薬剤〇〇〇、至急調達してほしい。
14 災害写真 (フィルムおよび説明書を添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋りょうの流出その他重要な公共建物の倒壊等被害状況写真。
15 雪害状況 (孤立化した場合の住民の動向)	〇〇地区で〇月〇日から連絡がつかず、住民の動向が懸念される。
16 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者の出た事故)	原因、場所、負傷者の状況、執られつつある措置。
17 作業日報	市各班における主要の活動状況について、毎日 17 時現在で取りまとめ報告する。ただし、緊急なものについては、その都度行う。 報告すべき事項は、おおむね次のとおり。 1 災害対策本部の設置状況（開設、閉設の日時） 2 避難指示の状況、避難場所設置状況（箇所数、人員） 3 消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） 4 応援措置、救助活動の概要 5 音信不通、状況の把握出来ない地区名

(16) 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同住宅を営んでいる者については、原則として宿泊者等を1世帯として取り扱う。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	半壊に至らない	損壊の程度が半壊に至らない程度の損壊。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に浸した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度野ものをいう。または、全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
田畑被害	流出・埋没	耕土が流出し、または砂利等の堆積のため耕作が不備となったもの。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県道および市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下、同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流出	市町村道以上の道路に架設した橋を一部または全部流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川および2級河川（河川法の適用または準用される河川）の堤防、またはため池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

分類	用語	被害程度の判定基準
その他の被害	鉄道不能	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、および流失し所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行出来ない程度の被害を受けたものをいう。
	通信被害	電信、電話が災害によって故障し、通信不能となった回線をいう。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするものをいう。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	被災世帯の構成員をいう。
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設または港湾の利用および管理上、重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設、または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する補助対象となる施設をいう。例えば、農地、農業用施設等である。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、砂防施設、道路、港湾、漁港等である。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。

第7部 その他資料

1 例規関係

畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、真珠、漁貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(17) 災害確定報告（第1号様式）

市 町				区 分				被 害	
災 害 名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha			
					冠 水	ha			
報告者名				畑	流失・埋没	ha			
					冠 水	ha			
区 分				被 害					
人的被害	死 者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住家被害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
			世帯						
			人						
	一 部 破 損		棟						
			世帯						
			人						
	床 上 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
	床 下 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
					その他	文教施設	箇所		
				病院		箇所			
				道路		箇所			
				橋りょう		箇所			
				その他	河 川	箇所			
					港 湾	箇所			
					砂 防	箇所			
					清掃施設	箇所			
					崖 崩 れ	箇所			
					鉄道不通	箇所			
					被害船舶	隻			
					水 道	戸			
					電 話	回線			
					電 気	戸			
					ガ ス	戸			
					ブロック塀等	箇所			
				り 災 世 帯 数		世帯			
				り 災 者 数		人			
				総 災	建 物	件			

非住家	公 共 建 物	棟			危 険 物	件	
	そ の 他	棟			そ の 他	件	

第7部 その他資料

1 例規関係

区 分		被 害	都道府県災害 対策本部	名 称				
公立文教施設	千円			設置	月	日	時	
農林水産業施設	千円			解散	月	日	時	
公共土木施設		千円	災害対策本部 設置市町名					
その他の公共施設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町数		団体		計	団体			
そ の 他	農 産 被 害	千円	災害適用市 救済町法名					
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
					計	団体		
	そ の 他	千円		消防団員出動延人数			人	
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数			人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告、指示の状況）							

(18) 緊急車両指定

ア 緊急通行車両確認申出書

地震防災 災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用	
緊急通行車両等確認申出書	
年 月 日	
滋賀県公安委員会 殿	
申出者住所 (電話) 氏 名	
印	
番号標に表示されて いる番号	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）	
使 用 者	住所 電話（ ） ー
	氏名
出発地	
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してくだ さい。	

備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

第 7 部 その他資料

1 例規関係

イ 規制除外車両確認申出書

災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用	
規制除外車両確認申出書	
年 月 日	
滋賀県公安委員会 殿	
申出者住所 (電話) 氏 名	
	
番号標に表示されて いる 番 号	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあ っては、輸送人員又 は品名）	
使 用 者	住所
	電話 () —
	氏名
出 発 地	
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。	

備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

ウ 緊急通行車両確認証明書

第 号		
年 月 日		
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
滋賀県公安委員会 印		
番号標に表示されて いる番号		
車両の用途		
使用者	住所	
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

第 7 部 その他資料

1 例規関係

エ 規制除外車両確認証明書

第 号 年 月 日 規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書 滋賀県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所	
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

オ 緊急通行車両等事前届出書

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 滋賀県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 滋賀県公安委員会	年 月 日 年 月 日 印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

(注)

1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。

2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、滋賀県公安委員会（滋賀県警察本部経由）に届け出て、再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。

(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。

(3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 7 部 その他資料
1 例規関係

カ 規制除外車両事前届出書

災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 滋賀県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 ㊟		災 害 応急対策用 第 号 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 滋賀県公安委員会 ㊟
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、滋賀県公安委員会（滋賀県警察本部経由）に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 () 局 番	
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は正面 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

キ 緊急通行車両確認標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号）」、「有効期限」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(19) 放送事業者との連携体制における連絡様式

緊急連絡（防災行政）

避難指示等発令情報

（フリガナ）

滋賀県

市・町

（第 報）

送付日時 月 日 時 分

所属

氏名

電話

1 分類

☐ 新規

☐ 地域拡大（

☐ 種別変更

☐ 高齢者等避難⇒避難指示

☐ 避難指示

☐ 解除

2 発令日時

月 日 時 分

3 対象地域・世帯

避難区分 A～C	（フリガナ） 対象地域	（フリガナ） 避難所	対象世帯数	発令の理由 ①～⑤

4 避難区分（上の表に番号を記入）

A 避難指示：被害の危険が目前に切迫しており、避難のための住民を立ち退かせるもの

B 避難指示：被害の危険が大きく、避難のための住民の立ち退きを勧めまたは促すもの

C 高齢者等避難：被害の危険があり、避難に時間がかかる住民には避難を、その他の住民にも避難の準備を勧めまたは促すもの

5 発令の理由（上の表に番号を記入）

① 大雨による河川の氾濫や浸水の恐れがあるがため
（河川名 具体的な状況

例）〇〇時に氾らんのおそれ

② 大雨による土砂災害の恐れがあるため

③ 地震による家屋倒壊の恐れがあるため

④ 地震による土砂災害の恐れがあるため

⑤ その他（

6 付加情報（特に住民に伝えたい情報など）

--

(20) 防疫関係
ア 災害状況報告書（様式1号）

災 害 状 況 報 告 書

受信者氏名		受信日時	平成 年 月 日
送信者氏名		所属部署	

第 報

報告 機関名		発生 年月日	年 月 日	月 日 時	現在の 状況		災害の 原因	
-----------	--	-----------	-------	-------	-----------	--	-----------	--

1 被害の概要

市 町 村 名	全 戸 数	全 壊	半 壊	流 出	床 上 浸 水	床 下 浸 水	計	被 害 率	そ 族 昆 虫 駆	代 執 行 の 必	災 害 救 助 法	発生患者数					備 考
												患 者	疑 似	保 菌 者	計	死 者	

2 感染症予防法第28条によるそ族昆虫駆除に関する地域指定の要否

3 災害防疫所要経費概算額

4 感染症指定病院の被害の概略

5 その他参考となる事項

第7部 その他資料

1 例規関係

イ 防疫活動実施状況報告書（様式2号）

防 疫 活 動 実 施 状 況

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	備考
月 日	区 分	赤痢患者 発生数				前年同期 赤痢患者 発生数				防疫活動を している市町村数 （応援を除く）	防疫活動を している保健所数 （応援を含む）	保健所職員 の（雇上職員を含む） 防疫活動従事者数	本庁職員 の（雇上職員を含む） 防疫活動従事者数	清潔方法を行 った戸数	そ族昆虫駆除を行 った戸数	供給を受けた人員 感染症予防法による 家用水の	給を受けた人員 災害救助法による飲料水の 供	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	
		真症	疑似	保菌者	死者	真症	疑似	保菌者	死者													
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
計	週間																					
	累計																					

（注）報告に際しての注意事項

- ① 「1 赤痢患者発生数」とは、り災市町村における赤痢患者発生数をいう。
- ② 「2 前年同期赤痢患者発生数」とは、「1 赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- ③ 「7 清潔方法を行った戸数」、「8 消毒方法を行った戸数」および「9 そ族昆虫駆除を行った戸数」とは、感染症予防法の規定により、市町村または都道府県が実施したものをいう。
- ④ 「16 備考」には、り災地域における赤痢以外の感染症患者数、臨時感染症指定医療機関設置数、同収容患者数および代執行による実施戸数（清潔方法、消毒方法、そ族昆虫駆除の別に再掲）その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。
- ⑤ 防疫活動終了のときは、その旨報告すること。
- ⑥ 防疫活動状況報告の第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

(21) 彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱

彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱

(平成26年4月1日告示第99号)

改正 平成28年4月1日告示第121号 平成31年4月1日告示第85号

令和3年12月1日告示第264号 令和4年4月1日告示第148号

令和5年7月27日告示第201号 令和7年5月16日告示第135号

彦根市災害時要援護者支援制度実施要綱(平成20年彦根市告示第97号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に実施する災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する同項に規定する避難支援等（以下「避難支援等」という。）に必要なとなる避難行動要支援者の名簿の作成等について、必要な事項を定めるものとする。

(位置付け)

第2条 この要綱は、彦根市地域防災計画に位置付けるものとする。

(避難行動要支援者)

第3条 避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 満75歳以上の独居の高齢者または満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
- (2) 要介護3、4または5の認定を受けている者
- (3) 1級または2級の等級の身体障害者手帳を有する者
- (4) A1またはA2の等級の療育手帳を有する者
- (5) 1級または2級の等級の精神障害者保健福祉手帳を有する者
- (6) 難病患者(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)別表に掲げるものによる障害の程度が日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度である者であつて18歳以上であるものをいう。)
- (7) 前各号に準じる状態にある者で、特に災害時の避難支援等が必要であると認められるもの

(避難行動要支援者の情報の収集)

第4条 市長は、法第49条の10第4項の規定により、避難行動要支援者を把握するため、前条各号に該当する者に係る個人情報について、市が保有する場合はその情報を利用し、滋賀県が保有する場合は滋賀県に対し情報の提供を求めるものとする。

2 市長は、避難行動要支援者を把握するため、前項に掲げる方法によるほか、民生委員・児童委員その他関係機関に対し、必要な調査を行うものとする。

(避難行動要支援者名簿)

第5条 市長は、法第49条の10第1項の規定により、前条の規定により収集した避難行動要支援者の情報を基に彦根市避難行動要支援者名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、管理し、および保管する。

2 避難行動要支援者名簿は、福祉保健部社会福祉課、高齢福祉推進課および障害福祉課、市長直轄組織危機管理課ならびに消防本部警防課（以下「関係課」という。）において利用する。

3 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に同条第3項の規定により避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる場合において、避難行動要支援者が居住する地域の自治会（次条第5項において「自治会」という。）は、避難支援等関係者とする。

4 法第49条の11第3項の規定により避難行動要支援者名簿の情報を提供する場合において、市長

第7部 その他資料

1 例規関係

は、彦根市災害対策本部において審査の上、情報の提供の適否を決定するものとする。

- 5 前項の規定により提供する情報および提供先は、予想される災害の種別および規模、予想される被災地域の地理的条件、過去の災害経験等を総合的に勘案し、避難支援等の実施のための必要最小限のものとする。

(災害時登録者名簿)

第6条 市長は、避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者のうち、地域住民等による避難支援等を希望する者を災害時避難行動要支援者として登録した彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿（以下「災害時登録者名簿」という。）を作成するものとする。

- 2 災害時登録者名簿への登録を希望する者は、地域協力者（当該希望する者の近隣者等のうち当該希望する者の避難支援等に協力することができるものをいう。以下同じ。）を可能な限り指名し、彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書（別記様式第1号）に、避難支援等を受けるために必要な自己の情報および当該地域協力者に係る情報を記載して市長に提出するものとする。
- 3 前項の申請を行う者（以下「申請者」という。）および地域協力者は、当該申請に当たり、自己の災害時登録者名簿の情報が関係課において利用されること、および平常時から避難支援等関係者に提供されることについて同意するものとし、彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書（別記様式第2号）を同項の申請書に添えて市長に提出するものとする。
- 4 市長は、第2項の申請書および前項の同意書が提出されたときは、当該申請者を災害時避難行動要支援者として災害時登録者名簿に登録する。
- 5 市長は、災害時登録者名簿に登録した情報を関係課において利用し、および第8条の規定により避難支援等関係者（彦根警察署、民生委員・児童委員、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、自主防災組織、自治会および地域協力者に限る。）に提供するものとする。この場合において、彦根警察署および市社協への提供は、避難支援等に係る協定に基づき行うものとする。

(災害時登録者名簿の保管等)

第7条 災害時登録者名簿は、正本および副本を作成する。

- 2 災害時登録者名簿の正本は市長が保管し、副本は関係課が保管するものとする。

(災害時避難行動要支援者登録情報記録票等)

第8条 市長は、災害時登録者名簿により彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票（別記様式第3号。以下「記録票」という。）を作成し、第6条第5項に規定する避難支援等関係者に提供するとともに、その写しを当該登録要支援者に交付するものとする。

- 2 前項の規定により記録票の提供を受けた同項に規定する避難支援等関係者（以下「登録情報受領者」という。）は、彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票受領書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があるときは、災害時登録者名簿により彦根市災害時避難行動要支援者登録者一覧表（別記様式第5号。以下「一覧表」という。）を作成し、第6条第5項に規定する避難支援等関係者に提供するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(記録票による支援)

第9条 登録情報受領者は、登録要支援者に対し、記録票または一覧表（以下「記録票等」という。）により次に掲げる避難支援等の実施に努めるものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、安否確認等
- (2) 前号の活動を容易にするために平常時から地域において行う声掛け、安否確認等
- (3) 災害時に備えた避難訓練、防災訓練等への災害時避難行動要支援者の参加を促進する活動

- 2 前項の規定にかかわらず、彦根警察署および市社協は、避難支援等に係る協定に基づき、避難支援等を実施するものとする。

- 3 登録情報受領者は、記録票を避難支援等以外の目的で利用してはならない。

(記録票等の複製)

第10条 記録票等は、原則として複製してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害時において避難支援等の実施に必要な場合は、登録情報受領者は、

複写による記録票等を取り扱う者を定めた上で記録票等を必要な枚数に限り複製することができるものとする。この場合において、登録情報受領者は、当該複写による記録票等を使用後速やかに回収し、適正な方法による廃棄、市への返却等の措置をとるものとする。

(記録票等の保管等)

第11条 登録情報受領者は、記録票等を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関わらない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

2 登録情報受領者は、記録票等を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 登録情報受領者は、不要となった記録票等を市に返却するものとする。

4 登録情報受領者は、記録票等に記載された情報および避難支援等の実施において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。避難支援等を離れた後も同様とする。

(登録要支援者の取組)

第12条 登録要支援者は、平常時から、登録情報受領者と連携し、災害時において避難する時に持ち出す必要がある物品等の準備に努めるとともに、災害時に備えた避難訓練、防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(登録事項の変更等)

第13条 市長は、避難行動要支援者名簿にあっては随時に点検するよう努めるものとし、災害時登録者名簿にあっては毎年度1回登録事項を点検するものとする。

2 登録要支援者または登録情報受領者は、記録票に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、災害時登録者名簿の原本にその旨を記載するとともに、必要に応じて、登録要支援者、登録情報受領者および関係課に変更事項を連絡するものとする。

(登録要支援者の登録の推進)

第14条 市長は、登録要支援者の登録を推進するため、広報紙等によりその周知を行うものとする。

2 登録情報受領者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(庶務)

第15条 この要綱に関する事務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(事業の委託)

第16条 市長は、災害時避難行動要支援者制度の実施について市社協に委託することができるものとする。

2 前項の場合における第6条第5項後段および第9条第2項の規定の適用については、第6条第5項後段中「彦根警察署および市社協への提供は、避難支援等に係る協定に基づき」とあるのは「彦根警察署への提供にあっては避難支援等に係る協定に基づき、市社協への提供にあっては委託契約に基づき」と、第9条第2項中「彦根警察署および市社協は、避難支援等に係る協定に基づき」とあるのは「彦根警察署は避難支援等に係る協定に基づき、市社協は委託契約に基づき」とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年4月1日告示第121号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年4月1日告示第85号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

付 則(令和3年12月1日告示第264号)

1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

付 則(令和4年4月1日告示第148号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和5年7月27日告示第201号)

この告示は、令和5年7月27日から施行する。

付 則(令和7年5月16日告示第135号)

この告示は、令和7年5月16日から施行する。

別 記

様式第1号(第6条関係)

彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿			
登録年月日	年 月 日	登 録 No.	
廃止年月日	年 月 日	廃止理由	

年 月 日

彦根市長 様

彦 根 市 災 害 時 避 難 行 動 要 支 援 者 登 録 申 請 書

私は、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に基づき、彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿への登録を申請します。

ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名		電話番号	
		携帯電話番号	
生年月日	年 月 日生 (歳)	F A X 番号	
郵便番号	〒	地 区	
住 所	彦根市	(小学校区)	
1	あなたが該当する項目の番号に○印をしてください。(7)の場合は、その状態も記入してください。 ※この項目は情報提供しません。	(1) 満75歳以上の独居生活または満75歳以上の者のみの世帯 (2) 要介護 3 ・ 4 ・ 5 の認定を受けている者 (3) 身体障害者手帳 1 級 ・ 2 級 を有する者 (4) 療育手帳 A 1 ・ A 2 を有する者 (5) 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・ 2 級 を有する者 (6) 難病患者 (7) (1)～(6)に準じる状態にあり、災害時に避難支援等が必要である者 (状態は、)	
2	あなたの身体等の状況に当てはまるもの全てに○印をしてください。	(1) 寝たきり (2) 手が不自由 (3) 足が不自由 (4) 目が不自由 (5) 耳が不自由 (6) 医療機器等の携帯が必要 (7) 常時薬の所持を要する (8) その他 () (9) 健康	
3	あなたが受けたい支援等の番号に○印をしてください。	(1) 安否確認のみでよい。(避難等の災害情報の伝達を含む。) (2) 避難場所まで付き添ってほしい。・車椅子が(必要 ・ 不要) ・車椅子 (所有 ・ なし) (3) 移動が困難なので、車などで避難場所まで搬送してほしい。 ・車椅子が(必要 ・ 不要) ・車椅子(所有 ・ なし) (4) その他 ()	
4	家族構成・同居状況等(本人を含む。)	人	
5	上記の1～5の事項以外に避難支援等で特に気を付けて欲しいことを記入してください。		

裏面も必ずご記入ください。

第7部 その他資料

1 例規関係

6	家族または親族の緊急時の連絡先	ふりがな 氏 名	あなたとの 関 係	住 所		電話番号(携帯電話番号)
7	避難等を手助けいただく地域協力者の連絡先 ※介護事業所等はサービス等を利用されている場合はご記入ください。	ふりがな 氏 名	あなたとの 関 係	住 所		電話番号(携帯電話番号)
		介護事業所等	担当者	住 所(事業所の住所)		電話番号(事業所)
8	民生委員・児童委員	氏 名		住 所		電話番号(携帯電話番号)
9	自主防災組織名			10	自治会名	
11	避難する場所を記入してください。	【避難場所等の名称】				

居 宅 か ら 避 難 場 所 へ の 経 路 図

居宅から避難場所までの経路を記入してください。(書けない場合はそのまま提出してください。)

--

様式第2号(第6条関係)

彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書

年 月 日

彦根市長 様

申請者の 住 所	
申請者の 氏 名	

地域協力者の 住所・氏名	
地域協力者の 住所・氏名	
地域協力者の 住所・氏名	
地域協力者の 住所・氏名	

※地域協力者の欄は地域協力者本人が署名してください。
また、地域協力者として登録される全ての方の記載をお願いします。

申請者および地域協力者は、彦根市災害時避難行動要支援者の登録に当たり、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に基づき、下記のことにご同意します。

記

1	申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿」に登録され、市関係課(社会福祉課・高齢福祉推進課・障害福祉課・危機管理課・警防課)において情報共有されること。
2	申請書の1の項目を除き、申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票」として、地域協力者、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織代表者および自治会長(町内会長)に提供されること。

第7部 その他資料

1 例規関係

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票

(災害時避難行動要支援者登録者)

ふりがな			性 別	男 ・ 女	
登 録 者 の 氏 名			電 話 番 号		
			携帯電話番号		
生年月日	年 月 日 (歳)		F A X 番号		
郵便番号	〒		地 区		
住 所	彦根市		(小学校区)		
1	身体等の状況				
2	受けたい支援等				
3	家族構成・同居状況等(本人を含む。)		人		
4	その他避難支援等で特に気を付けて欲しい事項				
5	家族または親族の緊急時の連絡先	氏 名	登録者との関係	住 所	電話番号(携帯電話番号)

6	避難等を 手助けい ただく地 域協力者 の連絡先	氏 名	登録者との 関 係	住 所	電話番号(携帯電話番号)
		介護事業所等	担当者	住 所(事業所)	電話番号(事業所)
7	民生委員・児童委員	氏名		住所	電話番号(携帯電話番号)
8	自主防災組織名				
9	自治会名				
10	避難場所	①		②	
11	居宅から避難場所までの経路図				

第7部 その他資料

1 例規関係

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

彦根市長 様

避難支援等関係者の区分

1	地域協力者
2	民生委員・児童委員
3	自主防災組織(名称：)
4	自治会(名称：)
5	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
6	彦根警察署

※該当する番号に○を付けてください。3または4の場合には、名称も記入してください。

避難支援等関係者の

住所	
氏名	

彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票受領書

このたび、彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票(人分)を確かに受領いたしました。
提供を受けた個人情報、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱の規定に基づき厳重に管理し、災害時避難行動要支援者登録者の避難支援等の目的以外には、一切使用いたしません。

第7部 その他資料
1 例規関係

様式第5号(第8条関係)

彦根市災害時避難行動要支援者登録者一覧表

年 月 日作成

[illegible]

第 7 部 その他資料
1 例規関係